

全員協議会資料

盛岡市総合計画の実施計画（令和5年度～6年度）（案）等について

令和5年2月9日
市長公室

1 盛岡市総合計画の実施計画（令和5年度～6年度）（案）について

(1) 計画策定の趣旨

盛岡市総合計画の基本構想に定める将来像を実現するための施策の取組を具体的に示し、事務事業の実施の指針となる盛岡市総合計画の実施計画（令和5年度～6年度）を策定するもの。

(2) 計画（案）

別紙1 盛岡市総合計画実施計画（令和5年度～6年度）（案）のとおり。

(3) 戦略プロジェクト

別紙2 令和5年度戦略プロジェクトのとおり。

2 次期盛岡市総合計画の策定について

別紙3 次期盛岡市総合計画の策定についてのとおり。

盛岡市総合計画の実施計画（令和5年度～6年度）（案）では 175事業を主要事業としており、実施計画（令和4年度～6年度）と比較して2事業の増となる。内訳は、次のとおり。

1 主要事業に追加した事業（2事業）

頁	事業名	R 5 担当課	概 要
77	県央ブロックごみ処理施設整備事業 (施策10)	廃棄物対策課	<p>将来にわたり良好な生活環境を維持・確保するため、盛岡広域環境組合（令和5年2月1日設置）の下で、盛岡広域8市町の6つのごみ処理施設（焼却施設）を1施設に集約して整備を進める。</p> <p>既存施設の老朽化対策、施設更新に要する費用負担の軽減など、広域8市町の共通課題に対応するため、本事業の実施により、環境負荷が軽減された、効率的な廃棄物処理システムを確立し、圏域における循環型社会形成の推進を目指すものである。</p>
132	林道整備事業 (施策21)	林政課	<p>砂利道として整備された林道は、大雨等の影響を受けやすく、路面状況の悪化が頻繁に発生し、通行に支障をきたしていることから、路面侵食防止のため、従前は林道管理事業により維持補修をしていたものであるが、今後は、急勾配箇所等に舗装や排水施設の整備を実施し、林道機能の向上を図ることとし、令和5年度からは林道一盃森線の改修に着手する。</p>



ひと・まち・未来が輝き
世界につながるまち盛岡



盛岡市 総合計画

[実施計画]

2023 – 2024

目次

第1章 実施計画の概要	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の範囲.....	2
4 計画の進行管理.....	3
第2章 まちづくりの取組	4
1 施策体系のしくみ	4
2 施策体系図.....	4
3 総合計画に取り入れる「未来への新たな視点」	6
(1) 持続可能な開発目標（S D G s）	6
(2) ポストコロナ時代の「新しい社会」	11
4 施策別計画.....	13
基本目標1 人がいきいきと暮らすまちづくり	17
● 施策1 地域福祉の推進.....	17
● 施策2 子ども・子育て、若者への支援.....	22
● 施策3 高齢者福祉の充実	32
● 施策4 健康づくり・医療の充実	37
● 施策5 障がい者福祉の充実	45
● 施策6 生活困窮者への支援	51
● 施策7 人権尊重・男女共同参画の推進.....	56
● 施策8 安全・安心な暮らしの確保.....	60

● 施策 9 地域コミュニティの維持・活性化	71
● 施策 10 生活環境の保全.....	76
基本目標 2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	81
● 施策 11 歴史・文化の継承.....	81
● 施策 12 芸術文化の振興.....	85
● 施策 13 スポーツの推進.....	89
● 施策 14 「盛岡ブランド」の展開.....	94
● 施策 15 良好的な景観の形成	99
● 施策 16 計画的な土地利用の推進.....	104
基本目標 3 人を育み未来につなぐまちづくり	109
● 施策 17 子どもの教育の充実	109
● 施策 18 生涯学習の推進.....	117
● 施策 19 社会を担う人材の育成・支援.....	121
● 施策 20 地球環境の保全と自然との共生	125
基本目標 4 人が集い活力を生むまちづくり	131
● 施策 21 農林業の振興.....	131
● 施策 22 商業・サービス業の振興.....	141
● 施策 23 工業の振興.....	146
● 施策 24 観光の振興.....	152
● 施策 25 雇用の創出.....	157
● 施策 26 都市基盤施設の維持・強化.....	161
● 施策 27 交通環境の構築.....	175

● 施策 2.8 国際化の推進	180
● 施策 2.9 都市間交流の促進	184
第3章 戦略プロジェクト	188
1 戦略プロジェクトについて	188
2 戦略プロジェクトの取扱い	188
3 施策間の連携	188
4 取組期間	188
5 取組項目	188
重点 1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト	189
重点 2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト	193
第4章 自治体経営の取組	197
1 自治体経営の推進	197
2 自治体経営の取組の体系図	198
3 方針別計画	199
方針 1 市民参画や協働によるまちづくり	201
推進項目 I 協働の環境整備	202
推進項目 II 公民連携の推進	203
推進項目 III 広聴機能の充実	204
推進項目 IV 分かりやすい行政情報の提供	205
方針 2 経営資源配分の最適化	207
推進項目 I 予算配分の最適化	208
推進項目 II アセットマネジメントの推進	209

推進項目Ⅲ 事務改善の推進	211
方針3 健全な財政運営の実現	213
推進項目I 将来負担を意識した財政運営	214
推進項目II 自主財源の確保	216
推進項目III 出資等法人の健全経営の確保	219
推進項目IV 地方公営企業の経営の効率化及び健全化	220
方針4 信頼される市政の確立	223
推進項目I 組織・人事の適正化	224
推進項目II 職員人材育成の推進	226
推進項目III 公正な行政事務の確保	228
方針5 自律した経営の推進	230
推進項目I 地方分権の推進	231
推進項目II 他の自治体との連携の推進	232
第5章 財政見通し	233
1 財政計画（普通会計）	233
2 財政投資計画	235
(1) 主要事業投資計画【全会計】	235
(2) 主要事業投資計画【普通会計】	235
(3) 主要事業投資計画【全会計／普通建設事業】	236
(4) 主要事業投資計画【普通会計／普通建設事業】	236
第6章 市以外の団体による事業（要望事業）	237

第1章 実施計画の概要

1 計画の目的

この実施計画は、財政見通しを勘案しながら、主要な事業を施策体系別に示し、効果的・効率的な自治体経営のもとで、「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」を実現することを目的とします。

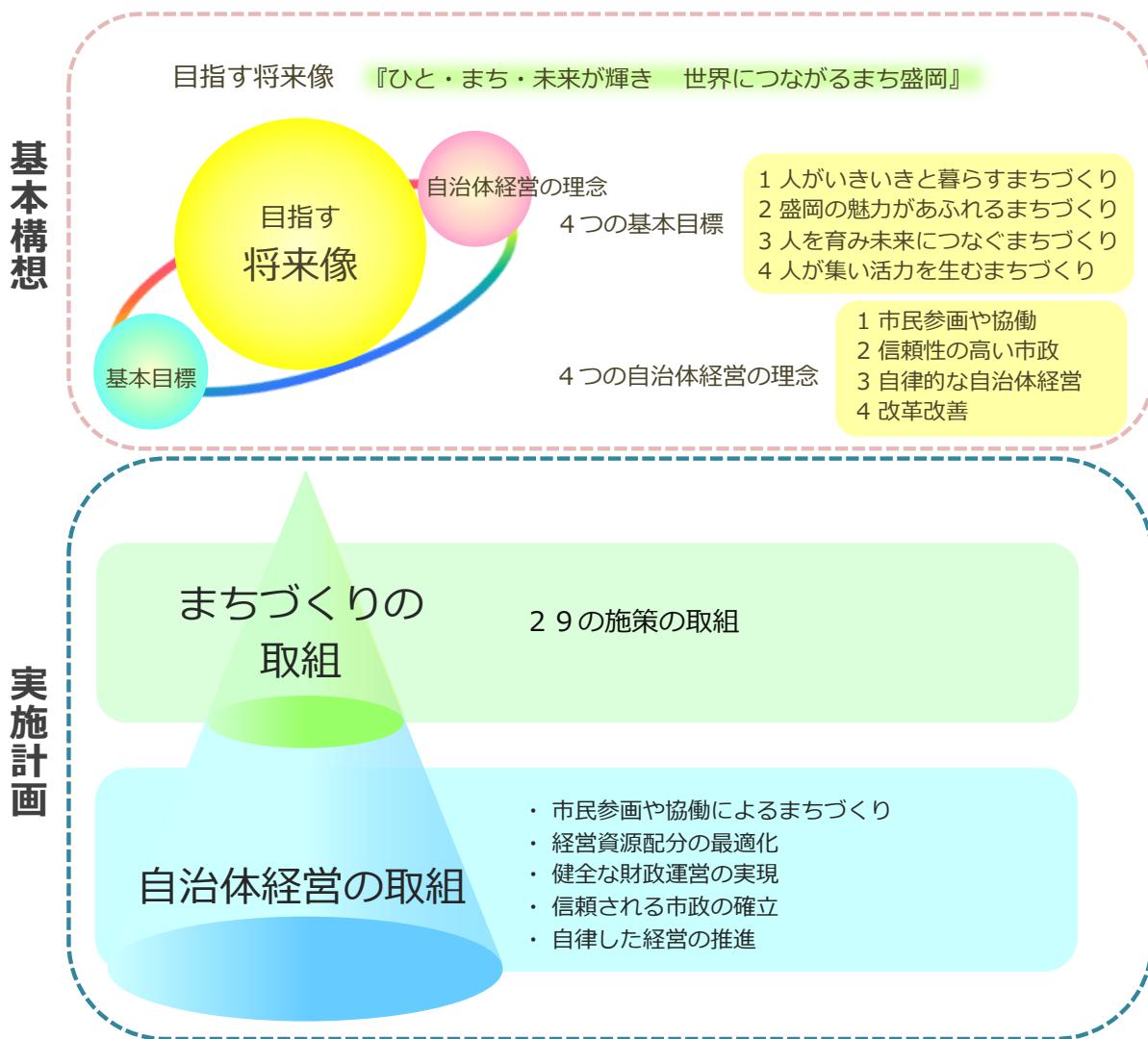
2 計画の期間

実施計画は、基本構想に基づく施策を計画的かつ効率的に取り組むとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、実効性の高い計画とする必要があります。そのため、各種事業の実施状況や新たに実施する事業に関する評価・検討を行い、施策の目標達成に向けて改革改善をしながら、毎年度、ローリング方式による見直しを行い、基本構想の目標年次である令和7年まで、毎年繰り返し、向こう3か年の計画として実施計画を策定します。



3 計画の範囲

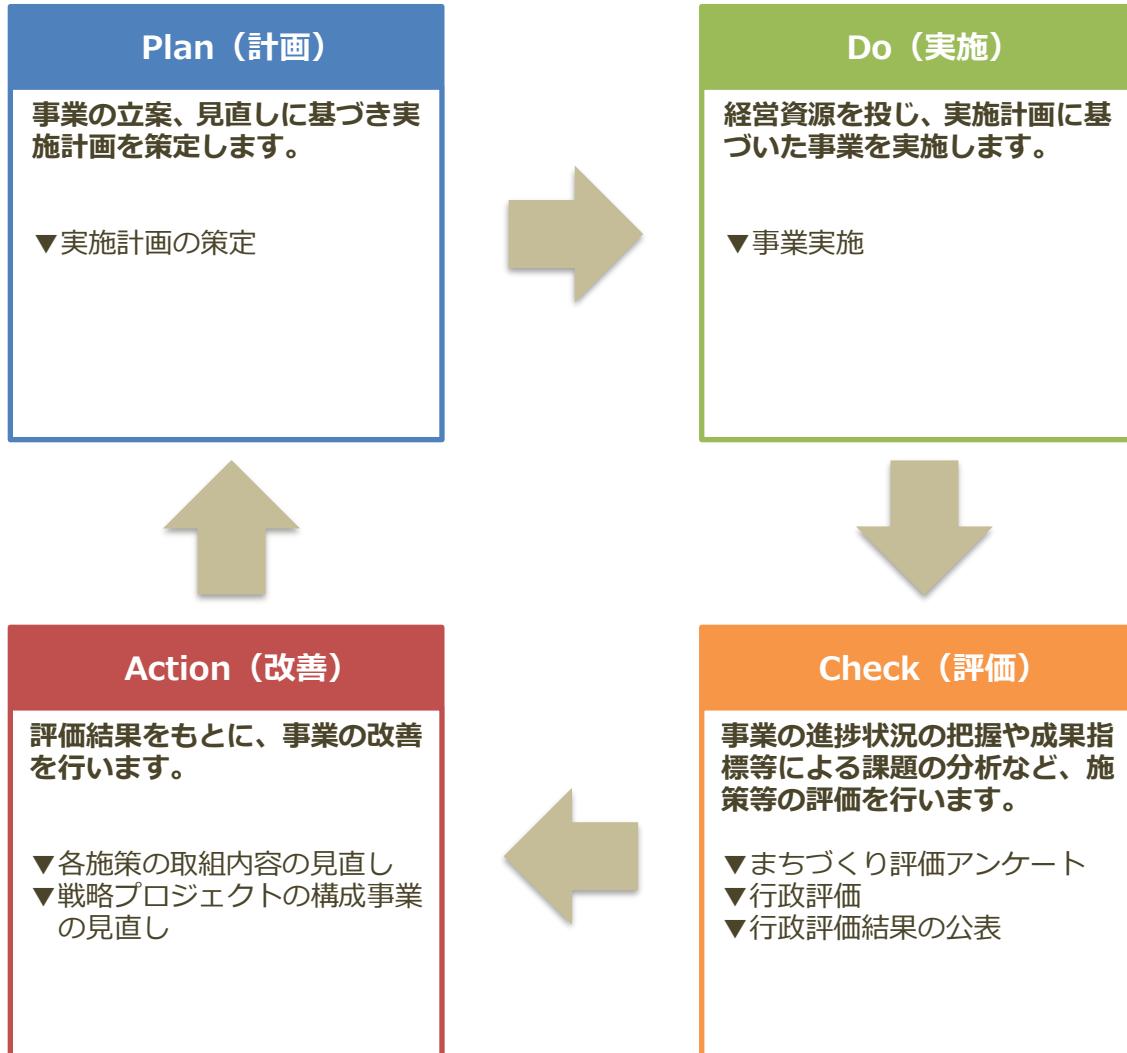
この実施計画は、「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」の実現に向けた施策に基づく各種事業のうち、令和5年度から6年度までの計画期間内に優先的かつ重点的に実施する事業を対象とします。



4 計画の進行管理

総合計画の推進については、行政評価システムを活用し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のマネジメントサイクルに従い進行管理を行います。

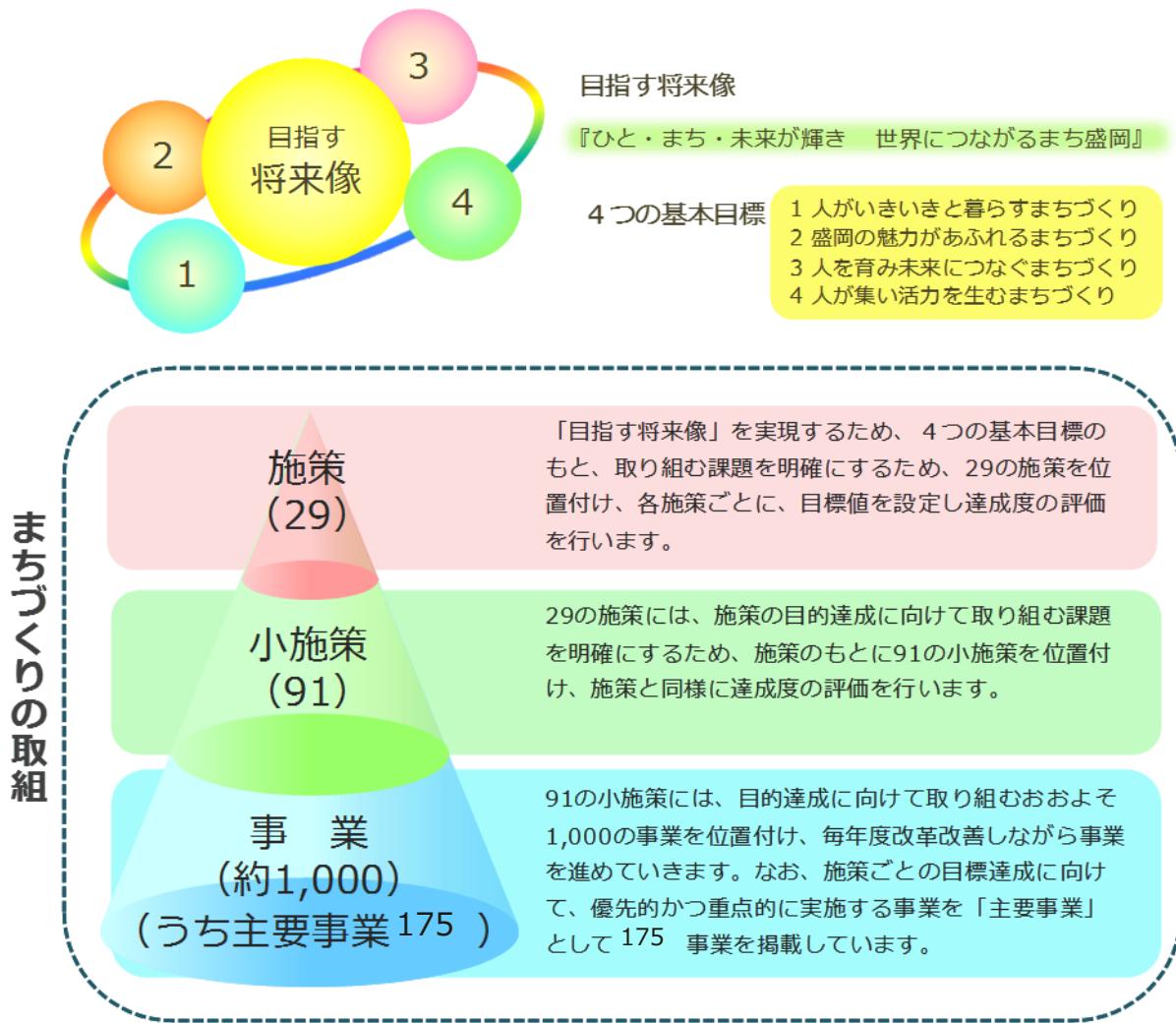
計画の進捗状況の把握には、設定した指標により成果を把握するとともに、指標の状況や環境の変化に合わせて取組内容を毎年度見直しながら進行管理していくこととします。



第2章 まちづくりの取組

1 施策体系のしくみ

基本構想に定める「目指す将来像」を実現するために、次のような体系を構成し、施策を展開します。



2 施策体系図

4つの基本目標のもと、取り組む施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めいくことが必要です。ここでは、それぞれの施策と基本目標との関連性を示し、「目指す将来像」の実現に向けて各施策がどのように取り組んでいくかを示します。

また、それぞれの施策がどの「基本目標」に関係するかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるように示しています。

ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡

1 人がいきいきと暮らす まちづくり	2 盛岡の魅力があふれる まちづくり	3 人を育み未来につなぐ まちづくり	4 人が集い活力を生む まちづくり
1 地域福祉の推進			
2 子ども・子育て、若者への支援			
3 高齢者福祉の充実			
4 健康づくり・医療の充実			
5 障がい者福祉の充実			
6 生活困窮者への支援			
7 人権尊重・男女共同参画の推進			
8 安全・安心な暮らしの確保			
9 地域コミュニティの維持・活性化			
10 生活環境の保全			
	11 歴史・文化の継承		
	12 芸術文化の振興		
	13 スポーツの推進		
	14 「盛岡ブランド」の展開		
	15 良好的な景観の形成		
	16 計画的な土地利用の推進		
		17 子どもの教育の充実	
		18 生涯学習の推進	
		19 社会を担う人材の育成・支援	
		20 地球環境の保全と自然との共生	
			21 農林業の振興
			22 商業・サービス業の振興
			23 工業の振興
			24 観光の振興
			25 雇用の創出
			26 都市基盤施設の維持・強化
			27 交通環境の構築
			28 国際化の推進
			29 都市間交流の促進

※

施策

関係施策

3 総合計画に取り入れる「未来への新たな視点」

(1) 持続可能な開発目標（S D G s）

持続可能な開発目標（S D G s）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。持続可能な発展、すなわち経済、社会及び環境の三側面の調和により、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

この目指す方向性は、スケールは異なるものの、盛岡市の目指す「市民の誰もがいきいきと暮らし、人の営みを支える産業やにぎわいがまちに活力を生み、盛岡らしさをいかしながら新しい魅力を生み出し、未来に引き継いでいく」という将来像とも合致しています。

本市においても、総合計画の各施策を推進することによって、貧困の解消や教育の充実、機会平等の実現、健康の維持、環境の保全、再生可能エネルギーの促進、地域産業の振興などの持続可能な開発目標（S D G s）の達成を図り、将来にわたる社会の持続可能な発展を目指します。



■持続可能な開発目標（S D G s）の詳細



1. 貧困
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



10. 不平等
各国内及び各国間の不平等を是正する。



2. 飢餓
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



11. 持続可能な都市
包摂的で安全かつ強靭（レジリエンス）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



3. 保健
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



12. 持続可能な生産と消費
持続可能な生産消費形態を確保する。



4. 教育
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



13. 気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



5. ジェンダー
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。



14. 海洋資源
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



6. 水・衛生
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



15. 陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



7. エネルギー
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



16. 平和
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



8. 経済成長と雇用
包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



17. 実施手段
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



9. インフラ、産業化、イノベーション
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。



■ 総合計画とSDGsの関連表

総合計画 SDGsのゴール	1 貧困をなくす	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
基本目標1 人がいきいきと暮らすまちづくり							
施策1 地域福祉の推進	○	○	○				
施策2 子ども・子育て、若者への支援	○	○	○	○	○		
施策3 高齢者福祉の充実			○				
施策4 健康づくり・医療の充実	○	○	○			○	
施策5 障がい者福祉の充実			○	○			
施策6 生活困窮者への支援	○	○	○				
施策7 人権尊重・男女共同参画の推進	○		○	○	○		
施策8 安全・安心な暮らしの確保	○		○	○			
施策9 地域コミュニティの維持・活性化							
施策10 生活環境の保全			○			○	
基本目標2 盛岡の魅力があふれるまちづくり							
施策11 歴史・文化の継承					○		
施策12 芸術文化の振興					○		
施策13 スポーツの推進			○				
施策14 「盛岡ブランド」の展開							
施策15 良好的な景観の形成				○			
施策16 計画的な土地利用の推進						○	
基本目標3 人を育み未来につなぐまちづくり							
施策17 子どもの教育の充実	○			○			
施策18 生涯学習の推進				○			
施策19 社会を担う人材の育成・支援	○			○	○		
施策20 地球環境の保全と自然との共生		○	○			○	○
基本目標4 人が集い活力あるまちづくり							
施策21 農林業の振興		○	○	○	○	○	○
施策22 商業・サービス業の振興							
施策23 工業の振興							
施策24 観光の振興							
施策25 雇用の創出	○						
施策26 都市基盤施設の維持・強化			○			○	
施策27 交通環境の構築			○				
施策28 国際化の推進				○			
施策29 都市間交流の促進	○				○		○

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基礎をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
成長 ・ 雇用	イノベー ション	平等	都市	生産 ・ 消費	気候 変動	海 洋 資 原	陸上 資 原	平和	実施 手段
SDGs実現度調査									
○								○	○
○								○	○
								○	
○		○							○
○		○	○						○
○		○						○	○
	○	○	○	○	○			○	○
				○	○		○	○	
SDGs実現度調査									
○				○					○
									○
									○
○			○						○
					○				○
									○
									○
SDGs実現度調査									
○					○				○
									○
○		○							○
○	○			○	○	○	○	○	○
SDGs実現度調査									
○	○			○	○	○	○	○	○
○	○			○					○
○	○				○				○
○									○
○	○	○							○
	○			○	○	○	○	○	○
	○			○	○				○
									○
○	○			○	○	○			○

(2) ポストコロナ時代の「新しい社会」

新型コロナウイルス感染症の流行により社会情勢は大きく変化しています。ウィズコロナの状況においては、感染症流行からの社会・経済活動の回復、克服を目指し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に重点を置いて取り組みつつ、感染症収束後の「新しい社会」の実現に向けて、市政のあらゆる分野において今から中長期的に取り組む必要があります。これからまちづくりにおいては、ウィズコロナへの対応とともに、ポストコロナ時代の新しい社会を見据え、「まちの新たな未来」や「新たな視点」でのまちづくりを意識しながら、各施策において事業を展開し、本市の将来像の実現を目指します。

① 「新しい社会」の実現に向けた取組の方向性

ア 感染症に対する強靭な社会の構築

感染の流行を抑えながらも日常の社会・経済活動を継続するため、新型コロナウイルスが身近にあるウィズコロナの状況を前提としながら、感染が拡大しないような社会の構築や対策を推進し、感染症の再流行にも停滞しない強靭な社会の構築を目指します。

イ デジタルトランスフォーメーションの推進

感染を避けるためには可能な限り接触を避けることが有効であり、加速するデジタル化を見据え、ICT等の技術を活用しながら、「移動」を伴わない、または「場所」を問わずに手続や取引、コミュニケーションなどの社会・経済活動を行うことのできる環境を整備します。特にデジタル化が進んでいない分野においては、ICT化、ビッグデータの活用などを契機として、それまでのやり方を見直す機会とし、業務の効率性や生産性、市民の利便性の向上に資する取組を推進します。

ウ 新しい働き方・暮らし方の実現

時差出勤やリモートワークの導入により、同じ時間に出勤したり、1か所に多くの人が集まったりする、これまでの働き方を見直しする動きが出てきています。また、自らがより快適と感じられる土地に住みながら仕事と生活を両立する暮らし方も提唱されており、コロナ禍を契機としたそのような新しい働き方・暮らし方を見据えたまちづくりを行います。

エ 地方への人の流れの創出

東京圏への人口集中傾向が弱まり、人の流れに変化が生じています。このような地方への人の流れを新型コロナウイルス感染症の収束後も持続させる必要があることから、新しい働き方・暮らし方の実現に向けた動きを踏まえ、本市での快適な生活空間や趣味を実現する場所としての移住や、一定期間地方で暮らしながら仕事をするワーケーションなど、本市への人の流れを創出する取組を進めます。

オ 地域経済活動の回復と強靭化

少子高齢化や人口減少にある中においても、将来にわたりまちの活力を維持していくためには、感染症の流行に伴い低迷した経済活動を回復させる必要があります。緊急的な経済対

策とともに、地域産業を回復から成長への軌道に乗せ、更に感染症の流行と同様な事態があつても経済活動を停滞させない、強靭な地域経済の構築に取り組みます。

また、感染症の流行により海外からの物流がストップし、国内の生産拠点の稼働が停止するなど、経済のグローバル化により広がったサプライチェーンが BCP（事業継続計画）上のリスクとして顕在化したことにより、現在、企業の調達の国内回帰、サプライチェーンの分散化などの動きも模索されています。本市もこの流れに対応し、生産拠点の誘致などの取組を加速化します。

② 「まちの新たな未来」や「新たな視点」でのまちづくり

ア 感染症の再流行にも社会活動を止めないまち

行政手続や相談などのオンライン化や社会的孤立を防ぐためのオンライン技術の活用、公共交通機関や納税のキャッシュレス化、密を回避したイベント運営やオンライン配信の浸透など、感染症の再流行にも社会活動を止めないまちを目指します。

イ 新たなライフスタイル、ワークスタイルを実現できるまち

首都圏等の企業に所属しながら盛岡でのテレワークができる環境整備や盛岡でしかできない趣味と仕事の両立など、希望する働き方の実現や、過密な環境の都市からゆとりのある生活環境が望める盛岡への移住など、新たなライフスタイルに対応したまちづくりを行います。また、時短勤務や在宅勤務であっても、テレワーク等による育児・介護などとも両立可能な新しい働き方の定着や、業務の効率性を高めるオンライン会議の推進、ICT 等の導入に伴う効率性の向上による時短など労働環境の改善により、新たなワークスタイルを実現できるまちを目指します。

ウ 地域経済の好循環・成長、雇用を創出するまち

ICT の活用やスマート農業等による高い生産性の実現や、地域内で独自の新しい産業や産業クラスターの形成による地域内経済循環の強化に努めます。また、感染症の流行期でも安心で高い付加価値を提供できる観光産業等を推進するとともに、交流人口の増加による観光関連産業や飲食等サービス業への波及効果につなげ、地域経済の活性化を目指します。併せて、サプライチェーンの分散化や生産拠点の国内回帰等の動きに対応した企業誘致や地元企業の育成により雇用を創出し、さらに活力あるまちを目指します。

4 施策別計画

基本構想に定める「目指す将来像」を実現するために実施する各施策の内容を示します。

＜施策別計画の見方＞

基本目標

それぞれの施策が結び付く「基本目標」を示し、この施策がどの基本目標を達成するためには実施するのかを示しています。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策の方向性

施策ごとに、目指す方向性を記載しています。

まちづくりの合言葉

施策ごとに、市民の皆さんと一緒に「こんな盛岡のまちにしたい」という、まちづくりへの思いを込めた「合言葉」を記載しています。

現状と課題

まちづくりのための施策を実施するに当たって、踏まえておくべき盛岡市の現状や課題について記載しています。

S D G s のアイコン

関連する S D G s のアイコンを表示しています。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 1 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で、それぞれの個性や尊厳を認め合いながら、共に生活を続けることができるよう、地域住民が互いに支え合う地域社会の形成を推進します

まちづくりの合言葉

福祉からデザインする みんなのコミュニティ

●現状と課題

I - 1 福祉ニーズの拡大、多様化や複雑化への対応が課題となっていることから、誰もが住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを切れ目なく、横断的、一体的に受けられる地域トータルケアシステムの構築推進が求められています。

I - 2 支援を必要とする人が適かつ確実に福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービス（相互扶助的な福祉サービス）につながる仕組みづくりが必要です。

I - 3 支援を必要とする個人や家族に対する個別支援だけでなく、専門職や関係機関、団体、住民などが連携しながら、生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援活動を総合的に推進していくことが求められています。

II 隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手不足などによる地域の支え合い体制への懸念や除雪や買い物といった日常生活支援に対するニーズが高まっています。

団塊の世代や若い世代の地域活動への参加促進などを通じた担い手の確保、見守り活動やサロン活動の推進、日常生活支援の活動拠点づくり、地域福祉を担っている地区福祉推進会への支援などにより、地域において支え合う環境を整備する必要があります。

III 地域福祉の実践活動では、生活困難を抱えた人たちを排除することなく、社会全体で包み込むことを目指して、地域社会全体での連携を図ります。

リンク

施策に含まれる事業が「戦略プロジェクト」の構成事業である場合は、戦略プロジェクト名を表示しており、「戦略プロジェクト」を構成している施策であることを表しています。

LINK

重点 1

○○○○○プロジェクト

●施策の体系

施策1
地域福祉の推進

小施策 I 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられるまちづくり

支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業
- 社会福祉法人指導監督等事業

小施策 II 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支えで、誰もが地域の一員として尊重され、自環境の整備を推進します。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業（再掲）
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業
- 地域福祉団体育成事業

小施策 III 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受ける地域で、誰もが地域の一員として尊重されるよう、お互いに支え合うことができる環境をつくります。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業（再掲）
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業

施策の体系

施策を構成する「小施策」を示し、小施策を実施する際の具体的な取組の方向性や小施策に含まれる主要事業を記載しています。

小施策

「現状と課題」を踏まえ、施策を実施するに当たっての具体的な取組の方向性を記載しています。また、小施策に含まれる「主要事業」を記載し、小施策では、どのような事業を実施しているか具体的に表しています。

なお、事業名の先頭に付している

★印は「盛岡市・玉山村新市建設設計画」に登載される主要事業を、

◎印は「盛岡市・都南村合併建設設計画」の未着手事業のうち、「引き続き実施に向け調整を進める事業」及び「市道新設改良整備事業（77路線）」の未整備路線を、

◆印は、新たに主要事業とした事業を表しています。

【一般事業】

福祉団体等助成事業、社会福祉基金造成事業、社会福祉研修実施事業、社会福祉審議会運営事業、避難行動要支援者避難支援事業、民生委員活動事業、小規模災害被害者見舞金支給事業、災害応急対策事業、地域再犯防止推進計画事業

令和5年度～6年度に実施する主要事業

実施計画の計画期間内に「施策の体系」で示した「主要事業」をどのように進めていくのかを記載しています。

主要事業の担当部署のほか、事業の概要、各年度の事業費や取組内容などについて記載しています。

基本目標
1

人がいきいきと暮らすまちづくり

施策1 地域福祉の推進

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	重層的支援体制整備事業			地域福祉課
概要	重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、(社福)盛岡市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターや相談支援包括化推進員などを設置するとともに地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの基幹的な相談支援機関や様々な分野の関係者が協力しやすい環境の整備を進めます。また、民間団体等と見守り協定の締結を進め、重層的な見守り体制を構築し、社会的孤立の防止に取り組みます。			
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定	
	51百万円	51百万円	51百万円	
	各支援機関等のネットワーク構築を推進	⇒	⇒	

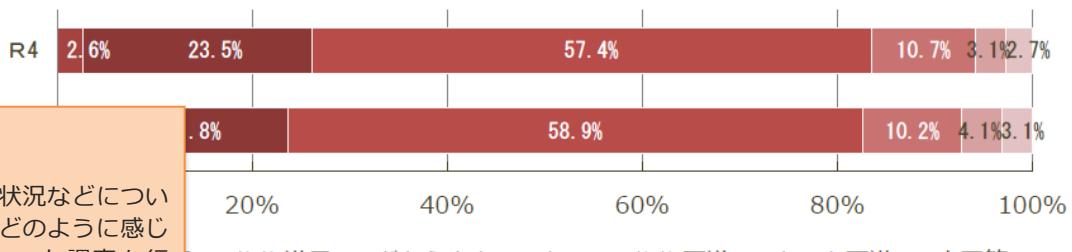
基本目標
1

人がいきいきと暮らすまちづくり

施策1 地域福祉の推進

●この施策に対する市民の実感

「共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組が行われている」と感じる市民の割合



市民の実感

市の施策への取組状況などについて、市民の皆さんができるように感じているか毎年アンケート調査を行い、その結果を「市民の実感」として記載しています。

●各主体に期待される役割

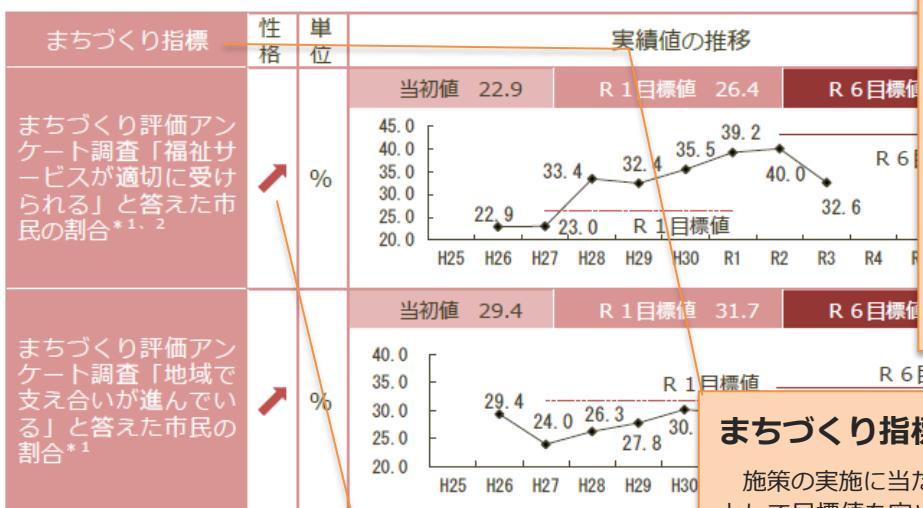
 市民	・共に支え合う意識を持ち、福祉活動やボランティア活動をしましょう。
 地域・NPO等	・地域団体、行政、企業・団体など、互いに連携・協働して地域での支え合い活動やボランティア活動を積極的に担おう。
 事業者	・地域での社会貢献活動やボランティア活動に参加します。

各主体に期待される役割

市民や町内会・自治会、NPO、企業、行政といった、さまざまな主体が、それぞれの役割を生かして、連携・役割分担しながら、市民参画や協働によるまちづくりを進めています。

ここでは、市民参画や協働によるまちづくりの具体例として、市民やNPO、事業者等の各主体において、それぞれ取組を進めることが期待される内容を記載しています。

なお、「地域・NPO」は町内会・自治会、NPOを、「事業者」は各種団体や企業を表しています。



*¹ 平成 27 年度に新しく設定した指標です。

*² 令和 3 年度から令和 6 年度目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・地域福祉計画(平成27～令和6年度)
- ・避難行動要支援者避難支援計画
- ・再犯防止推進計画（令和3～7年度）

まちづくり指標

施策の実施に当たって「まちづくり指標」として目標値を定め、施策実施の進捗状況を客観的に示しています。

なお、この進捗を計るための指標は、統計値やアンケート調査の結果を用いることとしています。

●令和6年度までに想定される事業展開

指標の性格

指標の目指す方向性を表しています。「↗」は実績値を上げていくことを、「↘」は実績値を下げていくことを、「→」は当初値を維持していくことを目標とするものです。

令和6年度までに想定される事業展開

現時点では構想段階や計画段階にあるものの、令和6年度までに着手が想定される事業などについて記載しています。

関連個別計画

市の各部署で策定している個別計画について、この施策に関連するものをまとめています。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

➊ 施策 1 地域福祉の推進



誰もが住み慣れた地域で、それぞれの個性や尊厳を認め合いながら、共に生活を続けることができるよう、地域住民が互いに支え合う地域社会の形成を推進します。

まちづくりの合言葉

福祉からデザインする みんなのコミュニティ



●現状と課題

I - 1 福祉ニーズの拡大、多様化や複雑化への対応が課題となっていることから、誰もが住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを切れ目なく、横断的、一体的に受けられる地域トータルケアシステムの構築推進が求められています。

I - 2 支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービス（相互扶助的な福祉サービス）につながる仕組みづくりが必要です。

I - 3 支援を必要とする個人や家族に対する個別支援だけでなく、専門職や関係機関、団体、住民などが連携しながら、生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援活動を総合的に推進していくことが求められています。

II 隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手不足などによる地域の支え合い体制への懸念や除雪や買い物といった日常生活支援に対するニーズが高まっています。

団塊の世代や若い世代の地域活動への参加促進などを通じた担い手の確保、見守り活動やサロン活動の推進、日常生活支援の活動拠点づくり、地域福祉を担っている地区福祉推進会への支援などにより、地域において支え合う環境を整備する必要があります。

III 地域福祉の実践活動では、生活困難を抱えた人たちを排除することなく、社会全体で包み込むという視点と、広く福祉に関する意識を持った人材の育成及び実際の地域福祉活動までの連結を推進する必要があります。

●施策の体系

施策1
地域福祉の推進

小施策 I 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業
- 社会福祉法人指導監督等事業

小施策 II 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業（再掲）
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業（再掲）
- 地域福祉団体育成事業

小施策 III 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

【主要事業】

- 重層的支援体制整備事業（再掲）
- 盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業（再掲）

【一般事業】

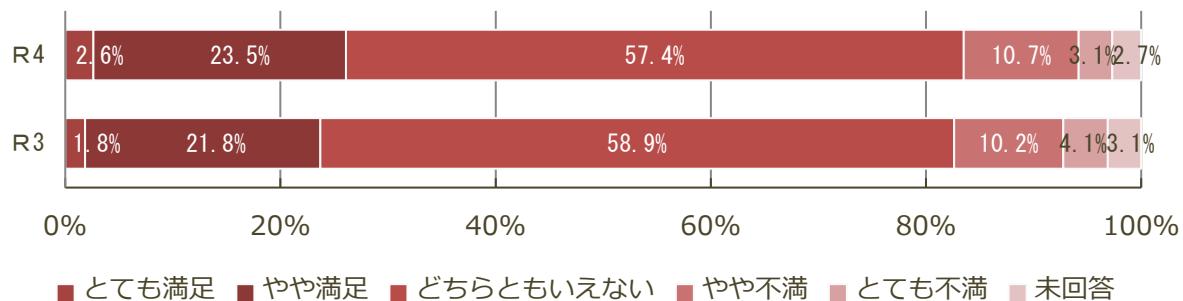
福祉団体等助成事業、社会福祉基金造成事業、社会福祉研修実施事業、社会福祉審議会運営事業、避難行動要支援者避難支援事業、民生委員活動事業、小規模災害被害者見舞金支給事業、災害応急対策事業、地域再犯防止推進計画事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	重層的支援体制整備事業		地域福祉課
概 要	重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、（社福）盛岡市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターや相談支援包括化推進員などを設置するとともに地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの基幹的な相談支援機関や様々な分野の関係者が協力しやすい環境の整備を進めます。また、民間団体等と見守り協定の締結を進め、重層的な見守り体制を構築し、社会的孤立の防止に取り組みます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	54 百万円	54 百万円	54 百万円
	各支援機関等のネットワーク構築を推進	⇒	⇒
事業名	盛岡市社会福祉協議会事業費補助事業		地域福祉課
概 要	（社福）盛岡市社会福祉協議会の事業費のほか、ふれあいいきサロンの立ち上げ支援などの事業について助成します。（★ふれあいのまちづくり事業）		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	122 百万円	122 百万円	122 百万円
	（社福）盛岡市社会福祉協議会の事業、地域の支え合いの推進等の事業に対する補助	⇒	⇒
事業名	社会福祉法人指導監督等事業		地域福祉課
概 要	社会福祉法人の指導監査、設立認可などのほか、老人福祉施設、介護保険施設及び障がい者福祉施設の指導監査を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	13 百万円	13 百万円	13 百万円
	社会福祉法人の指導監督、設立認可など	⇒	⇒
事業名	地域福祉団体育成事業		地域福祉課
概 要	地域福祉の推進拠点である地区福祉推進会が行う住民参加による地域ぐるみの福祉推進活動について助成します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	地区福祉推進会事業費補助	⇒	⇒

● この施策に対する市民の実感

「共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組が行われている」と感じる市民の割合



小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

● 各主体に期待される役割

	市民	・共に支え合う意識を持ち、福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
	地域・NPO等	・地域団体、行政、企業・団体など、互いに連携・協働しながら、地域での支え合い活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。
	事業者	・地域での社会貢献活動やボランティア活動に参加しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移																																														
			当初値	R 1 目標値	R 6 目標値																																												
まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合 ^{*1、2}	↗	%	22.9	26.4	43.0																																												
			<table border="1"> <caption>まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値</th> <th>R 1 目標値</th> <th>R 6 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>22.9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>23.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>33.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>32.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>32.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td>35.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R1</td><td>39.2</td><td>26.4</td><td>43.0</td></tr> <tr><td>R2</td><td>40.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R3</td><td>32.6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>32.3</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	実績値	R 1 目標値	R 6 目標値	H25	22.9			H26	23.0			H27	33.4			H28	32.4			H29	32.4			H30	35.5			R1	39.2	26.4	43.0	R2	40.0			R3	32.6			R4	32.3				
年度	実績値	R 1 目標値	R 6 目標値																																														
H25	22.9																																																
H26	23.0																																																
H27	33.4																																																
H28	32.4																																																
H29	32.4																																																
H30	35.5																																																
R1	39.2	26.4	43.0																																														
R2	40.0																																																
R3	32.6																																																
R4	32.3																																																
まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいく」と答えた市民の割合 ^{*1}	↗	%	29.4	31.7	34.0																																												
			<table border="1"> <caption>まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいく」と答えた市民の割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績値</th> <th>R 1 目標値</th> <th>R 6 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>29.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>24.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>26.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>27.8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>30.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H30</td><td>29.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R1</td><td>30.1</td><td>31.7</td><td></td></tr> <tr><td>R2</td><td>30.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R3</td><td>29.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R4</td><td>25.4</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	実績値	R 1 目標値	R 6 目標値	H25	29.4			H26	24.0			H27	26.3			H28	27.8			H29	30.2			H30	29.5			R1	30.1	31.7		R2	30.1			R3	29.0			R4	25.4				
年度	実績値	R 1 目標値	R 6 目標値																																														
H25	29.4																																																
H26	24.0																																																
H27	26.3																																																
H28	27.8																																																
H29	30.2																																																
H30	29.5																																																
R1	30.1	31.7																																															
R2	30.1																																																
R3	29.0																																																
R4	25.4																																																

*¹ 平成 27 年度に新しく設定した指標です。

*² 令和 3 年度から令和 6 年度目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・地域福祉計画(平成27～令和6年度)
- ・避難行動要支援者避難支援計画
- ・再犯防止推進計画（令和3～7年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

④ 施策2 子ども・子育て、若者への支援



子どもの最善の利益を第一に、希望を持って子どもを産み育て、全ての子どもが健やかに成長できるように、子ども・子育て支援を進めます。

また、困難を抱える若者が自立できるように、社会全体で支援する仕組みを構築します。

まちづくりの合言葉

みんなで支える 子ども・若者の未来



LINK

●現状と課題

I－1 保育が必要な全ての子どもの受入れ及び多様化している保育ニーズに対応するため、保育所の受入れ態勢の整備や保育士確保と、より効率的で多様なサービスの提供が必要となっています。

I－2 安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

II－1 子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事案の通報が増加傾向にあることから、切れ目ない支援体制による子育て支援サービスの一層の充実が求められています。

II－2 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な居場所づくりが求められています。

III－1 子育て家庭における子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。

III－2 子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策に計画的・総合的に取り組む必要があります。

IV 母と子の健康を確保し、安心して子育てができるよう妊娠期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実が求められています。

V 少子化、核家族化などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ニートやひきこもりなどが増加しているため、困難を抱えた子ども・若者が自立するための支援を行う必要があります。

VI 子ども・若者の発達段階や生活環境、特性その他の状況に応じて健やかな成長を図るために、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上等の取組を実施する必要があります。

重点1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

●施策の体系

施策2
子ども・子育て、若者への支援

小施策 I 保育環境の充実

保育が必要な全ての子どもの受入れ定員の確保に取り組むとともに、子どもが良好に保育され、保護者が働きながら子育てができる保育サービスを提供するなど、安心して子どもを産み、育てることができ、子育てに喜びを感じる環境づくりを進めます。

【主要事業】

- 私立児童福祉施設等運営事業
- 認定こども園等運営費給付事業
- 保育所管理運営事業
- ★特別保育事業
- 待機児童解消強化事業
- 保育士確保対策事業

小施策 II 育児不安の軽減

情報提供や育児相談、活動拠点となる児童福祉施設の充実を図り、次世代を担う子どもたちが、地域の人々のやさしさに包まれて、心豊かで健やかに育つ環境づくりを進めます。また、これから親になる世代を対象とした支援を進めます。

【主要事業】

- ★地域子育て支援センター事業
- 子育て世代包括支援センター事業
- 子ども家庭総合支援センター事業
- 子ども未来基金事業
- 子育て応援プラザ運営事業

小施策 III 支援体制の充実

保健、福祉など、各分野が互いに連携を強め、各種制度・事業の周知に力を入れるなど、多様化する問題に迅速に対応できる総合的な子育て支援体制を確立します。

【主要事業】

- 医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生、高校生等）
- 子育てのための施設等利用給付事業
- 私立児童福祉施設運営費助成事業

小施策 IV 母子保健の推進

妊娠、出産、乳幼児期において、母と子の健康を確保し、安心して子育てができるよう、支援を進めます。

【主要事業】

- 母子保健事業
- ★乳幼児健康診査事業
- 小児救急輪番制病院事業

小施策 V 困難を抱えた子ども・若者の支援

不登校、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱えた子ども・若者を支援します。

小施策 VI 児童・青少年の健全育成

一人ひとりの個性を伸ばし、心豊かで逞しい児童・青少年の育成を図ります。

【一般事業】

乳幼児総合診査事業、母子歯科保健事業、周産期保健相談強化事業、絵本の読みきかせ事業、不妊に悩む方への特定治療支援事業、乳児家庭全戸訪問等事業、児童委員活動事業、児童館管理運営事業、児童館整備事業、婦人相談員活動事業、子育て短期支援事業、児童養育支援活動事業、地域児童クラブ等運営事業、母親クラブ活動育成事業、病児保育事業、私立児童福祉施設運営費助成事業、産休等代替職員費助成事業、私立児童福祉施設整備助成事業、ファミリーサポートセンター事業、子ども・子育て支援事業計画推進事業、もりおか子育て応援パスポート事業、つどいの広場管理運営事業、赤ちゃんの駅設置事業、保育所等指導監督事業、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業、児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業、母子生活支援施設管理運営事業、保育所地域活動事業、小児慢性特定疾病対策事業、未熟児養育医療費給付事業、育成医療費給付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、青少年施策推進事業、少年センター活動事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、少子化対策事業、支援対象児童等見守り強化事業、子ども・子育て情報発信事業、養育支援訪問（家事援助）事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	私立児童福祉施設等運営事業		子育てあんしん課、子ども青少年課
概要	認可された私立の保育所、母子生活支援施設及び助産施設に、保育・保護に要する運営費を入所児童数などに応じて支出します。		
取組内容	R 5 4,481百万円 認可私立保育所や母子生活支援施設、助産施設の運営委託	R 6 4,481百万円 ⇒	(参考) R 7予定 4,481百万円 ⇒
事業名	認定こども園等運営費給付事業	子育てあんしん課	
概要	施設型給付費の支給に係る施設として確認した認定こども園及び地域型保育事業による保育施設に給付費を支払います。		
取組内容	R 5 5,736百万円 認定こども園や地域型保育事業による保育施設への給付	R 6 5,736百万円 ⇒	(参考) R 7予定 5,736百万円 ⇒
事業名	保育所管理運営事業		子育てあんしん課
概要	子どもが良好に保育され、保護者の負担感などの緩和を図りながら子育てができるように、公立保育所を適正に管理運営します。		
取組内容	R 5 419百万円 市内公立保育所の管理運営	R 6 324百万円 ⇒	(参考) R 7予定 324百万円 ⇒
事業名	★特別保育事業		子育てあんしん課
概要	保護者の就労環境の多様化などに対応した保育サービスとして、延長保育、一時預かり、発達支援保育を行います。		
取組内容	R 5 341百万円 保育所等の延長保育や一時預かり、発達支援保育の実施	R 6 341百万円 ⇒	(参考) R 7予定 341百万円 ⇒

事業名	待機児童解消強化事業		子育てあんしん課
概 要	定員を超えて児童を受け入れる私立保育所に対して、受け入れに必要な備品を購入する費用及び人件費等の助成を行います。		
取組内容	R 5 6百万円	R 6 6百万円	(参考) R 7 予定 6百万円
	定員を超えて児童を受け入れる保育所に対する経費の助成	⇒	⇒
事業名	保育士確保対策事業		保育サービス推進室
概 要	保育士奨学金返還支援事業、宿舎借上げ支援事業、若手保育士待遇改善事業、保育体制強化事業により経済的支援等を行い、保育士確保につなげます。		
取組内容	R 5 112百万円	R 6 112百万円	(参考) R 7 予定 112百万円
	保育士奨学金返還支援事業、宿舎借上げ支援事業、若手保育士待遇改善事業、保育体制強化事業の実施	⇒	⇒
事業名	★地域子育て支援センター事業		子ども青少年課
概 要	子育て家庭における保護者の心理的負担感や孤立感、育児不安を解消するために、保育所の開放、子育て講座や在家庭の母親への育児指導、子育てサークルの情報提供や子育てサークルへの支援、電話や面談による育児相談などを行っています。		
取組内容	R 5 76百万円	R 6 76百万円	(参考) R 7 予定 76百万円
	保育所開放や子育て講座の実施、在家庭の母親指導、子育てサークルの情報提供・支援	⇒	⇒

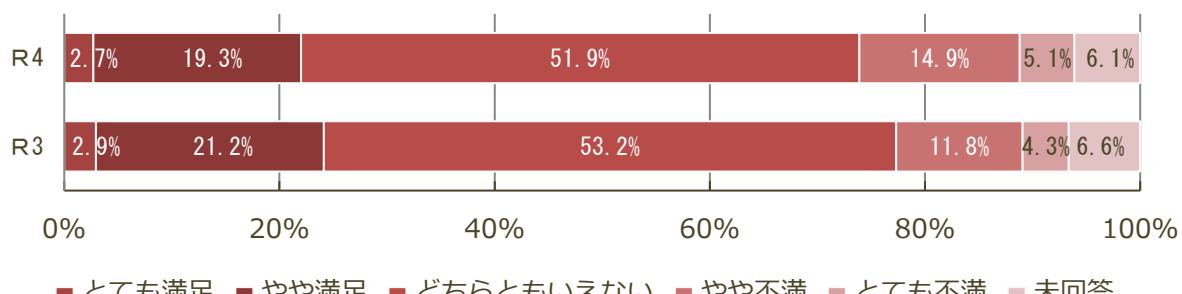
事業名	子育て世代包括支援センター事業		母子健康課
概 要	保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点の運営を行い、妊娠・出産・育児期における切れ目がない支援体制を整備します。		
取組内容	R 5 10百万円	R 6 10百万円	(参考) R 7 予定 10百万円
	子育て世代包括支援センターの運営	⇒	⇒
事業名	子ども家庭総合支援センター事業		子ども家庭総合支援センター
概 要	子どもとその家族及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行います。特に、要支援児童、要保護児童等及びその家庭、特定妊婦等に関し支援拠点が中核となって必要な支援を行います。		
取組内容	R 5 19百万円	R 6 19百万円	(参考) R 7 予定 19百万円
	子ども家庭総合支援センターの運営	⇒	⇒
事業名	子ども未来基金事業		子ども青少年課
概 要	子ども未来基金を活用して、市民等が企画提案し、実施する子ども及びその保護者に対する支援活動に関する経費を補助します。		
取組内容	R 5 32百万円	R 6 32百万円	(参考) R 7 予定 32百万円
	市民等が実施する子ども及びその保護者に対する支援活動に要する経費の助成	⇒	⇒
事業名	子育て応援プラザ運営事業		子ども青少年課
概 要	子どもを遊ばせながら親同士が交流できる室内遊び場や、市民団体等が実施する子育て関連イベントなどに使用できる部屋を備えるとともに、子育て支援に相乗効果が見込まれる事業を実施する民間事業者が参入できるエリアを併設する子育て応援プラザを運営します。		
取組内容	R 5 27百万円	R 6 27百万円	(参考) R 7 予定 27百万円
	子育て応援プラザの運営	⇒	⇒

事業名	医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生、高校生等）		医療助成年金課
概要	妊産婦や高校生等までの子どもに対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成します。		
取組内容	R 5 1,041 百万円	R 6 1,041 百万円	(参考) R 7 予定 1,041 百万円
	妊産婦、高校生等までの子どもへの医療費の助成	⇒	⇒
事業名	子育てのための施設等利用給付事業		保育サービス推進室
概要	施設等利用給付の対象となった世帯に対し、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育利用料相当分の給付や幼稚園副食費補足給付を行い、子育て費用の経済的負担を軽減します。		
取組内容	R 5 284 百万円	R 6 284 百万円	(参考) R 7 予定 284 百万円
	幼稚園や預かり保育利用料相当分の給付、副食費の補足給付	⇒	⇒
事業名	私立児童福祉施設運営費助成事業		保育サービス推進室
概要	国の幼児教育・保育の無償化で免除の対象とならない副食費について、世帯年収が概ね 550 万円未満相当の世帯を対象に、経済的負担を軽減します。		
取組内容	R 5 65 百万円	R 6 65 百万円	(参考) R 7 予定 65 百万円
	世帯年収が概ね 550 万円未満相当の世帯に副食費の助成	⇒	⇒
事業名	母子保健事業		母子健康課、健康福祉課
概要	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。また、母体の健康管理と安全・安心な出産に向けて、妊婦健康診査と母親教室を実施し、安心して子育てができるように、乳児家庭全戸訪問や子育て相談を実施するとともに、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査や産後ケア等により心身のケア及び育児のサポートを実施し、切れ目のない支援を行います。		
取組内容	R 5 234 百万円	R 6 234 百万円	(参考) R 7 予定 234 百万円
	妊婦一般健康診査、母親教室、子育て相談、産後ケア等の実施	⇒	⇒

事業名	★乳幼児健康診査事業			母子健康課、健康福祉課
概要	病気や心身の発育・発達状態、育児環境などの問題点を早期に発見して、適切な子育ての支援・指導を図るために、乳幼児の健康診査を行います。			
	R 5 94百万円	R 6 94百万円	(参考) R 7予定 94百万円	
取組内容	1～2か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の各健康診査	⇒	⇒	
事業名	小児救急輪番制病院事業			企画総務課
概要	休日、夜間などにおける入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で診療にあたる4病院を支援し、うち3病院に対して事業費を助成します。			
	R 5 19百万円	R 6 19百万円	(参考) R 7予定 19百万円	
取組内容	休日、夜間等に入院治療を必要とする小児重症救急患者を輪番制で診療する病院への事業費補助	⇒	⇒	

●この施策に対する市民の実感

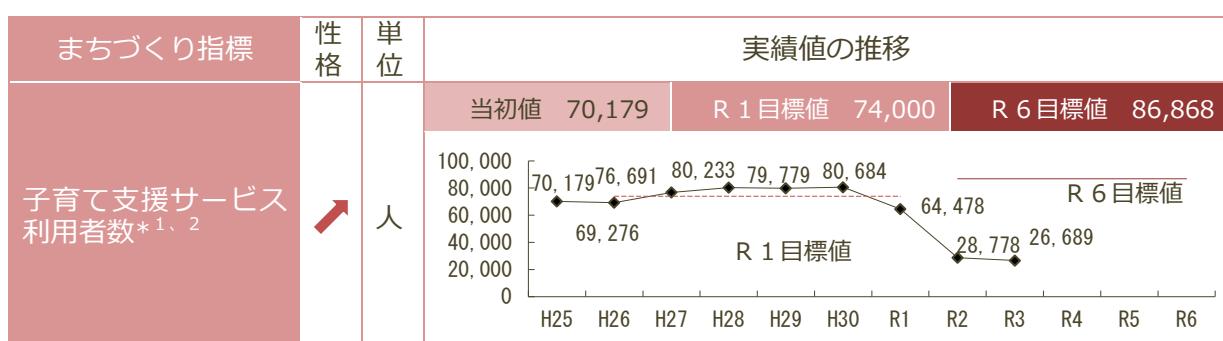
「安心して産み・育てられる子育て支援の取組が充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	・共に協力し子育てに取り組みましょう。
	地域・NPO等	・地域で子どもと子育て家庭を見守りましょう。
	事業者	・育児休業などの制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくりに努めましょう。 ・授乳室やおむつ替えスペースの設置など、子育てにやさしい環境づくりに努めましょう。

●まちづくり指標



*¹ 第2期子ども子育て支援事業計画の目標値に合わせて、令和2年度から令和6年度の目標値を変更しています。



*² 令和2年度から指標を「まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合」から「「子育てを楽しいと感じている」と答えた子どものいる親の割合」に変更しています。

●関連個別計画

- ・第4次保育所民営化実施計画（令和3～7年度）
- ・子ども・若者育成支援計画（平成27～令和6年度）
- ・第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）
- ・第2期子どもの未来応援プラン（令和2～6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

④ 施策3 高齢者福祉の充実



高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる長寿社会の実現を目指し、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護予防や認知症対策などを推進するほか、介護サービス提供体制を強化するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

まちづくりの合言葉

まちに広げる 元気な高齢者の笑顔



●現状と課題

I 本市においては、少子高齢化の進行により高齢化率が上昇を続けており、平成30年4月には26%を超え、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には30%を超える見込みとなっています。このことに伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が更に増加すると見込んでおり、高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域包括ケアシステム^{*1}の構築を推進していく必要があります。

II 健康寿命の延伸や生活の質の向上の実現に向けて、高齢者の健康づくりと生きがいづくりに対し、多様な支援が求められています。意欲や能力のある高齢者が、スポーツや学習などの機会に参加し、これまでの経験や知識を生かして地域社会に参加していくことは、生きがいを持って生活することにつながるとともに、高齢者の閉じこもり防止など、介護予防にも寄与するものです。高齢者が、地域の支え合いの担い手として活動できるように、社会参加を促進するための方法について検討し、高齢者の社会参加を一層進める必要があります。また、高齢者が集まる介護予防事業等においては、新しい生活様式を踏まえ、感染症対策を講じた上で取り組みます。

III 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加し、介護給付費が年々増大しています。介護保険制度の安定的な運営を確保するためにも、介護サービスに対する給付を適正に行う必要があります。また、介護サービス利用者が増加傾向にある中で、介護職員の人材不足が深刻化しています。

*1 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」という5つの取組が、日常生活の場（日常生活圏域）において、適切に組み合わせられて、切れ目なく一体的に提供される支援体制。

LINK

重点1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

●施策の体系

施策3
高齢者福祉の充実

小施策 I 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するための取組を強化します。

【主要事業】

地域包括ケアシステム構築事業

小施策 II 高齢者の健康・生きがい対策の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していきいきとした生活を送ることができるように、健康寿命の延伸に向けた健康づくり、スポーツや学習などの機会の設定、介護予防のための事業に取り組むほか、高齢者が自らの経験と知識を生かし、地域の人々と支え合いながら、積極的に社会に参加・貢献できる生きがいのための事業を推進します。

【主要事業】

生きがい活動推進事業

小施策 III 高齢者福祉サービスの充実

高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるよう、在宅での生活を支援する各種事業を実施するほか、家族介護者への支援や高齢者住まい対策事業など、総合的な高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする高齢者に対して、介護保険制度の円滑な運営により、質の高いサービスを総合的かつ持続的に提供できるように、介護サービス基盤の整備や担い手確保を促進します。

【主要事業】

介護保険事業

【一般事業】

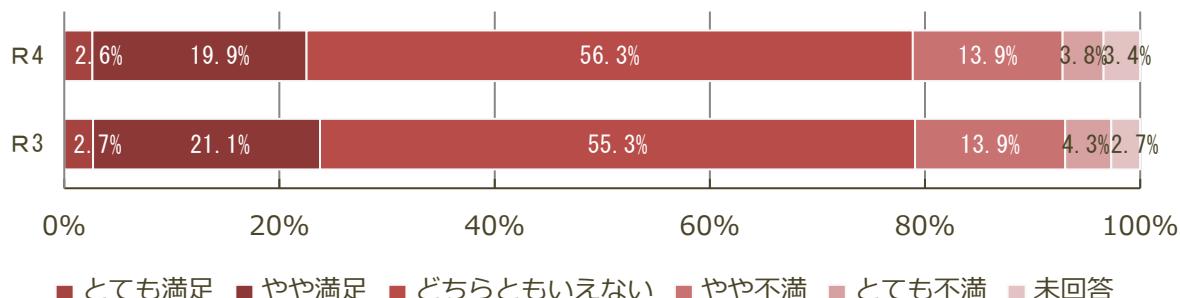
高齢者等住宅改造事業、介護保険低所得利用者負担対策事業、老人福祉施設整備助成事業、老人福祉施設開設準備経費助成事業、老人福祉施設等指定・許可管理事業、介護従事者確保事業、軽費老人ホーム事務費助成事業、認知症高齢者等保護事業、火災警報器等給付事業、高齢者住宅整備資金貸付事業、高齢者相談支援事業、要援護高齢者等短期入所事業、老人ホーム入所者援護事業、★老人クラブ活動促進事業、敬老金品支給事業、在日外国人高齢者福祉給付金支給事業、けやき荘管理運営事業、健康増進教室開催事業、高齢者権利擁護等推進事業、老人福祉センター管理運営委託事業、老人憩いの家管理運営委託事業、世代交流センター管理運営事業、老人福祉センター施設整備事業、ふれあいのまちづくり事業、介護予防センター管理運営事業、いきいき高齢者通所支援事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	地域包括ケアシステム構築事業			長寿社会課、地域福祉課、介護保険課、健康福祉課
概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護の連携の充実、認知症対策の充実、生活支援サービス提供体制の整備を図るほか、介護予防の強化などを行います。			
	R 5 (一般会計・ 介護保険費特別会計) 936百万円	R 6 936百万円	(参考) R 7予定 936百万円	
取組内容	介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、重層的支援体制整備事業		⇒	⇒
事業名	生きがい活動推進事業			長寿社会課
概要	ニュースポーツ講習交流会、老人芸能大会など、生きがいづくりや教養の向上、健康の増進などを目的とした事業を実施します。			
	R 5 20百万円	R 6 20百万円	(参考) R 7予定 20百万円	
取組内容	老人のための明るいまち推進事業、敬老バス運行事業、老人スポーツ振興事業		⇒	⇒
事業名	介護保険事業			介護保険課
概要	介護サービスを総合的かつ持続的に提供できるよう、介護保険事業計画に基づき、保険料の賦課徴収、要介護認定、保険給付などを適正に行うとともに、安定した介護保険制度の運営を行います。			
	R 5 (一般会計) 4,821百万円	R 6 4,816百万円	(参考) R 7予定 4,816百万円	
取組内容	老人福祉施設・介護サービス施設等の整備に対する補助など、介護保険費特別会計への一般会計繰出金 (介護保険費特別会計) 26,158百万円		⇒	⇒
	介護保険制度の周知、介護保険サービスの運用			

●この施策に対する市民の実感

「高齢者が積極的に社会参加できる取組や高齢者福祉サービスが充実している」と感じる市民の割合

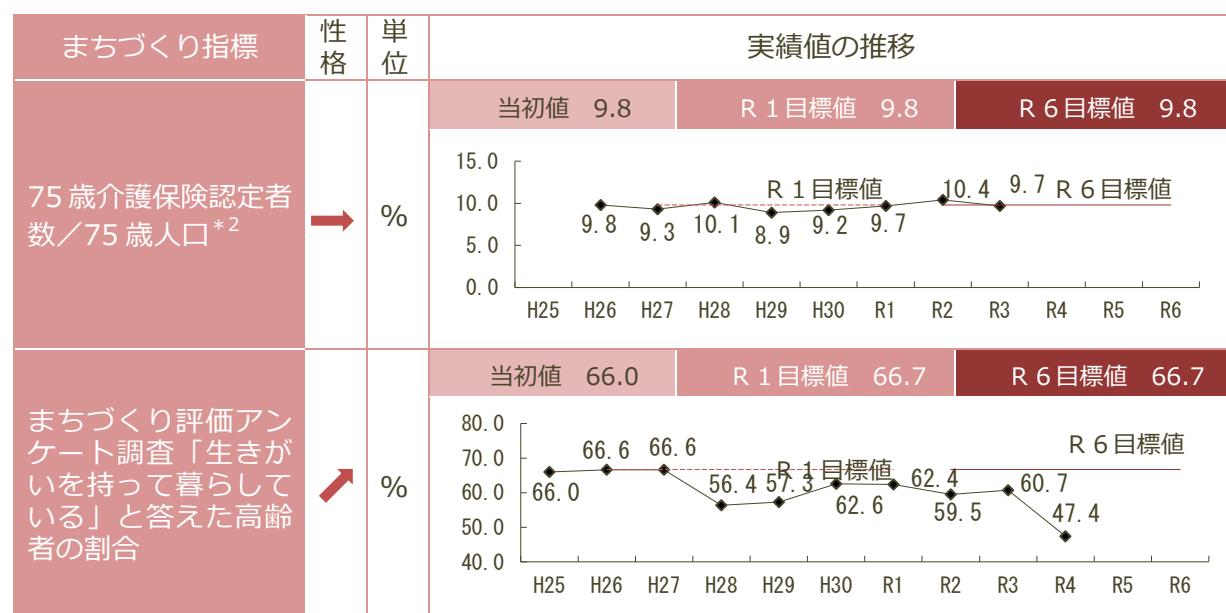


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや学習などの機会に参加し、高齢者自ら生きがいを持ち、いきいきと暮らしましょう。 ・健康づくりを通じ、健康寿命を伸ばしましょう。
 地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活を見守り支えていきましょう。 ・高齢者の知識や経験を学びましょう。
 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加・生きがい活動を支援しましょう。 ・高齢者にやさしいまちづくりを積極的に進めましょう。

●まちづくり指標



*2 平成27年度に新しく設定した指標です。

●関連個別計画

- ・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・介護人材確保に向けた介護分野の労働環境の改善及び経済的負担の軽減等の取組の展開

➊ 施策4 健康づくり・医療の充実



生涯にわたり健やかに暮らすことができるよう、健康相談や健康診査などを実施するとともに、医療体制の拡充や医療費を助成するなど、健康づくりと医療の充実を図ります。

まちづくりの合言葉

伸ばそう 健康寿命 守ろう 大切な命



●現状と課題

I－1 生活習慣を起因とする高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、市民自らが生活習慣を改善して発病を予防する「一次予防」と、健康診査・がん検診など、受診により病気の早期発見・早期治療を進める「二次予防」に重点をおいた取組が必要です。

I－2 市保健所の専門的機能を生かし、健康の保持増進に係るサービス及び地域保健に関する情報を迅速で効率的に提供する必要があります。

I－3 社会情勢の変化に伴い、うつ病などのこころの病気が増加しており、こころの健康づくりが重要となっています。

II 乳幼児や児童、高齢者などが感染症にかかったり、病気がまん延することを防止する必要があります。

III 食の安全や生活の安全を守り公衆衛生の維持・向上を図るために、営業施設などの良好な衛生環境を保つ必要があります。

IV－1 すべての人がいつでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の整備が求められています。

IV－2 医師の確保は、個々の自治体のみでは困難であり、県全体で継続的に取り組む必要があります。

IV－3 夜間などに比較的軽症な救急患者が、第二次・第三次救急医療機関に集中することは、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらしていることから、症状に応じた適切な受診を促進していく必要があります。

V－1 国民健康保険事業については、平成30年度から都道府県が国保財政の責任主体となり、それに伴って国からの財政支援の拡充等が図られていますが、高齢化の進展や医療技術の高度化等の要因から被保険者一人あたりの保険給付費は年々増加しており、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。このことから、特定健康診査受診率向上施策や各種保健事業の推進等、医療費適正化に向けた取組の充実・強化が求められています。

V－2 後期高齢者医療制度については、制度運営を担う岩手県後期高齢者医療広域連合^{*1}と連携し、制度の安定的な運営に取り組む必要があります。

*¹ 岩手県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の財政運営の広域化と安定を図るため、岩手県内の全市町村が加入し組織された団体で、被保険者の資格管理や保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っています。

●施策の体系

施策4
健康づくり・
医療の充実

小施策 I 健康の保持増進

心身ともに健康を保持し、生涯を健やかに暮らすことができるよう、生活習慣病の早期発見と予防のための各種検診のほか、健康教育や訪問指導などの地域に密着した活動を推進して、市民が主体的に健康管理や健康増進に取り組める環境づくりを進めます。また、こころの健康づくりや自殺予防など、健康を保つ活動を推進します。

【主要事業】

- ★各種健康診査事業
- ★健康教育事業
- 精神保健福祉事業

小施策 II 保健・予防の推進

市民が病気にならないように、感染症の発生や流行の予防策、まん延防止策、再発防止策を講じます。また、疾病予防のための各種予防接種を行います。

【主要事業】

- 予防接種事業
- 感染症対策事業

小施策 III 生活衛生対策の推進

良好な衛生環境が保たれるように、食品衛生や生活衛生に係る営業施設などに対して監視指導を行います。

【主要事業】

- 食品衛生指導事業
- 生活衛生指導事業

小施策 IV 医療機関との連携強化

すべての人が必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を推進し、信頼される地域医療と救急体制の充実を図ります。

【主要事業】

- ★第二次救急医療事業
- 在宅当番医制事業
- 夜間急患診療所管理運営事業



小施策 V 健康保険制度の健全運営

被保険者への保険給付などを円滑に実施するとともに、生活習慣病予防など、保健事業を強化して、医療費適正化を総合的に進めます。

【主要事業】

- 国民健康保険事業
- 後期高齢者医療事業

【一般事業】

保健所管理運営事業、医務薬務指導事業、保健活動事業、食育事業、成人歯科保健事業、健康相談事業、機能訓練事業、訪問指導事業、在宅難病支援事業、栄養改善事業、患者輸送事業、保健推進員協議会事業費補助事業、献血推進協議会事業費補助事業、衛生統計調査事業、試験検査事業、医師等養成事業、食育推進計画推進事業、もりおか健康21プラン推進事業、後期高齢者医療歯科健診事業、もりおか健康得とくポイント事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★各種健康診査事業			企画総務課、健康福祉課
概要	健康増進や生活習慣病の早期発見・予防のために、各種がん検診や骨粗しょう症予防検診などを行います。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	492百万円	492百万円	492百万円	
取組内容	各種がん検診、健康診査、骨粗しょう症予防検診、女性健康診査、肝炎ウイルス検診			⇒ ⇒
事業名	★健康教育事業			健康増進課、健康福祉課
概要	生活習慣病の予防と健康増進を図るために、健康教室、禁煙チャレンジ教室や受動喫煙防止対策などを行います。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	4百万円	4百万円	4百万円	
取組内容	健康教室、禁煙教育事業の実施			⇒ ⇒

事業名	精神保健福祉事業		健康増進課、健康福祉課
概要	こころの病気や休養の必要性に関する正しい理解を図るため、精神保健相談やこころの健康づくり講演会、自殺予防の普及啓発などを行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	4百万円	4百万円	4百万円
	こころの健康についての保健相談、講演会など	⇒	⇒
事業名	予防接種事業		指導予防課
概要	予防接種法に基づき、各種の予防接種を行うほか、任意接種の幼児、小・中学生インフルエンザ予防接種に対して助成します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1,017百万円	1,017万円	996百万円
	ヒブ、BCG、水痘、ジフテリア、日本脳炎等の各種定期予防接種の実施など	⇒	⇒
事業名	感染症対策事業		指導予防課
概要	結核やエイズなど、感染症の拡大を防ぐために、予防対策の周知や検診を行います。また、新型コロナウイルス感染症に係る感染対策も行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	487百万円	487百万円	487百万円
	感染症予防対策の周知や検診の実施など	⇒	⇒
事業名	食品衛生指導事業		生活衛生課
概要	食品等営業施設の衛生環境が良好に保たれるように、監視指導を行うとともに、食品営業許可に伴う審査などを行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	9百万円	9百万円	9百万円
	食品営業施設の監視指導や食品営業許可など	⇒	⇒
事業名	生活衛生指導事業		生活衛生課
概要	公衆浴場、旅館、理容美容所、クリーニング所などの衛生環境が良好に保たれるように、監視指導を行うとともに、営業許可に伴う審査などを行います。また、井戸水の衛生状況、温泉などの管理状況について監視指導を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
	公衆浴場などに対する営業許可や監視指導、井戸水などの検査	⇒	⇒

事業名	医務薬務指導事業		指導予防課
概 要	診療所や薬局などの許可等の申請や届出の受理を行います。また、「医療法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などに基づき監視指導を行います。		
	R 5 6百万円	R 6 6百万円	(参考) R 7 予定 6百万円
取組内容	診療所などの開設許可や既設の病院などの立入検査	⇒	⇒

事業名	★第二次救急医療事業		企画総務課
概 要	休日、夜間などにおける入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で診療にあたる11病院を支援し、うち10病院に対して事業費を助成します。		
	R 5 49百万円	R 6 49百万円	(参考) R 7 予定 49百万円
取組内容	休日、夜間等に入院治療を必要とする重症救急患者を輪番制で診療する病院などへの事業費補助	⇒	⇒

事業名	在宅当番医制事業		企画総務課
概 要	休日における初期救急医療を確保するため、内科、小児科、外科・整形外科、歯科の在宅当番医制を、盛岡市医師会及び盛岡市歯科医師会に委託して実施します。		
	R 5 8百万円	R 6 8百万円	(参考) R 7 予定 8百万円
取組内容	休日等に開院する内科、小児科、外科・整形外科、歯科の在宅当番医制の委託	⇒	⇒

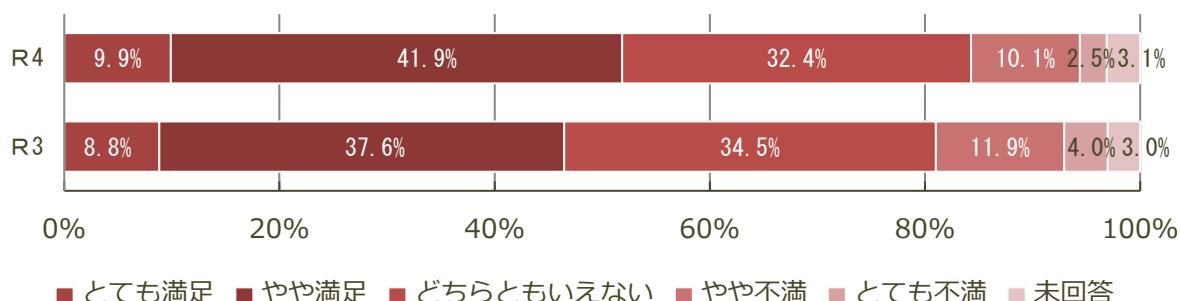
事業名	夜間急患診療所管理運営事業		企画総務課
概 要	夜間の初期救急患者の医療を確保するために、内科、小児科の診療を年中無休で行います。		
	R 5 81百万円	R 6 81百万円	(参考) R 7 予定 81百万円
取組内容	夜間の初期救急患者のための内科、小児科の年中無休診療	⇒	⇒

事業名	国民健康保険事業			健康保険課
概要	口座振替の推進やコンビニ納付など、国民健康保険税の納税環境を整備し、収納率向上対策を強化するとともに、「特定健康診査・特定保健指導」などの保健事業の実施率の向上を図り、医療費の適正化に取り組みます。			
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定	
	(一般会計) 1,721百万円	1,721百万円	1,721百万円	
	国民健康保険費特別会計への一般会計繰出金 (国民健康保険費特別会計) 25,127百万円	⇒	⇒	
	国民健康保険の被保険者への保険給付、特定健康診査などの保健事業など	⇒	⇒	

事業名	後期高齢者医療事業			健康保険課
概要	後期高齢者医療の被保険者を対象に、県内全市町村が加入する広域連合が運営主体となり、市町村と事務を分担して、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、療養の給付及び健康診査などを行います。			
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定	
	(一般会計) 3,698百万円	3,698百万円	3,698百万円	
	医療給付に要する費用、健康診査等助成及び特別会計への繰出金 (後期高齢者医療費特別会計) 3,634百万円	⇒	⇒	
	申請受付、保険料徴収等の事務費及び保険基盤安定負担金を含む広域連合納付金	⇒	⇒	

●この施策に対する市民の実感

「健康診断や予防接種、健康相談がしやすい」と感じる市民の割合

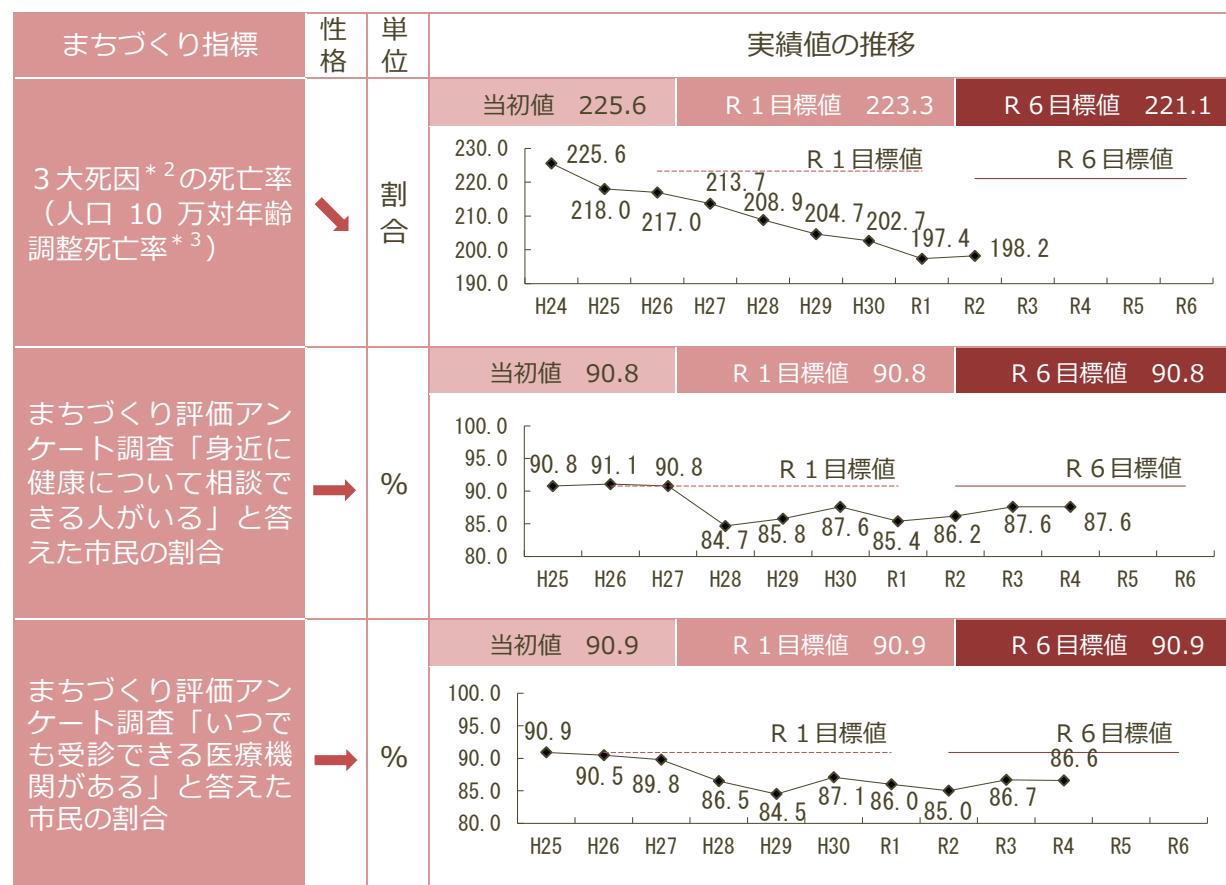


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や食生活などによる健康づくりに関心をもち、積極的に生活習慣の改善に取り組みましょう。 ・検診を積極的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努めましょう。
	地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係団体や関係機関と協力し、生活習慣病の予防に取り組みましょう。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場や飲食店など、受動喫煙防止対策に取り組みましょう。 ・生活習慣病予防やメンタルヘルスなど、職場における健康づくり活動に取り組みましょう。

●まちづくり指標



*2 3大死因

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患のことです。

*3 年齢調整死亡率

人口構成の異なる集団間で比較するために、死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出した指標です。

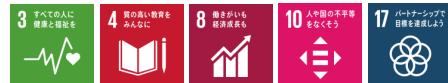
● 関連個別計画

- ・第2次もりおか健康21プラン（平成27～令和6年度）
- ・保健所健康危機管理方針
- ・第三次食育推進計画（平成30～令和4年度）
- ・自殺対策推進計画（令和元～5年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

- ・健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙防止に向けた取組の展開
- ・「第2次もりおか健康21プラン」の評価と次期計画の策定
- ・「(仮称) 第四次食育推進計画」の策定
- ・「(仮称) 第2次自殺対策推進計画」の策定

➊ 施策5 障がい者福祉の充実



障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、障がいや障がい者への市民の理解と交流を促進するとともに、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

まちづくりの合言葉

思いやり 助け合いからはじめる 共生社会



●現状と課題

- I 障がいのある人もない人も地域の中で自立した社会生活を送ることができるような条件を整え、共に生きる社会の実現が求められています。
- II-1 今後においても、障がい者の障がいの特性などに応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。
- II-2 現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者総合支援法」に基づき、制度の谷間のない支援の提供など、支援体制の整備に向けて、適切に対応していく必要があります。

●施策の体系

施策5
障がい者福祉の充実

小施策 I 障がい者への理解と交流の促進

市民一人ひとりが障がいや障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくための啓発広報を行うなど、障がい者が地域の一員として安心して生活でき、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主要事業】

地域生活支援事業

小施策 II 障がい者福祉サービスの充実

障がい者の自己選択・自己決定を促進するために、相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じた質の高いサービスを受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

【主要事業】

障がい者相談支援事業

障がい者福祉施設整備助成事業

介護給付等給付事業

訓練等給付事業

医療費給付事業（重度心身、中度身体障がい者）

地域生活支援事業（再掲）

【一般事業】

障がい者福祉団体助成事業、手話講座等開催事業、福祉タクシー及びガソリン助成事業、障がい者等住宅改造支援事業、特別障害者手当等給付事業、在宅重度障がい者家族介護慰労手当給付事業、障がい者等施設訓練等支援事業、障がい給付認定審査事務、身体障害者手帳交付事業、障がい者相談員設置事業、緊急通報システム設置事業、福祉サービス事業所等指定事務、障がい児通所給付費等給付事業、難聴児補聴器購入費助成事業、在日外国人障がい者福祉給付金支給事業、障がい者等紙おむつ支給事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

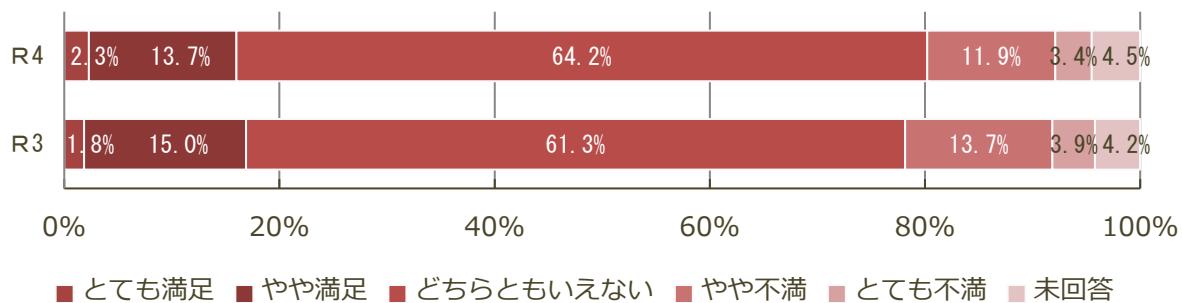
事業名	地域生活支援事業			障がい福祉課、健康増進課、健康福祉課
概 要	障害者総合支援法に基づき、障がい者の社会参加と自立を促進するため、地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付、コミュニケーション支援、重度障害者（児）入院時コミュニケーション支援、障がい者スポーツの振興などの事業を行います。（★母子通園事業）			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	304 百万円	304 百万円	304 百万円	
取組内容	地域活動支援センター事業、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付、障がい者スポーツ振興など			
		⇒	⇒	
事業名	障がい者相談支援事業			障がい福祉課
概 要	相談事業や在宅福祉サービス、社会資源の活用などに関する情報提供及び助言について、基幹相談支援センターや盛岡広域圏の4事業所に委託して実施します。また、障がい児に特化した一般相談を1事業所に委託して実施します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	45 百万円	45 百万円	45 百万円	
取組内容	身体・知的・精神に係る相談事業、福祉サービス・社会資源に係る情報提供など			
		⇒	⇒	
事業名	障がい者福祉施設整備助成事業			障がい福祉課
概 要	障がい者の福祉施設整備に当たり、事業費の一部を助成します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	26 百万円	124 百万円	124 百万円	
取組内容	障がい者福祉施設整備に対する補助			
		⇒	⇒	
事業名	介護給付等給付事業			障がい福祉課
概 要	障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所等のサービス費給付などの支援を行います。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	3,665 百万円	3,665 百万円	3,665 百万円	
取組内容	居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援等に係るサービス費給付など			
		⇒	⇒	

事業名	訓練等給付事業		障がい福祉課
概要	障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域で生活できるよう、社会参加、就労支援、訓練などに係る支援を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	2,726 百万円	2,726 百万円	2,726 百万円
障がい者の社会参加、就労支援、訓練等に係るサービス費給付		⇒	⇒

事業名	医療費給付事業（重度心身、中度身体障がい者）		医療助成年金課
概要	重度心身障がい者などに対し、安心して医療が受けられるように、医療費を助成します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	914 百万円	914 百万円	914 百万円
重度心身障がい者などへの医療費の助成		⇒	⇒

● この施策に対する市民の実感

「障がい者が安心して暮らすことができるまちづくりや障がい福祉サービスが充実している」と感じる市民の割合

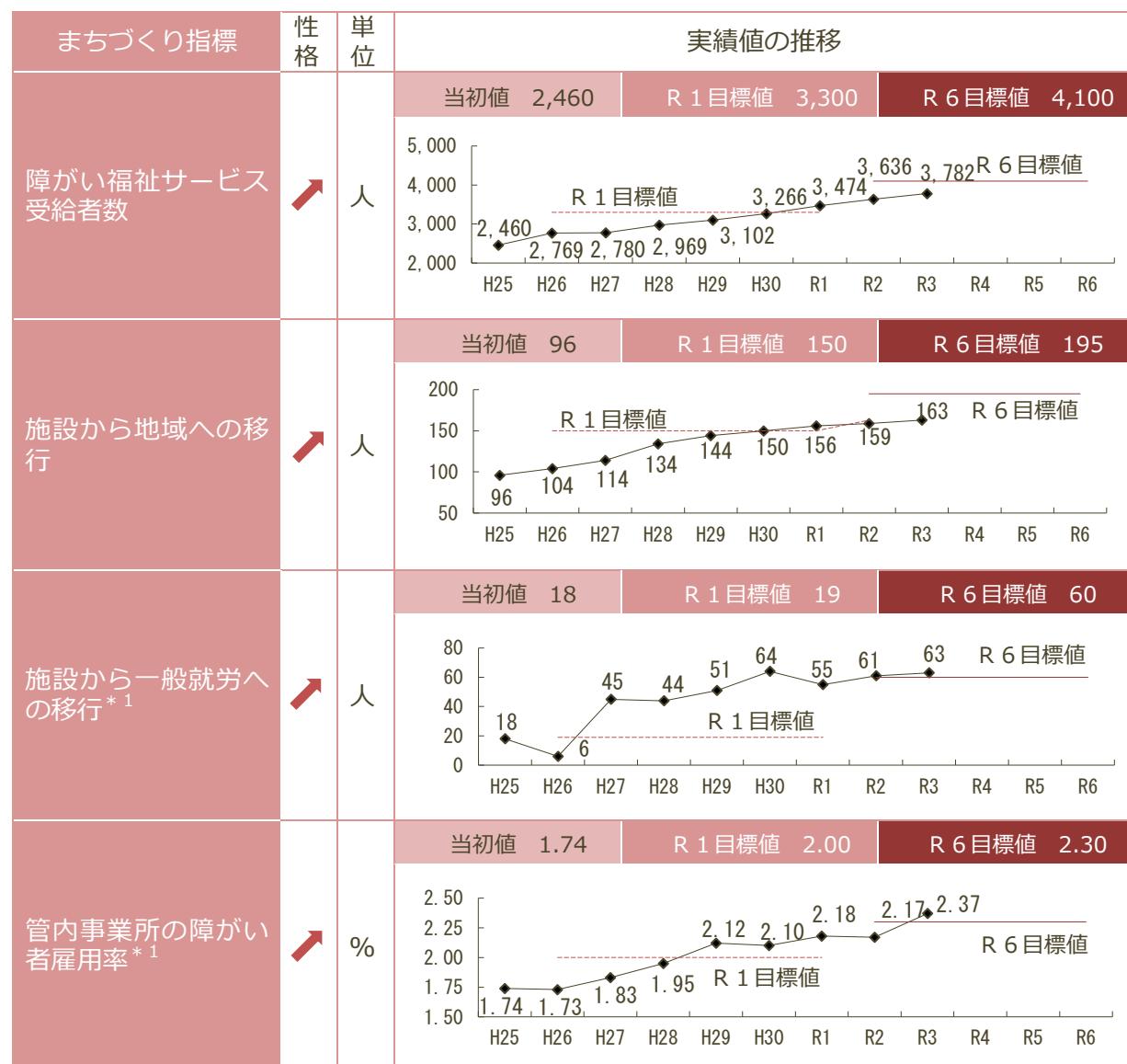


小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	・障がいのある人もない人も、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動などに積極的に参加し、交流しましょう。
 地域・NPO等	・NPOや地域住民によるボランティアなど、積極的なサポートを進めましょう。
 事業者	・障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進しましょう。 ・障がい者の雇用促進に取り組みましょう。

●まちづくり指標



*¹ 令和3年度から令和6年度目標値を変更しています。

● 関連個別計画

- ・障がい者福祉計画（平成27～令和6年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

➊ 施策 6 生活困窮者への支援



生活困窮者が自立し安定した暮らしができるように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などによる支援を推進します。

まちづくりの合言葉

助け合い 支え合う地域社会



●現状と課題

I 生活困窮者の多くは、多様な問題を抱え、現行の福祉制度や支援システムでは十分に対応できず、ますます孤立していく状況が見られます。本市の生活保護受給者は、平成25年度までの増加傾向から高止まりの状況で推移しており、経済構造の変化や社会的孤立の拡大、貧困の連鎖といった状況に対応していく必要があります。また、生活保護受給者以外の生活困窮者についても、生活困窮者自立支援制度等による支援の充実を図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とする社会経済の低迷が続くなか、生活に困窮する市民が増加していることから、生活保護事業、生活困窮者自立支援事業等により困窮者の状況に応じた支援が求められています。

II 著しく所得の低い世帯等、居住の安定確保が必要な世帯に市営住宅を提供するとともに、適正な管理等を行い、居住環境の向上を図る必要があります。

●施策の体系

施策
6
生活困窮者への支援

小施策 I 生活困窮者の自立支援

生活保護など、市民生活を守る制度の適正かつ公平な執行により、市民の心身の健康の保持と生活の安定を図り、経済的自立を助長します。また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する包括的な支援を実施します。

【主要事業】

- 生活保護事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 医療費給付事業（ひとり親家庭、寡婦・寡夫）

小施策 II 安定した生活の確保

市営住宅の入居者が健康的で文化的な生活を維持できるように、市営住宅のリフォームなど適正な維持管理を行います。

【主要事業】

- 公営住宅整備事業

【一般事業】

外来窮民救護等事業、診療報酬明細書点検事務、面接相談員設置事業、生活保護受給者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業（I）、市営住宅維持管理事務

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	生活保護事業		生活福祉第一課、生活福祉第二課
概要	生活に困窮するすべての市民に対して、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	7,204 百万円	7,204 百万円	7,204 百万円
	生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費などの支給	⇒	⇒

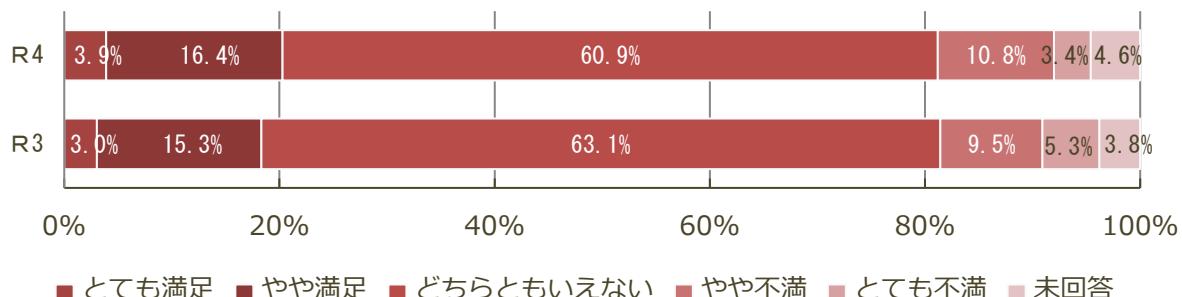
事業名	生活困窮者自立支援事業		生活福祉第一課
概 要	多様な問題を抱え生活に困窮するすべての市民に対する相談窓口を設置し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、包括的な支援を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	43百万円	43百万円	43百万円
取組内容	自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業		⇒ ⇒
事業名	医療費給付事業（ひとり親家庭、寡婦・寡夫）		医療助成年金課
概 要	ひとり親家庭などに対し、安心して医療が受けられるように、医療費を助成します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	215百万円	215百万円	215百万円
取組内容	ひとり親家庭、寡婦・寡夫への医療費の助成		⇒ ⇒
事業名	公営住宅整備事業		建築住宅課
概 要	計画的な機能改善工事等の実施（ストック総合改善事業）により市営住宅の居住性の向上と、ライフサイクルコスト ^{*1} の最適化を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	504百万円	654百万円	475百万円
取組内容	ストック改善事業は実施設計・改善工事（給水管・浴室改善、外壁屋根改修、バルコニー手摺り改修ほか）など		ストック改善事業は実施設計・改善工事（給水管・浴室改善、外壁屋根改修、バルコニー手摺り改修ほか）など

*1 ライフサイクルコスト

建設費などの初期投資費用、保全、修繕などの運営管理費用及び処分費用を含めた総費用（トータルコスト）

● この施策に対する市民の実感

「生活保護や医療助成などの生活の自立を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合



小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

● 各主体に期待される役割

	市民	・心身の健康の保持と生活の安定を図りましょう。 ・自立し安定した暮らしを目指しましょう。
	地域・NPO 等	・声かけや見守りなどに取り組みましょう。
	事業者	・雇用促進に取り組みましょう。

● まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当 初 値	R 1 目標 値	R 6 目標 値
生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪などを除く）	↑	%	4.8	6.0	6.0
			(H25-H30, R1-R6)		
生活困窮者の自立支援相談の解決率* ²	↑	%	49.3	30.0	50.0
			(H25-H30, R1-R6)		

*² 生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い、平成27年度に新しく設定した指標です。目標値については、類似事業の実績値を基に設定しています。なお、令和3年度から令和6年度目標値を変更しています。

● 関連個別計画

- ・市営住宅長寿命化計画（令和5～14年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

施策7 人権尊重・男女共同参画の推進



お互いを理解しながら個人が尊重される社会を実現するため、人権尊重の精神と平和の尊さの意識啓発に取り組むとともに、男女が、均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画を推進します。

まちづくりの合言葉

一人ひとりの個性と能力を認め合おう



●現状と課題

- I 平和・人権啓発の推進に関しては、市民アンケート調査において、「人権擁護委員を知っている」と答えた市民の割合が横ばいで推移しており、人権相談や啓発活動を行う盛岡人権擁護委員協議会などの関係団体との連携を強化するとともに、人権擁護委員が行う各種の啓発活動を周知する機会を増やす必要があります。
- II 男女共同参画の推進に関しては、従来からの慣習・慣行や性別による役割分担意識を解消し、性別等に関わらず、誰もが尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分に發揮できる社会の実現に向け、男女共同参画への関心と理解を深めるための啓発活動や情報提供などにより、意識醸成を図るための取組を推進していく必要があります。

また、配偶者などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス^{*1}）は、重大な人権侵害であり、近年では相談内容が複雑化していることから、関係機関との連携を強化しながら、被害者に寄り添った支援や、DV防止のための啓発を一層推進する必要があります。

^{*1} DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（離別した配偶者を含む。）、内縁関係、生活の本拠を共にする交際相手などから受ける暴力のこと。

LINK

重点1

未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

●施策の体系

施策7
人権尊重・男女共同参画の推進

小施策 I 平和・人権啓発の推進

全ての人々が、お互いを理解しながら個人を尊重し合う平和な社会を実現するため、人権尊重の精神や平和の尊さなどの意識啓発活動を推進します。

【主要事業】

人権擁護事務

小施策 II 男女共同参画の推進

性別等にかかわりなく、誰もが互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、その理解を深めるための啓発活動や情報提供などの意識醸成を図るための取組や、DV 被害者支援などの取組を推進します。

【主要事業】

男女共同参画意識啓発事業

配偶者等暴力防止事業

【一般事業】

非核平和都市宣言事業、戦没者追悼式開催事業、男女共同参画推進事業

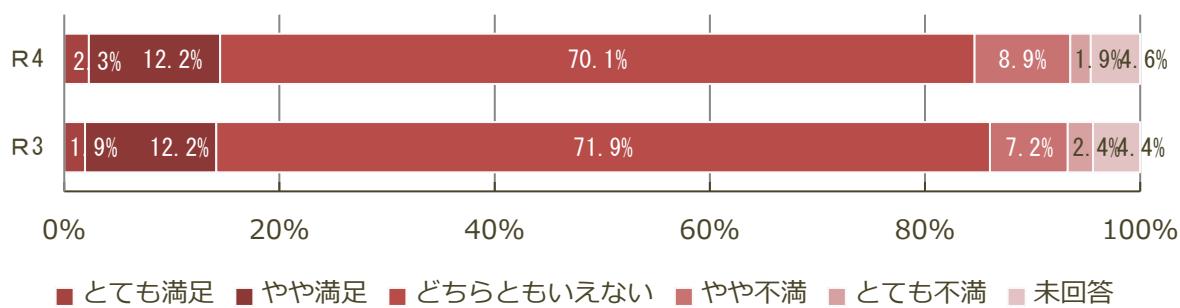
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	人権擁護事務		総務課
概要	人権擁護活動と人権擁護思想の普及活動を行う盛岡人権擁護委員協議会の事業費を助成するとともに、同協議会と連携して人権啓発事業を実施します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
盛岡人権擁護委員協議会の事業費補助及び啓発等の活動の支援		⇒	⇒

事業名	男女共同参画意識啓発事業		男女共同参画推進室
概要	男女共同参画意識を高めるために、もりおか女性センターにおいて講座などを開催し啓発を行います。また、男女共同参画に資する人材を育成するための研修・講座や、性の多様性の理解と支援を進めるための意識啓発や研修、女性活躍推進のための意識啓発や人材育成セミナー等を実施します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
取組内容	男女共同参画情報紙の発行、人材育成講座、女性人材リスト登録、性の多様性の理解と支援を進めるための取組など		⇒ ⇒
事業名	配偶者等暴力防止事業		男女共同参画推進室
概要	DV 防止法に基づき、盛岡市配偶者暴力相談支援センターの業務を行うなど、配偶者等からの暴力に関する相談業務や予防啓発事業などを、府内関係課、盛岡広域市町、関係機関と連携強化を図りながら実施します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	4百万円	4百万円	4百万円
取組内容	配偶者等暴力に関する相談、法律相談、同行支援、緊急避難、予防啓発のための出前講座など		⇒ ⇒

●この施策に対する市民の実感

「男女共同参画社会の推進や人権問題への取組が行われている」と感じる市民の割合

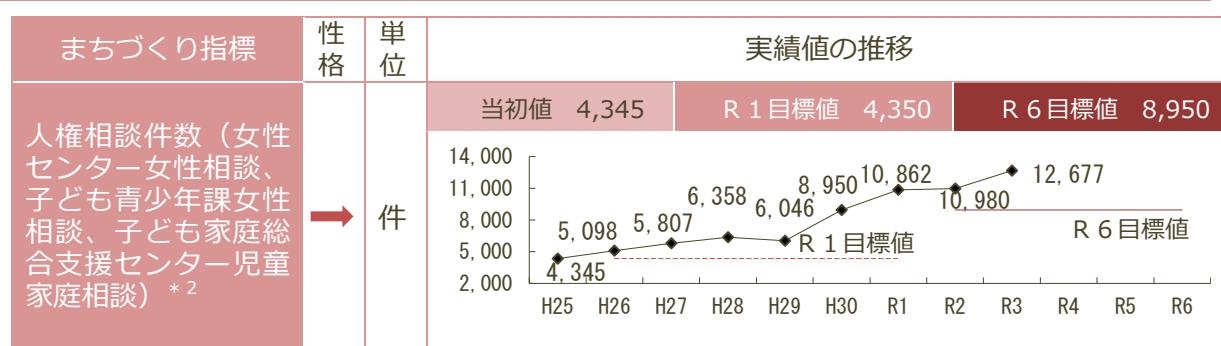


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。 ・平和の大切さを次の世代に伝えましょう。 ・性別による役割分担意識の解消を図るとともに、性の多様性に関する理解を深めましょう。
	地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・平和・人権尊重の意識の醸成にみんなで取り組みましょう。 ・性別等にかかわりなく誰もが活動に参画しやすくなるような運営に取り組みましょう。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の職場環境づくりに努めましょう。 ・性別等にかかわりなく誰もが活躍することができる、多様な働き方に対応した職場環境づくりに努めましょう。

●まちづくり指標



*2 令和3年度から令和6年度目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・第3次男女共同参画推進計画（令和2～11年度）
- ・第3次配偶者暴力防止対策推進計画（令和2～11年度）
- ・女性活躍推進計画（令和2～11年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

⊕ 施策8 安全・安心な暮らしの確保



市民の安全・安心な暮らしを確保するため、自然災害や火災、健康被害など、あらゆる危機に対し強いまちを目指し、防災や防犯対策、消防力の充実などに取り組みます。

まちづくりの合言葉

支え合い 地域でつくろう 強いまち



●現状と課題

I 地震や大雨などによる自然災害から市民の生命、財産を守るために、河川整備や急傾斜地の対策事業を進め、危険箇所の解消を図る必要があります。

II-1 自然災害による被害・影響を軽減するため、「自助」、「共助」、「公助」^{*1}による防災・減災への取組を強化する必要があります。

II-2 自然災害をはじめとする住民の安全・安心を脅かす事案が続いていることを踏まえ、あらゆる危機に対応できる危機管理体制の充実を図る必要があります。

II-3 市における自主防災組織の組織率は、平成17年度末の18.0%から令和3年度末には91.7%と上がってきていますが、すべての町内会、自治会等において自主防災組織が結成されるよう、更に促進するとともに、災害時に効果的な活動ができるよう、結成後の継続した訓練などの実施が必要です。

III-1 複雑多様化、また高齢化が進む現代社会において、火災をはじめとする各種災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るために、消防機能と消防体制の充実・強化を図る必要があります。

III-2 火災から市民の生命を守るために、住宅防火対策の啓発や事業所の防火管理体制の徹底などにより、防火意識の高揚を図る必要があります。

III-3 地域に精通し、大きな防災の力として活躍する消防団員が、年々高齢化や減少傾向にあることから、地域や関係団体と連携しながら、団員の確保を図る必要があります。

IV 市の交通事故発生件数は、平成15年以降、減少傾向が続いているが、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあること、また、市内における全交通事故に占める自転車事故の割合が県に比べ高いことから、高齢者及び自転車利用者の事故防止啓発活動に重点的に取り組む必要があります。

V 市の刑法犯認知件数は、平成13年以降、減少傾向が続いているが、子どもへの声かけなどの不審者情報が後を絶たないほか、無施錠被害の割合が高い状況が続いていることから、犯罪の被害に遭わないよう、安全で住みよいまちづくりを進めるため、「地域の安全は地域で守る」という観点から、地域ぐるみでの取組が推進されるよう支援していく必要があります。

VI 適正に管理されていない空き家等が周辺住民の暮らしに影響を及ぼしていることが問題とな

っていることから、市民の安全で安心な生活環境を確保するため、空き家等の所有者等に対し、助言・指導等の働きかけを行い、空き家等の適正管理の促進を図る必要があります。

また、空き家等の所有者に対し、空き家等バンクへの登録を働きかけるなど、空き家等の利活用の推進に取り組んでいく必要があります。

VII 悪質商法や振り込め詐欺などの被害が多いことから、消費者被害の救済やその予防など、消費者の保護と自立支援への取組を進める必要があります。そのため、消費者教育の総合的・一体的な推進や消費生活の安定・向上を目指す施策の推進など、市民や関係機関を巻き込んだ取組が重要となります。また、消費者安全の確保のため地域ネットワークをより持続可能なものとすることが急務となっています。

*¹ 自助・共助・公助

災害時には、まず「自助」として自分の身を守ることが第一です。次に、隣近所の人たちと協力し合う「共助」が重要です。公的な支援活動（「公助」）が開始されるまでは、自助及び共助で活動をしていくことが大切です。

●施策の体系

施策8
安全・安心な暮らしの確保

小施策 I 危険箇所の解消

地震や水害などの自然災害に備えて、被害が最小限になるように、危険箇所の解消を進めます。

【主要事業】

- 急傾斜地崩壊対策事業
- 都市基盤河川改良事業

小施策 II 地域防災力の強化

市民の防災意識を高めるために情報の提供を充実させるなど、地域における防災体制を強化します。また、自然災害をはじめ、あらゆる危機に対応できる危機管理体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 自主防災組織育成事業
- 危機管理防災事業
- 防災施設整備事業

小施策 III 消防・救急の充実

火災の発生を防ぐため、市民の防火意識の向上を図るとともに、常備消防及び消防団の消防力を充実します。また、救命率向上のため、救急救助体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 盛岡地区広域消防組合負担金事務
- 消防団管理事務
- 消防施設整備事業

小施策 IV 交通安全の推進

警察や交通安全協会と連携しながら、子どもから高齢者まですべての人が交通事故から守られるよう、特に高齢者に重点を置きながら効果的な交通安全教育・啓発事業に取り組みます。

【主要事業】

- 交通安全教育事業
- 交通指導員活動事業

小施策 V 防犯対策の推進

市民が犯罪の被害を受けることがなく安全に安心して暮らせるように、防犯協会や警察、町内会など、関係機関が一体となった防犯活動を推進します。

【主要事業】

防犯活動事業

小施策 VI 空き家等対策の推進

市民の良好な生活環境を保全するため、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるような空き家等の所有者・管理者に対し適正な管理を促します。

【主要事業】

空き家等対策推進事業

小施策 VII 消費者の自立支援

年々増加する複雑な消費生活相談や苦情に対応するため、地域や関係機関と連携した相談体制の整備と消費者の自立支援に向けた啓発活動の充実を図ります。

【主要事業】

消費者行政推進事業

【一般事業】

防災行政無線管理事務、総合防災訓練実施事業、準用河川改良事業、普通河川改良事業、河川等維持管理事業、流域治水対策事業、水防事務、国民保護法制事務、交通安全啓発事業、交通災害共済事務、臨時運行許可事務、暴力団追放運動事業、消費者救済資金貸付事業、計量行政推進事業、水道事業負担金事務

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	急傾斜地崩壊対策事業			河川課
概 要	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するために、県が施工する防災工事に要する経費の一部を負担します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	26 百万円	61 百万円	49 百万円	
	県営事業負担金	⇒	⇒	
事業名	都市基盤河川改良事業			河川課
概 要	盛岡南地区都市開発整備事業や新産業等用地整備事業など、沿川の市街地化による雨水流出量の増加に対応するため、一級河川南川の改修を進めます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	576 百万円	342 百万円	342 百万円	
	南川整備	⇒	⇒	
事業名	自主防災組織育成事業			消防対策室
概 要	災害に伴う被害の防止、軽減、予防の活動を行うため、自主防災組織が結成されていない町内会等における地域住民による自主防災組織の結成促進と育成を図ります。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	6 百万円	6 百万円	6 百万円	
	周知啓発、防災資機材の交付	⇒	⇒	
事業名	危機管理防災事業			危機管理防災課
概 要	盛岡市危機管理指針、盛岡市業務継続計画等に基づき、自然災害をはじめとするあらゆる危機に対する迅速・的確な対応体制を構築し、推進することにより、被害の防止及び軽減を図ります。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	21 百万円	21 百万円	21 百万円	
	危機管理及び防災体制の構築・推進、危機管理指針の運用	⇒	⇒	

人がいきいきと暮らすまちづくり

施策8 安全・安心な暮らしの確保

事業名	防災施設整備事業		危機管理防災課
概 要	防災ラジオの普及や機能拡張の実用化など災害等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するための設備・システムの整備を進めるとともに、災害時に開設する指定避難所の備蓄や設備の充実を図るなど、防災施設の整備を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	8百万円	7百万円	7百万円
取組内容	防災ラジオの普及、避難所の環境整備（備蓄物品の購入等）、避難場所等の標示サインの整備、ドローンの運用など		
	⇒		
事業名	盛岡地区広域消防組合負担金事務		消防対策室
概 要	盛岡地区広域消防組合の運営や消防施設整備に要する経費について負担します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	4,866百万円	4,433百万円	4,999百万円
取組内容	消防署等の運営、消防施設整備など		
	⇒		
事業名	消防団管理事務		消防対策室
概 要	消防団の管理運営や装備品等の整備を行い、災害対応力の向上を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	174百万円	174百万円	174百万円
取組内容	消防団員報酬、出動手当、コミュニティ消防センター維持管理、装備品等整備		
	⇒		
事業名	消防施設整備事業		消防対策室
概 要	消防屯所の改築や消防団に配備している消防ポンプ自動車を更新するなど、消防施設の整備を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	176百万円	109百万円	112百万円
取組内容	消防車両購入、消防屯所大規模改修（手代森）、消防屯所地質調査・設計（柴沢）、消防屯所井戸試掘調査（岩洞）		
	消防車両購入、消防屯所解体・建設（柴沢）、消防屯所地質調査・設計（二子沢）、消防屯所井戸設置工事（岩洞）、消防屯所井戸試掘調査（町村）		
	⇒		

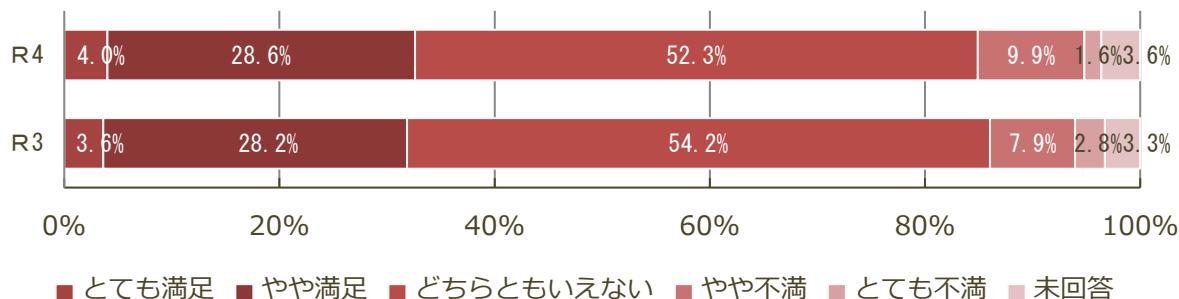
事業名	交通安全教育事業		くらしの安全課
概 要	正しい交通ルールに係る知識の習得と定着のために、幼稚園・保育園及び小中学校を中心に交通安全教室を開催します。また、高齢者及び幼児の交通事故被害者の減少に向けて、地域や家庭での交通安全意識の高揚を図るために、交通安全シルバー推進員・父親母親推進員を育成するとともに、高齢者交通安全教室を開催します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	11 百万円	11 百万円	11 百万円
取組内容	幼稚園・保育園及び小中学校等での交通安全教室の開催、交通安全推進員の育成及び高齢者交通安全教室の開催等		
	⇒		
事業名	交通指導員活動事業		くらしの安全課
概 要	児童生徒などの歩行者及び自転車利用者の安全確保のために、交通指導員が街頭指導を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	46 百万円	46 百万円	46 百万円
取組内容	通学路などにおける街頭指導、各種イベントにおける交通指導等		
	⇒		
事業名	防犯活動事業		くらしの安全課
概 要	犯罪被害の予防のため防犯活動を推進している盛岡市防犯協会の運営費を助成します。また、盛岡市防犯活動推進計画に基づき、市民協働の防犯活動を更に推進します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	5 百万円	5 百万円	5 百万円
取組内容	盛岡市防犯協会の運営費に対する助成、盛岡市防犯活動推進計画に基づく防犯パトロール用品の補助・防犯カメラ設置費用助成等市民協働による防犯活動の推進		
	⇒		

事業名	空き家等対策推進事業		くらしの安全課、都市計画課
概要	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家等の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、そのまま放置すれば保安上危険となる空き家等については、状況に応じ代執行を行うほか、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、空き家等を地域資源と位置付け、その有効活用を図るため、所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけるとともに、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の情報発信を行い、利用促進を図ります。		
	R 5 21百万円	R 6 21百万円	(参考) R 7予定 21百万円
取組内容	適正に管理されていない空き家等に係る相談対応・現地調査、空き家所有者等への助言・指導、応急措置等、空き家等バンクへの登録の働きかけ、空き家等の活用に向けた支援制度の推進など	⇒	⇒

事業名	消費者行政推進事業		消費生活センター
概要	消費生活上の契約トラブルの苦情相談に応じ、被害回復の支援を行うとともに、消費者安全確保のための地域ネットワークの整備を進めます。また、悪質商法の被害等を未然に防ぐため、消費者講座を開催するなど、消費生活の情報提供を行うほか、「多重債務者包括的支援プログラム」に基づき、多重債務相談及び生活困窮者の自立支援を関係部署と連携して行います。		
	R 5 37百万円	R 6 37百万円	(参考) R 7予定 37百万円
取組内容	消費生活相談員設置、弁護士等による法律相談、地域・学校・職場・団体などを対象にした消費者講座、地域や住民に対する情報提供、生活困窮者の自立支援	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「安全・安心な暮らしを確保するための防災対策や防犯、交通安全、消費者相談などの取組が行われている」と感じる市民の割合

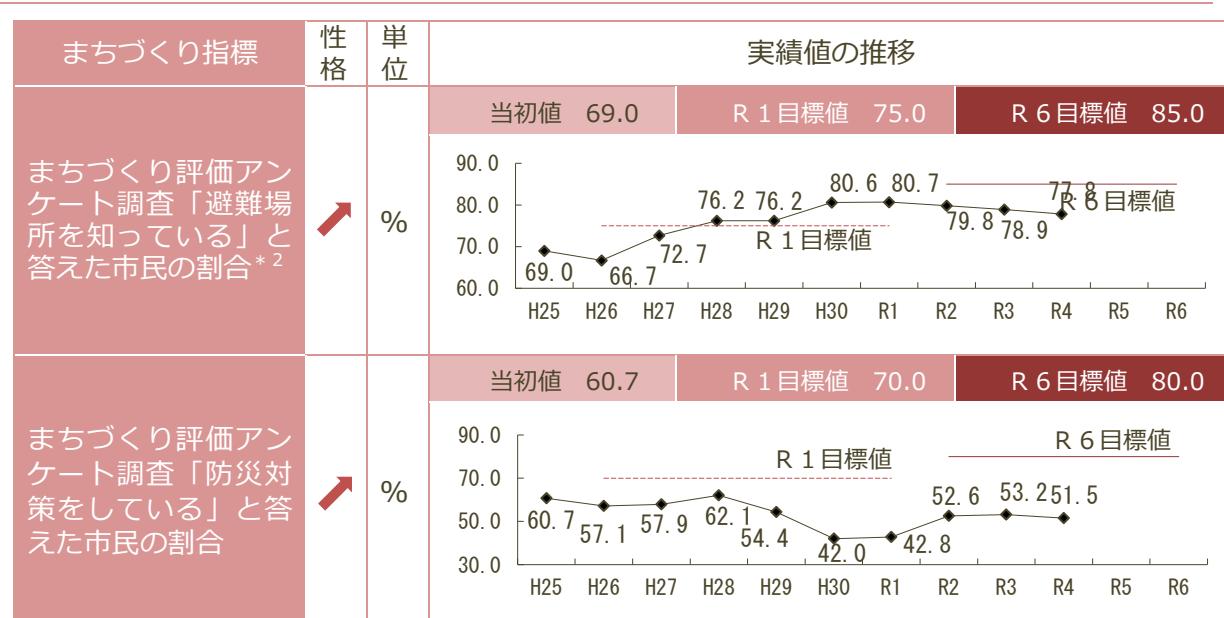


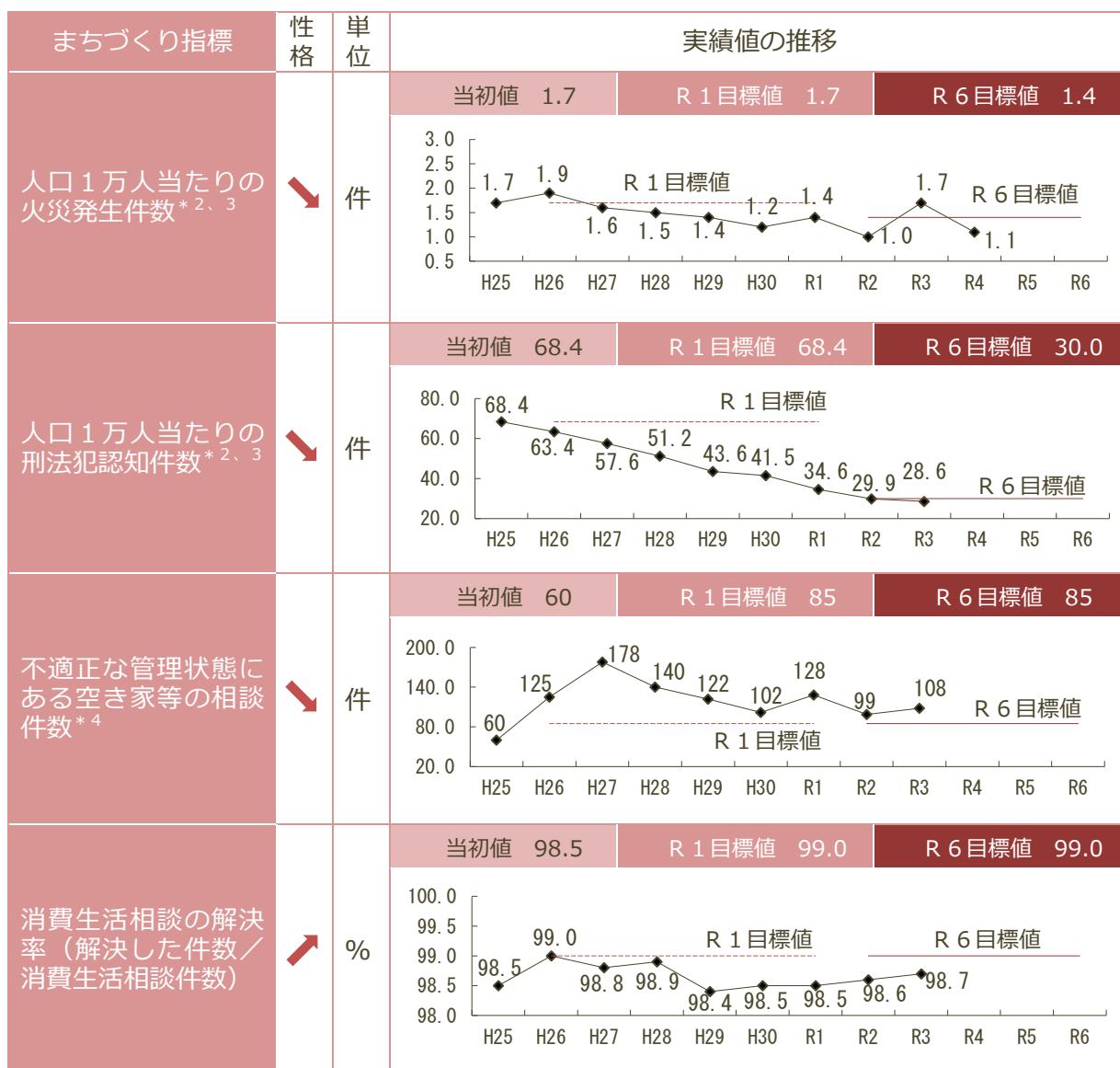
小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	・「自らの安全は自ら守る」という意識を高め、安全・安心な暮らしに結びつく行動を心がけましょう。
	地域・NPO等	・「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して安全・安心なまちづくりを推進しましょう。
	事業者	・事業活動における安全及び公正の確保に取り組むとともに、地域と一体となって安全・安心なまちづくりを推進しましょう。

●まちづくり指標





*2 令和3年度から令和6年度目標値を変更しています。

*3 令和3年度から指標の性格を「→」から「↖」に変更しています。

*4 令和3年度から指標の性格を「↗」から「↖」に変更しています。

● 関連個別計画

- ・危機管理指針
- ・地域防災計画
- ・水防計画
- ・国民保護計画
- ・業務継続計画（災害編）
- ・防犯活動推進計画（令和5～9年度）
- ・空き家等対策計画（令和2～6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

■ 施策9 地域コミュニティの維持・活性化



地域コミュニティがこれまで担ってきた多岐にわたる役割を維持し、活動を活性化するため、地縁又は目的を共にする団体などへの支援に取り組みます。

まちづくりの合言葉



地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう

●現状と課題

I 町内会・自治会においては自分たちが暮らす地域を快適で住みよくするためのさまざまな活動を行い、地域づくり^{*1}の基盤を担っており、また市の施策に対しても理解と協力をいただきながら、連携してまちづくりを進めています。また、市内全30のコミュニティ推進地区組織^{*2}などにおいては、町内会・自治会の枠を越えて地域の課題に対応した様々な取組を行つていただいており、地域の課題解決・将来像の実現のため、地区にある多様な主体と一緒に、様々な事業を行う地域協働^{*3}によるまちづくりに取り組んでいただいております。

しかし、少子高齢化の進行により活動の担い手が不足している、活動への参加者が少ないといった、地縁団体^{*4}の持続的な活動に対する不安が生じてきており、これらの課題を市と地域が一緒にになって解決する必要があります。

*1 地域づくり

地域住民がいきいきと暮らし、地域の特色を生かしながら、地域の一員としての誇りを持って、次世代につなげていけるような地域をつくることをいいます。

*2 コミュニティ推進地区組織

地域の連帯を深めるため、市は町内会・自治会や学区などを考慮して区域を定めており、現在は市内を30地区に分けたコミュニティ推進地区組織が結成されています。

*3 地域協働

町内会・自治会、NPO、企業といった地域にあるさまざまな主体で構成される地域づくり組織と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進める取組をいいます。

*4 地縁団体

町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織などの地域組織をいいます。

●施策の体系

施
策
9
地
域
コ
ミ
ュ
ニ
テ
イ
の
維
持
・
活
性
化

小施策 I コミュニティ活動の支援

町内会・自治会が、持続的な活動を展開できるよう、町内会・自治会の役員の負担軽減や、担い手の養成などの支援に取り組むとともに、コミュニティ推進地区組織などへの地域の特色に応じた地域づくりの支援を進めます。

これらにより、さまざまな団体等と市が、連携・協力しながらまちづくり活動を行う「市民協働」につなげます。

【主要事業】

- 地区行政事務
- コミュニティ推進事業
- 公衆街路灯関連事業
- 地域協働推進事業

【一般事業】

盛岡市町内会連合会補助事業、せきれい関係事業、コミュニティ施設管理運営事業、自治公民館整備事業、市民協働推進事業、市民運動総括事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	地区行政事務		市民協働推進課
概 要	地域に生活する住民にとって最も関心のある組織であり、身近な社会的サービスの提供を担っている町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、これらの団体が持続的な活動展開を行っていくための支援に取り組みます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	82百万円	82百万円	82百万円
	協働推進奨励金の支払	⇒	⇒

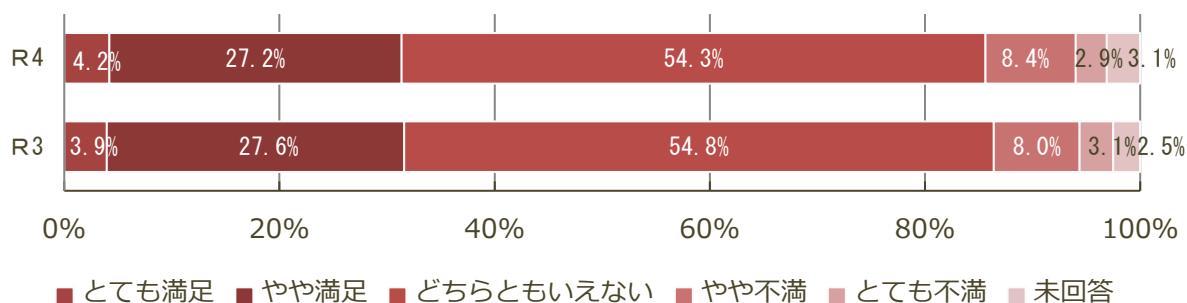
事業名	コミュニティ推進事業		市民協働推進課
概要	地域特性を生かした主体的なまちづくりが推進されるよう、コミュニティ推進地区組織に対する助成等を実施するほか、協働による取組を推進するため、公民館に設置した「市民協働推進センター」での相談対応や情報提供などを行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	13百万円	13百万円	13百万円
	コミュニティ推進地区組織に対する活動費補助、市民協働推進センターによる支援など	⇒	⇒

事業名	公衆街路灯関連事業		市民協働推進課
概要	町内会・自治会などの経済的負担を軽減して、持続的な活動展開を支援するために、公衆街路灯の電気料及び設置費を助成します。また、電気料等の経費節減及び環境負担の低減を進めるために LED 化した公衆街路灯具のリースを継続します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	98百万円	98百万円	98百万円
	公衆街路灯電気料及び設置費に対する補助、リース契約による公衆街路灯の保守など	⇒	⇒

事業名	地域協働推進事業		市民協働推進課
概要	地区にあるさまざまな主体が一体となり、相互に連携・役割分担して地域の課題解決を図る地域協働を推進するために、地域づくり計画を策定した地域づくり組織に対する助成等を実施するほか、地域の身近な窓口などを担う地域担当職員の配置、先進的な取組事例の紹介、担い手養成講座やコミュニティリーダー研修会などを開催します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	13百万円	13百万円	13百万円
	地域づくり協働推進計画にもとづく、地域協働の推進	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「町内会などの地域活動を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合

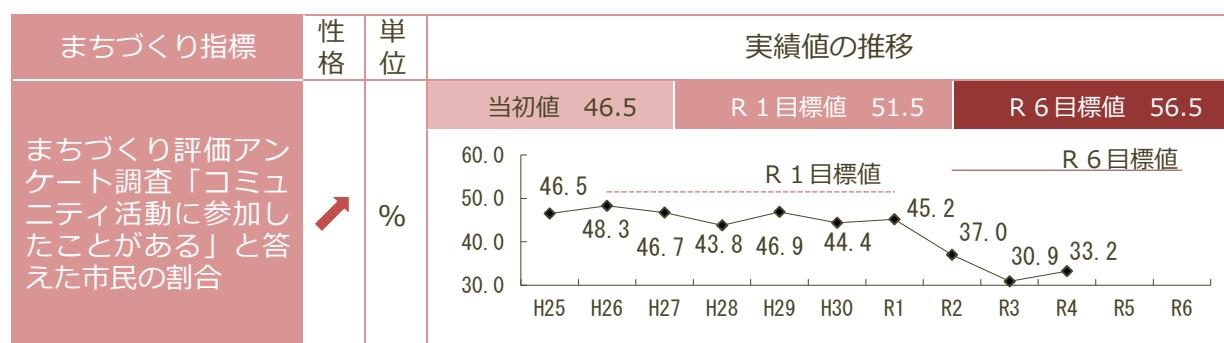


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

市民	・町内会・自治会などの活動に積極的に参加しましょう。
地域・NPO等	・町内会・自治会などは、地域の活動に多くの住民が参加できるよう工夫することにより、住民相互の交流や親睦を深め、環境保全や防災などのまちづくり活動への参加や、自ら課題を解決する主体的な取組につなげていきましょう。 ・NPO法人などは、専門的知識や情報・ノウハウを活用してまちづくりに積極的に参画し、地域社会に貢献しましょう。
事業者	・専門的知識や情報・人材などを活用し、地域社会を構成する一員として積極的に社会貢献活動を行い、まちづくりに参加しましょう。

●まちづくり指標



● 関連個別計画

- ・市民協働推進指針
- ・地域づくり協働推進計画（令和3～7年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

⊕ 施策 10 生活環境の保全



大気汚染、水質汚濁、騒音などの監視の継続や廃棄物の適正処理などを図り、良好で快適な生活環境の保全に取り組みます。

まちづくりの合言葉

水・風・緑 変わらない宝物



● 現状と課題

I-1 平成 25 年度まで増加傾向にあったごみの焼却量は、26 年度以降減少傾向にあります。令和 4 年 3 月の一般廃棄物処理基本計画の見直しにより設定された目標達成のため、更に計画的にごみ減量に取り組む必要があります。

I-2 不法投棄は、農道、林道などの道路沿いや山間部などで多く見られ、また、タバコなどのポイ捨ても依然続いている状況から、引き続き監視やモラル向上への周知、啓発に取り組む必要があります。

I-3 クリーンセンターは、施設稼動後 25 年が経過していることから、設備の性能を維持し公害防止協定を遵守していくため、計画的な改修を継続する必要があります。

I-4 廃止後長期間が経過した旧門清掃工場の解体や、老朽化が著しい資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設などの清掃関係施設の整備を計画的に進める必要があります。

I-5 近年の動物愛護思想の高まりから、保護した犬・猫の譲渡や殺処分ゼロへの取組などを推進する必要があります。

II 本市の生活環境は、概ね良好な状況にありますが、身近な生活環境を良好に保ち続けるために、大気、水質、騒音、振動などの監視を継続して行い、公害発生を未然に防止する必要があります。

● 施策の体系

施策
10 —
生活環境の保全

小施策 I 環境衛生の確保

環境に配慮した暮らしや活動についての理解が進み、環境衛生が守られるように、家庭や事業所から排出される廃棄物の適正処理を図るなど、生活環境を保全します。

【主要事業】

- クリーンセンター設備改修事業
- ◆県央ブロックごみ処理施設整備事業

小施策 II 公害の防止

身近な生活環境が良好に保たれ、環境への負荷が取り除かれるように、大気、水質、騒音、振動などの環境監視を行い、公害を防止します。

【主要事業】

- 公害防止対策事業

【一般事業】

火葬場管理運営事業、墓園管理運営事業、公衆浴場設備改善事業、動物愛護事業、塵芥収集運搬委託事業、塵芥処理事業、ごみ焼却事業、不法投棄防止事業、産業廃棄物等対策事業、自動車リサイクル推進事務、安全衛生管理事業、廃棄物処分場管理運営事業、盛岡地区衛生処理組合^{*1}事務事業、盛岡・紫波地区環境施設組合^{*2}事務事業、岩手・玉山環境組合^{*3}事務事業、盛岡北部行政事務組合^{*4}事務事業、リサイクルセンター施設改修事業、旧清掃工場施設解体事業

* 1 盛岡地区衛生処理組合

盛岡市・滝沢市・零石町で組織。盛岡地域及び都南地域のし尿及び浄化槽汚泥を共同処理しています。

* 2 盛岡・紫波地区環境施設組合

盛岡市・紫波町・矢巾町で組織。都南地域のごみを共同処理しています。

プラスチック容器包装などについては、盛岡地域及び玉山地域も含めて処理しています。

* 3 岩手・玉山環境組合

盛岡市・岩手町で組織。玉山地域のごみを共同処理しています。

* 4 盛岡北部行政事務組合

盛岡市・八幡平市・岩手町・葛巻町で組織。玉山地域のし尿及び浄化槽汚泥を共同処理しています。

●令和 5 年度～6 年度に実施する主要事業

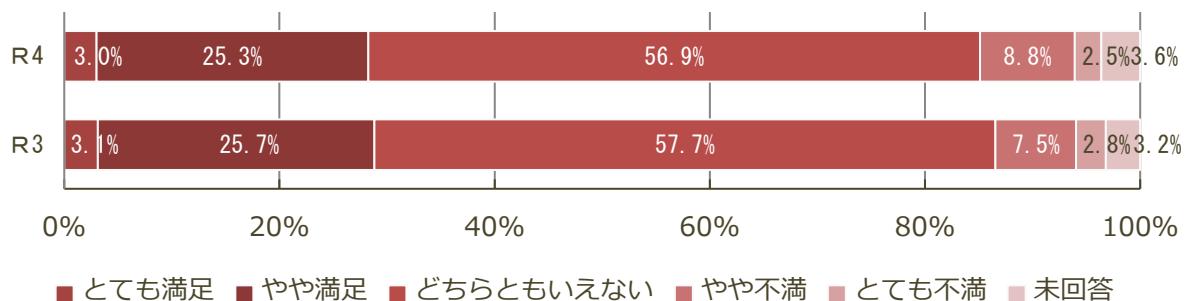
事業名	クリーンセンター設備改修事業		クリーンセンター
概 要	公害防止協定を遵守し、ごみの安定燃焼を確保するとともに施設の安全性を維持するために、クリーンセンターの各種設備の計画的な改修事業を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	277 百万円	363 百万円	309 百万円
	設備改修	⇒	⇒

事業名	県央ブロックごみ処理施設整備事業		廃棄物対策課
概 要	効率的で環境負荷が低減されたごみ処理を目指すため、盛岡広域 8 市町の既存 6 施設を集約し令和 14 年度の稼働に向けて新施設(ごみ焼却処理施設)の整備を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	15 百万円	33 百万円	29 百万円
	盛岡広域環境組合に対する負担金の支出など	⇒	⇒

事業名	公害防止対策事業		環境企画課
概 要	良好な生活環境を維持するために、各種法令に基づいて、大気、水質、騒音、振動、ダイオキシン類などの環境監視を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	22 百万円	22 百万円	22 百万円
	大気の常時監視及び水質、騒音、振動、ダイオキシン類などの測定	⇒	⇒

● この施策に対する市民の実感

「身近な生活環境が保全されている」と感じる市民の割合



小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

● 各主体に期待される役割

	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動や資源集団回収など、積極的に取り組みましょう。 ・ごみの中で、資源となるものの分別に取り組みましょう。 ・環境に配慮した暮らしを心がけましょう。
	地域・NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化活動にみんなで取り組みましょう。 ・清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げましょう。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動の実施など、美化活動に積極的に取り組みましょう。 ・ごみの中で、資源となるものの分別に取り組みましょう。 ・公害の防止に向け、環境汚染物質の排出抑制など、環境負荷の低減に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値	R 1 目標値	R 6 目標値
まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合	↑	%	75.8	77.0	80.0
焼却処理施設での年間処理量*5	↓	t	96,367	90,784	83,929

* 5 盛岡市一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせ、令和3年度に目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・環境基本計画（第三次）（令和3～12年度）
- ・一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- ・ごみ減量化行動計画（令和4～6年度）
- ・エコオフィスプラン（令和3～7年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

基本目標2 盛岡の魅力があふれるまちづくり

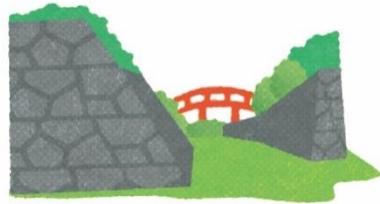
➊ 策11 歴史・文化の継承



地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります。

まちづくりの合言葉

文化財 みんなで学び 伝えよう



●現状と課題

I-1 市内に所在する有形文化財や天然記念物などは、後世に引き継いでいくため、収集、記録保存及び周辺環境を含めた維持管理に努める必要があります。また、地域に受け継がれている有形民俗などの文化財については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流やまちの活性化のため幅広い活用を図る必要があります。

I-2 無形民俗文化財は、伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、深刻な後継者不足に直面している団体もあり、保存団体の特性に応じた対策が求められています。

I-3 遺跡などの埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。

I-4 志波城跡や盛岡城跡などの史跡については、基礎調査や整備・活用を計画的に進める必要があります。

II 博物館等施設は、その適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

●施策の体系

施策 11 歴史・文化の継承

小施策 I 文化財の保護と活用

文化財指定の有無にかかわらず、有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財などの保護を適切に進めるとともに、市民がより歴史や文化に興味を持てるように、文化財の幅広い活用を図ります。

【主要事業】

- 盛岡城跡保存整備事業
- ★遺跡の広場整備事業

小施策 II 博物館等施設の整備・充実

各施設の老朽化対策を進め、必要な施設整備を行います。また、各施設では、その施設の特色を生かした事業を展開し、市民へ学習機会を提供し、歴史や文化に対する理解が深まるような運営を行います。

【主要事業】

- ★玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業

【一般事業】

★文化財保護事業、歴史民俗資料館管理運営事業、玉山歴史民俗資料館管理運営事業、遺跡の学び館管理運営事業、遺跡の学び館学芸事業、盛岡遺跡群発掘調査事業、埋蔵文化財調査事業、歴史的環境保全事業、博物館施設指定管理事業、志波城跡管理運営事業、市史編さん事業、史跡盛岡城跡歴史的建造物復元整備資料調査事業

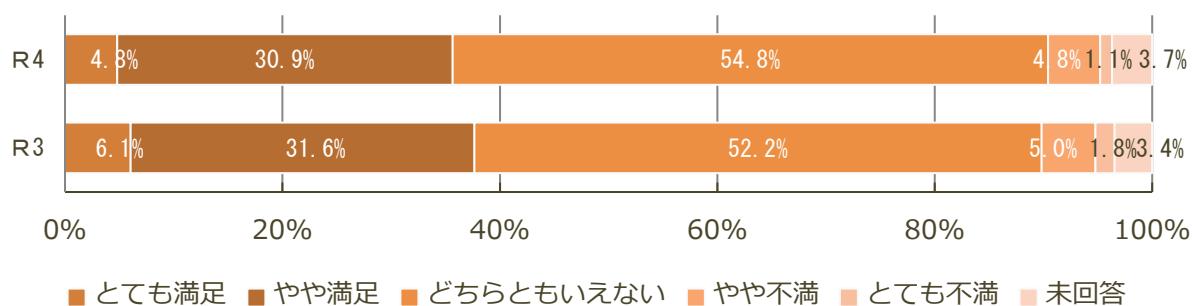
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	盛岡城跡保存整備事業			歴史文化課
概要	国指定史跡盛岡城跡の本丸地区発掘調査を進めます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	11 百万円	14 百万円	18 百万円	
	発掘調査	⇒	⇒	
事業名	★遺跡の広場整備事業			歴史文化課
概要	安倍館遺跡の史跡指定及び保存整備を検討するとともに、県指定史跡などの環境整備に努めます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	1 百万円	1 百万円	1 百万円	
	史跡環境整備	⇒	⇒	

事業名	★玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業			歴史文化課
概要	玉山地域の歴史や民俗・文化を後世に伝え、郷土の先人である石川啄木を研究し、新たな魅力を発信するための拠点施設として、また、玉山地域内に点在する観光や文化の情報発信拠点として、玉山歴史民俗資料館と石川啄木記念館の複合施設を整備します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	888 百万円	6 百万円	23 百万円	
	建築工事、展示制作など	玉山歴史民俗資料館解体設計など	玉山歴史民俗資料館解体工事など	

●この施策に対する市民の実感

「文化財の保護や活用が図られている」と感じる市民の割合



小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	・地域に受け継がれている歴史や文化、郷土が輩出した先人について学び、歴史や文化への理解を深め、次世代のために保存・継承しましょう。
 地域・NPO等	・地域に受け継がれている歴史や文化を積極的に次世代に伝えましょう。 ・文化財の保護・継承の活動の輪を広げましょう。
 事業者	・さまざまな活動を通して、市民、地域・NPOなどとともに文化財の保護・継承に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性格	単位	実績値の推移		
			当初値	R 1目標値	R 6目標値
文化財数（国・県・市指定）	↑	件	270	276	281
まちづくり評価アンケート調査「盛岡の歴史・文化財に興味関心がある」と答えた市民の割合	↑	%	58.6	61.8	65.0

Y-axis: 250, 260, 270, 280, 290
X-axis: H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, R5, R6

Y-axis: 50.0, 55.0, 60.0, 65.0, 70.0
X-axis: H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, R5, R6

●関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成27～令和6年度）
- ・歴史文化基本構想
- ・お城を中心としたまちづくり計画
- ・史跡盛岡城跡保存管理計画
- ・史跡盛岡城跡整備基本計画
- ・史跡志波城保存活用計画
- ・歴史的風致維持向上計画（平成30～令和9年度）
- ・芸術文化推進計画

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・文化財保存活用地域計画策定事業

⊕ 施策 12 芸術文化の振興



誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

LINK

まちづくりの合言葉

暮らしたい 身近に芸術（アート）があるまちに



● 現状と課題

I-1 市民の価値観が多様化していることから、コンサートや演劇、美術展などの芸術鑑賞事業や各種講座など、芸術文化に親しむ機会を提供する事業については、市民ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの文化会館の特色を生かしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。

I-2 芸術文化活動の振興を図るため、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業などに対して共催や後援を行い支援していますが、市民の自主的な活動を促進するため、更に効果的な支援、育成に取り組む必要があります。

I-3 芸術文化活動の振興は、長期的かつ継続的な視点に立った展開が求められることから、目標に向けて計画的に事業を展開する必要があります。芸術文化の振興に関する基本的な方向性を定めた芸術文化推進指針に基づき取りまとめられた芸術文化推進計画の各施策に取り組む必要があります。

II 文化会館は各施設とも建設から 20 年以上経過しており、設備も老朽化してきていることから、安全・快適で機能的な活動環境の提供に当たっては、適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕や更新に努める必要があります。また、寄贈を受けた多数の市所蔵美術品の管理や有効活用を図る必要があります。

●施策の体系

施策
12
芸術
文化
の
振興

小施策 I 芸術・文化活動の充実

優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民自らが表現する場や芸術団体が相互に交流する場の創設と芸術文化団体の活動を支援します。

【主要事業】

- ★芸術文化活動振興事業
- ★文化会館活動事業

小施策 II 文化施設の整備と活用

文化施設利用者へのサービス向上のため、計画的に設備の更新、修繕を実施します。また、市民の自主的・創造的な芸術文化活動が活発に行われるよう、文化施設の活用を図ります。

【一般事業】

文化会館管理運営事業

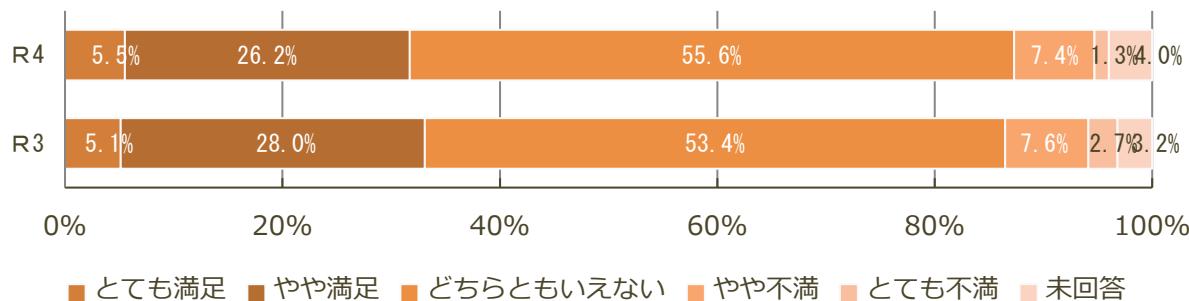
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★芸術文化活動振興事業			文化国際課
概要	市所蔵作品展を開催し優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、盛岡芸術祭を共催し、創作活動の奨励、発表展示機会の提供を行います。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	21 百万円	20 百万円	20 百万円	
盛岡文士劇東京公演の開催、盛岡国際俳句大会の開催、芸術・伝統文化体験事業の開催、もりおか市民文化祭の開催、市所蔵作品展の開催、芸術団体への支援、盛岡芸術祭の共催、芸術文化推進審議会の開催、推進計画の取組の推進	盛岡国際俳句大会の開催、芸術・伝統文化体験事業の開催、もりおか市民文化祭の開催、市所蔵作品展の開催、芸術団体への支援、盛岡芸術祭の共催、芸術文化推進審議会の開催、推進計画の取組の推進	盛岡国際俳句大会の開催、芸術・伝統文化体験事業の開催、もりおか市民文化祭の開催、市所蔵作品展の開催、芸術団体への支援、盛岡芸術祭の共催、芸術文化推進審議会の開催、推進計画の取組の推進		

事業名	★文化会館活動事業			文化国際課
概要	市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館の施設や地域の特色を生かし、パイプオルガン関連講座、演劇関連講座、合唱などの音楽関連講座を開設します。また、国内外で活躍する表現団体（者）の舞台公演や展示会を開催し、優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
取組内容	101 百万円	101 百万円	101 百万円	
	パイプオルガン・演劇・合唱等関連講座等の開催、舞台公演・美術展等芸術鑑賞機会の提供	⇒	⇒	

● この施策に対する市民の実感

「芸術文化に親しむ機会が身近にある」と感じる市民の割合



● 各主体に期待される役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化にふれあいましょう。
地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動に参加しましょう。 ・それぞれの特性を生かしながら連携し芸術文化活動を活発にしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動の支援に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移										
			当初値 41.6	R 1 目標値 45.0	R 6 目標値 50.0								
まちづくり評価アンケート調査「この1年間に何らかの芸術文化活動に参加した」と答えた市民の割合	↗	%	41.6	41.5	40.3	40.9	40.6	42.2	44.7	28.7	26.5	34.3	R 6 目標値

●関連個別計画

- ・芸術文化推進指針
- ・芸術文化推進計画
- ・芸術文化創造都市宣言

●令和6年度までに想定される事業展開

■ 施策 13 スポーツの推進



誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるように、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組みます。

まちづくりの合言葉

スポーツの力が盛岡の未来を創る



LINK

重点2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

●現状と課題

- I - 1** 市民一人ひとりが、生涯にわたりスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすためには、スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、さらには、魅力ある企画や情報提供など、多面的な環境づくりを進める必要があります。
- I - 2** 競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援のほか、競技スポーツに対する市民の関心を高め、理解を深める必要があります。
- I - 3** 学校体育やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。
- II** 市民がスポーツを継続するためには、スポーツ施設を適正に配置するほか、効果的・効率的運営と施設、設備の充実を図る必要があります。
- III** スポーツ大会などの企画運営や競技力向上のためには、指導にあたる組織や人材が必要となるため、スポーツを支えるための組織・人材などとの連携を強化する必要があります。
- IV** 本市をホームタウンとするプロスポーツのチームの活躍は、まちの活性化、スポーツ人口の拡大など、さまざまな効果が期待できるため、市民の関心を高めるさまざまな施策を講じる必要があります。
- V** 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産（レガシー）を未来に引き継ぎ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業における成果を生かし、関係団体と連携・協力して、圏外からの大会や合宿等の誘致を図るほか、盛岡広域圏の魅力を発信し、盛岡広域圏の資源を生かしたスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大を目指します。

● 施策の体系

施策
13
ス
ポ
ー
ツ
の
推
進

小施策 I ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

すべての市民がスポーツや健康づくりに参画する機会が確保できるようにソフト面での充実を図り、ニーズに応じてスポーツや健康づくりに親しみ、楽しめる活動などを推進します。

【主要事業】

★生涯スポーツ推進事業

小施策 II スポーツ施設の整備充実

市民ニーズに対応した新たな施設の整備や老朽化及びユニバーサルデザインに対応する改修など、アセットマネジメント^{*1}の考え方を踏まえながら適切なスポーツ施設の配置及び整備・改修を行うとともに、効果的・効率的な運営により施設利用者の利便性向上を図ります。

【主要事業】

◎都南東部体育館（仮称）整備事業

◎いわて盛岡ボールパーク管理運営事業

小施策 III スポーツ団体等との連携強化

市民へのスポーツの普及・定着化と競技力の向上を目指すため、広域市町、関係機関・団体などの連携を強化します。

小施策 IV プロスポーツ等との連携

市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた地域活性化を目指して、プロやプロを目指すチームとの連携を図ります。

小施策 V 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産の継承

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産（レガシー）と東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業における成果を生かし、スポーツによる交流人口の拡大、広域的な地域スポーツの推進に取り組みます。

【主要事業】

盛岡広域連携スポーツツーリズム推進事業

*1 アセットマネジメント

施設や設備を資産と捉え、その損傷、劣化などを将来にわたり予測すると同時に、管理運営における費用対効果を詳細に把握することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うこと。

【一般事業】

体育施設管理運営事業、サイクリングターミナル管理運営事業、玉山健康増進センター管理運営事業、体育施設修繕事業、総合プール整備事業、盛岡体育館長寿命化修繕事業、地域おこし協力隊活用事業、スポーツツーリズム施設整備事業、スポーツ大会・合宿誘致事業

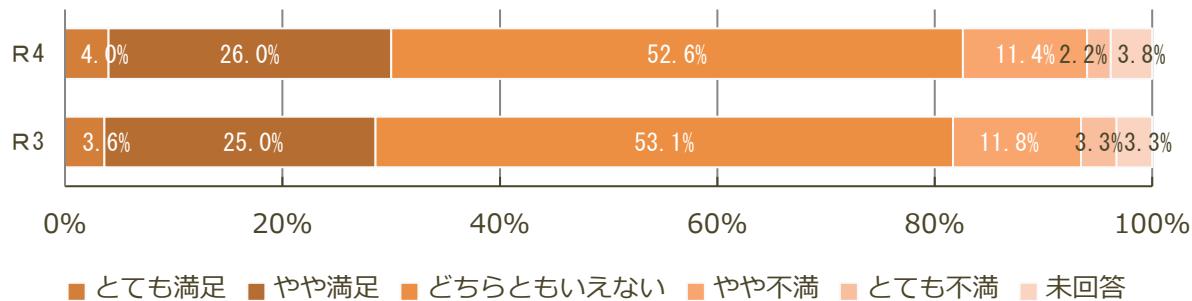
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★生涯スポーツ推進事業			スポーツ推進課、スポーツツーリズム推進室
概要	指導者養成、スポーツ教室開催、体育団体育成、競技大会等開催事業、市民体力づくり、スポーツの日記念行事、学校体育施設開放事業、スポーツパル事業などを行います。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	90 百万円	93 百万円	93 百万円	
指導者養成、スポーツ教室開催、体育団体育成、競技大会等開催事業、市民体力づくり、スポーツの日記念行事、学校体育施設開放事業、スポーツパル事業など			⇒	⇒
事業名	◎都南東部体育館（仮称）整備事業			スポーツ推進課
概要	都南東部地区に、地域特性に配慮したスポーツ・レクリエーション施設として体育館を整備します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	91 百万円	273 百万円	277 百万円	
実施設計・造成工事			建築工事	建築工事、供用開始
事業名	◎いわて盛岡ボールパーク管理運営事業			スポーツ推進課
概要	県と共同で整備した新野球場、屋内練習場等の管理運営を行います。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	276 百万円	276 百万円	276 百万円	
供用開始			⇒	⇒

事業名	盛岡広域連携スポーツツーリズム推進事業		スポーツツーリズム推進室
概要	盛岡広域8市町が連携し、一体的なスポーツツーリズムの推進、スポーツ施設を共有する仕組みづくりを検討します。		
取組内容	R 5 1百万円 盛岡広域スポーツコミュニケーションによる大会や合宿誘致など	R 6 1百万円 ⇒	(参考) R 7 予定 1百万円 ⇒

●この施策に対する市民の実感

「スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会の確保や施設の整備が整っている」と感じる市民の割合



小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	・市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに合わせ、スポーツに親しみ、楽しみ、支え（育て）ましょう。
	地域・NPO等	・すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう連携・協働しましょう。
	事業者	・すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう連携・協働しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値 31.1	R 1目標値 56.0	R 6目標値 71.0
まちづくり評価アンケート調査「週1回以上スポーツをしている」と答えた市民の割合	↗	%		56.0	71.0

●関連個別計画

- ・スポーツ推進計画（令和5～9年度）
- ・スポーツ施設適正配置方針（平成26～令和5年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

◆ 施策 1.4 「盛岡ブランド」の展開



盛岡が住み続けたいまち、住んでみたいまち、訪ねてみたいまちとなるため、盛岡ならではの魅力や価値である「盛岡ブランド」を市民と共に磨き、育み、都市ブランド^{*1}の確立を目指します。

さらに、効果的に市内外に発信することにより「盛岡ブランド」を展開します。

*1 都市ブランド

観光地や地場産業、文化・暮らしなどの個別のブランドにより生み出される都市の価値観やイメージのこと。

まちづくりの合言葉

みんなで伝えよう 盛岡の魅力



● 現状と課題

- I 盛岡らしい有形・無形の価値や魅力を「盛岡ブランド」として整理・体系化し、発信してきましたが、市民や事業者への浸透が十分ではなく、「盛岡ブランド」をよく理解してもらう必要があります。
- II 民間シンクタンクの調査によると、首都圏や関西以西において認知度を向上させる余地があることから、特産品やイベントなどの魅力を生かしながら、全国に向けて情報発信を効果的に行う必要があります。

LINK

重点
1 2

回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト
未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

●施策の体系

施策14
「盛岡ブランド」の展開

小施策 I 市民・事業者との意識共有

市民や事業者に盛岡ブランドをよく理解してもらい、意識共有を図るための取組を充実・強化することにより、市民一人ひとりが盛岡に対する誇りや愛着を抱くシビックプライド^{*2}の醸成を図ります。

【主要事業】

★盛岡ブランド確立事業

小施策 II 情報発信の強化

発信に当たっては、マーケティング手法を用いて情報の受け手を選択し、ソーシャルメディア等の新たな広報・情報媒体の積極的な活用を図るほか、転出者や首都圏等に在住する盛岡出身者等、盛岡に関わりがある人をキーパーソンとして、人と人との繋がりによる盛岡の魅力を発信するなどシティプロモーション^{*3}に取り組みます。

【主要事業】

★盛岡ブランド確立事業（再掲）

*² シビックプライド

まちに住む人が自らのまちに対して抱く誇りや愛着のこと。

*³ シティプロモーション

盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を掘り起こし、磨き上げ、その魅力を活用するとともに、その中から、人それぞれの目的に合わせた魅力を選択するなど、効果的・戦略的な情報発信を行うことにより、良好な都市のイメージを形成する一連の取組。

【一般事業】

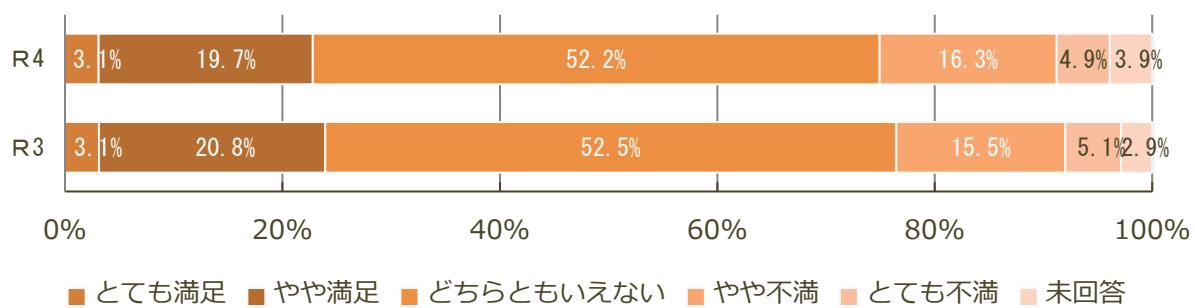
盛岡地区かわまちづくり事業、移住・定住・交流人口対策事業、地域おこし協力隊活用事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★盛岡ブランド確立事業		都市戦略室
概要	「盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画」に基づき、市民一人ひとりに自分たちのまちに対する誇りや愛着を抱き行動を起こしてもらうインナープロモーションの取組と、市外の方々に盛岡の価値や魅力を戦略的に発信し、行動してもらうアウタープロモーションの取組により、「盛岡を愛する人」を増やす取組を展開します。		
	R 5	R 6	(参考)R 7 予定
	6百万円	6百万円	6百万円
取組内容	市民・事業者との意識共有や市内外に向けた情報発信の強化のための取組、「盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画」の推進	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「盛岡の価値や魅力を育み、市内外へ発信している」と感じる市民の割合



小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

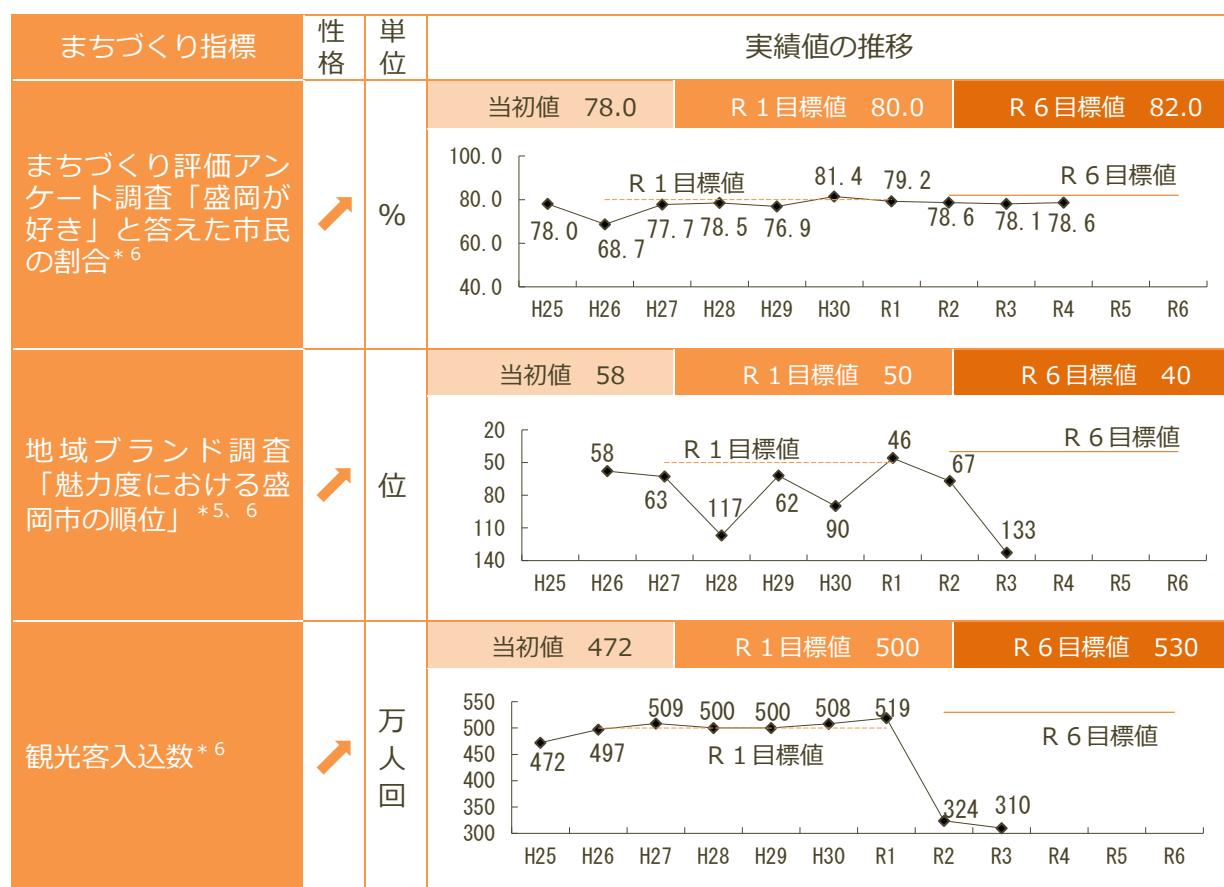
●各主体に期待される役割

 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡ならではの価値や魅力を共に磨き、育みましょう。 ・盛岡の良さを SNS^{*4}などで市内外に積極的に発信しましょう。
 地域・NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡の価値や魅力を育む市民の取組を支援しましょう。 ・地域のイベントや活動を通して、盛岡の価値や魅力を共有、発信する機会をつくりましょう。
 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡ならではの魅力ある新しい特産品の開発や、盛岡ブランド認定商品の積極的なPR、販路拡大などを通じて、盛岡の価値や魅力を市内外に発信しましょう。

*4 SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上の交流を通じた社会的ネットワークの構築を支援するサービスやサイト。

●まちづくり指標



*5 平成27年度に新しく設定した指標です。

*6 盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画の策定に合わせて、令和2年度から6年度目標値を変更しています。

● 関連個別計画

- ・シティプロモーション指針及び推進計画（令和 2～6 年度）
- ・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2～6 年度）
- ・移住定住・交流人口推進アクションプログラム（令和 3～5 年度）

● 令和 6 年度までに想定される事業展開

- ・「盛岡ブランド」を首都圏にとどまらず、日本全国及び海外（姉妹都市や友好都市等）へ向けて PR する取組の展開

✚ 施策 1.5 良好な景観の形成



市民と共に、自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らしい魅力ある景観を保持するなど、良好な景観の形成を図ります。

まちづくりの合言葉

潤いと彩りのある まちの風景づくり



●現状と課題

I-1 盛岡らしい都市景観形成の実現のため、各地域の景観特性が生かされた景観形成を図る必要があります。

I-2 盛岡固有の佇まいを残す盛岡町家などの歴史的景観を保全・継承する必要があります。

I-3 優れた自然環境と歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を次世代に継承していく必要があります。

II-1 景観計画の目標を実現するために、景観計画の内容や景観法に基づく届出制度等について、引き続き、広く市民や事業者等に周知していくほか、景観に関する意識の高揚を図る必要があります。

II-2 景観への影響が大きい屋外広告物の適正化のために、許可制度などの周知・啓発を推進する必要があります。

●施策の体系

施策 15
良好な景観の形成

小施策 I 景観保存対策の充実

景観計画に基づき、地域の特徴を生かした景観形成促進地区などの指定を行うとともに、優れた景観や建造物などの保全・活用について、市民との協働による取組を進め、景観に配慮した快適で美しく活気ある街並み形成を進めます。

【主要事業】

- ★都市景観形成指導事業
- 景観計画推進事業

小施策 II 良好な景観形成の誘導

これまで取り組んできた景観施策の実績を踏まえ、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、更なる景観施策の充実と向上を図り、良好な景観の形成を推進します。

【主要事業】

- 屋外広告物事務
- 景観計画推進事業（再掲）

【一般事業】

景観重要建造物管理整備事業、大慈寺地区の歴史的街並み整備事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★都市景観形成指導事業		景観政策課
概要	景観法及び景観条例に基づく届出などに係る審査・指導並びにさまざまな機会やイベントを通じての景観施策などの啓発、広報活動及び情報提供を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	1百万円	1百万円	1百万円
	景観法に基づく届出審査事務、都市景観シンポジウム・都市景観賞の実施	⇒	⇒

事業名	景観計画推進事業		景観政策課
概要	景観行政団体*として、景観計画の方針に基づき、景観形成促進地区、景観重要建造物等の指定とともに、景観重要建造物の保全・活用について、市民との協働による取組を進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図ります。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	16百万円	16百万円	16百万円
景観形成促進地区及び景観重要建造物等の指定・保全・活用など		⇒	⇒

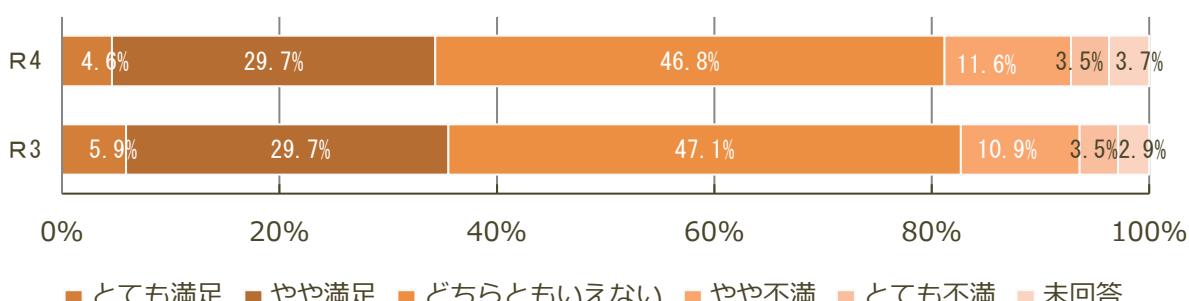
事業名	屋外広告物事務		景観政策課
概要	屋外広告物の許可や屋外広告業の登録などを行います。また、良好な景観を形成するため、屋外広告物景観形成地区の指定などに取り組みます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	9百万円	9百万円	9百万円
屋外広告物の許可事務、屋外広告業の登録事務など		⇒	⇒

* 景観行政団体

景観法では、景観行政に取り組む主体を景観行政団体とし、施策の大部分を景観行政団体が行うこととしています。なお、岩手県内では、岩手県、盛岡市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、陸前高田市、平泉町及び一戸町が景観行政団体となっています。

● この施策に対する市民の実感

「盛岡らしい景観が形成されている」と感じる市民の割合



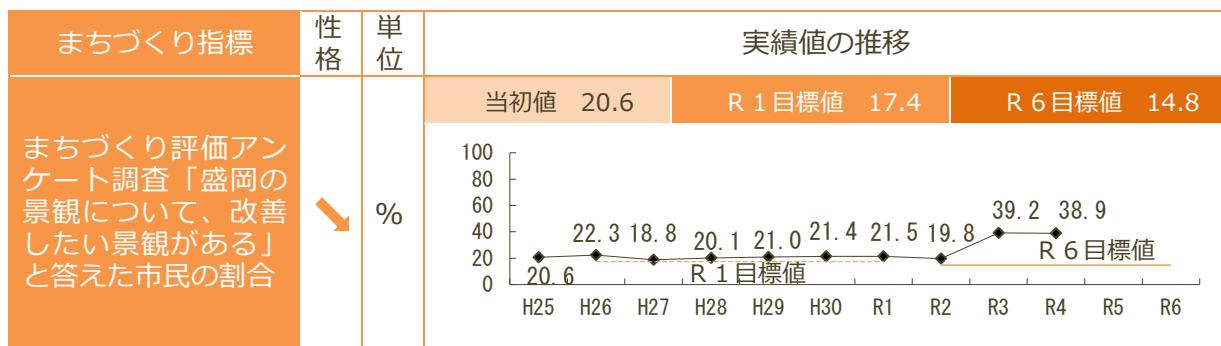
小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	・都市景観に関心を持ち、さまざまな景観形成の取組に進んで参加しましょう。
 地域・NPO 等	・地域の景観形成に関する取組に積極的に参加しましょう。 ・緑化や花壇の整備などの景観形成活動に参加しましょう。
 事業者	・周辺環境に配慮した市街地の整備や地域住民との調整に努めましょう。 ・景観計画に沿った建築物や工作物の設置・改修に努めましょう。

●まちづくり指標





●関連個別計画

- ・歴史的街並み保存活用基本計画（平成19年度～）
- ・景観計画（平成20年度～）
- ・大慈寺地区まちづくり計画（平成23年度～）
- ・歴史的風致維持向上計画（平成30～令和9年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・景観重要建造物の改修

✚ 施策1 6 計画的な土地利用の推進



地域の特性をいかし、機能的で魅力的な都市を形成するため、自然環境の保全と人々の営みとの調和を考慮しながら、コンパクトで効率的な市街地を形成するなど、計画的で適正な土地利用を推進します。

まちづくりの合言葉

盛岡をみがこう みどり にぎわい なつかしさ



LINK

●現状と課題

I - 1 持続可能な土地利用を推進するため、国土利用計画盛岡市計画を踏まえ、総合的に計画的な市土の利用を継続する必要があります。

I - 2 都市計画（土地利用、道路、公園、下水道、市街地開発事業等）については、都市計画マスタープランに即して、諸施策を総合的かつ体系的に展開していく必要があります。

I - 3 無秩序な市街地の拡大を防ぎ、計画的なまちづくりを進める必要があるため、区域区分及び地域地区の見直しに取り組んでいく必要があります。

II 市街化区域内の未利用地の土地利用を進めるとともに、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図る必要があります。

重点2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

●施策の体系

施策 16
計画的な土地利用の推進

小施策 I 土地利用に関する計画の策定・見直し

藩政時代から形成された既成市街地の充実と新市街地の形成による機能的で活力あるコンパクトなまちづくりを推進するとともに、これら市街地を取り囲む農用地や森林を生産機能の場として、また、豊かな自然景観や水源涵養資源として、保全・活用するよう、総合的に計画的な土地利用を進めます。

【主要事業】

都市計画区域区分^{*1}変更事業

小施策 II 土地利用の管理・指導

良好な宅地水準を確保するとともに、都市計画に定める土地の利用目的に沿った開発行為が行われ、立地の適正性が確保されるように、管理・指導します。

【主要事業】

開発許可事務事業

*1 都市計画区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

【一般事業】

都市計画審議会運営事業、都市計画制度等に関する調査研究事業、盛岡広域都市圏としての良好な都市計画の推進事業、宅地造成工事許可事務、宅地耐震化推進事業、開発審査会運営事業、都市計画調査事務、都市計画マスターplan事業、地域地区見直し事務、地区計画の決定及び見直し事務、郊外住宅地活性化事業、都市計画法第53条建築許可事務事業、地区計画の区域内における建築規制事務事業、都市計画図更新事業、まちづくりアドバイザー事業、土地取引規制事務、立地適正化計画推進事務、地域おこし協力隊活用事業、内丸地区再整備事業

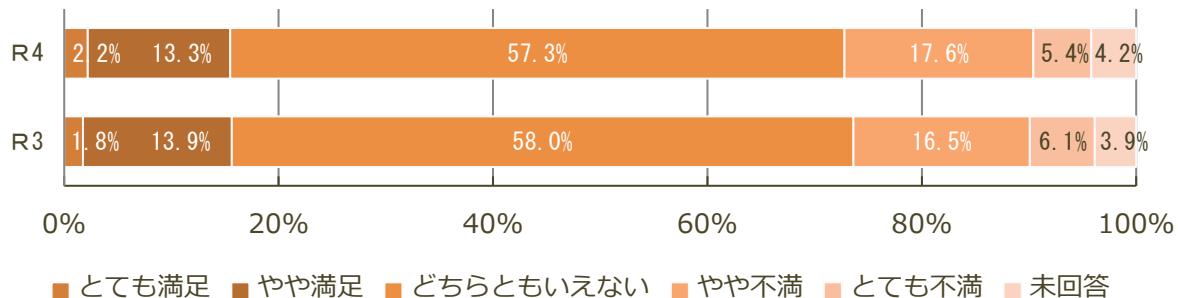
●令和 5 年度～6 年度に実施する主要事業

事業名	都市計画区域区分変更事業		都市計画課
概要	都市計画基礎調査を実施し、県及び広域市町（滝沢市及び矢巾町）と共に、適切な区域区分の見直しに取り組みます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	89 百万円	10 百万円	10 百万円
	都市計画現況調査(都市計画基本図の作成)、3D 都市モデルの整備、都市空間ハザード情報リーフレット作成	都市計画基礎調査、3D 都市モデルの整備	区域区分定期見直し準備、3D 都市モデルの整備

事業名	開発許可事務事業		都市計画課
概要	コンパクトなまちづくりの形成や既存集落の維持などに対応するために、都市計画法に基づく開発許可事務及び建築許可業務を行います。東日本大震災等において発生した、がけ崩れ等による被害と同等の被害が予想される市内の大規模盛土造成地について、それらの把握と安全性の確認を行います。宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域を指定し、危険な盛土等の規制を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	30 百万円	20 百万円	20 百万円
	都市計画法に基づく開発・建築の許可事務、盛土規制区域指定基礎調査	都市計画法に基づく開発・建築の許可事務、大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)、盛土規制区域指定既存盛土調査	都市計画法に基づく開発・建築の許可事務、大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等事務

● この施策に対する市民の実感

「地域の特性を生かした土地利用の計画、管理などが行われている」と感じる市民の割合



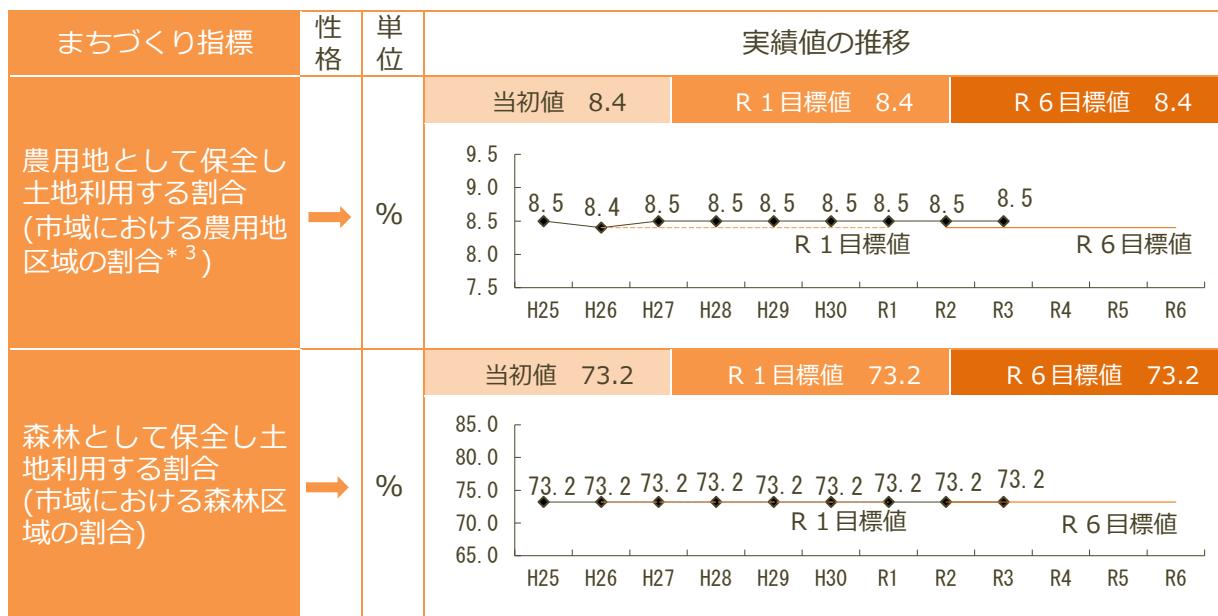
● 各主体に期待される役割

	市民	・まちづくりに関心を持ち、まちづくり活動に進んで参加しましょう。
	地域・NPO 等	・まちづくりの計画策定・見直し及び管理に一緒に取り組みましょう。
	事業者	・地域、行政、事業者が連携してまちづくりに取り組みましょう。

● まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当 初 値	R 1 目標 値	R 6 目標 値
都市として計画的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定する割合 (市域における都市計画区域の割合 ^{*2})	→	%	50.3	50.3	50.3

Y軸：40.0 ~ 60.0
X軸：H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, R5, R6



* 2 都市計画区域と農用地区域、森林区域とが重複している区域があるため、3区域の割合の合計は100.0%を超えます。

* 3 初値は、平成26年度の速報値としています。

●関連個別計画

- ・国土利用計画盛岡市計画
- ・都市計画マスターplan
- ・立地適正化計画

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・市街化調整区域における地区計画の策定
- ・立地適正化計画の見直し

基本目標3 人を育み未来につなぐまちづくり

施策 17 子どもの教育の充実



子ども一人ひとりの個性をいかし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

LINK

重点1

未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

まちづくりの合言葉

個性をいかし 生きる力を 育もう



●現状と課題

I-1 学力検査において、小学校の国語、算数及び中学校の国語、数学、英語とも全国水準を上回っていますが、一層の向上を図る必要があります。また、義務教育9年間の系統性のある指導の充実を図る必要があります。

I-2 いじめやスマートフォンの使用に係る問題が発生していることから、命を尊重する心や他人を思いやる心など、道徳的価値の自覚を促し、豊かな人間性を育む必要があります。

I-3 体力運動能力調査において、小中学校ともに走力に課題が見られることから、体力向上の取組の充実・改善を図る必要があります。また、学校給食については、全ての市立小中学校で「全員に同じ給食が提供される方式」による完全給食を実施するため、施設整備を進める必要があります。

I-4 子どもを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、児童生徒・家庭・地域社会・学校・行政が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという市民協働の教育を推進する必要があります。

II 幼稚園教育において、子育て相談などの子育て支援、小学校及び地域との連携の一層の充実を図る必要があります。

III 高等学校教育において、生徒一人ひとりの進路目標を達成するため、ソフト・ハード両面からの教育環境の整備充実を図る必要があります。

IV 学校の教育課題は年々複雑・多様化していることから、職能・経験年数や教育課題に応じた幅広い研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図る必要があります。

V 施設の老朽化・劣化が進んでいることから、計画的・効率的な施設の整備や適切な維持保全による施設・設備の長寿命化を図る必要があります。また、バリアフリー化などの学習環境の整備や災害時の地域の避難所としての機能の充実も必要となっています。

●施策の体系

小施策 I 小中学校教育の充実

児童生徒の学力の実態を的確に把握しながら、基礎的・基本的な学力の向上を図ります。また、各中学校区の実情に応じて、これまでの連續した教育活動をより一層強化するものとした小中一貫教育や、自立して社会で生きていくための基礎を育むキャリア教育、情報化社会に対応した情報モラル教育を進めます。

学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実のほか、いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」取組や不登校対策の充実を図ります。また、小中学校児童生徒を対象に、盛岡の先人や風土・文化を盛り込んだ先人教育を進めます。

学校保健事業や体育振興事業の充実に努めながら、児童生徒の健康の保持と体力・運動能力の向上を図ります。また、学校給食については、全ての市立小中学校における「全員に同じ給食が提供される方式」の実現と老朽化した各調理場への対応として、計画的に新たな共同調理場の整備を進めます。

地域の教育課題を明確にしながら、学校と家庭、地域が一層連携を深め、地域に根ざした教育振興運動を展開します。

【主要事業】

- 教育振興事業（小学校・中学校）
- 先人教育推進事業
- 生徒指導強化推進事業
- 教育活動推進事業
- 学校給食センター整備運営事業

小施策 II 幼稚園教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、望ましい幼児教育を提供するとともに、保護者への支援に取り組みます。また、幼稚園と小学校、地域との連携を深めます。

小施策 III 高等学校教育の充実

学力の向上と部活動・特別活動の充実を図るとともに、規律ある生活習慣の確立と保健衛生・安全指導を推進するほか、一人ひとりの個性や希望を生かした進路指導の充実を図ります。

小施策 IV 教職員研修の充実

日々の教育実践に必要な教職専門職としての研修を行い、教職員の資質や指導力の向上に努め、教育の質的向上を図ります。

小施策 V 学校施設の整備・充実

予防保全型の計画的な修繕を行うことにより、学校施設の適切な維持管理と長寿命化の視点に立った施設・設備の保全を計画的に推進します。また、大規模改修を行う際は、ユニバーサルデザインの導入により安全性を確保するとともに、災害時の地域の避難場所としての機能を確保します。

【主要事業】

- ・ 小学校整備事業
- ・ 中学校整備事業
- ・ 学校プール整備事業

【一般事業】

委員会事務、教育委員会グループウェア運営事業、学校情報化推進事業、小中学校・幼稚園管理事務、小中学校・幼稚園配分事務、私学振興補助事業、岩手育英会助成事業、小中学校給食運営事業、就学援助事業、学校給食関係事業、教職員の働き方改革推進事業、学校訪問指導事業、研究指定校事業、特別支援教育事業、教育振興運動事業、外国人英語指導講師招へい事業、小中学校プール管理事務、小中学校保健事業、地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業、学校保健関係事業、学校体育振興事業、教育研究事業、適応指導教室事業、学校給食センター管理運営事業、高等学校教育振興事業、教育研修事業、小中学校管理用備品等購入事務、義務教育教材教具購入事業、小中学校校舎等維持補修事業、小中学校コンピュータ教育設備整備事業、園舎等維持補修事業、平和教育推進事業、小中学校等環境改善事業、小中学校施設等整備事業、小中学校校舎安全対策改修事業、小中学校トイレ環境整備事業

●令和 5 年度～6 年度に実施する主要事業

事業名	教育振興事業（小学校・中学校）		学校教育課
概要	児童生徒の学力などの実態を把握するための学力検査、知能検査など、諸検査を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	8 百万円	150 百万円	63 百万円
児童生徒の学力検査、知能検査の実施、教師用教科書・指導書の購入		⇒	⇒

事業名	先人教育推進事業		学校教育課
概 要	教職員への啓発資料として実践事例集や研修資料を作成するほか、先人の業績や生涯を盛り込んだ「先人力レンダー」を作成するなど、先人教育を推進します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
取組内容	先人教育委託研究、先人教育に関する公開講座の実施、実践事例集、先人力レンダーの作成		⇒ ⇒
事業名	生徒指導強化推進事業		学校教育課
概 要	児童生徒の健全育成や安全確保に関する取組を行うとともに、個別に配慮が必要な児童生徒への支援のため、会計年度任用職員を配置します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	65百万円	72百万円	76百万円
取組内容	生徒指導研究推進協議会への支援、スクールガードリーダー ^{*1} 、スクールアシスタント ^{*2} 及び不登校対策相談員の配置など		⇒ ⇒
事業名	教育活動推進事業		学務教職員課、学校教育課
概 要	小中学校において、学校図書館の職務に従事する学校司書を配置し、学校図書館の運営の改善及び向上を図るため、環境整備や児童生徒並びに教職員に情報提供を行うなど読書活動を推進します。また、担任の補助としてきめ細かな指導を行うため、講師（会計年度任用職員）を配置し、基礎学力の向上を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	13百万円	24百万円	24百万円
取組内容	学校司書（会計年度任用職員）の配置など		⇒ ⇒
事業名	学校給食センター整備運営事業		学務教職員課
概 要	第二次学校給食施設整備実施計画に基づき新たな学校給食センターの整備・運営を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	431百万円	543百万円	889百万円
取組内容	盛岡市学校給食センターの維持管理運営業務、運営モニタリング		盛岡市学校給食センターの維持管理運営業務、新たな学校給食センターの用地調査等、第三次学校給食施設整備実施計画の策定
	盛岡市学校給食センターの維持管理運営業務、第三次学校給食施設整備実施計画に基づく事業実施		

事業名	小学校整備事業		総務課（教育）
概要	築40年以上経過した施設の大規模改修を行います。		
取組内容	R 5 747百万円 大規模改修：基本設計、実施設計、長寿命化関連工事など	R 6 583百万円 ⇒	(参考) R 7 予定 350百万円 ⇒
事業名	中学校整備事業	総務課（教育）	
概要	築40年以上経過した施設の大規模改修を行います。		
取組内容	R 5 417百万円 大規模改修：実施設計、長寿命化関連工事など	R 6 1,114百万円 ⇒	(参考) R 7 予定 836百万円 ⇒
事業名	学校プール整備事業		総務課（教育）
概要	小・中学校のプール改修を行います。		
取組内容	R 5 — プール改修に向けた検討など	R 6 — ⇒	(参考) R 7 予定 — ⇒

*¹ スクールガードリーダー

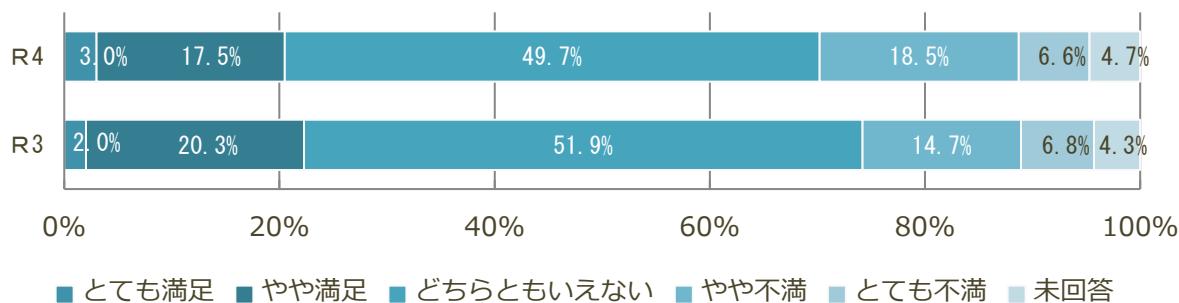
子どもたちの登下校時間に合わせ通学路の巡回パトロールなどを行う学校安全ボランティア（スクールガード）に対して、各小学校の児童の安全対策等について助言を行い、学校安全の体制の整備を推進する人のこと。

*² スクールアシスタント

個別に配慮が必要な児童生徒に対して、担任とともに支援を行う会計年度任用職員のこと。

●この施策に対する市民の実感

「将来を担う子どもたちを育てる小中学校的教育内容や施設の整備が充実している」と感じる市民の割合



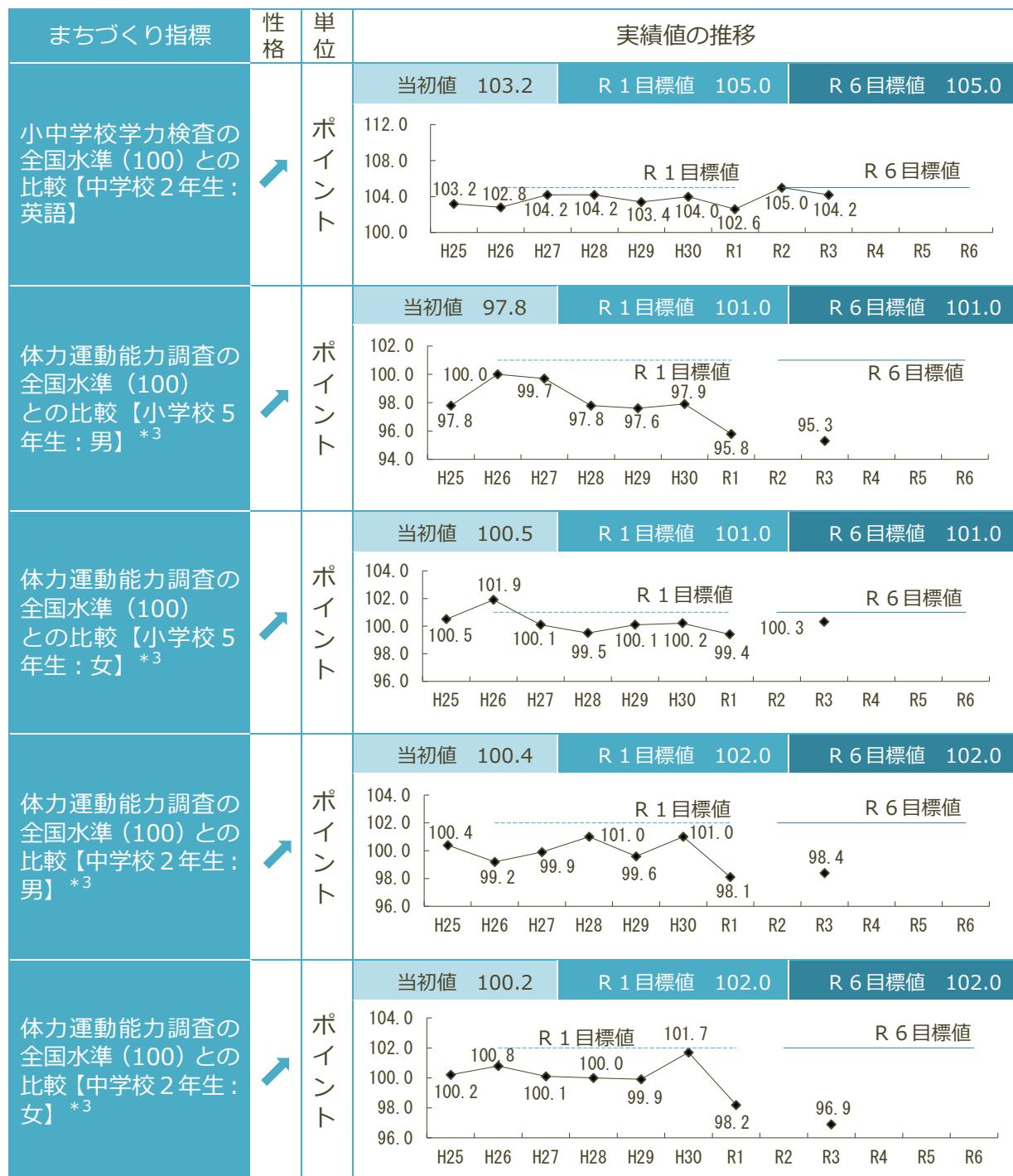
小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で、子どもの生活習慣や学習習慣づくりに取り組みましょう。 ・学校との連携を密にし、情報を共有するとともに、学校行事などに積極的に参加しましょう。
 地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭、地域が連携しながら子どもの健全な育成を図りましょう。 ・地域活動などを通じ、子どもを見守り育てる環境づくりに努めましょう。 ・地域の子どもは、地域で育てましょう。
 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野を生かして学校の教育活動に積極的に協力しましょう。

●まちづくり指標





*3 令和2年度は体力運動能力調査の全国調査が中止となつたため、実績値はありません。

● 関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成27～令和6年度）
- ・教育振興運動第12次5か年計画（令和3～7年度）
- ・小中学校適正配置基本方針
- ・小中学校適正配置基本計画
- ・小中学校施設等整備基本方針
- ・盛岡市立小中学校学校給食基本方針

- ・第二次学校給食施設整備実施計画
- ・小中学校水泳プール対応方針（令和5～14年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・学校給食費の公会計化

➊ 施策 18 生涯学習の推進



誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるよう、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。

まちづくりの合言葉

楽しみや生きがいを見つけ 人生を充実させよう



●現状と課題

- I 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って充実した生活を営み、学んだ成果を社会に還元することができるよう、社会的な課題と市民ニーズを把握した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習に関する相談に的確に対応していく必要があります。
- II 生涯学習の推進のためには、活動場所となる社会教育施設の利便性・安全性の確保が必要であり、老朽化した施設・設備の改修・修繕や新築などの要望に適切に対応する必要があります。

●施策の体系

施策
18
生涯
学習の
推進

小施策 I 社会教育の充実

学習情報の提供や学習相談への対応を適切に行うとともに、社会の変化に対応した課題に関する学習機会を提供するほか、地域や家庭における教育力の充実を図るための支援を行います。

【主要事業】

★社会教育促進事業

小施策 II 社会教育施設の整備・充実

社会教育施設の老朽化対策を進め、必要な施設整備を行うとともに、公民館、図書館などの社会教育施設で行う事業を充実させます。

【主要事業】

社会教育施設整備事業

【一般事業】

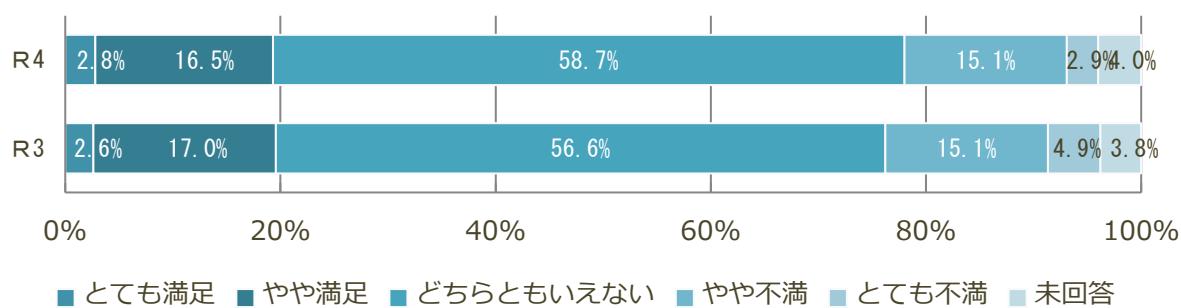
公民館管理運営事業、公民館活動事業、図書館管理運営事業、図書館活動事業、図書館資料整備事業、少年自然の家管理運営事業、少年自然の家活動事業、子ども科学館管理運営事業、憲法記念事務

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★社会教育促進事業		生涯学習課
概要	多様な学習機会を提供するとともに、社会の変化により生じた課題に対応する学習機会や情報の提供を行います。また、社会教育関係団体の支援や学校・家庭・地域の連携協力推進、大学開放講座などの事業を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	10 百万円	10 百万円	10 百万円
取組内容	学校・家庭・地域の連携協力推進、学びの循環推進、中学生社会参加活動促進など		⇒ ⇒
事業名	社会教育施設整備事業		市立図書館、生涯学習課
概要	市立図書館の耐震補強と大規模改修、好摩地区公民館の建替え及び（仮称）南部公民館の整備を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	947 百万円	6 百万円	57 百万円
取組内容	市立図書館の大規模改修工事、好摩地区公民館建替え工事	（仮称）南部公民館の地質調査等	（仮称）南部公民館の基本設計等

●この施策に対する市民の実感

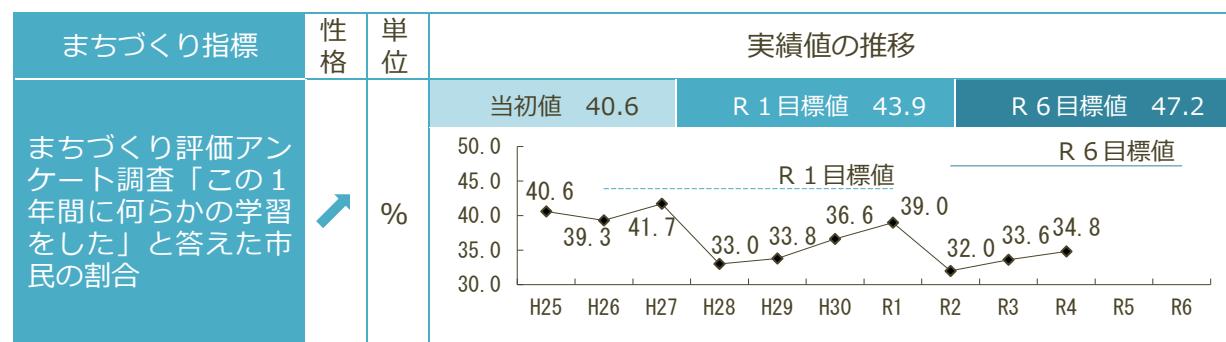
「いつでもどこでも学ぶことができる各種講座の開設や生涯学習環境が整っている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

 市民	・生涯学習に積極的に取り組み、楽しみや生きがいを見つけましょう。
 地域・NPO 等	・地域の特色を生かしたさまざまな催しや学びの機会を提供しましょう。
 事業者	・社会や地域の一員として、催しや学びの機会の創出に積極的に関わりましょう。

●まちづくり指標



●関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成27～令和6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

✚ 施策 19 社会を担う人材の育成・支援



将来を担う若い世代や女性がライフスタイルに合わせ、社会のさまざまな場面で活動できるように、人材の育成や情報の提供などの支援に取り組みます。

LINK

まちづくりの合言葉



“まちづくり”は“ひとづくり”

● 現状と課題

I-1 若者を取り巻く労働環境は、非正規雇用などの不安定な雇用、求人側と求職側のニーズが一致しない雇用のミスマッチのほか、地元企業の認知度が低く、県外に就職先を求める若者が多いことなどの課題があります。また、教育や職業訓練などを受けない無業者、いわゆる二トと呼ばれる若者が存在するなどの課題もあります。

このため、在学中からキャリア教育などによる就労観の育成や地場企業を知る機会を設けるなど、若者が社会で活躍できるためのさまざまな支援を行う必要があります。

I-2 女性の労働力率は、子育て期に当たる30歳代で低下するものの、就業希望者は多く、非常に大きな潜在力となっている一方で、さまざまな課題があることから、就業や社会参加など個々に支援が必要となっています。

●施策の体系

人材の育成・支援

社会を担う
施策 19

小施策 I 若い世代の活躍支援

若い世代に対して、就業や職場定着などに係る情報提供や各種支援を行い、就学等から就業へ円滑に移行できる環境を整えます。

【主要事業】

若者の就業支援事業

【一般事業】

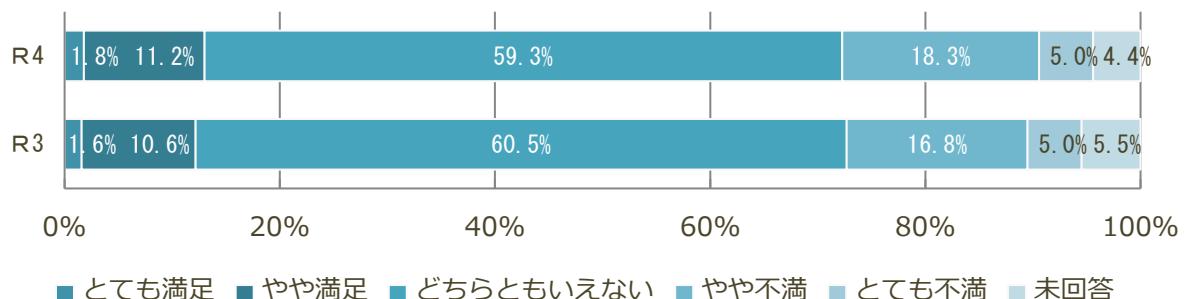
いしがきミュージックフェスティバル支援事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	若者の就業支援事業		経済企画課
概要	新規学卒者・若年未就職者に対して、就業に関する専門的な相談受付などをを行うとともに、高校生などを対象としたインターンシップ受入れや若手社員の職場定着に関する取組などを通じて若者のキャリア形成・地元定着に向けた取組を進めます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	21 百万円	21 百万円	12 百万円
取組内容	ジョブカフェいわて運営事業、若者サポートステーション運営事業、新社会人就職定着支援事業、高校生等地元就職フォローアップ事業など	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「ライフスタイルに合わせた、若い世代や女性の活躍を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合

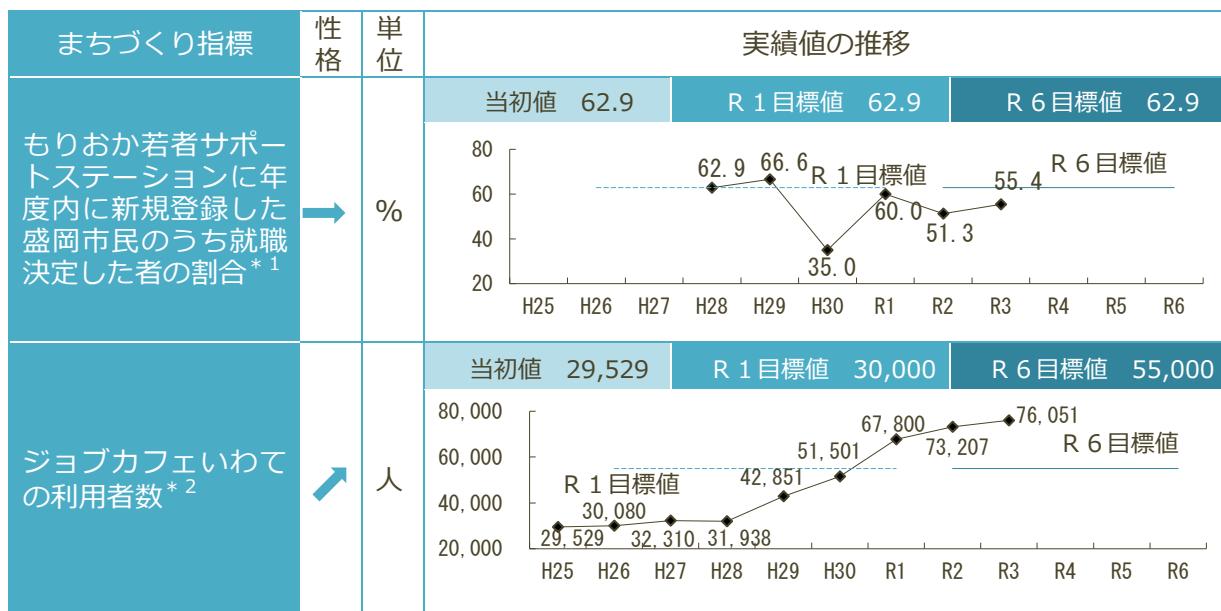


小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	・共に協力し子育てに取り組みましょう。 ・ボランティア活動など多様な体験活動に参加しましょう。
	地域・NPO 等	・地域の活動に若い世代や女性が活躍できる場を創造しましょう。
	事業者	・ワークライフバランスの実現や女性活躍の重要性などに関する教育・啓発活動の推進を図りましょう。

●まちづくり指標



*¹ 令和元年度に指標を「地域若者サポートステーションの支援を受けて就職を決定した人数」から「もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合」に変更しています。

*² 令和元年度からジョブカフェいわての利用者数には併設ハローワークの利用者も含んでいます。集計方法の変更に伴い、令和元年度、令和6年度の目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・第2次男女共同参画推進計画（平成27～令和6年度）
- ・子ども・若者育成支援計画（平成27～令和6年度）
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

- ・若者の自立と活躍を社会全体で支える環境整備

⊕ 施策 20 地球環境の保全と自然との共生



地球環境や豊かな自然を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策やごみの減量化・資源化の推進、水や緑の保全などに取り組み、地球環境の保全と自然との共生を推進します。

まちづくりの合言葉

水と緑の都 “もりおか” を未来につなぐ



●現状と課題

I - 1 令和 2 年度に改定した自然環境及び歴史的環境保全計画に基づき、市域の自然環境調査を行う必要があります。

また、自然環境調査の結果などを基に希少種の生息状況を把握し、生物の多様性を確保する必要があります。

I - 2 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している環境保護地区、保護庭園及び環境緑化地区について、所有者・管理者や地域の理解を得ながら管理していく必要があります。

I - 3 近郊自然歩道 10 路線について、ガイドマップを配布するとともに、環境部ホームページ上に詳細なコースマップや花暦、鳥暦などを掲載しています。今後も適切な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び安全確保に努めながら、盛岡の豊かな自然環境をより広く発信する必要があります。

I - 4 近年、ツキノワグマやニホンジカなどの野生動物が市街地にも出没するケースが増えており、市民の安全・安心の観点からも関係機関が連携して野生動物の適正な保全・管理を図る必要があります。

II 市民一人ひとりの節電・省エネへの取組やライフスタイルの変革などが求められていることから、将来を担う子どもたちから大人まで、すべての市民が身近な環境から地球規模の環境問題まで関心を持ち、理解を深め、環境を大切にする意識を高める必要があります。

III ごみ総排出量は、年々減少している状況です。資源を大切にし、地球環境の保全に貢献するため、引き続き一般廃棄物の減量に向けて取り組む必要があります。

IV 市域における温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の平成 24 年度をピークに減少傾向にありますが、地球温暖化対策を進め、更なる削減が必要です。令和 4 年 6 月に改定した気候変動対策実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、地域経済の好循環にもつながる再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消を促進するとともに、市民の省エネ行動の啓発などを効果的に進めていく必要があります。

●施策の体系

施策
20
地球環境の保全と自然との共生

小施策 I 自然の保護と活用

盛岡が誇るうるおいや安らぎをもたらす里山の縁、きれいな水や空気を生み出す森林、河川の清らかな水辺など、かけがえのない自然や多様な生物が生息する環境を適切に守り、次世代に引き継ぐとともに、自然に親しむ機会を増やし、より多くの人々が身近に自然を感じられるような環境づくりを進めます。

小施策 II 環境を大切にする心の育成

市民や事業者などが利用しやすい環境情報の発信や、さまざまな環境啓発事業を通じて、市民の環境を大切にする心の育成を図り、環境に配慮した行動を促進します。

【主要事業】

地球環境啓発事業

小施策 III 資源循環型社会の形成

市民・事業者・行政の三者が協働して、廃棄物の発生抑制、資源の再使用・再生利用などに取り組むとともに、廃棄物処理の広域化を推進し、ごみの減量や廃棄物のリサイクルを図り、限りある資源の循環的利用を推進します。

【主要事業】

資源集団回収報奨金交付事業

きれいなまち推進事業

事業系ごみ減量等推進事業

小施策 IV 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減のため、太陽光、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの普及促進や、省エネ機器の導入などによるエネルギーの効率的な利用を促進します。

【主要事業】

地球温暖化対策実行計画推進事業

★生出地域エコタウン事業

【一般事業】

環境整備推進事業、自然環境等保全事業、環境保全地区等整備事業、環境基本計画管理事務、容器包装リサイクル推進事業、ごみ減量等市民運動支援事業、ごみ減量等啓発事業、家電リサイクル推進事業、地域循環型生ごみ処理推進事業、使用済蛍光管処理事業、使用済乾電池等処理事業、資源ごみ分別作業所管理運営事業

●令和 5 年度～6 年度に実施する主要事業

事業名	地球環境啓発事業		環境企画課
概 要	盛岡の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、環境保全に対する理解を深め、率先して行動できる人材を育みます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	6 百万円	6 百万円	6 百万円
	環境啓発イベント及び 環境学習講座の開催	⇒	⇒

事業名	資源集団回収報奨金交付事業		資源循環推進課
概 要	ごみの減量・再生利用を進めるために、町内会・子ども会などによる資源集団回収に報奨金を交付するとともに、資源回収業者組合に補助金を交付するなど、ごみ減量資源再利用を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	24 百万円	24 百万円	24 百万円
	資源集団回収を行う団体に対する報奨金の交付、資源回収業者組合への補助金の交付	⇒	⇒

事業名	きれいなまち推進事業		資源循環推進課
概 要	快適で潤いのある生活環境を作るため、きれいなまち推進員及びきれいなまち推進協議会等と連携し、資源とごみの分別指導やごみ集積場所等の管理、ごみ減量等に関する周知啓発を行うなど、廃棄物の適正処理及びごみの減量・資源再利用を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	31 百万円	31 百万円	31 百万円
	きれいなまち推進員報 償金など	⇒	⇒

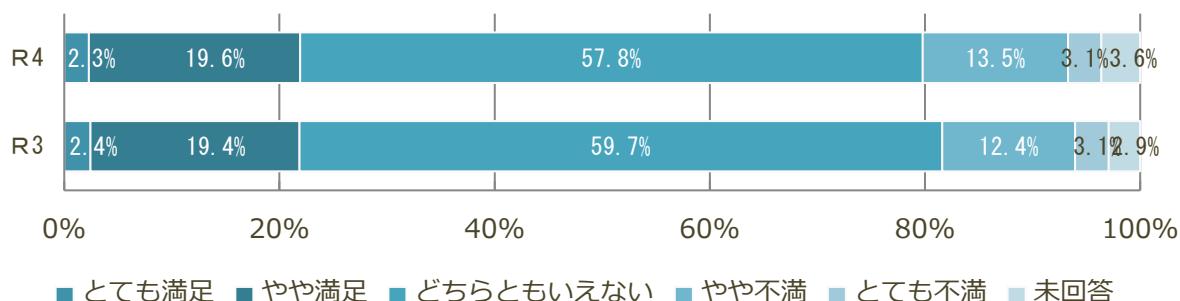
事業名	事業系ごみ減量等推進事業		資源循環推進課
概 要	焼却施設への事業系古紙類の搬入規制、搬入物調査、事業者への直接指導などを行ながら、資源化及び適正処理を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	搬入規制の実施等	⇒	⇒

事業名	地球温暖化対策実行計画推進事業		環境企画課
概 要	実行計画に基づき、市民と事業者、行政が協働して地球温暖化対策に取り組み、その進行管理を行うとともに、市が率先して温室効果ガスの排出を削減するため、市の施設への再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	29 百万円	204 百万円	207 百万円
	住宅用太陽光発電システム等設置経費に対する補助、公共施設への省エネ設備の導入	⇒	⇒

事業名	★生出地域エコタウン事業			環境企画課、産業振興課
概要	「ユートランド姫神」を中心とした生出地域において、再生可能エネルギーを活用した環境関連施設の整備や環境啓発事業を展開するなど、「エコタウン」の創生を進めます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	11百万円	13百万円	—	
	生出地域における再生可能エネルギー・省エネ設備等の整備など	⇒	—	

● この施策に対する市民の実感

「エネルギーの有効利用や廃棄物の発生抑制など、環境への負荷を軽減する取組が行われている」と感じる市民の割合



小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

● 各主体に期待される役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡の豊かな自然を守り、次世代に引き継ぎましょう。 ・環境の現状を理解し、環境に配慮した行動を実践しましょう。 ・3 R *¹活動に取り組みましょう。 ・日常生活における省エネ・省資源に取り組みましょう。
地域・NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の中で、資源物回収活動に積極的に取り組みましょう。 ・地域の公園や緑をみんなで守りましょう。 ・地域での地球温暖化防止活動に参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。 ・過剰包装の抑制や資源化の推進に取り組みましょう。 ・事業活動における省エネ・省資源に取り組みましょう。

*¹ 3 R

REDUCE (リデュース：廃棄物等の発生抑制)、REUSE (リユース：再使用)、RECYCLE (リサイクル：再生利用) の 3 つの R の総称。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値	R 1 目標値	R 6 目標値
まちづくり評価アンケート調査「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	↑	%	80.8	83.0	86.0
			80.8	82.6	82.7
			83.0	82.7	82.7
			82.6	82.7	82.7
			82.7	82.7	82.7
			80.4	80.4	80.4
			80.4	81.1	81.1
			81.1	80.4	80.4
			80.4	80.6	80.6
			80.6	77.4	77.4
			77.4	77.3	77.3
			77.3	77.3	77.3
まちづくり評価アンケート調査「CO ₂ の発生抑制やごみの減量など、地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合	↑	%	80.7	83.0	86.0
			80.7	83.0	83.0
			79.3	79.3	79.3
			79.3	78.4	78.4
			78.4	79.2	79.2
			79.2	79.2	79.2
			79.2	77.1	77.1
			77.1	79.6	79.6
			79.6	77.2	77.2
			77.2	76.6	76.6
			76.6	77.1	77.1
			77.1	76.3	76.3
ごみ総排出量 ^{*2}	↓	t	118,398	R 1 目標値 111,170	R 6 目標値 105,098
			118,398	111,170	105,098
			115,650	111,170	105,098
			115,650	114,318	105,098
			114,318	111,703	105,098
			114,318	110,003	105,098
			110,003	109,892	105,098
			109,892	108,210	105,098
			108,210	102,970	105,098
			102,970	100,903	105,098
			100,903	100,903	105,098

*² 盛岡市一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせ、令和3年度に目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・環境基本計画（第三次）（令和3～12年度）
- ・自然環境及び歴史的環境保全計画（令和3～8年度）
- ・一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- ・ごみ減量化行動計画（令和4～6年度）
- ・気候変動対策実行計画（令和4～12年度）
- ・エコオフィスプラン（令和3～7年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

基本目標 4 人が集い活力を生むまちづくり**施策 2 1 農林業の振興**

生産地であり、かつ、消費地である地域特性をいかし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林業を推進するとともに、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するため、農林業者の経営力の向上や後継者の育成などの支援に取り組みます。

LINK

まちづくりの合言葉重点
1 2

未来から成長へ！まちなか交流・しごと応援プロジェクト

地産地消 未来につなごう 盛岡の農林業

**●現状と課題**

- I－1** 農林業者の高齢化、後継者不足に伴う労働力不足が顕著であり、担い手農家、新規就農者、林業従事者の確保・育成に取り組む必要があります。
- I－2** 県内最大の消費地である地域特性を生かした農林業の展開を図るため、異業種との連携や6次産業化^{*1}、高品質化による農畜産物の付加価値向上と海外市場も視野に入れた販路拡大及び産直施設の経営強化への支援が必要です。
- I－3** 有害鳥獣による農作物被害を軽減し、農家の収益を向上させるため、有害鳥獣の捕獲及び被害防止対策を強化する必要があります。
- I－4** 安全安心な農畜産物の安定供給のため、米やりんごの減農薬、減化学肥料による栽培など、環境保全型農業に取り組む必要があります。
- I－5** 健全な森林を育成するため、地域林業の活性化と市産材の利用を拡大する必要があります。
- II－1** 農地や森林の生産性の向上や公益的機能の維持向上が求められていることから、生産基盤施設の整備促進及び適正な維持管理を行う必要があります。
- II－2** 森林経営管理法の施行により、林業行政は大きな転換期を迎えており、森林環境譲与税を有効に活用し、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理に資する取組を進める必要があります。
- II－3** 農業経営の規模拡大と生産性の向上を図るため、担い手農家への農地の利用集積・集約化を推進するとともに、スマート農業の導入、普及に向けた取組を推進する必要があります。
- II－4** 松くい虫被害地域が拡大していることから、拡大防止に取り組む必要があります。

^{*1} 6次産業化

農業などの第一次産業が、食品加工などの第二次産業や流通販売、小売などの第三次産業にも主体的に関わって業務を総合的に展開する経営への取組。

●施策の体系

施策 21 農林業の振興

小施策 I 経営力・生産意欲の向上と後継者の育成

農業者・林業者の生産意欲が高まるような振興施策を展開するとともに、地域の特性を生かした多様な農畜産物の高品質化により生産性が高く競争力のある産地の形成を図るため、盛岡産農畜産物の付加価値向上をはじめとした「食」と「農」の連携を積極的に推進します。

【主要事業】

- 新規就農支援事業
- 水田農業構造改革事業
- いわて地域農業マスターPLAN実践支援事業
- 盛岡りんご担い手バックアップ事業
- 食と農の連携推進事業
- 畜産振興事業
- 有害鳥獣対策事業
- 木材需要拡大推進事業

小施策 II 生産基盤の整備

農道や林道、農業用水、林地の地籍調査などの生産基盤の整備により、農地や林地の生産性の向上や公益的機能の維持向上を図ります。また、耕作放棄地の再生や農業用施設の維持管理を地域ぐるみで進めるとともに、担い手農家への農地の利用集積・集約化、スマート農業の導入・普及を推進します。

【主要事業】

- 農地中間管理事業
- スマート農業導入促進事業
- 中山間地域等直接支払事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 多面的機能支払交付金事業
- ★農業基盤整備事業
- ★森林適正管理推進事業
- 森林経営管理事業
- ★市有林造成事業
- 地籍調査事業
- ◆林道整備事業

【一般事業】

農業振興地域整備計画管理事業、農業経営基盤強化促進対策事業、経営体育成支援事業、地域計画策定推進緊急対策事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、経営継承・発展支援事業、河川魚族育成対策事業、農業生産対策事業、盛岡市農業まつり開催事業、農業改良普及事業、農業近代化資金等利子補給事業、食育推進事業、家畜貸付事業、家畜衛生対策事業、尻志田地

区農業用排水路整備事業、有機物資源活用施設管理運営事業、農業施設維持管理事業、農業集落飲雑用水供給施設維持管理事業、構造改善センター管理運営事業、地区振興センター等管理運営事業、生活改善センター管理運営事業、川目地区憩いの広場施設管理事業、飯岡農業構造改善センター長寿命化修繕事業、牧野管理運営事業、活性化センター管理運営事業、岩洞体験農園管理運営事業、★総合交流ターミナル管理事業、文京区学生と創るアグリイノベーション事業、林業活性化対策事業、林業関係団体育成強化事業、森林保全事業、森林整備計画樹立事務、林道管理事業、林道橋りょう補修事業、林業労働対策事業、外山森林公園管理事業、都南つどいの森管理事業、カモシカ食害対策事業、マツクイムシ被害防止対策事業、平成市民の森整備事業、森林整備地域活動支援事業、森林・山村多面的機能発揮対策事業、林地台帳システム整備事業、農地調整事務、農業者年金事務、農政・農業振興関係事務、地域おこし協力隊活用事業、集落支援員活用事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	新規就農支援事業			農政課、産業振興課
概要	農業を始めようとする人を対象に就農相談を行うとともに、国の新規就農者育成総合対策及び盛岡市親元就農給付金を支給することで、新規就農者への支援の充実を図り、担い手の育成と新規就農者の確保に取り組みます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	57百万円	57百万円	57百万円	
新規就農者への支援	⇒	⇒	⇒	

事業名	水田農業構造改革事業			農政課、産業振興課
概要	水田を有効に活用した麦、大豆、飼料用米等の生産の定着と拡大を支援し、水田を中心とした土地利用型農業の活性化及び大規模集約農業の推進を図ります。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	14百万円	14百万円	14百万円	
需要に応じた米生産と水田を有効に活用した麦、大豆、新規需要米 ^{*2} などの生産の定着と拡大に係る支援	⇒	⇒	⇒	

事業名	いわて地域農業マスタートップラン実践支援事業			農政課、産業振興課
概要	園芸・畜産等の産地拡大、6次産業化の促進など、生産から流通までの条件整備を推進するため、農業機械の導入や施設の整備を推進します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	4百万円	5百万円	5百万円	
農業者が組織する団体等に対する機械購入費及び施設整備費の補助	⇒	⇒	⇒	

事業名	盛岡りんご担い手バックアップ事業		農政課
概 要	盛岡りんごの園地と供給力を維持するため、担い手による改植への助成や労働力不足の解消に向けた取組を進め、生産力の向上を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
取組内容	圃場の改植に係る苗木等の購入経費及び新規剪定作業員の作業従事代の補助		⇒ ⇒
事業名	食と農の連携推進事業		食と農の連携推進室
概 要	生産者と食に携わる事業者など、異業種の交流による「食」と「農」の連携を通じた盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大を図る「食と農のバリューアップ推進事業」と、本市の特色ある食材の魅力発信により、地産地消の推進と地域経済の活性化を図る「盛岡の食材プロモーション事業」を一体的に進め、本市の農業の一層の振興を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	24百万円	24百万円	24百万円
取組内容	本市の食や農に対する関心・愛着の醸成、6次産業化等を通じた特色ある商品等の開発支援、市内外に向けた盛岡産農畜産物の魅力発信、盛岡産農畜産物を使用したメニュー等を提供する事業者の支援など		⇒ ⇒
事業名	畜産振興事業		農政課、産業振興課
概 要	高能力素牛(もとうし) ^{*3} の導入や畜産技術の指導・普及、もりおか短角牛の生産、流通及び消費拡大への取組により畜産農家を支援します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	11百万円	12百万円	12百万円
取組内容	高能力素牛の導入、畜産技術の指導・普及、もりおか短角牛の生産、流通及び消費拡大への取組に対する支援		⇒ ⇒

事業名	有害鳥獣対策事業		農政課、産業振興課
概要	農作物被害を軽減するため、対象鳥獣の捕獲及び被害防止を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	10百万円	10百万円	10百万円
有害鳥獣の捕獲及び被害防止による農作物被害の軽減		⇒	⇒
事業名	木材需要拡大推進事業		林政課
概要	市産材利用住宅や市産材利用店舗等への支援、公共的な施設等の木質化に対する市産材の提供、公共建築物等における市産材利用の徹底や木質バイオマス [*] 利用の推進、市民への積極的な働きかけなど、木材需要の拡大に向けた取組を推進します。(★市産材利用住宅支援事業補助金)		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	7百万円	7百万円	7百万円
市産材を利用した住宅の新築・増改築及び店舗等の木質化に対する補助、公共的な施設整備に対する市産材提供など		⇒	⇒
事業名	農地中間管理事業		農政課、産業振興課
概要	耕作を行うことができなくなった農地を「農地中間管理機構」が借り受け、新たな担い手農家に農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	10百万円	10百万円	10百万円
機構集積協力金交付		⇒	⇒
事業名	スマート農業導入促進事業		農政課
概要	労働力の負担軽減や作業時間の短縮を図り、新規就農者の確保や担い手農家への農地の利用集積・集約化を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	5百万円	5百万円	5百万円
スマート農業導入促進事業補助金交付		⇒	⇒
事業名	中山間地域等直接支払事業		農政課、産業振興課
概要	農業生産条件が不利な中山間地域における耕作放棄地の発生を防止して、国土保全・水源涵養などの多面的機能の確保を図るために、農業生産活動などを行う農業者を支援します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	61百万円	63百万円	63百万円
36集落協定、4個人協定への支援		⇒	⇒

事業名	環境保全型農業直接支払交付金事業		農政課、産業振興課
概 要	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織を支援します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	13 百万円	9 百万円	22 百万円
	環境保全型農業への取組組織に対する支援	⇒	⇒

事業名	多面的機能支払交付金事業		農政課、産業振興課
概 要	地域共同による農地・農業用水等の保全管理や施設の長寿命化のための活動等を支援します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	233 百万円	233 百万円	233 百万円
	農地維持支払38組織、資源向上支払(共同活動) 32組織、資源向上支払(長寿命化) 35組織への支援	農地維持支払 39 組織、資源向上支払(共同活動) 33 組織、資源向上支払(長寿命化) 36 組織への支援	農地維持支払 39 組織、資源向上支払(共同活動) 34 組織、資源向上支払(長寿命化) 37 組織への支援

事業名	農業基盤整備事業		農政課、産業振興課
概 要	県及び農業者等が組織する団体が行う農道整備や土地改良への助成や負担を行い、農業生産基盤の整備を進めます。(★用排水整備(船田堰地区、松川大堰地区)、ほ場整備(武道地区)		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	76 百万円	92 百万円	86 百万円
	用排水整備(太田第一地区、船田堰地区、岩手山麓地区、盛岡南部地区、松川大堰地区、ほ場整備(武道地区、長岡北部地区)他	用排水整備(太田第一地区、船田堰地区、岩手山麓地区、盛岡南部地区、松川大堰地区、ほ場整備(長岡北部地区)他	用排水整備(太田第一地区、岩手山麓地区、盛岡南部地区、松川大堰地区、ほ場整備(西見前地区、長岡北部地区)他

事業名	★森林適正管理推進事業		林政課
概 要	林業の振興と森林の公益的機能の維持増進を図るため、再造林及び除間伐等の作業、間伐材の搬出及び林内作業道の開設等に要する経費に対して助成します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	20 百万円	20 百万円	20 百万円
	私有林における保育作業・再造林、間伐材の搬出利用及び林内作業道の開設等に対する補助	⇒	⇒

事業名	森林経営管理事業		林政課
概 要	森林施業の集約化等により、森林の経営管理の合理化を促進し、森林資源の経済的活用及び森林の有する公益的機能の発揮を図ります。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	1百万円	1百万円
森林施業の集約化に向けた現況調査や、森林所有者の意向調査など		⇒	⇒
事業名	★市有林造成事業		林政課
概 要	市の基本財産の造成と森林の公益的機能の充実のために、保育や間伐などの手入れを行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	49百万円	55百万円	76百万円
市が管理する森林に係る保育間伐など		⇒	⇒
事業名	地籍調査事業		林政課
概 要	公団地区の土地について、土地所有者等により境界の確認を行い、境界を測量して精度の高い地図を作成します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	22百万円	22百万円	22百万円
山村部の地籍調査の実施		⇒	⇒
事業名	◆林道整備事業		林政課
概 要	林道の安全な通行を確保するため、大雨等の影響を受けやすい砂利道について舗装や排水施設等の改良を行い、災害に強い林道の整備を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	20百万円	20百万円	20百万円
林道一盃森線の舗装・排水施設等の改良工事		⇒	⇒

*² 新規需要米

米粉用や飼料用など、その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさない米。

*³ 高能力素牛(もとうし)

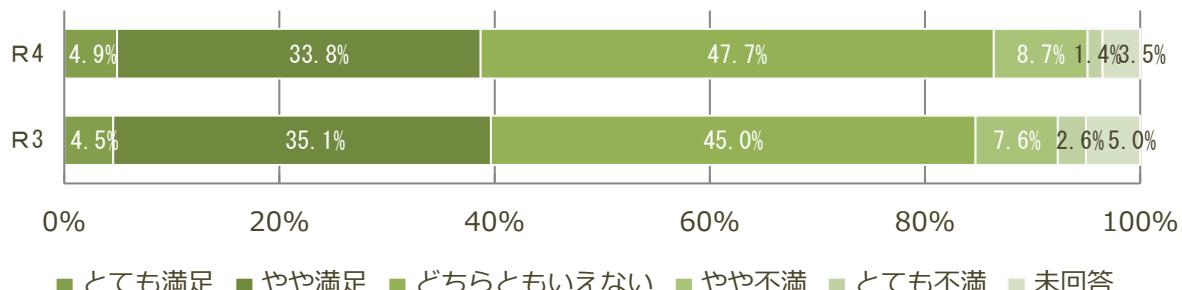
素牛とは、肉用牛として肥育するもの、子牛を産む繁殖用にするもの、乳牛とするものの、それぞれの素になる牛のことですが、血統などに優れ市場性が高いものを一般的に高能力と表現しています。

*⁴ 木質バイオマス

木を利用したエネルギーのこと。薪、炭、チップ、ペレットなど、木を使った燃料はすべて含みます。

● この施策に対する市民の実感

「地域特性を生かした、地産地消の取組が進んでいる」と感じる市民の割合

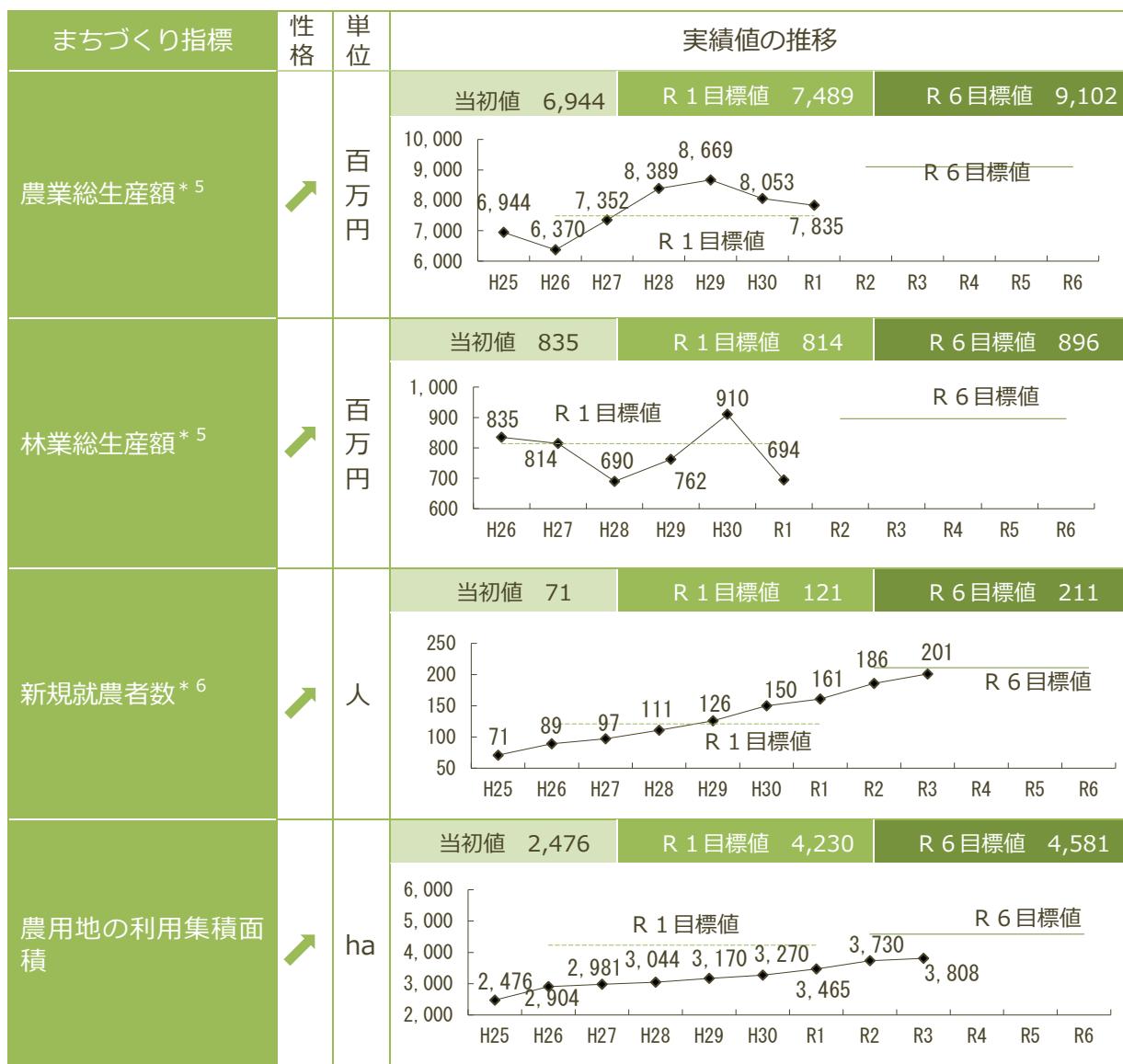


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

● 各主体に期待される役割

	市民	<ul style="list-style-type: none">・盛岡の農林産物の魅力を理解し、多くの人に伝えましょう。・盛岡の農林産物の消費に努め、地域の農林業を支えましょう。
	地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題について、話し合い活動を進めながら、解決につなげましょう。・農林業の魅力を若い世代に広めましょう。
	事業者	<ul style="list-style-type: none">・消費者が求める安全安心かつ新鮮で良質な農林産物の安定的な提供に努めましょう。・減農薬栽培など、環境負荷の低減に努めましょう。

●まちづくり指標



*5 最新値は令和元年度の統計値。令和2年度結果は令和5年6月頃に公表予定です。推計方法の変更や最新の統計結果等により遡及改定しており、過去の公表値と異なっております。

*6 令和3年度から令和6年度目標値を変更しています。

● 関連個別計画

- ・もりおか農業・農村振興ビジョン2030（令和3～12年度）
- ・農業振興地域整備計画
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（令和3～12年度）
- ・鳥獣被害防止計画（令和4～6年度）
- ・森林整備計画（令和3～12年度）
- ・田園環境整備マスタートップラン
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）
- ・もりおかの食と農バリューアップ推進戦略（平成29年度～）
- ・盛岡産農畜産物の輸出促進に向けた基本方針（令和2～8年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

- ・★農地（寺林地区）整備事業

⊕ 施策 22 商業・サービス業の振興



商業の活発な事業活動を展開させるため、地域特性をいかしたにぎわいのある商店街の形成や、生産者、消費者、商業者等の連携の促進、多様なサービス業の育成・活性化の支援など、商業・サービス業の振興を図ります。

LINK

まちづくりの合言葉

重点
1 2回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト
未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

地域で買い物 にぎわいつくるまちづくり



●現状と課題

I-1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に加えて、エネルギーや原材料などの物価高騰により、商業・サービス業は大きな影響を受け、今後も厳しい状況が続く可能性があります。ポストコロナ時代を見据えた商業活動の維持・活発化を図るため、事業継続の支援や消費喚起を図る経済対策とともに、新しい生活様式に対応しながら、地域の特性を生かした魅力ある商店街や個店づくりにより集客力を維持向上し、にぎわいのある商店街を形成していく必要があります。

また、本市の地域経済の核となる中心市街地の活性化を図るため、内丸地区将来ビジョンに基づく取組や新盛岡バスセンター周辺エリアの再開発などに併せて、人流分析の結果を踏まえながら、地域特性を活かすことができるソフト事業によるにぎわい創出策を検討する必要があります。

I-2 高齢化の進行と相まって、地域によっては、徒歩圏内に商店がない、あるいは買い物に行くための交通手段がないなど、買い物が不便となっている地域があることや、コロナ禍においてデリバリーサービスが充実し、また、インターネットショッピングの機会が増加していることから、こうした社会経済環境の変化に対応していくことが、地域の商業者にも求められています。

II-1 生鮮食品などの出荷団体や小売店などのニーズに対応した卸売市場の役割が求められており、品揃えの充実と集荷力の向上を図るとともに、公正かつ迅速な取引を確保し、消費生活の安定を図っていく必要があります。

II-2 物流機能は、企業の事業活動を下支えするとともに、豊かな市民生活を実現するために不可欠な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がありますが、物流業界では、労働環境の改善の必要性や効率化・集約化による競争力強化などが急務となっており、交通環境等で優位性が高く全県への波及効果が見込まれる本市は、新たな拠点整備の有力候補地として注目が高まっています。

III 第三次産業の割合が高い産業構造となっており、その中でも全事業所数の約3割を占めるサービス業は、多様で市民生活への関連も深く、経済活動の重要な分野であるとともに、まちの活力の源であることから、商業・サービス業の振興を図るために戦略や方向性、アクションプラン等を定めた「商業振興ビジョン」の見直しを行いながら、実現性の高い施策を体系的、計画的に推進していく必要があります。

● 施策の体系

施策
22
商業・サービス業の振興

小施策 I 魅力ある商店街の形成支援

社会構造の変化に対応した持続可能な中心市街地の形成に向けて、関係機関と連携しながら、来街者の増加などを図る取組を推進するほか、市域全体では郊外型大型店の進出や多様化する消費者ニーズに対応した、魅力にあふれた活気のある商店街づくりを推進します。

【主要事業】

- ★商店街活性化支援事業
- 商工団体育成事業
- 商店街等指導事業

小施策 II ロジスティクス^{*1}機能の充実

生鮮食料品などを安定的に供給するため、出荷団体や小売店などとの連携を強化しながら、品揃えの充実と集荷力の向上を図り、活発な市場取引を推進します。

産業を下支えする基盤産業である物流機能の強化・充実に取り組み、産業全般のさらなる活性化と企業誘致をさらに推進し、新たな雇用創出を図ります。

【主要事業】

- 中央卸売市場活性化事業
- 盛岡南地区物流拠点整備事業

小施策 III 多様なサービス業の振興

にぎわいと求心力のある商業と多様なサービス業の振興に向けて、情報・生活関連サービス業などの育成・支援を推進します。

【主要事業】

- 商工団体育成事業（再掲）

*1 ロジスティクス

流通の過程で、商品などの調達や保管、小分け・加工などのサービスを行うとともに、消費者ニーズに対応するなど、最適化された物流の仕組み。

【一般事業】

商業振興事務、タウンマネージメント機関^{*2}支援事業、市場施設管理事業、盛岡三大麺普及事業、地域おこし協力隊活用事業

*2 タウンマネージメント機関

中心市街地における商業集積を一体として捉えて、基盤整備や共通のソフト事業などを総合的に計画作成・推進調整する機関。

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★商店街活性化支援事業			経済企画課
概 要	商店街の活性化のため、商店街が持つ特色を生かしたイベント開催を支援するほか、商店街の環境整備、個店の魅力アップのための助言や指導、映画などの地域資源を活用した事業、空き店舗調査などを行います。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	6百万円	6百万円	6百万円	
取組内容	商店街のイベント、商店街からの情報発信、個店の魅力アップなどの支援、空き店舗調査			⇒ ⇒
事業名	商工団体体育成事業			経済企画課
概 要	総合的な産業振興に向けて、中小規模の商業・工業・サービス業の指導や支援業務を行う盛岡商工会議所や岩手県中小企業団体中央会、盛岡市商店街連合会などを支援します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	40百万円	40百万円	40百万円	
取組内容	商工団体に対する事業費補助などの活動支援			⇒ ⇒
事業名	盛岡南地区物流拠点整備事業			新産業拠点形成推進事務局
概 要	盛岡南地区物流拠点整備基本計画に基づき、新たな産業等用地として、盛岡貨物ターミナル駅や盛岡南 IC に近接している、盛岡南公園周辺を整備候補地とします。整備に当たっては民間事業者主体で行うこととし、整備を行う民間事業者の募集・選定、土地利用に係る変更手続など、新たな産業等用地整備の趣旨に沿った整備を行うよう民間事業者の誘導を行うとともに、整備が円滑に推進されるよう支援を行います。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	84百万円	326百万円	1,344百万円	
取組内容	都市計画道路整備に係る測量及び詳細設計、整備事業者の審査・選定、土地利用に係る変更手続			⇒
事業名	商店街等指導事業			経済企画課
概 要	経営の改善や人材の育成を図るために、商店街や各業界団体を対象とした、専門家による経営指導や研修会を実施します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	1百万円	1百万円	1百万円	
取組内容	商店街や業界団体等に対する経営指導			⇒ ⇒

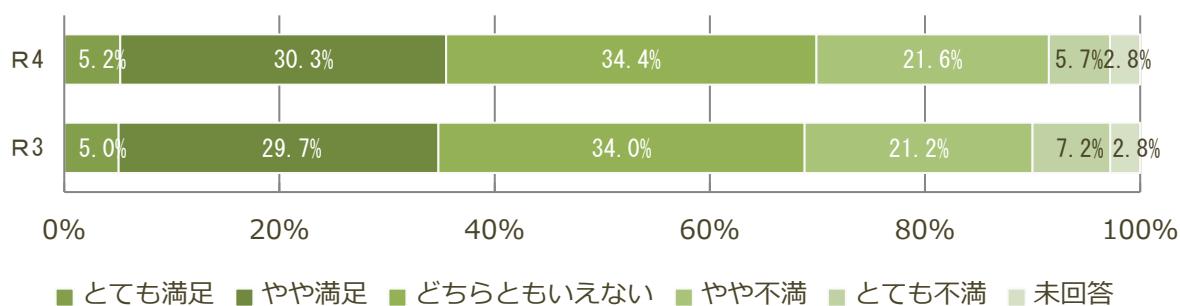
事業名	中央卸売市場活性化事業		業務課（市場）
概要	小売店などのニーズに対応した卸売市場としての役割を十分に発揮するため、これからの中卸市場の経営展望を示した市場活性化ビジョン ^{*3} に基づく事業を実施します。		
取組内容	R 5 (中央卸売市場費特別会計) 1百万円	R 6 435百万円	(参考) R 7 予定 446百万円
	市場活性化ビジョンの推進	⇒	⇒

*3 市場活性化ビジョン

市場内業者の連携、経営基盤の強化及び販売促進に向けた行動計画や、効率的な市場運営を目指すための取組などで構成されています。

● この施策に対する市民の実感

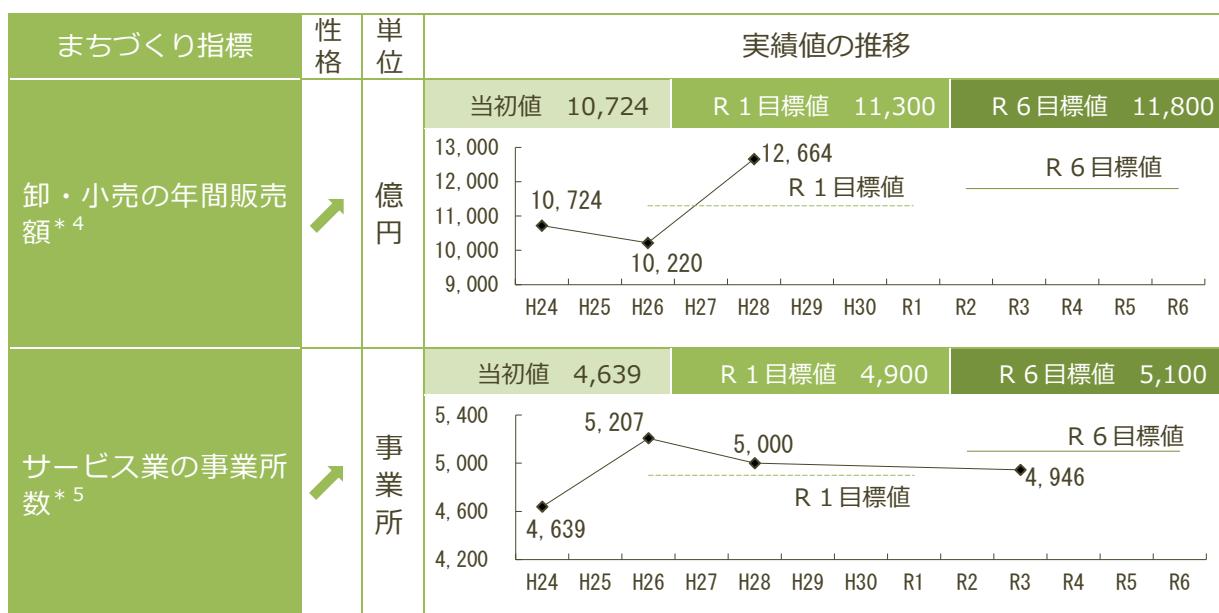
「商店街で買い物がしやすい」と感じる市民の割合



● 各主体に期待される役割

	市民	・地元の商店やサービスを積極的に利用するよう努めましょう。
	地域・NPO等	・地域のニーズに対応した、市民交流の場となる商店街づくりに努めましょう。
	事業者	・消費者ニーズを満たした、持続可能な商店街づくりを進めましょう。 ・地域住民や行政と連携し、にぎわいの創出に取り組みましょう。 ・商工会議所や商店街団体などへ積極的に加入するよう努めましょう。

●まちづくり指標



*4、5 経済センサスにより数年に一度調査している項目であるため、調査がない年度の数値は掲載していません。

●関連個別計画

- ・商業振興ビジョン（平成30～令和9年度）
- ・中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（令和5年度～）
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）
- ・中央卸売市場活性化ビジョン2022（令和4～8年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

⊕ 施策 23 工業の振興



製造業等の活発な事業活動を展開させるため、大学や公的研究機関などとの連携を進めるとともに、企業の新技術や商品開発、海外展開を支援するほか、新事業創出や起業の支援、産業集積基盤の整備、ものづくり人材の育成など、工業の振興を図ります。

まちづくりの合言葉

受け継ごう 伝統の技 生み出そう 新技術



●現状と課題

- I 地場企業や伝統産業は、人口減少による市場の縮小、グローバル競争の激化、人材不足、後継者問題など、経営上の課題を抱えていることから、将来にわたり事業を継続し、拡大していくため、付加価値を高めた新商品・新技術の開発のほか、海外展開を視野に入れた新市場の開拓及び販路の拡大、ものづくり人材や後継者育成などの支援をする必要があります。
- II 産業の活力を高めるため、意欲ある企業のオンライン技術や新製品の開発のほか、産学官連携を一層推進して、大学などとの共同研究に対する支援が必要であり、さらに、地場企業が成長するために、人材育成などに対して支援する必要があります。
- III 地域の特性を生かした工業振興を実現するため、産学官連携研究センターなどの市の新技術・新製品開発拠点を活用する企業のほか、組込みソフト、AI・IoT 関連産業、食料品製造業などの企業が市内へ立地することが求められていることから、これら企業の立地を進めるため、交通アクセスに恵まれ、付加価値の高い新たな産業等用地の整備が求められています。
- IV 産業の新陳代謝を図るために、起業促進も重要であることから、新たなサービスの提供、新ビジネスモデルによる創業など、起業をする者、創業間もない事業者への経営支援などを行う必要があります。

LINK

重点 1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

● 施策の体系

施策
23
工業の
振興

小施策 I 地場企業の経営力の強化

企業訪問を通じて個々の企業及び各業界団体の課題を把握し、その課題解決に向けた助言、指導を行うとともに、経営の安定化のための融資や経営指導、物産展等を通じた国内外の販路開拓に向けた支援を行うほか、地場産業のものづくり人材や後継者育成を行い経営力の強化を図ります。

【主要事業】

- 工業振興事業
- I T 産業振興事業
- 産業支援事業
- 地場・伝統産業振興事業

小施策 II 産学官金連携と新事業育成の支援

企業の新技術・新商品開発への需要と大学、公的研究機関の知的・技術的研究成果や他企業の技術を結びつけるなど、産学官金の連携を強化し、新たな産業や商品の創出を促進するとともに、地場企業の人材育成を支援します。

【主要事業】

- 工業振興事業（再掲）
- I T 産業振興事業（再掲）
- 産業支援事業（再掲）
- 成長分野拠点形成支援事業
- 産学官連携研究センター管理運営事業
- 新事業創出支援センター管理運営事業

小施策 III 企業集積と生産基盤の拡充促進

市街化区域内の低・未利用地の利活用や新たな産業等用地整備により、企業が創業しやすい環境を整備し、企業誘致を推進します。

【主要事業】

- 新産業等用地整備事業
- 成長分野拠点形成支援事業（再掲）

小施策 IV 創業・起業の支援

創業を目指す人や新事業を展開しようとする企業などを積極的に支援します。

【主要事業】

- 産業支援センター管理運営事業
- 産業支援事業（再掲）

【一般事業】

起業家支援事業、盛岡手づくり村振興事業、金融対策事業、工場新設拡充等事業、★ものづくり産業推進事業、ものづくり産業魅力向上事業、盛岡テクノミュージアム設置事業、ものづくり人材育成事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

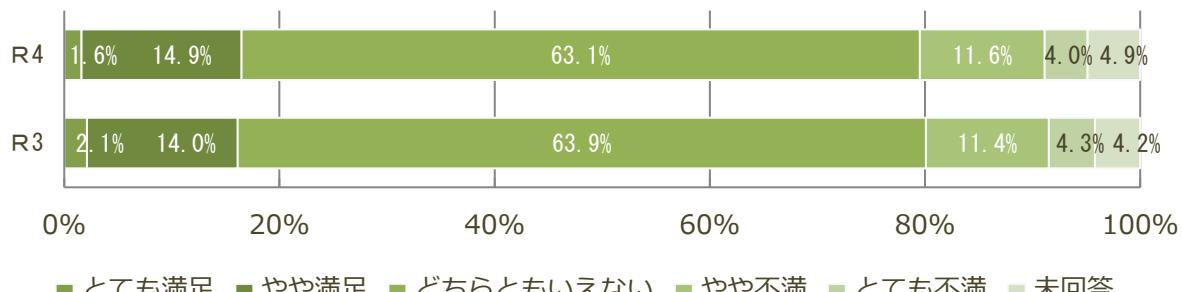
事業名	工業振興事業			ものづくり推進課
概要	企業訪問により、企業の抱えている多様化・複雑化する当面の課題や中長期的な課題・要望などを把握し、その解決に向けての支援を行います。また、人口減少社会の進行に伴い国内市場の縮小が懸念される中、企業の事業継続や事業拡大を促進するため、国内外の新たな市場の開拓や販路の拡大支援などを行います。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	9百万円	9百万円	9百万円	
第2期盛岡市工業振興ビジョンの推進、企業訪問による企業経営課題等への助言・指導支援、国内外の市場開拓に対する補助			⇒	⇒
事業名	I T 産業振興事業			ものづくり推進課
概要	デジタル技術活用に関するセミナーや実証実験支援等を行うAI・IoTプラットフォームを運営するほか、未来技術の社会実装等を支援します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	28百万円	28百万円	28百万円	
AI・IoT 実証実験等委託等			⇒	⇒
事業名	産業支援事業			ものづくり推進課
概要	企業が求める技術的課題と大学や公的研究機関の研究成果を組み合わせて、新しい技術、製品、事業を創出するために共同研究への支援を行います。また、専門家による経営指導などにより、地場企業の経営力の強化を図ります。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	1百万円	1百万円	1百万円	
経営相談窓口の設置及び専門家派遣、共同研究実施企業の支援			⇒	⇒

事業名	地場・伝統産業振興事業		ものづくり推進課
概 要	地場・伝統産業の活性化と地場産品の販路拡大に向けて、関係団体と連携しながら、市の特産品や産業などを宣伝・紹介する盛岡デーや物産展等を開催するとともに、盛岡ブランド品認定制度による特産品の競争力の強化を図ります。 （★盛岡デー開催負担金、特産品ブランド振興事業）		
	R 5 13百万円	R 6 12百万円	(参考) R 7 予定 12百万円
取組内容	盛岡デー、もりおか味と工芸展や盛岡ブランド品認定制度による特産品の競争力の強化	⇒	⇒
事業名	成長分野拠点形成支援事業		ものづくり推進課
概 要	医工連携やバイオ、産業用ロボット等の成長分野のものづくり産業の集積及び拠点化を図ります。		
	R 5 8百万円	R 6 8百万円	(参考) R 7 予定 8百万円
取組内容	クラスター活動支援の業務委託とヘルスケア産業協議会負担金	⇒	⇒
事業名	産学官連携研究センター管理運営事業		ものづくり推進課
概 要	大学の研究成果を基に新技術・新製品開発を行う企業などに廉価な研究スペースを提供するとともに、専任マネージャーによる経営指導や新製品の販路開拓支援などを行います。		
	R 5 18百万円	R 6 18百万円	(参考) R 7 予定 18百万円
取組内容	市産学官連携研究センターの管理運営	⇒	⇒
事業名	新事業創出支援センター管理運営事業		ものづくり推進課
概 要	産学官連携研究センターでの成果を基に実用化に向けた研究開発や特色ある新事業の展開を目指す企業などに廉価な貸工場を提供するとともに、専任マネージャーによる総合的な経営指導や販路開拓支援などを行います。		
	R 5 8百万円	R 6 8百万円	(参考) R 7 予定 8百万円
取組内容	市新事業創出支援センターの管理運営	⇒	⇒

事業名	新産業等用地整備事業		新産業拠点形成推進事務局
概 要	新産業等用地整備基本計画に基づき、道明地区に食品製造業等のリーディング産業や成長が見込まれる医療分野を中心とした先端技術を有する企業の集積を図り、産学官連携や企業間連携等による新技術・新商品開発など企業の高付加価値化が実現するための「ものづくり拠点」として産業等用地を整備します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	(新産業等用地整備事業費特別会計) 569 百万円	1,264 百万円	—
	造成工事	⇒	—
事業名	産業支援センター管理運営事業		ものづくり推進課
概 要	新たに起業しようとする人や起業間もない人にスペースを提供して、専任マネージャーが幅広く経営指導を行うなど、事業が軌道に乗るための支援をします。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	17 百万円	17 百万円	17 百万円
	市産業支援センターの管理運営	⇒	⇒

● この施策に対する市民の実感

「大学や公的研究機関などとの連携や、新事業創出や起業の支援など、工業の振興への取組が行われている」と感じる市民の割合

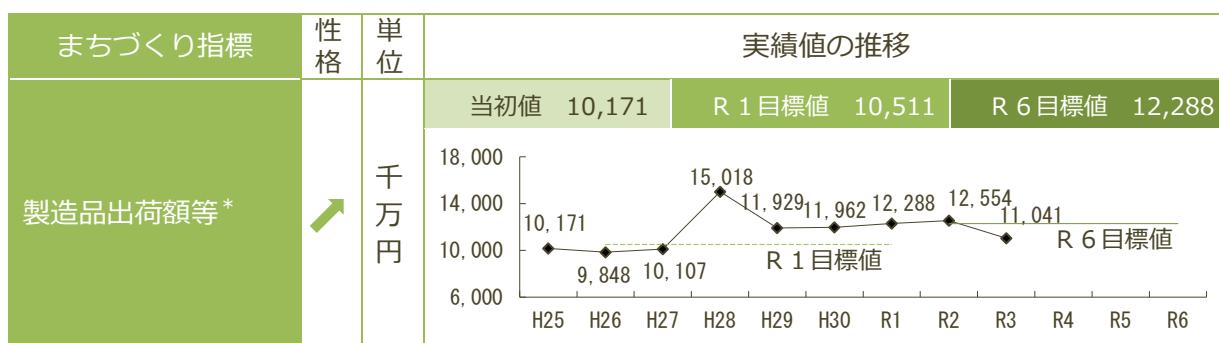


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	・地元の事業者や製品に対する理解を深め、地場企業を応援しましょう。
 地域・NPO 等	・地域を支える企業への理解を深め、諸活動に参加、協力しましょう。 ・地域の伝統産業を、次世代に継承しましょう。
 事業者	・行政をはじめ、各種機関と連携して事業革新や新事業に取り組みましょう。 ・自らの経営資源を最大限に生かし、技術力・マーケティング力の更なる向上、異業種・異分野交流、新製品開発、新事業展開、経営基盤の強化、経営革新などに積極的に取り組みましょう。

●まちづくり指標



* 令和 3 年度から令和 6 年度目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・第 2 期工業振興ビジョン（令和 5～14 年度）
- ・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2～6 年度）
- ・ヘルステック産業振興戦略（令和 3～12 年度）
- ・IT 産業振興戦略（令和 3～12 年度）

●令和 6 年度までに想定される事業展開

⊕ 施策 24 観光の振興



盛岡に多くの人が訪れるようにするため、地域資源を活用した観光地域づくりと広域的な観光交流の促進に努め、積極的な情報発信により、国内外の旅行者やコンベンションの誘致を推進するとともに、祭り・イベントの充実や特産品などの物産の振興、おもてなしの心の醸成や受入態勢の整備など、観光の振興を図ります。

まちづくりの合言葉

世界に盛岡ファンを広げよう



●現状と課題

- I 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国内外における観光需要が低迷している中で、感染防止に対応した効果的な情報発信による誘客宣伝や祭り・イベントの開催などの取組が必要です。また、ポストコロナ時代における新たな旅行動向や観光ニーズの変化に対応した地域の観光資源を生かした滞在型や通年型観光への取組が必要です。
- II 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による移動の自粛傾向など、広域的な観光交流が制限される現状を身近な地域の魅力を再発見する機会と捉え、宮古・盛岡横断道路の整備による利便性の向上を生かした三陸沿岸との観光振興や県内・広域の観光資源と連携した滞在型・周遊型観光への取組を推進する必要があります。また、MICE^{*1}については、オンラインとの併用や感染防止対策を講じた開催手法を見据えた誘致活動に取組む必要があります。
- III 外国人観光客入込数は、いわて花巻空港の中国、台湾との国際定期便の就航などにより、東日本大震災の影響による低迷から回復し、国内のインバウンド需要と並行して年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、再び低迷しています。今後の観光インバウンド需要の回復と更なる増加に備えて、受入環境の整備やターゲットを意識した情報発信などの取組を推進する必要があります。

*1 マイス
MICE

企業の会議・研修や報奨旅行、国際会議や学会・大会、展示会・イベントの総称（Meeting、Incentive tour、Convention/Conference、Exhibition/Event）。

●施策の体系

施策
24
観光の
振興

小施策 I 観光情報の発信と観光客誘致の推進

盛岡の魅力を多くの人に知ってもらえるよう、ホームページやSNSなど、多様な手段による観光情報の発信を強化するとともに、より多くの人に盛岡を訪れてもらえるよう、安全・安心な祭り・イベントの開催や効果的な宣伝・PRにより、観光客誘致活動を積極的に展開します。

【主要事業】

- 観光客誘致宣伝事業
- 祭り・イベント振興事業

小施策 II 観光地域づくりと滞在型観光の推進

北東北の交通の結節点としての優位性を生かすとともに、盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくりやおもてなしの向上を進めるほか、まちなか観光の充実やコロナ禍における感染防止対策を講じたMICE^{マイス}誘致、広域連携による滞在型・周遊型観光など、盛岡ファンづくりに向けた取組を推進します。

【主要事業】

- MICE（マイス）誘致推進事業
- 広域観光推進事業
- ★道の駅設置事業

小施策 III 國際観光の推進

Wi-Fi設備環境の充実や観光案内板の多言語表記など、受入環境の整備を図るとともに、インバウンド需要の回復を見据えた広域で連携した海外プロモーションを展開するほか、外国籍の市民が祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進し、盛岡ファンを国内外に広げます。

【主要事業】

- 祭り・イベント振興事業（再掲）
- 広域観光推進事業（再掲）

【一般事業】

観光施設整備事業、観光団体育成強化事業、観光施設管理運営事業、歴史的街並み保存活用事業、盛岡芸妓育成事業、地域おこし協力隊活用事業、教育旅行誘致事業

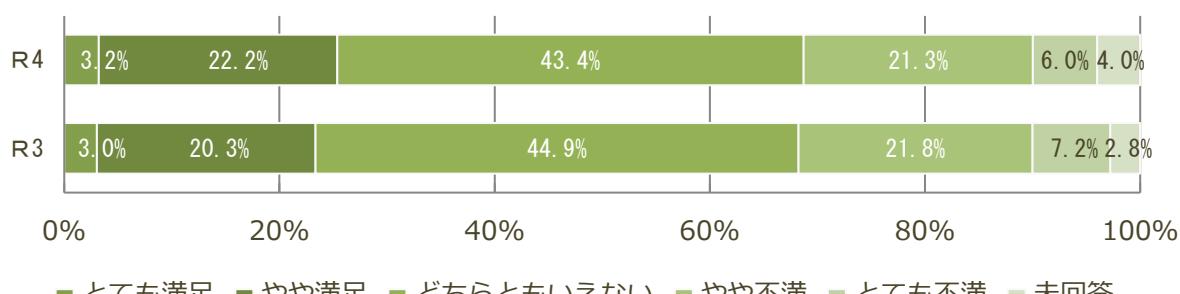
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	観光客誘致宣伝事業		観光課
概要	コロナ禍による観光需要の回復に向けて、多くの人に盛岡を訪れてもらえるよう盛岡の観光・物産・祭り・文化などの魅力の総合的な発信や首都圏などでの誘客プロモーションを開催します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	27百万円	27百万円	27百万円
	総合的なプロモーション活動など	⇒	⇒
事業名	祭り・イベント振興事業		観光課、産業振興課
概要	コロナ禍における伝統的な祭り行事や観光イベントの安全・安心な開催と魅力向上を図るとともに、観光客の誘致と観光交流の促進に向けて、祭り・イベントの開催やPR活動の支援を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	62百万円	79百万円	79百万円
	伝統行事・祭り支援（盛岡さんさ踊り、チャグチャグ馬コなど）、イベント開催支援（盛岡花火の祭典など）	⇒	⇒
事業名	MICE（マイス）誘致推進事業		観光課
概要	観光や経済への波及効果が大きい全国規模の会議や学会など、コロナ禍における感染防止対策に対応したMICEの開催助成や支援を行い、MICEの誘致活動を推進します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	13百万円	13百万円	13百万円
	マイス MICE開催助成等による誘致推進	⇒	⇒

事業名	広域観光推進事業		観光課
概要	コロナ禍において低迷した観光需要の回復に向けて、盛岡市をはじめとする12市町の枠組みによる盛岡・八幡平広域観光圏など広域での連携した取組を推進します。インバウンド需要の回復に備えて、効果的な情報発信や受入環境の整備により、誘客につながる効果的な海外プロモーションを展開します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	14 百万円	14 百万円	14 百万円
関係団体（八幡平国立公園協会、盛岡・八幡平広域観光推進協議会、いわて・盛岡広域観光センター等）との相互協力に基づく観光振興、インバウンドの促進に向けた取組		⇒	⇒
事業名	★道の駅設置事業		道の駅整備推進室
概要	一般国道4号渋民バイパス沿いに、観光振興や地域振興の拠点となる道の駅を設置し、交流人口の拡大等を図ります。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	R 4 繰越込 1,806 百万円	19 百万円	
造成工事、建築工事など		開業準備など	—

● この施策に対する市民の実感

「観光地としての魅力が溢れている」と感じる市民の割合



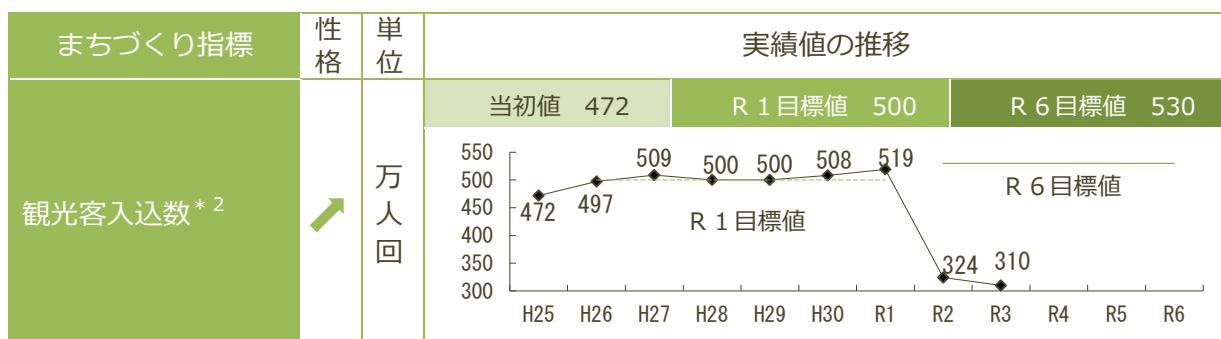
■ とても満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ とても不満 ■ 未回答

小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民みんながおもてなしの心を持ちましょう。 ・郷土の理解を深め、盛岡の良さを伝えましょう。
 地域・NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化などにより、市民や観光客に喜ばれるきれいなまちにしましょう。 ・ボランティア活動などを通じ、おもてなしの心で迎えましょう。
 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の方々や観光客の受入態勢や観光地域づくりなどの取組を推進しましょう。 ・地域や NPO、行政と連携し、広報宣伝や誘客活動などの取組を開拓しましょう。 ・業種別のガイドラインの遵守など、安全・安心な受入態勢や感染防止対策の取組を推進しましょう。

●まちづくり指標



*² 観光推進計画の策定に合わせて、令和2年度から6年度目標値を変更しています。

●関連個別計画

- ・観光推進計画（令和2～6年度）
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

⊕ 施策 25 雇用の創出



若い世代を中心とした市民の多様な働く場を確保するため、商工団体等との連携を図るとともに、積極的な企業誘致を展開するほか、創業支援などにより、多様な雇用の創出を図ります。また、勤労者が安心して働くことができるよう、労働環境の向上を促進します。

LINK

重点 1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

まちづくりの合言葉

未来へ踏み出す一步を応援しよう



●現状と課題

- I** 市の工業振興ビジョンに基づき企業を積極的に誘致することによって雇用機会を拡大することが必要です。
- II - 1** 盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率は、東日本大震災の復興需要や各種政策の実施などにより平成 27 年 6 月以降、1.0 倍を超えて推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 5 月に 1.0 倍を下回りました。一時的な求人倍率の低下は見られましたが、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な予防対策の徹底と社会経済活動の両立に向けた取組が図られていることにより、求人倍率は回復しており、企業の人材確保が課題となっています。このため、学校や盛岡公共職業安定所、岩手県等の関係機関と連携した、求人側・求職側の双方への支援が必要となっています。
- II - 2** 新規学卒者の就職内定率は高い水準にありますが、就職できないまま社会に出る若年者も少なくないことから、地元雇用の確保や既卒若年者でも就職が可能となる環境の整備が必要です。
- II - 3** 岩手県における卒業後 3 年以内に離職する者の割合は、高校卒、大学卒とも約 4 割と高い水準で推移し、特に 1 年以内の離職率が高くなっていることから、働くことの意義や職場定着への理解を深める支援を行う必要があります。
- III** 事業所数の減少や従業員数の縮減などにより、勤労者の生活が不安定になりつつあり、ワークライフバランスの実現や勤労者の福祉向上と生活の安定を図るため、勤労者に対する融資制度や中小企業勤労者への福利厚生事業などの支援が求められています。

● 施策の体系

施
策
25
雇
用
の
創
出

小施策 I 企業の誘致

産業の各分野において、民間活力が十分に発揮され、雇用の創出が図られるように、企業活動の活性化を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方への拠点新設を進める企業などの誘致を積極的に推進することにより、雇用機会の拡大と就業しやすい環境づくりを推進します。

【主要事業】

盛岡広域企業誘致推進事業

小施策 II 雇用対策の推進

若者の就労が円滑に図られるように、地元企業の紹介などにより、求職活動を支援するとともに、地元雇用の場の拡大や若者の地元定着に向けた取組を推進します。

【主要事業】

雇用対策推進事業

小施策 III 勤労者福祉の充実

勤労者が安全かつ安心して働くことができるよう、労働環境や勤労者福祉の向上を促進します。

【主要事業】

勤労者対策事業

【一般事業】

職業訓練対策事業、勤労者福祉施設管理運営事業、技能功労者表彰事業、工場新設拡充等事業（再掲）

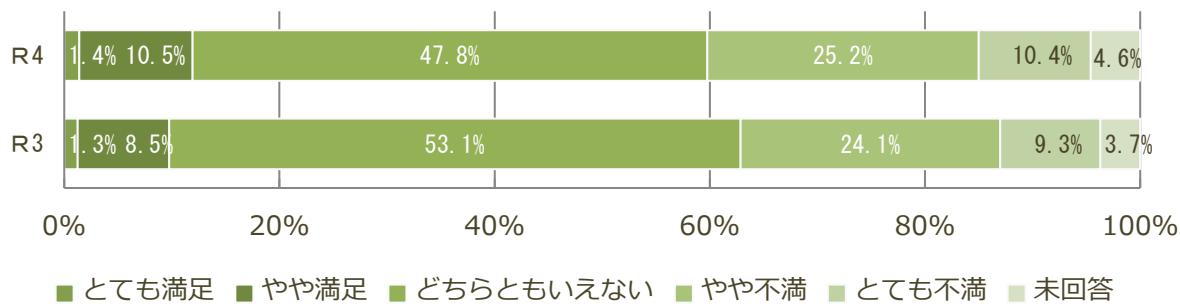
● 令和 5 年度～6 年度に実施する主要事業

事業名	盛岡広域企業誘致推進事業			ものづくり推進課
概要	安定した雇用の拡大に向けて、地場産業の特色を生かしながら、盛岡広域の他市町と連携し、製造業、組込みソフト、IT・システム関連産業などの誘致を進めます。（★産業クラスター推進事業）			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	19 百万円	19 百万円	19 百万円	
	情報関連・研究開発・食料品製造系企業などの誘致	⇒	⇒	

事業名	雇用対策推進事業		経済企画課
概 要	新規学卒者・若年未就職者等に対する職業情報の提供などのほか、関係団体への雇用の維持・確保などに係る要請、ICT等の活用も含めた働き方改革への取組によりワークライフバランスを実現し、魅力ある職場づくりのための支援など、就労の場の拡大や安定的な雇用の確保、人材の定着に向けた取組を進めます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	2百万円	2百万円	2百万円
取組内容	よりおか就職面談会の開催、正規雇用など雇用拡大に向けた取組、魅力ある職場づくりの推進など		⇒ ⇒
事業名	勤労者対策事業		経済企画課
概 要	勤労者の福祉向上と生活安定を図るために、勤労者に向けた融資制度を運用するとともに、労働環境の向上を目指す団体の事業費を助成します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	78百万円	78百万円	78百万円
取組内容	勤労者福祉団体への補助、勤労者向け融資制度の実施		⇒ ⇒

● この施策に対する市民の実感

「企業の誘致や雇用対策の取組が行われている」と感じる市民の割合

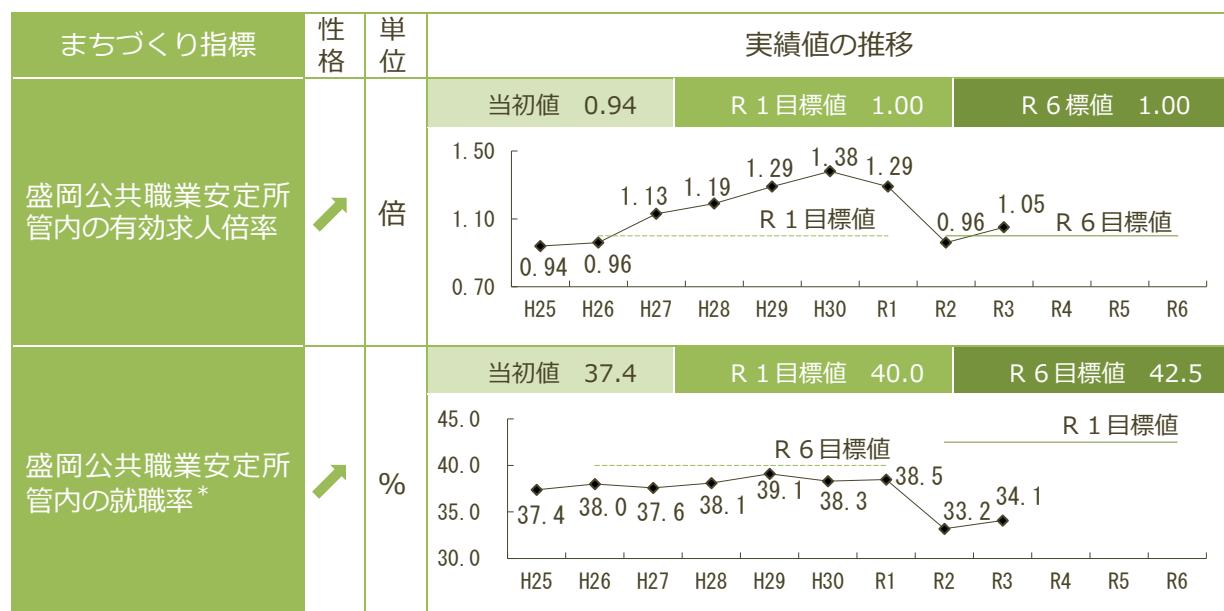


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

 市民	・さまざまな情報を集め、職業体験・職業訓練などを通じて、自分に向いている仕事を見つけましょう。
 地域・NPO 等	・行政・企業と連携し、若年者の職業訓練や就職マッチングを推進しましょう。
 事業者	・雇用の維持・確保のほか、若年者を中心とした新卒者採用、非正規労働者の正規雇用などに努めましょう。 ・従業員が気持ちよく働ける環境をつくりましょう。 ・求職者に向けて自社の魅力を積極的に発信しましょう。

●まちづくり指標



* 就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職申込件数

●関連個別計画

- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

⊕ 施策 26 都市基盤施設の維持・強化



快適な市民生活と活発な産業活動を支えるため、道路や橋りょう、公園、上下水道施設などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化を図ります。

LINK

まちづくりの合言葉

支えます みんなの暮らし 快適に



●現状と課題

I 木造住宅の耐震化については、近年、耐震診断・改修補助の応募者が減少していることから、周知活動の強化を図る必要があります。また、地震時の避難路を確保するため、道路に面した危険なブロック塀等の撤去を推進する必要があります。

一方、建築物を安全に使用するために、建物内のアスベストを含む吹付け建材の撤去を進めるとともに、市内のマンションについて、不適切な管理による外壁落下等の問題が起こる前にマンション管理の適正化を進める必要があります。

II 道路については、老朽化による穴ぼこ等が増加し、事故が頻発しており、舗装等の損傷箇所の早期発見・対応が課題となっています。また、橋りょうについては、今後老朽化が急速に進行することから、安全性が問題になるとともに補修費用の増加が懸念されます。冬期間の安全な交通環境の確保においても融雪施設及び除雪機械の老朽化に伴う修理費の増加や高齢化に伴う市民協働による除排雪が課題となっています。

通学路や生活道路においては、歩道の未整備の区間、急カーブ及び狭い幅員などにおける、安全確保が課題となっています。

III 快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や緑地等の整備を推進し、盛岡の縁に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要があります。特に盛岡城跡公園については、公園と史跡の整備やイベントの開催などにより内外に魅力を発信し、お城を中心としたにぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。

IV 花と緑のガーデン都市づくり事業におけるハンギングバスケットについては、設置数日本一を継続するとともに、質の向上を図る必要があります。また、緑を創出するために公園と街路樹の適正な維持管理を行う必要があります。

V 人口減少時代の到来などにより、水需要も長期的に減少することが予測されるなど、事業環境は大きく変化しています。また、既存の水道施設は老朽化が進行していることから、その計画的な更新・改築を進めるとともに、災害に強い水道施設を構築していく必要があります。このような現状から、水道施設の再構築はダウンサイジング^{*1}も視野に入れた水道システム自体の見直しの必要性が高まっています。

VI 公共下水道をはじめとした汚水処理施設により汚水処理未整備地区の解消を図る必要があります。また、既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽施設の大規模な改築・更新を行う必要があります。

VII 近年の局地的集中豪雨による浸水防除のためにも、幹線水路の整備や面的整備を進める必要があります。また、既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽施設の大規模な改築・更新を行う必要があります。

VIII 土地区画整理事業については、事業の見直しを行い、事業進捗を図るとともに、並行して、関連する狭あい道路解消や上下水道整備等の住環境改善を早期に進める必要があります。また、市街地再開発事業については、中心市街地活性化に資する施設整備が求められています。

*¹ ダウンサイ징

規模の縮小（浄水施設の能力を減らしたり、施設の数を減らしたりすること）です。

●施策の体系

施策
26
都市基盤施設の維持・強化

小施策 I 良好的な住宅地の誘導

建築基準法など、建築物を取り巻くさまざまな法律や条例の制定、改正等に迅速かつ的確に対応して、各種制度の積極的活用を図り、建築物が適正化された良好な住宅地の形成を推進します。

【主要事業】

耐震診断・改修促進事業

小施策 II 安全・快適な道路環境の向上

緊急性、重要性、地域性などを十分に考慮しながら道路の新設や改良を行うとともに、効率的で適正な維持管理と橋りょうの計画的な修繕を進めます。また、冬期間における道路の除排雪の充実を図るほか、歩行者の通行において特に危険な箇所や通学路を重点的に整備するなど、安全で快適な道路環境を確立します。

【主要事業】

道路橋りょう維持管理事業

橋りょう維持補修事業

道路除排雪事業

★◎身近なくらしを支える道路事業

小施策 III 都市公園の整備と利用促進

憩いや安らぎ、交流の場として、また、災害時の避難場所として公園整備を推進するとともに、Park-PFI^{*2}の活用等、それぞれの公園の特性に応じた整備手法の導入により、公園としての魅力を更に高め利用の促進を図ります。

【主要事業】

都市公園整備事業

盛岡市動物公園整備事業

お城を中心としたまちづくり事業

小施策 IV 都市緑化の推進

生活に緑とうるおいをもたらすために公園や街路等の公共空間の緑化を推進するとともに、適正な維持管理を行います。また、市民の緑化活動を支援するなど、私的空間の緑化を推進します。

【主要事業】

公園等維持管理事業

花と緑のまちづくり事業

小施策 V 安定給水の確保

災害等のリスクへの対応、環境対策への貢献及び中長期的視点に立った事業運営など、経営環境の変化に即した各種施策を実施することで、市民から信頼され続ける水道事業を推進し、安全でおいしい水の持続的安定供給を目指します。

【主要事業】

- 上水道安全対策事業
- 配水管整備事業
- 水道水源水質保全促進事業
- 浄配水場施設整備事業
- 鉛製給水管解消事業

小施策 VI 汚水処理の充実

汚水処理施設の整備により、公共用海域の水質を保全して衛生的な水環境を確保します。

【主要事業】

- 公共下水道汚水施設整備事業
- 流域下水道建設負担金事業
- 公共下水道改築更新事業
- ★浄化槽整備事業

小施策 VII 雨水浸水対策の推進

浸水状況の把握を行い、緊急性のある雨水幹線整備を重点的に実施することにより、浸水被害を解消し、市民の生命・財産の保護及び都市機能の確保を図ります。

【主要事業】

- 公共下水道雨水施設整備事業
- 公共下水道改築更新事業（再掲）

小施策 VIII 既成市街地の再整備

既成市街地における公共施設等の整備改善を図るため土地区画整理事業や生活環境整備事業を実施するとともに、中心市街地における良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るために再開発事業を推進し、人がぎわうまちづくりを進めます。

【主要事業】

- 太田地区整備事業
- 都南中央地区整備事業

道明・下飯岡地区整備事業

盛岡バスセンター整備事業

市街地再開発事業

*² Park-PFI

公募設置管理制度：都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公園施設の整備等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。

【一般事業】

私道等整備促進事業、市道用地取得事業、市道舗装二次改築事業、側溝整備事業、交通安全対策特別交付金事業、ひとにやさしいみちづくり事業、雪寒地域道路事業、住居表示維持管理事務、住居表示整備事業、建築指導事務、定期報告対象建築物改善指導事業、みなし道路調査事務、住環境形成建築指導事業、漏水対策事業、配給水管施設維持管理整備事業、水管橋維持管理修繕事業、給水管整理統合事業、配水監視等機器整備点検事業、図面情報管理システム事業、水道メーター整備事業、飲料水供給施設管理運営事業、江柄地区飲雑用水供給施設維持管理事業、公共下水道施設管理事業、水洗化普及促進事業、流域下水道維持管理費負担事業、農業集落排水施設管理事業、浄化槽法監理事務、公設浄化槽管理事業、市街地再開発等調査事業、盛岡駅西口地区管理事業、盛岡南地区都市開発整備事業、★玉山地域飲用井戸等整備補助事業、飲用水確保対策事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、マンション管理適正化・再生推進事業

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	耐震診断・改修促進事業		建築指導課
概 要	震災に強く安全な生活環境を実現するため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を行う場合、市民や対象事業者に対して費用の一部を補助します。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物についても、耐震改修支援を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1百万円	37百万円	1百万円
取組内容	木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助など	木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助、大規模建築物の耐震改修補助など	木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助など
事業名	道路橋りょう維持管理事業		道路管理課、建設課（玉山）
概 要	道路機能を良好に保つために、道路パトロールを強化して、緊急を要する舗装補修、維持工事、施設保守点検などを実施します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	749百万円	1,044百万円	1,044百万円
取組内容	市道の補修、及び市道施設の維持管理	⇒	⇒
事業名	橋りょう維持補修事業		道路管理課、建設課（玉山）
概 要	橋梁長寿命化修繕計画に位置づけられた橋りょうの修繕工事や法令等に基づく定期点検を計画的に実施します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	292百万円	292百万円	292百万円
取組内容	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	⇒	⇒
事業名	道路除排雪事業		道路管理課、建設課（玉山）
概 要	冬期間の円滑で安全な通行を確保するために、市道の除排雪、坂道等の凍結防止剤散布を行います。さらに、市民協働による除排雪を推進するため、小型除雪機械の貸与などを行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	655百万円	707百万円	707百万円
取組内容	バス路線及び通学路等の除排雪、主要交差点及び急坂部への凍結防止剤の散布など	⇒	⇒

事業名	★◎身近な暮らしを支える道路事業		道路管理課、道路建設課、建設課（玉山）
概要	地域間を結ぶ広域的道路の幹線機能や生活道路の幹線道路へのアクセス機能を高めるとともに、通学路等の安全性を確保するため、道路拡幅、線形改良、歩道整備、踏切拡幅などを行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	2,051 百万円	1,875 万円	2,151 百万円
取組内容	道路改良、道路新設、歩道新設、踏切拡幅等の測量調査設計、用地買収、建物等補償、工事、未舗装道路等の整備など	⇒	⇒
事業名	都市公園整備事業		公園みどり課
概要	快適で住みよい都市環境形成のために、都市公園や緑地などの整備を進めます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	153 百万円	293 百万円	235 百万円
取組内容	中央公園、土地区画整理事業地区街区公園など の整備	⇒	⇒
事業名	盛岡市動物公園整備事業		公園みどり課
概要	盛岡市動物公園について、リニューアル施設と新たなサービスの創出により、魅力ある動物園として利用者に喜ばれるよう管理・運営を行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	250 百万円	250 百万円	250 百万円
取組内容	管理・運営・民間投資誘導など	⇒	⇒
事業名	お城を中心としたまちづくり事業		公園みどり課
概要	市のシンボル的公園である盛岡城跡公園について、史跡整備や、にぎわいと魅力のある公園づくりを進めます。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	223 百万円	298 百万円	167 百万円
取組内容	石垣修復・発掘調査・遺構測量など	⇒	三の丸周辺整備・発掘調査・遺構測量など

事業名	公園等維持管理事業		公園みどり課
概 要	市民が安全・快適に公園を利用できるように、公園施設の維持管理を行うとともに、公共空間の緑化保全のために街路樹などの維持管理を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	211 百万円	236 百万円	235 百万円
	街路樹・公園施設維持管理など	⇒	⇒

事業名	花と緑のまちづくり事業		公園みどり課
概 要	ハンギングバスケットを中心とした花と緑のガーデン都市づくりを進めるとともに、市民の緑化活動を支援するなど、緑化意識の高揚を図ります。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	18 百万円	17 百万円	20 百万円
	花と緑のガーデン都市づくり、地域緑化支援花苗配布など	⇒	⇒

事業名	上水道安全対策事業		水道建設課、浄水課
概 要	地震等の自然災害時においても、基幹病院や避難場所等への安定給水を確保するため、配水管の耐震化を進めます。また、浄水場の相互応援ができるよう、浄水場水系間 ^{*3} を連絡する配水管の整備や長時間の停電にも対応できるよう、浄配水場等施設の自家発電設備の整備を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	(水道会計) 1,030 百万円	1,189 百万円	945 百万円
	重要給水施設配水管整備事業、配水幹線整備事業、浄配水場等自家発電整備事業	⇒	⇒

事業名	配水管整備事業		水道建設課、水道維持課
概 要	安定的・効率的に水を運用するために、配水管の能力不足を解消する配水能力増強事業や、耐用年数が過ぎた配水管の更新を進める経年管対策事業など、他の事業と調整を図りながら、配水管の計画的な整備を行います。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	(水道会計) 1,701 百万円	1,883 百万円	2,058 百万円
	配水能力増強事業、経年管対策事業、未給水地域解消事業、配水調整ブロック整備事業、配水管内水質管理事業など	⇒	⇒

事業名	水道水源水質保全促進事業		浄水課
概 要	安全・豊富な水道原水 ^{*4} を安定的に確保するために、水源涵養林の保全など、水道水源流域の水道水質保全に係る事業に積極的に取り組みます。		
取組内容	R 5 (水道会計) 3百万円	R 6 3百万円	(参考) R 7 予定 2百万円
	水源涵養林の保全、水源の水質保全、近隣市町との水源保全活動など	⇒	⇒

事業名	浄配水場施設整備事業		浄水課、水道建設課
概 要	安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給するために、老朽化してきている浄配水場など、設備の更新・整備を計画的に行います。		
取組内容	R 5 (水道会計) 574百万円	R 6 1,155百万円	(参考) R 7 予定 1,206百万円
	浄水場整備（米内、中屋敷、沢田など）	⇒	⇒

事業名	鉛製給水管解消事業		給排水課
概 要	安全でおいしい水を安定的に供給するために、市民の行う鉛製給水管の布設替えに対し補助金を交付し、鉛製給水管の早期解消に積極的に取り組みます。		
取組内容	R 5 (水道会計) 20百万円	R 6 20百万円	(参考) R 7 予定 20百万円
	鉛製給水管布設替え工事費補助金交付	⇒	⇒

事業名	公共下水道汚水施設整備事業		下水道整備課
概 要	未整備地区を対象に汚水管きょ等を順次整備し、公共用水域の水質を保全します。		
取組内容	R 5 (下水道会計) 1,411百万円	R 6 1,115百万円	(参考) R 7 予定 1,059百万円
	管路等施設整備	⇒	⇒

事業名	流域下水道建設負担金事業		経営企画課
概 要	北上川上流流域下水道事業・都南処理区に係る建設事業に対して、関係市町の負担割合により、費用を負担します。		
取組内容	R 5 (下水道会計) 131 百万円	R 6 98 百万円	(参考) R 7 予定 116 百万円
	流域幹線、ポンプ場及び 処理場施設整備	⇒	⇒
事業名	公共下水道改築更新事業		下水道施設管理課
概 要	下水道施設の正常な機能を維持するため、既存施設の耐震化を行うとともに、老朽化に伴う改築更新を進めます。		
取組内容	R 5 (下水道会計) 487 百万円	R 6 598 百万円	(参考) R 7 予定 462 百万円
	既存施設の改築・更新等	⇒	⇒
事業名	★浄化槽整備事業		給排水課
概 要	公共下水道事業計画区域外などに居住する市民を対象として、浄化槽設置費の一部を助成します。		
取組内容	R 5 24 百万円	R 6 24 百万円	(参考) R 7 予定 24 百万円
	浄化槽設置工事費補助	⇒	⇒
事業名	公共下水道雨水施設整備事業		下水道整備課
概 要	浸水のおそれがある地区を対象に、雨水排水施設の整備を順次進めます。		
取組内容	R 5 (下水道会計) 586 百万円	R 6 665 百万円	(参考) R 7 予定 385 百万円
	管路等施設整備	⇒	⇒
事業名	太田地区整備事業		市街地整備課
概 要	盛岡南地区の外郭部、零石川右岸において良好な住宅地の形成と道路・公園等公共施設の整備を一体的に行うため、太田地区土地区画整理事業を実施するほか、下太田地区的道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	R 5 1,585 百万円	R 6 1,060 百万円	(参考) R 7 予定 275 百万円
	建物等移転補償、道路築造、宅地造成、道路拡幅 など	⇒	⇒

事業名	都南中央地区整備事業		盛岡南整備課
概 要	市の南の玄関口にふさわしい良好な住宅地の形成と道路等公共施設の整備を一体的に行うため、都南中央第三地区土地区画整理事業を実施するほか、都南中央第二地区及び都南中央第三地区の道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	180 百万円	41 百万円	86 百万円
	道路築造、宅地造成、道路拡幅、用地買収など	換地計画策定、換地処分準備	換地処分
事業名	道明・下飯岡地区整備事業		盛岡南整備課
概 要	新しい都心機能を担う盛岡南新都市と一体となった市街地の形成を図るもので、良好な住宅地の形成と道路等公共施設の整備を一体的に行うため、道明地区土地区画整理事業を実施するほか、道明・下飯岡地区的道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	811 百万円	111 百万円	117 百万円
	建物等移転補償、道路築造、宅地造成、道路拡幅、用地補償など	換地計画策定、道路築造、宅地造成、道路拡幅、用地買収など	換地処分準備
事業名	盛岡バスセンター整備事業		まちなか未来創生室、道路建設課、交通政策課
概 要	旧バスセンター跡地に中心市街地及び河南地区の活性化を目指し、「ローカルハブ」をコンセプトとして整備した新しいバスセンターを中心としたまちづくり活動を進めるためのソフト事業を実施します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	4 百万円	6 百万円	—
	盛岡バスセンター周辺地区公民連携まちづくり勉強会	盛岡バスセンター周辺地区公民連携まちづくり勉強会、事業効果分析業務	—
事業名	市街地再開発事業		まちなか未来創生室
概 要	中ノ橋通一丁目地区等において、土地の高度利用、都市の防災化の向上などに寄与する市街地再開発事業を行う施行者に、事業費の一部を補助します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	770 百万円	1,285 百万円	255 百万円
	市街地再開発事業（中ノ橋通一丁目地区）への補助	⇒	⇒

*3 済水場水系間

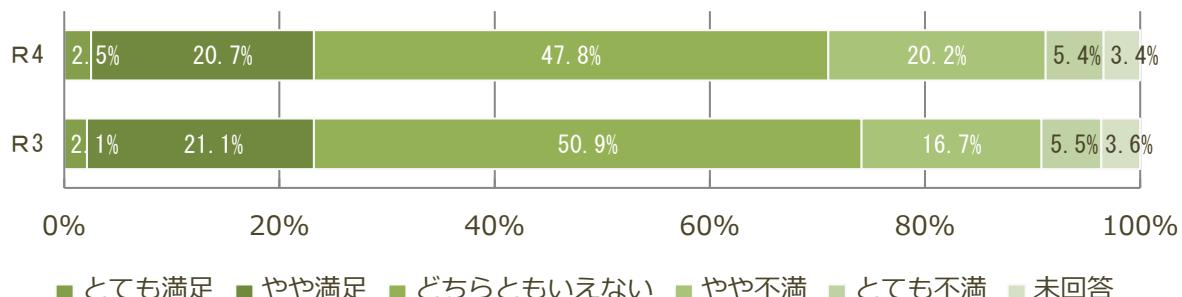
市域にある済水場のうち、米内済水場、中屋敷済水場、沢田済水場、新庄済水場の4済水場が対象となります。

*4 水道原水

水道の水源のうち、河川表流水である米内川、零石川、築川及び中津川を対象としています。

●この施策に対する市民の実感

「快適で暮らしやすい居住環境が整っている」と感じる市民の割合



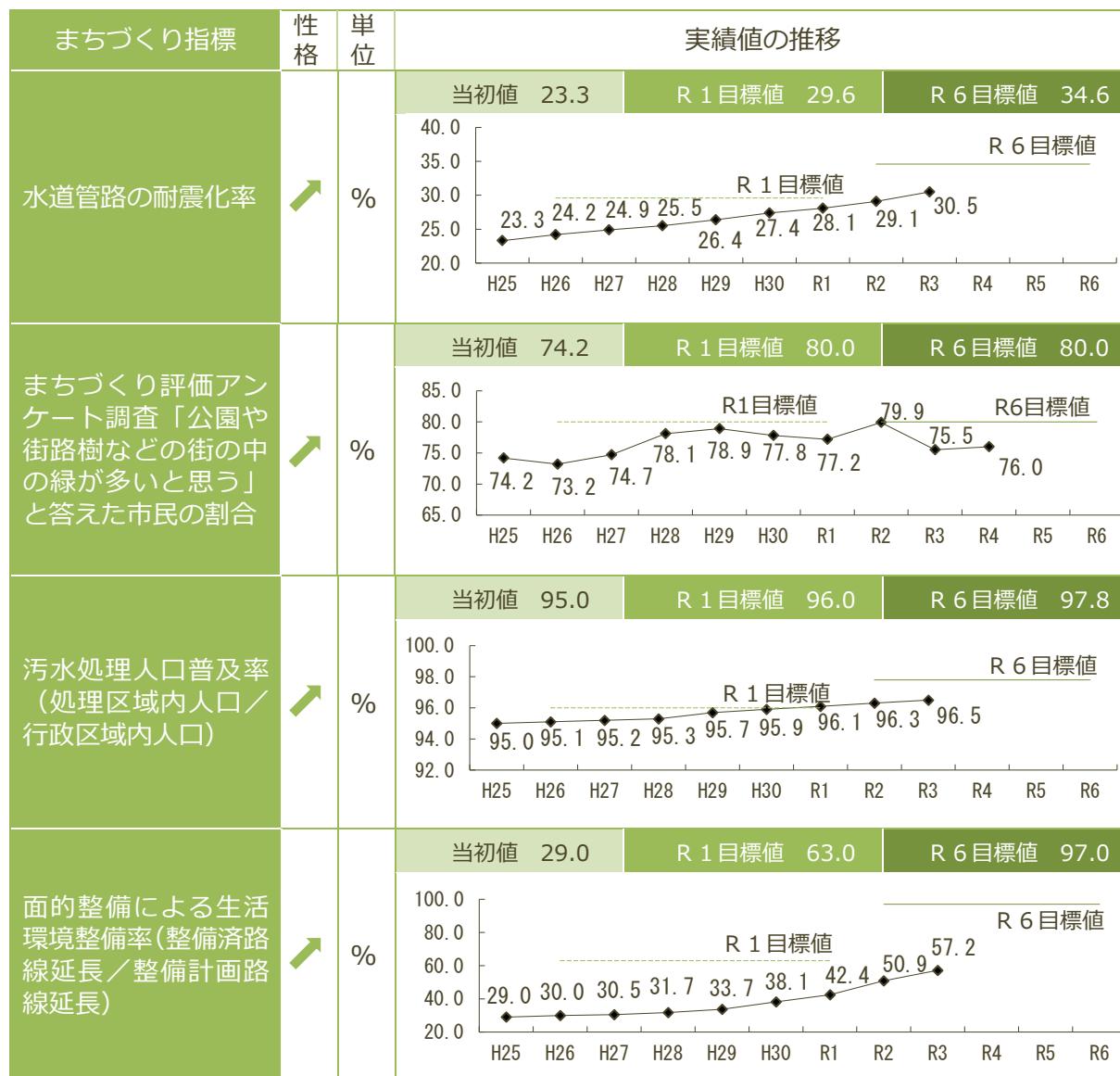
小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	<ul style="list-style-type: none">・地震に備え、住宅の耐震性に配慮した、安全な住まいづくりに努めるとともに、災害時においては適切な避難等を心がけましょう。・美化活動や危険箇所の通報などに取り組み、身近な公園や道路等を大切にしましょう。
	地域・NPO等	<ul style="list-style-type: none">・地域のみんなで協力して積雪時や災害時も含めた、安全性・機能性の高い快適なまちの形成に取り組みましょう。・地域のみんなで協力して、緑化活動を行い、美しい緑のあるまちを守り育てましょう。
	事業者	<ul style="list-style-type: none">・良質な建物を供給し、安全で快適な住環境づくりに努めましょう。・既存のストックの適正な管理で、有効活用と長寿命化に努めましょう。・地域と協力しながら、安全性・機能性の高い快適なまちの形成に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移					
			初期値	73.9	R 1目標値	74.8	R 6目標値	75.7
市道改良率* ⁵	▲	%	80.0	77.5	75.0	72.5	70.0	73.9 74.3 74.4 74.6 74.8 74.875.0 75.0 75.6



*⁵ 平成 28 年度に新しく設定した指標です。

●関連個別計画

- ・住宅マスタープラン（平成28～令和7年度）
- ・中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（平成30～令和4年度）（再掲）
- ・第3期耐震改修促進計画（令和3～7年度）
- ・第2次緑の基本計画（令和3～12年度）
- ・史跡盛岡城跡整備基本計画
- ・お城を中心としたまちづくり計画（再掲）
- ・岩山公園整備基本計画
- ・動物公園再生事業計画
- ・都市計画道路整備プログラム（令和3～12年度）
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・道路舗装等維持管理計画

- ・第三次水道事業基本計画（平成27～令和6年度）
- ・水道施設整備構想（平成26年6月改訂）
- ・公共下水道全体計画
- ・汚水処理基本計画
- ・下水道事業中長期経営計画（平成27～令和6年度）

●令和6年度までに想定される事業展開

施策 27 交通環境の構築



幹線道路の整備や公共交通機関の利便性の向上を図るほか、自転車走行環境や歩行環境の整備などに取り組むことにより、総合的な交通体系を確立するとともに、マイカー利用の抑制と公共交通や自転車利用の促進を図り、環境にやさしく快適な交通環境を構築します。

まちづくりの合言葉

みんなが快適に移動しやすいまちにしよう



●現状と課題

- I 公共交通や自転車は、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにつながるとともに、高齢者をはじめとする交通弱者にとってなくてはならない身近な交通手段であることから、その役割を踏まえた交通環境の構築が課題となっています。
- II 公共交通の利用者数は、ピークの時に比べ少ない状況にあることから、公共交通を維持・確保していくためにも、引き続き、利用促進に向けた取組を推進する必要があります。
- III 歩行者・自転車・自動車が輻輳(ふくそう)している道路が多いことから、歩行者や自転車の安全確保が課題となっています。また、自転車の放置や自転車マナーの悪化が問題となっており、自転車利用の適正化に向けた取組が求められています。
- IV 都市部の主要な道路については、公共交通の利用促進や中心市街地の活性化などを目的として、幹線道路としてのネットワーク形成を図るため、より効率的で効果的に整備を行う必要があります。

●施策の体系

施策 27
交通環境の構築

小施策 I 総合交通計画の推進

円滑な交通環境を構築するために、鉄道やバスなどの各交通手段と道路などの交通基盤を総合的に捉えた「ひと・まち・環境」にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。

小施策 II 公共交通機関の利便性向上と利用促進

快適で利用しやすい公共交通環境を構築し、マイカーからの転換を促進させるために、バスの走行環境・バス待ち環境の改善や利便性の向上を図るほか、鉄道の利用環境の整備を進めます。

【主要事業】

公共交通利用促進対策事業

小施策 III 自転車、歩行者のための交通環境の充実

自転車の利用促進と歩行環境の向上を図るために、自転車走行空間^{*1}や自転車駐車場などの整備や放置自転車対策のほか、通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

【主要事業】

自転車の安全と利用促進に関する事業

小施策 IV 都市活動を支える幹線道路の整備

バス・自動車・自転車などの車両の円滑な走行空間や、安全な歩行空間の確保など、交通環境の改善を図るために幹線道路の整備を進めます。

【主要事業】

★都市の骨格を形成する街路事業

*1 自転車走行空間

車道路肩へ青色矢羽根などで標示した自転車が走行する空間

【一般事業】

盛岡広域都市計画道路変更事務、交通政策推進事務、鉄道関連事務、バス関連事務、まちなか・おでかけバス補助金事業、玉山地域列車でおでかけきっぷ補助金事業、道路橋梁整備促進同盟会事務、県営街路事業負担金事業、放置自転車等対策事業、市営駐車場管理運営事業、土木工事費積算システム運用業務

●令和5年度～6年度に実施する主要事業

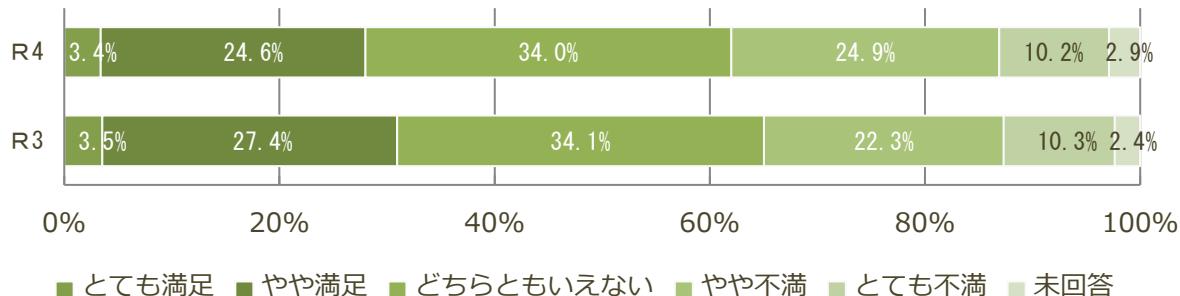
事業名	公共交通利用促進対策事業		交通政策課
概 要	公共交通の利用促進を図るため、鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに、モビリティ・マネジメント ^{*2} などにより、マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	542 百万円	144 百万円	209 百万円
取組内容	JR 田沢湖線新駅整備、仙北町駅バリアフリー化設備整備補助	バスロケーションシステム更新整備事業、仙北町駅バリアフリー化設備整備補助、仙北町駅駅前広場測量設計など	仙北町駅駅前広場整備など
事業名	自転車の安全と利用促進に関する事業		交通政策課、道路建設課
概 要	交通マナー向上のための啓発活動を行うとともに、自転車活用推進計画に基づき、その関係事業を推進します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	(R 4 繰越 14 百万円)	14 百万円	14 百万円
取組内容	自転車走行空間の整備、自転車駐車場の整備に向けた検討、交通マナー向上のための啓発活動など	⇒	⇒
事業名	★都市の骨格を形成する街路事業		道路建設課
概 要	盛岡広域都市計画やもりおか交通戦略の将来道路網に位置付けられた公共交通軸や都心環状道路などの幹線道路を整備します。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	48 百万円	183 百万円	174 百万円
取組内容	愛宕町三ツ割線（山岸四丁目）等の街路事業における測量調査設計、用地買収、建物等補償など	愛宕町三ツ割線（山岸四丁目）等の街路事業における測量調査、用地買収、建物等補償、工事など	⇒

*2 モビリティ・マネジメント

アンケートやその結果を踏まえた情報提供により、マイカーから公共交通の利用へ自発的に促す取組。

● この施策に対する市民の実感

「幹線道路や公共交通機関が利用しやすい」と感じる市民の割合



小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

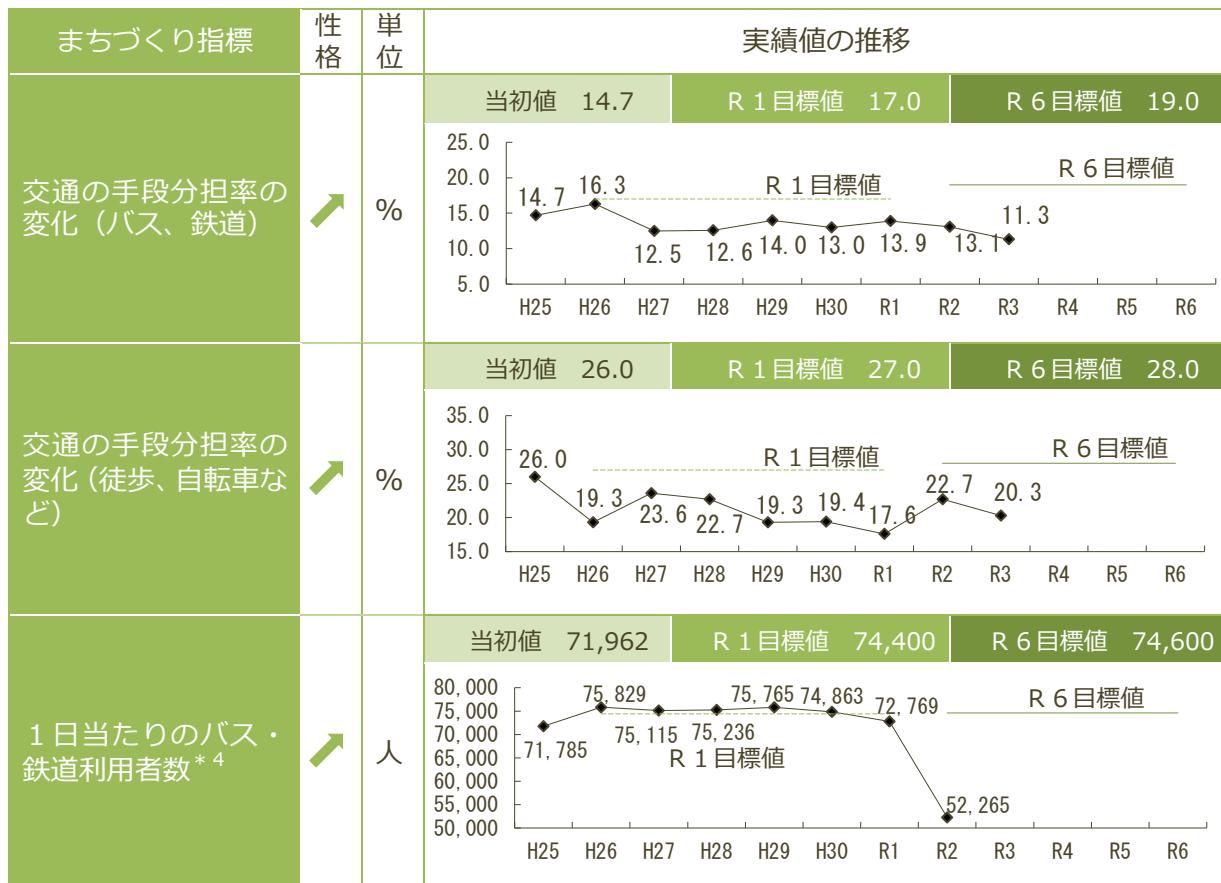
● 各主体に期待される役割

	市民	・マイカーの利用を控え、環境にやさしい公共交通や自転車などの移動を心がけましょう。
	地域・NPO 等	・地域の日常生活になくてはならない公共交通を使うことで、地域のみんなで公共交通を支えましょう。
	事業者	・自転車駐車場の整備や、公共交通利用の PR に努めましょう。 ・公共交通関係事業を営む事業者は、バリアフリー や環境に配慮した車両の導入や施設の整備に努めましょう。

● まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当 初 値	R 1 目標 値	R 6 目標 値
平日の主要幹線道路の混雑度 ^{*3}	↓	割 合	1.11	1.09	1.00
			<p>1.30 1.20 1.10 1.00 0.90</p> <p>1.11 1.10 H25 H26 1.04 1.03 1.02 H27 H28 H29 0.95 0.99 H30 R1 0.95 0.95 R2 R3 R4 R5 R6</p> <p>R 1 目標値 R 6 目標値</p>		
交通の手段分担率の変化（自動車）	↓	%	59.3	56.0	53.0
			<p>70.0 65.0 60.0 55.0 50.0</p> <p>59.3 64.4 63.9 64.7 66.6 67.6 68.6 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 64.2 68.5 R2 R3 R4 R5 R6</p> <p>R 1 目標値 R 6 目標値</p>		

* 3 令和 3 年度から令和 6 年度目標値を変更しています。



*⁴ 令和2年度に各年度の実績値の表示を統計の「公表時点」から「調査時点」に変更しています。当初値は平成24年度実績値です。

● 関連個別計画

- ・総合交通計画
- ・都市計画道路整備プログラム（令和3～12年度）
- ・もりおか交通戦略
- ・自転車ネットワーク計画（平成28～令和27年度）
- ・盛岡市地域公共交通網形成計画（令和元年～5年度）
- ・自転車活用推進計画（令和3～7年度）

● 令和6年度までに想定される事業展開

- ・★IGR 下田駅の設置の可能性検討
- ・新駅（仙北町駅と岩手飯岡駅の中間）の設置の可能性検討

■ 施策 28 國際化の推進



産業や教育、文化、スポーツなど幅広い分野において、諸外国との交流を促進し、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、外国人が訪れやすく、暮らしやすい環境の整備を進めます。

また、企業の国際競争力向上への支援や国際的に活躍できる人材の育成など、國際化の推進を図ります。

まちづくりの合言葉

わかりあい 支えあい 広い世界とつながろう



●現状と課題

- I 国籍や文化などの違いに関わらず、すべての市民がお互いの文化的背景や考え方を理解し、共に暮らし支え合う地域社会の実現に向けて、(公財)盛岡国際交流協会をはじめとする民間団体と協働で国際相互理解と国際友好親善の促進を図っていく必要があります。
- II 技能実習法の施行や出入国管理法の改正などにより、一時的な滞在者としてではなく、生活者として来日する外国人の増加が見込まれる中で、外国人の住民が地域社会で生活する上で必要となる環境整備を充実させる必要があります。また、国際リニアコライダー*の建設実現を目指し、市民の理解を深めるとともに、関係機関と連携した取組を進める必要があります。

* 国際リニアコライダー

高エネルギー電子・陽電子加速器ことで、世界の素粒子物理学研究の頂点となる施設。

LINK

重点2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

●施策の体系

施策 28
国際化の推進

小施策 I 国際交流の推進

市民の国際理解を深めて国際感覚を養うとともに、市民主体の国際交流活動の支援を行うことにより、国籍や文化の違いを越えた相互理解に対する市民意識の醸成を図りながら、地域社会で共に暮らす外国人の支援体制の充実につなげます。

【主要事業】

★姉妹都市等国際交流事業

国際交流関係事業

小施策 II 国際都市づくりの推進

外国人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを目指し、生活支援など、必要なサポートの充実に努めます。また、新たな盛岡ファンを形成するため、観光やビジネスで訪れた外国人が、盛岡の魅力にふれながら快適に滞在できる環境づくりを進めます。

関係機関と連携しながら国際リニアコライダーの建設実現を目指した活動を進めます。

【一般事業】

国際リニアコライダー誘致推進事業

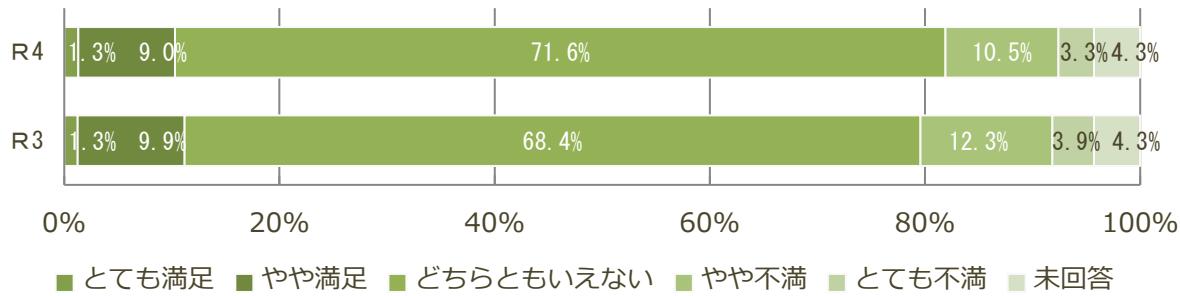
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	★姉妹都市等国際交流事業			文化国際課
概要	姉妹都市カナダ・ビクトリア市や友好都市台湾・花蓮市、その他の諸外国との交流を推進するとともに、(公財)盛岡国際交流協会等関係団体と連携しながら、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進、市民主体の国際交流活動の支援などを行います。			
	R 5 38百万円	R 6 28百万円	(参考) R 7 予定 33百万円	
取組内容	姉妹都市カナダ・ビクトリア市や友好都市台湾・花蓮市との各種交流、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進	友好都市台湾・花蓮市との友好都市提携5周年記念事業の実施。諸外国との各種交流、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進	姉妹都市カナダ・ビクトリア市との姉妹都市提携40周年記念事業の実施。諸外国との各種交流、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進	

事業名	国際交流関係事業		学校教育課
概 要	英語のコミュニケーション能力を向上させるとともに、お互いの文化や生活習慣の違いについて理解を深めるために、インディアナ州・アーラム大学からの短期留学生の受入れを行います。		
	R 5 1百万円	R 6 1百万円	(参考) R 7 予定 1百万円
取組内容	アーラム大学からの短期留学生の受入れと 50 周年記念誌発行の負担金	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「異文化にふれ国際交流に参加する機会が充実している」と感じる市民の割合

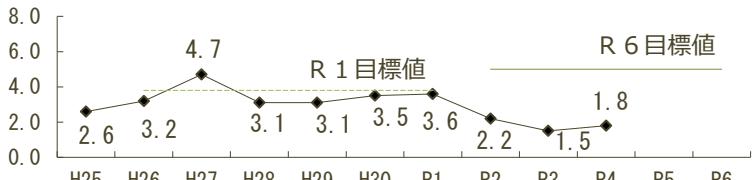


小数点第 2 位を四捨五入して算出していますので、合計が 100% とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	・多くの国々の多様な文化の理解に努め、交流を進めましょう。
	地域・NPO 等	・外国人が訪れやすく暮らしやすいサポート体制づくりを進めましょう。 ・多くの国々の多様な文化を理解し、地域住民と外国人が交流する機会をつくりましょう。
	事業者	・多文化共生への理解と、活動支援等社会的役割を担うことについて意識を深めましょう。 ・外国の方々に対応できる受け入れ体制づくりを進めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値 2.6	R 1 目標値 3.8	R 6 目標値 5.0
まちづくり評価アンケート調査「この一年間に国際交流に参加したことがある」と答えた市民の割合	↗	%		R 1 目標値	R 6 目標値

●関連個別計画

●令和 6 年度までに想定される事業展開

■ 施策 29 都市間交流の促進



にぎわいのあるまちを創出するとともに、市民生活の質を高めるため、市民とさまざまな都市や地域の人々との交流を促進します。

まちづくりの合言葉

広める交流 広がるにぎわい

● 現状と課題

I 経済・文化・歴史などの異なる都市や地域の人々との交流は、人々の生活の質の向上とともに、経済文化活動の活性化など、まちのにぎわいの創出にもつながることから、さまざまな都市との市民交流を促進していくことが必要です。

本市では、昭和 59 年に南部氏のゆかりの深い自治体により南部首長会議を発足するとともに、平成 24 年には沖縄県うるま市と、平成 31 年には東京都文京区と友好都市提携の締結を行っており、それぞれ市民交流が広がっています。

本市では、これ以外のさまざまな都市や地域との市民交流も幅広く行われており、その広がりや深まりを促進していく必要があります。

II 住民の日常生活圏や産業活動の広域化とともに、全国的に地域間競争が激しくなっていることから、日常生活圏を共通する盛岡広域圏や歴史・経済的に関係の深い沿岸地域などとの連携を深めることによって、競争力のある産業の振興や生活の質の向上を図り、より住みよい地域を構築していく必要があります。

また、沿岸地域は東日本大震災からの復興が課題となっていることから、復興に向けて連携した取組を進める必要があります。



LINK

重点 2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

●施策の体系

施策 29
都市間交流の促進

小施策 I 都市間交流の促進

市民の生活の質の向上やまちのにぎわい、魅力向上に資するため、友好都市等や経済・文化・歴史などの背景の異なるさまざまな都市・地域の人々との交流を促進します。

【主要事業】

都市間交流事業

小施策 II 地域間連携の推進

日常生活圏を共有する盛岡広域圏の一体的な発展とともに、歴史・経済的な関係の深い沿岸被災地の復興に向けて、関係自治体との連携を図ります。

【主要事業】

広域連携推進事業

【一般事業】

南部首長会議事務

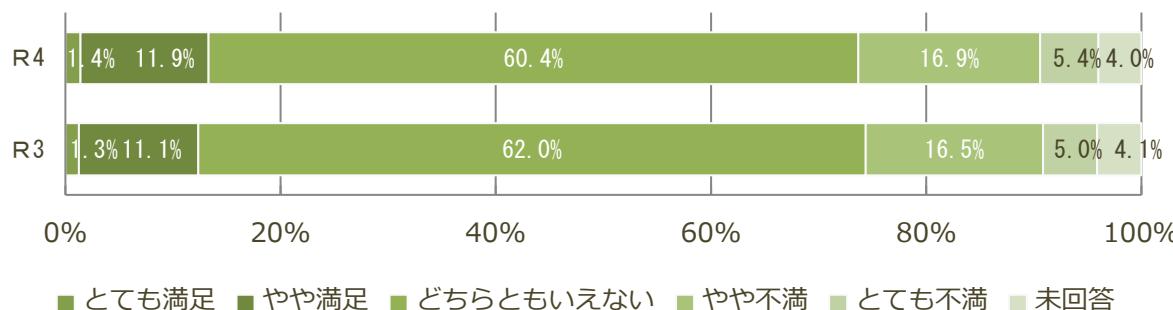
●令和5年度～6年度に実施する主要事業

事業名	都市間交流事業		文化国際課、企画調整課
概 要	友好都市である沖縄県うるま市及び東京都文京区との文化、教育、スポーツ、産業などを通じた市民交流を促進するとともに、本市と縁のある都市等との交流を促進します。また、地域間交流の活性化に向けて、宮古市から潟上市までを結ぶ「秋田・岩手地域連携軸推進協議会」に参加します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1 百万円	—	—
	文京区との友好都市提携5周年に係る記念事業	—	—

事業名	広域連携推進事業		都市戦略室
概 要	盛岡広域圏の一体的な発展と住民福祉の一層の向上を目指し、第2期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンの推進など、更なる広域連携の取組を進めます。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	広域連携の推進、第2期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンの推進	⇒	広域連携の推進、第3期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンの策定

●この施策に対する市民の実感

「都市間の交流が盛んになり、まちのにぎわい」を感じる市民の割合

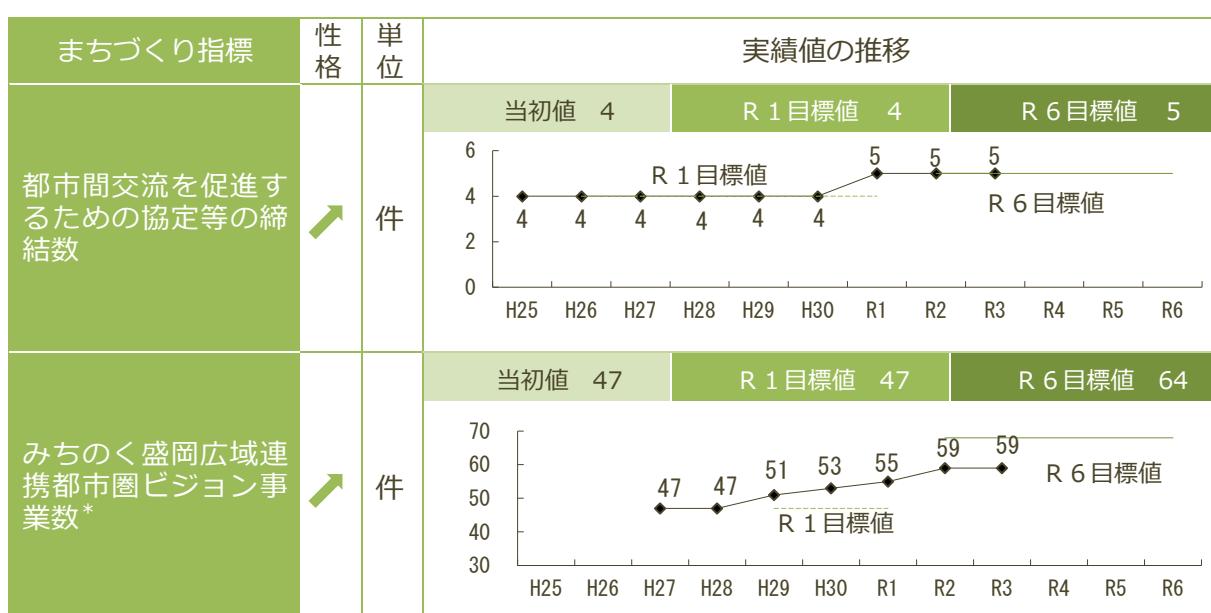


小数点第2位を四捨五入して算出していますので、合計が100%とならない場合があります。

●各主体に期待される役割

	市民	・さまざまな都市や地域の人々と交流を深めましょう。
	地域・NPO 等	・さまざまな地域の人々と交流を深めましょう。
	事業者	・行政、地域・NPO と連携し、交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図りましょう。

●まちづくり指標



* 平成 28 年度に指標を「にぎわいや産業振興につながる自治体連携の取組数」から「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン事業数」に変更しています。

●関連個別計画

- ・第 2 期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（令和 3 ~ 7 年度）

●令和 6 年度までに想定される事業展開

第3章 戰略プロジェクト

ポストコロナ時代に向けた戦略プロジェクトの推進

新型コロナウイルス感染症により社会経済情勢は大きく変化しており、ウィズコロナの状況においては、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に取り組むとともに、ポストコロナ時代の社会を見据え、「まちの新たな未来」や「新たな視点」でのまちづくりの必要性が生じています。

戦略プロジェクトにおいても、これらを踏まえながら各プロジェクトを展開し、本市の将来像の実現を目指すものです。

1 戰略プロジェクトについて

基本目標を達成するため、各分野の29施策において、それぞれ取組を推進していく一方で、未来に向け、特に重点的・施策横断的に取り組む必要のある課題に対応するため、施策単位での取組を連携させながら事業実施の効果を高め、課題を解決し、基本目標の達成や将来像の実現を目指していく必要があります。

のことから、「社会の潮流」や「まちづくりを考える上で重視する視点」等から導かれる本市の課題を踏まえた、重点的・施策横断的な取組を「戦略プロジェクト」として展開します。

2 戰略プロジェクトの取扱い

戦略プロジェクトは、毎年見直しを行い、戦略プロジェクトの加除のほか、戦略プロジェクトを構成する重点事業の加除を行いながら、弾力的で効果的な運用を図ります。

3 施策間の連携

「戦略プロジェクト」に掲げる事業は、「まちづくりの取組」に掲げる施策の中に含まれますが、施策横断的に取り組むことにより、効果的な連携を図ります。

4 取組期間

概ね3年を目途に重点を置いた取組を進めます。

5 取組項目

重点1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

重点2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

重点 1 未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

■ 背景・課題

人口減少社会の地域経済において若者の地元定着は大きな課題ですが、県内大学生の県内就職率は約4割と低く、特に理工系人材は約8割が県外に流出しています。加えて、結婚・出産期の女性に転出超過の傾向が見られ、中・長期的には自然減による人口減少への影響も懸念されます。これらの背景には東京圏との所得水準の差やIT関連を始めとする企業の受け皿不足のほか、第三次産業に偏った産業構造、地元企業の認知度の低さ等が挙げられます。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ICTの進展を背景とする柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、地方への人の流れや地元志向の高まり等、地方創生に向けて好機と捉えるべき変化も起き始めています。

■ 取組の方向性

○ DX時代のしごとづくり

国によるデジタル実装を通じた地方活性化の推進により、IT分野の需要が更に高まっていくことを見据え、若者をひきつける魅力的な働く場を創出するため、企業誘致やIT産業が集積する本市の強みを活かした異業種間のマッチングやクラスター形成支援に取り組みます。また、AI、IoT等の新技術を活用した生産性向上や新たな事業展開による地元企業の雇用拡大を支援するほか、社会の変化を捉えた新たなビジネスの創出を支援します。

○ 若者と地元産業をつなぐ

若者と地元産業をつなぎ、本市への定着を図るため、コロナ禍における地方・地元志向の高まりを好機と捉え、高校生や大学生等が学校の枠組みを超えて地域を知り、社会人と交流しながら地域課題の解決に取り組む場の提供や、若者が本市で働き、生活することの魅力を効果的に発信するとともに、インターンシップや就職ガイダンス等により地元企業の認知度の向上や就業希望者とのマッチングを支援するほか、就職後における新社会人マナー研修等のフォローアップ支援に取り組みます。また、特に人手不足が深刻な保育士や介護職については、奨学金返還支援等により東京圏との待遇差による影響の解消に努めます。

○ 仕事と子育ての希望をかなえる

女性が安心して子どもを産み育て、社会進出しやすい環境づくりを推進するため、ICTを活用した働き方改革等、地元企業によるワーク・ライフ・バランスの取組を支援します。また、SNSを活用した効果的な子育て情報の発信や、子ども未来基金を活用した子育て支援、児童センター整備等による就学期の子どもの居場所づくりに取り組むほか、男性の育児参画や働く女性の交流を支援します。

■ 期待する効果

若者・女性の地元定着と活躍により持続可能で活力のあるまちになる

■ 重点取組期間

令和4年度～令和6年度

■ 目標指標

目標指標	性格	単位	実績値の推移												
① 市内 I.T 産業事業所数 ^{*1}	↑	社	<p>R6目標値 160</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	R1	119								
期間	実績値														
R1	119														
② 県内大学生の県内就職内定率	↑	%	<p>R6目標値 50.0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>43.6</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>41.9</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>44.9</td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H29	43.6	H30	43.1	R1	41.9	R2	43.4	R3	44.9
期間	実績値														
H29	43.6														
H30	43.1														
R1	41.9														
R2	43.4														
R3	44.9														
③ 「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 ^{*2}	↑	%	<p>R6目標値 50.0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>19.0</td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H29	15.2	H30	19.9	R1	18.9	R2	23.2	R3	19.0
期間	実績値														
H29	15.2														
H30	19.9														
R1	18.9														
R2	23.2														
R3	19.0														
④ 女性活躍推進法に基づく市内の認定企業数（えるぼし認定）	↑	社	<p>R6目標値 20</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H30	6	R1	8	R2	11	R3	13		
期間	実績値														
H30	6														
R1	8														
R2	11														
R3	13														

*¹ 経済センサスにより数年に一度調査している項目であるため、調査がない年度の数値は掲載していません。

*² まちづくり評価アンケート調査によるものです。

■ 重点事業

取組の方向性	重点事業	関連施策
DX 時代のしごとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業導入促進事業 ・商業振興事務 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業人材育成支援事業 盛岡南地区物流拠点整備事業【拡充】 	<施策 21> 農林業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業 ・スマートシティ関連事業 ・地域企業成長加速支援事業【新規】 ・成長分野拠点形成支援事業【拡充】 ・工場新設拡充等事業 ・盛岡広域企業誘致推進事業 ・産業支援事業 ・インキュベーション支援 <ul style="list-style-type: none"> 産業支援センター管理運営事業 産学官連携研究センター管理運営事業 新事業創出支援センター管理運営事業 ・起業家支援事業 ・新産業等用地整備事業 	<施策 22> 商業・サービス業の振興
若者と地元産業をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 保育士奨学金返還支援 保育士宿舎借上げ支援事業 若手保育士待遇改善事業 保育体制強化事業 ・介護従事者確保事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護職員奨学金返還支援事業 介護の仕事魅力発信事業 	<施策 23> 工業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住・交流人口対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 移住・定住の促進 	<施策 24> 子ども・子育て、若者への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者確保事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護職員奨学金返還支援事業 介護の仕事魅力発信事業 	<施策 25> 高齢者福祉の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住・交流人口対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 移住・定住の促進 	<施策 14> 「盛岡ブランド」の展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の就業支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 高校生等地元就職フォローアップ事業 新社会人就職定着支援事業 高校生インターンシップ事業 高校生スキルアップ支援事業 ジョブカフェいわて運営事業 	<施策 19> 社会を担う人材の育成・支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・食と農のバリューアップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化等スタートアップ支援事業 ・新規就農支援事業 ・盛岡りんご担い手バックアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> りんご剪定作業担い手育成補助 ・林業労働対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 森のしごと見学会 	<施策 21> 農林業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・商業振興事業（企業サポート専門員）【新規】 	<施策 22> 商業・サービス業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡テクノミュージアム設置事業 ・工業振興事業（企業サポート専門員） 	<施策 23> 工業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 新卒・若者就業支援事業 	<施策 25> 雇用の創出

取組の方向性	重点事業	関連施策
仕事と子育ての希望をかなえる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館整備事業 (仮称) 太田児童センター整備事業【拡充】 ・児童館管理運営事業 児童厚生員の適正配置 児童センター利用時間延長 ・地域児童クラブ等運営事業 放課後児童クラブ家賃補助(市単独加算)【拡充】 余裕教室を活用した放課後児童クラブ整備事業【拡充】 ・私立児童福祉施設運営費助成事業 医療的ケア児保育支援事業 ・子育て世代包括支援センター事業 ・子ども家庭総合支援センター事業 ・子ども未来基金事業 ・子ども・子育て情報発信事業 ・母子保健事業 産後ケア事業 出産・子育て応援交付金等事業【新規】 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業【拡充】 ・男女共同参画推進事業 もりおか女性センター管理運営 ・男女共同参画意識啓発事業 ・特別支援教育事業 医療的ケア学校看護師の配置 ・雇用対策推進事業 魅力ある職場づくり推進事業 	<p><施策 2> 子ども・子育て、若者への支援</p> <p><施策 7> 人権尊重・男女共同参画の推進</p> <p><施策 17> 子どもの教育の充実</p> <p><施策 25> 雇用の創出</p>

重点 2 回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

■ 背景・課題

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限やイベント自粛等は、まちなかへの来訪者を激減させ、飲食・宿泊業が集積する中心市街地に大きな打撃を与えました。本市や岩手県の社会経済活動を牽引し、地域の消費や交流の中核を担ってきた中心市街地の活性化は、持続的な発展を目指す本市にとって重要な課題であり、コロナ禍前の社会経済活動を早急に取り戻すことはもとより、新しい生活様式を踏まえながら、さらに多くの人々をまちなかに惹きつけ、まちなかに交流とにぎわいを生み出していくことが求められます。

■ 取組の方向性

○ コロナからのV字回復

令和5年1月、米ニューヨーク・タイムズ紙（電子版）が発表した「2023年に行くべき52カ所」に盛岡市が選ばれ、国内外に本市の魅力を発信する絶好の機会となっており、観光需要回復への期待が高まっていることから、好機を活かした更なる誘客促進や消費の拡大を図るため、東北六市や盛岡広域8市町と連携したプロモーション、MICE(マイス)の誘致等を推進します。また、まつり・イベントの振興等により来訪者に盛岡らしいおもてなしを提供するほか、地域経済への波及効果が期待される高規格スポーツ施設を活用した誘客コンテンツの拡充・強化に取り組みます。

○ ポストコロナの交流・新展開

観光客や市民等によるまちなかの社会経済活動を活性化させるため、感染拡大防止と社会経済活動を両立させながら、芸術や文化、スポーツ等を通じて人々が交流できる機会を創出します。また、SNSやオンラインを活用した交流のほか、デジタル技術等を活用し、市外の方が積極的に本市と関わりをもつ機運を醸成するための仕掛けづくりなど関係人口や交流人口の創出・拡大に取り組みます。

○ 市民の日常に生まれるにぎわいの創出

まちなかに日常のにぎわいと活力を生み出すため、商店街等の活性化支援や地域の魅力をつなぐ結節点「ローカルハブ」をコンセプトとした盛岡バスセンターのにぎわい機能による周辺エリアの価値向上、デジタル技術を活用した公共交通の利便性向上、将来のまちづくりを見据えた内丸地区における一体的再整備のプラン構築に取り組みます。また、バスセンターと近接する地区の再開発による交流拠点の整備を促進するほか、公園・歩道等の公共空間を活用した居心地の良い空間の整備に取り組みます。

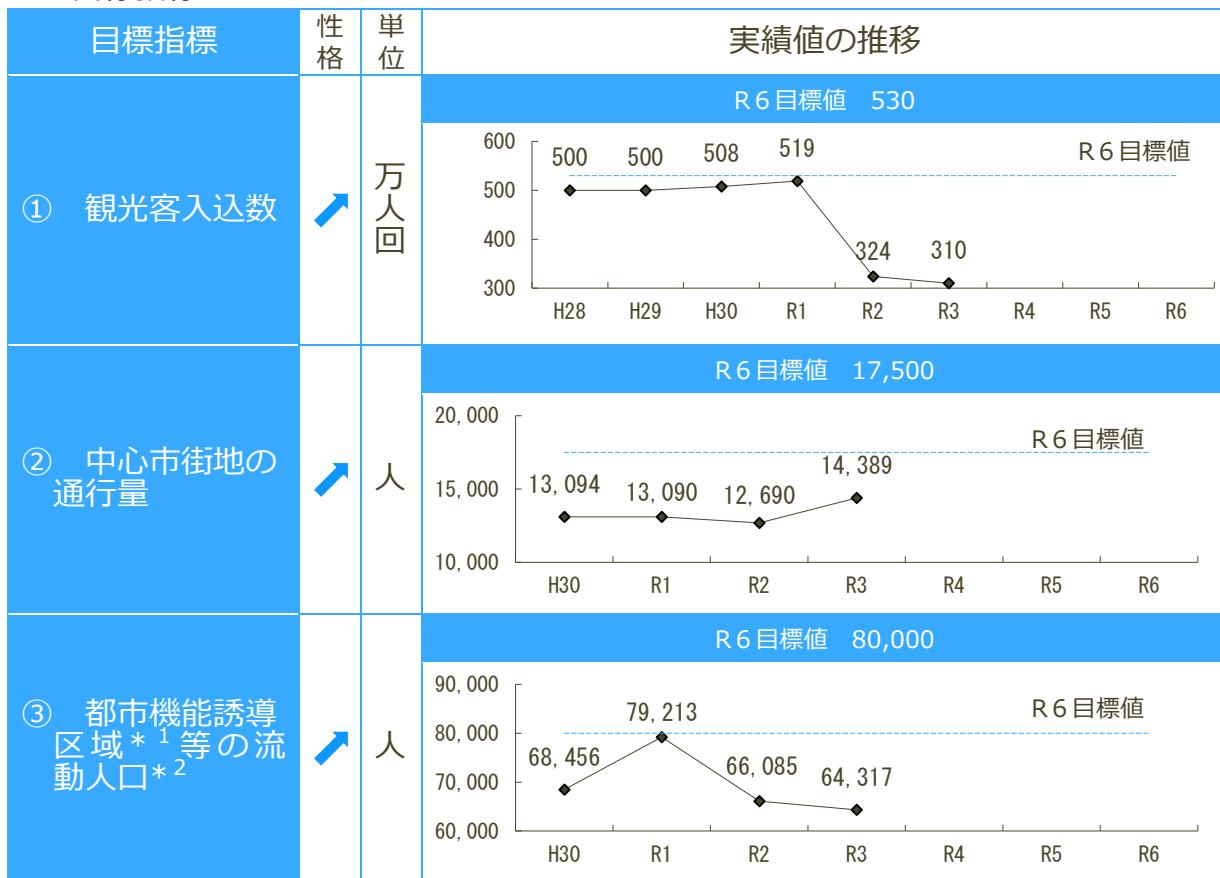
■ 期待する効果

多くの人が行き交いコロナ前よりもぎわいと活気にあふれるまちになる

■ 重点取組期間

令和4年度～6年度

■ 目標指標



* 1 都市機能誘導区域

盛岡市立地適正化計画で設定している、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を維持・誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

* 2 流動人口

13時から14時において対象地点に滞留している人の推計値を、地域経済分析システム（RESAS）より抽出したものです。

■ 重点事業

取組の方向性	重点事業	関連施策
コロナからの V字回復	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会・合宿誘致事業 合宿開催補助事業 ・地域おこし協力隊活用事業（盛岡広域連携スポーツツーリズムの推進） ・いわて盛岡ボールパーク管理運営事業 	<施策 13> スポーツの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡地区かわまちづくり事業 	<施策 14> 「盛岡ブランド」の展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡の食材プロモーション事業 	<施策 21> 農林業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致宣伝事業 東北六市連携事業 ・観光団体育成強化事業 盛岡伝統芸能常設公演事業 ・まつり・イベント振興事業 盛岡さんさ踊り チャグチャグ馬コ行事 盛岡秋まつり山車 もりおか街なかイルミネーション事業 ・広域観光推進事業 盛岡・八幡平広域観光推進協議会事業 ・M I C E（マイス）誘致推進事業 	<施策 24> 観光の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市等国際交流事業 	<施策 28> 国際化の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市等交流事業 文京区友好都市提携5周年記念事業 	<施策 29> 都市間交流の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動振興事業 盛岡文士劇東京公演 盛岡国際俳句大会【拡充】 	<施策 12> 芸術文化の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進事業 競技大会等開催事業（いわて盛岡シティマラソン） 	<施策 13> スポーツの推進
ポストコロナ の交流・新展開	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住・交流人口対策事業 関係人口の創出・拡大等 	<施策 14> 「盛岡ブランド」の展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致宣伝事業 デジタル観光周遊プロモーション事業 ・まつり・イベント振興事業 全国高校生短歌大会 	<施策 24> 観光の振興

取組の方向性	重点事業	関連施策
市民の日常に生まれるにぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動振興事業 もりおか市民文化祭事業 芸術・伝統文化体験事業 	<施策 12> 芸術文化の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動機会提供事業 新生活様式における健康づくり及び経済振興支援事業 	<施策 13> スポーツの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・内丸地区再整備事業 (仮称) 内丸プラン作成業務 	<施策 16> 計画的な土地利用の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等指導事業 商店街魅力強化支援事業 ・商店街活性化支援事業 「映画の街盛岡」推進事業 商店街活性化支援事業 商店街情報発信事業 商店街イベント事業 	<施策 22> 商業・サービス業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンマネージメント機関支援事業【新規】 ・地域おこし協力隊活用事業（中心市街地活性化） 【新規】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅設置事業 	<施策 24> 観光の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・お城を中心としたまちづくり事業 盛岡城跡公園芝生広場整備事業 ・市街地再開発事業（中ノ橋通一丁目地区）【拡充】 ・動物公園整備事業 ・まちなかウォーカブル推進事業 	<施策 26> 都市基盤施設の維持・強化

第4章 自治体経営の取組

1 自治体経営の推進

本市は、平成16年度から二次6年間にわたる行財政構造改革に集中的に取り組み、危機的な財政状況の建て直しと、事業の成果を重視し限られた財源をより有効に活用する行財政運営への転換を図りました。

この改革が成果をあげる一方で、少子高齢・人口減少社会の進行、地域コミュニティの持続性への懸念、財政基盤の脆弱さ・硬直性などの環境の変化への適切な対応が求められたことから、総合計画の各施策をより効果的、効率的に推進するため、多様な主体の活動を調和させながら、まちの経営資源（税収等の財源や人材、モノ）を整え、安定した公共サービスを提供し住みよいまちをつくるという自治体経営の手法によりまちづくりを進めるため、二次にわたり「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」（第一次：22～24年度、第二次：25～27年度）」を策定し取り組んできました。

依然として厳しく変化の激しい経営環境の下で、基本構想に掲げる目指す将来像を実現するためには、引き続き成果向上に向けた多様な主体との連携の強化や低コストで高品質の市民サービスの提供といった自治体経営の考え方を基本にまちづくりを進めることが必要であることから、「自治体経営の理念」に基づき必要な取組を定めることとし、環境の変化に合わせて取組内容を毎年度ローリング（見直し）しながら進行管理していくこととします。

2 自治体経営の取組の体系図

<自治体経営の取組の体系図>

■ 目指す将来像

ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡

■ 自治体経営の理念

目指す将来像の実現のため、社会情勢や市民ニーズ等に的確に対応しながら、自治体経営に取り組みます。

- (1) 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、市政に関する情報を提供するとともに、市民参画や協働によるまちづくりを推進します。
- (2) 中長期的な展望に立った健全な財政運営と簡素で効率的な組織体制のもとで、公正でかつ透明性の高い自治体経営を推進し、信頼性の高い市政を確立します。
- (3) 他の自治体との連携や相互協力のもとに、自律的な自治体経営を推進します。
- (4) 市民の視点で適切に施策等を評価し、常に見直しを行いながら、改革改善に取り組みます。

■ 自治体経営に基づく方針

方針 1 市民参画や協働によるまちづくり

- 推進項目 I 協働の環境整備
- 推進項目 II 公民連携の推進
- 推進項目 III 広聴機能の充実
- 推進項目 IV 分かりやすい行政情報の提供

方針 2 経営資源配分の最適化

- 推進項目 I 予算配分の最適化
- 推進項目 II アセットマネジメントの推進
- 推進項目 III 事務改善の推進

方針 3 健全な財政運営の実現

- 推進項目 I 将来負担を意識した財政運営
- 推進項目 II 自主財源の確保
- 推進項目 III 出資等法人の健全経営の確保
- 推進項目 IV 地方公営企業の経営の効率化及び健全化

方針 4 信頼される市政の確立

- 推進項目 I 組織・人事の適正化
- 推進項目 II 職員人材育成の推進
- 推進項目 III 公正な行政事務の確保

方針 5 自律した経営の推進

- 推進項目 I 地方分権の推進
- 推進項目 II 他の自治体との連携の推進

3 方針別計画

基本構想に定める「目指す将来像」を実現するために実施する各方針の内容を示します。
 <方針別計画の見方>

方針名

自治体経営の取組に係る方針名を記載しています。
 まちづくりの取組でいう施策に該当します。

方針1 市民参画や協働によるまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といったさまざまな主体がそれぞれの特性をいかし、連携・役割分担しながら市民参画や協働によるまちづくりを進めます。

方針の体系

方針を構成する「推進項目」を記載しています。
 推進項目の目指す方向性や指標、主な取組について記載しています。

体系図

市民参画や協働によるまちづくり

推進項目 I 協働の環境整備

推進項目 II 公民連携の推進

推進項目 III 広聴機能の充実

推進項目 IV 分かりやすい行政情報の提供

推進項目

まちづくりの取組でいう小施策に該当します。
指標を設定することにより進捗状況を管理します。

推進項目 I

協働の環境整備

●目指す方向性

町内会・自治会が将来にわたり持続的な活動を展開できるよう、また、地縁団体やNPO法人、企業、行政が連携・役割分担してまちづくりに取り組めるような仕組みづくりを進めます。

●指標

指標	性格	単位	実績値の推移		
			当初値	R 1目標値	R 6目標値
市民協働による事業の件数	↑	件	233	260	264

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	協働推進のための仕組みづくり		市民
概要	町内会等と市との望ましいあり方について、市民からの意成される市民協働推進アドバイザー会議を経て、策定した「進計画」に基づき、協働のまちづくりの活動に対する相談信の拡大など、多様な主体の協働を促す取組を推進します		
取組内容	R 5 地域づくり協働推進計画に基づく協働推進	R 6 ⇒	

令和5年度～6年度に実施する主な取組

実施計画の計画期間内に各推進項目で実施する「主な取組」について、どのように進めていくのかを記載しています。

取組を担当する部署のほか取組の概要、各年度の取組内容などについて記載しています。

●関連個別計画

- ・市民協働推進指針
- ・地域づくり協働推進計画（令和3～7年度）

関連個別計画

市の各部署で策定している個別計画について、この推進項目に関連するものをまとめています。

方針 1 市民参画や協働によるまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といったさまざまな主体がそれぞれの特性をいかし、連携・役割分担しながら市民参画や協働によるまちづくりを進めます。

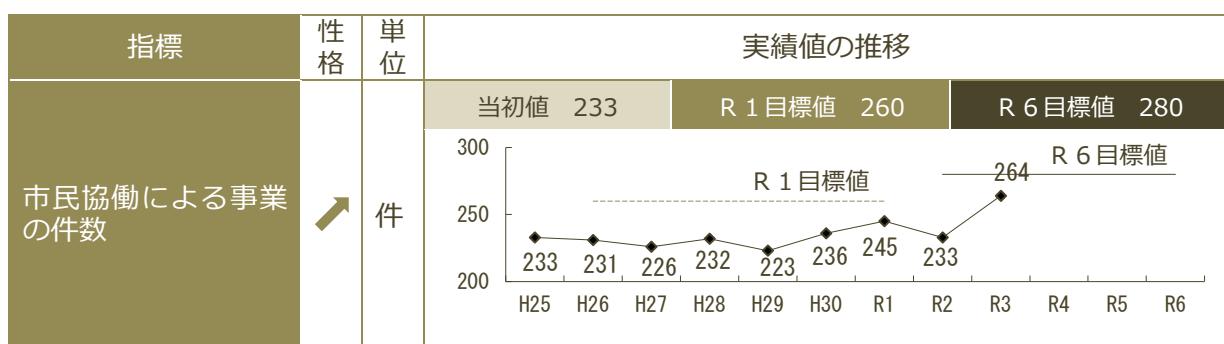
体 系 図

市民参画や協働によるまちづくり

- 推進項目 I 協働の環境整備
- 推進項目 II 公民連携の推進
- 推進項目 III 広聴機能の充実
- 推進項目 IV 分かりやすい行政情報の提供

推進項目 I**協働の環境整備****●目指す方向性**

町内会・自治会が将来にわたり持続的な活動を展開できるよう、また、地縁団体やNPO法人、企業、行政が連携・役割分担してまちづくりに取り組めるような仕組みづくりを進めます。

●指標**●令和5年度～6年度に実施する主な取組**

取組名	協働推進のための仕組みづくり		市民協働推進課
概要	町内会等と市との望ましいあり方について、市民からの意見聴取、有識者で構成される市民協働推進アドバイザーハイツを経て、策定した「地域づくり協働推進計画」に基づき、協働のまちづくりの活動に対する相談対応の強化や情報発信の拡大など、多様な主体の協働を促す取組を推進します。		
取組内容	R 5 地域づくり協働推進計画に基づく協働推進	R 6 ⇒	(参考) R 7予定 ⇒

●関連個別計画

- ・市民協働推進指針
- ・地域づくり協働推進計画（令和3～7年度）

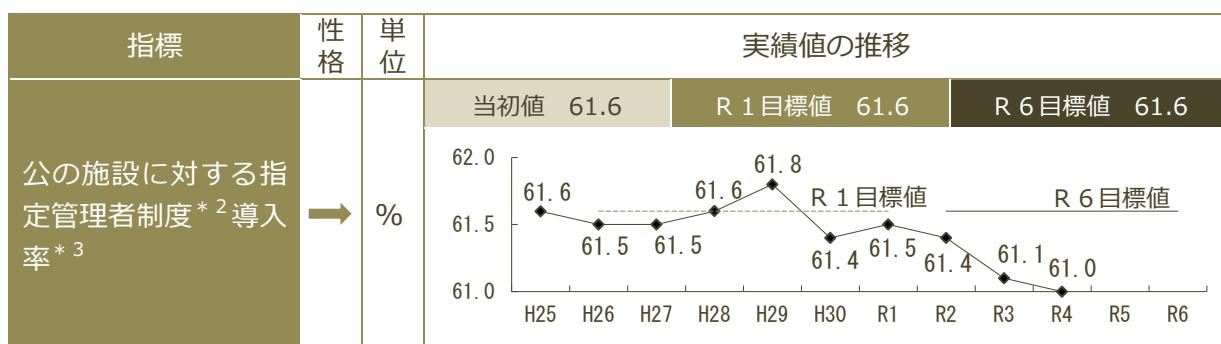
推進項目 II

公民連携の推進

● 目指す方向性

良質で安定的な公共サービスを提供するため、PPP/PFI^{*1}手法の導入など民間事業者等との連携を進め、多様な主体が協働するまちづくりを一層進めます。

● 指標



*1 PPP/PFI

公民が連携して公共サービスの提供等を行うスキームを PPP (Public Private Partnership : 公民連携) といいます。PFI (Private Finance Initiative : 民間資金を活用した社会資本整備) は、この手法の代表的なものです。

*2 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度をいいます。

*3 平成 28 年度に公の施設の集計方法を見直し、当初値及び目標値を変更しています。

● 令和 5 年度～6 年度に実施する主な取組

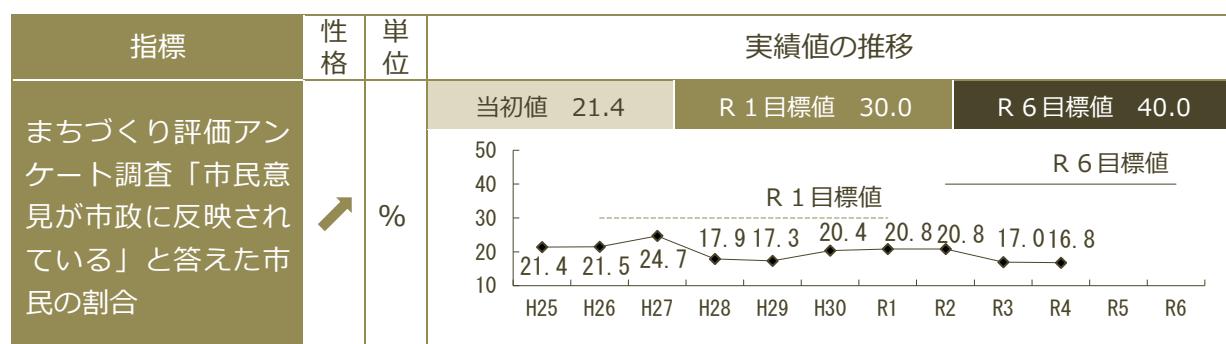
取組名	民間委託、指定管理者制度等の活用		職員課、資産経営課
概要	多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、「官民連携事業（PPP）の取組方針」に基づき、市と民間事業者等の適切な役割分担の下、良質な公共サービスを安定的に提供します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・取組方針に基づく適切な民間活力の導入 ・モニタリング・評価によるマネジメントサイクルの確立 ・PPP/PFI 手法の導入 	⇒	⇒

● 関連個別計画

- ・官民連携事業（PPP）の取組方針
- ・指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き
- ・PPP/PFIガイドブック

推進項目Ⅲ**広聴機能の充実****●目指す方向性**

市政運営の各過程（政策の形成、実施、評価）に市民の意見や要望などを的確に反映し、市民の信頼と理解・協力が得られる市政実現のため、広聴機能を充実します。

●指標**●令和5年度～6年度に実施する主な取組**

取組名	市民ニーズの積極的な把握		広聴広報課
概 要	市政への市民参画を進め、市民の意見を市政に反映させるため、「新しい生活様式」を踏まえたまちづくり懇談会の開催、市民の提案箱の設置など、あらゆる機会を通じた市民ニーズの把握に努めます。また、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上のため、パブリックコメント制度 ^{*4} やパブリックインボルブメント制度 ^{*5} を積極的に活用します。		
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
	市政推進懇談会 まちづくり懇談会 市民の提案箱 市民アンケート パブリックコメント	⇒	⇒

*⁴ パブリックコメント制度

重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討していく仕組みをいいます。

*⁵ パブリックインボルブメント制度

都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいいます。行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくこととなります。

●関連個別計画

推進項目IV

分かりやすい行政情報の提供

●目指す方向性

市の説明責任を果たすとともに、市民との情報共有を図るため、情報の受け手を常に意識した、適時・的確で分かりやすい行政情報の提供に努めます。

●指標

指標	性格	単位	実績値の推移		
			当初値	R 1目標値	R 6目標値
まちづくり評価アンケート調査「広報もりおか」をいつも読んでいる」と答えた市民の割合	↗	%	50.1	60.0	60.0
盛岡市公式ホームページで、「情報が十分に掲載されていない」などと投稿した数 ^{*6}	↘	ページ	2,670	2,555	2,270

期間	実績値
H25	50.1
H26	49.6
H27	50.3
H28	48.2
H29	45.8
H30	42.5
R1	47.3
R2	44.8
R3	47.1
R4	45.5
R6	60.0

期間	実績値
H25	2,670
H26	2,450
H27	2,503
H28	2,244
H29	2,202
H30	2,132
R1	2,132
R2	2,132
R3	2,132
R4	2,132
R6	2,132

*6 平成28年度にホームページをリニューアルし、指標を「盛岡市公式ホームページのトップページのアクセス数」から変更しました。当初値は平成28年度実績です。

●令和 5 年度～6 年度に実施する主な取組

取組名	伝わる情報提供の推進		広聴広報課
概要	広報もりおかを発行するほか、公式ホームページ・ツイッター ^{*7} ・フェイスブック ^{*8} 、ラジオ放送などを活用し、伝わる行政情報の提供を行うとともに、動画やLINE ^{*9} など多様な広報媒体とパブリシティ ^{*10} の効果的活用を図るなど、情報発信の強化に努めます。また、「盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画」を踏まえて、対象者を見据えた効果の高い広報活動の展開や職員の広報スキルの向上など、市政情報の発信とシティプロモーション ^{*11} の双方の観点から効果的な広報活動を計画的に推進します。		
取組内容	<p>R 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報もりおかの発行 ・公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE、ラジオ放送等の運用 ・定例記者会見の開催 ・職員向け研修の実施 	<p>R 6</p> <p>⇒</p>	<p>(参考) R 7 予定</p> <p>⇒</p>

*⁷ ツイッター

ユーザーが「つぶやき」と呼ばれる140字以内の短い記事を書き込み、ほかのユーザーがそれを読んだり、返信することでコミュニケーションが生まれるインターネット上のサービス。

*⁸ フェイスブック

利用者が実名登録をし、日記機能やメッセージ機能を利用して双方向のやり取りができるインターネット上のサービス。

*⁹ LINE

通信キャリアや端末を問わず、インターネット回線を利用した通話やテキストによるコミュニケーションを行うことができるインターネット上のサービス。

*¹⁰ パブリシティ

テレビや新聞などのマスメディアに、事業に関する情報を提供し、ニュースや記事として報道されるように働きかける広報・宣伝活動のこと。

*¹¹ シティプロモーション

資源・歴史・文化伝統などを生かしたさまざまな「都市の魅力」や「都市ブランド」を効果的に市内外に発信する方策のこと。

● 関連個別計画

方針2 経営資源配分の最適化

行政評価システムの活用やアセットマネジメントの推進により、限られた経営資源配分の最適化を図るとともに、常に仕事の進め方を見直し、事務改善を進めることにより、低コストで高品質なサービスの提供を目指します。

体系図

経営資源配分の最適化

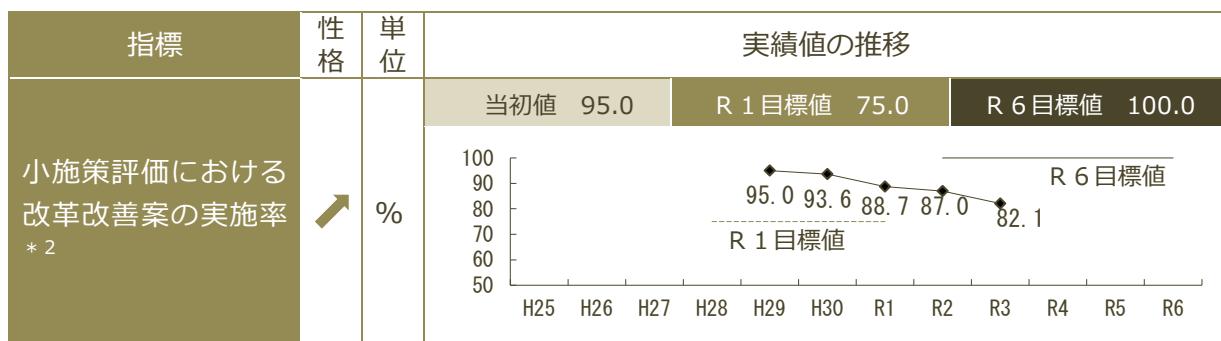
- 推進項目Ⅰ 予算配分の最適化
- 推進項目Ⅱ アセットマネジメント^{*1}の推進
- 推進項目Ⅲ 事務改善の推進

* 1 アセットマネジメント

もともとは個人・法人から資産を預り、これを金融・証券等市場で適切に運用し管理することをいいます。公共施設におけるアセットマネジメントとは、施設、設備を資産として捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化すること等により、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法のことをいいます。

推進項目I**予算配分の最適化****●目指す方向性**

行政評価システムにより、市政をマネジメントし、総合計画の進行管理、評価結果を活用した予算編成及び継続的な改革改善を行うとともに、市民への説明責任を果たします。また、将来にわたり持続可能なまちづくりを支える経営基盤を構築するとともに、これに基づき適切な経営を行います。

●指標

* 2 平成27年度に新しく設定した指標です。当初値は、29年度の数値としています。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	行政評価システムの運用・改善			企画調整課
概要	市が行っているすべての施策、小施策、戦略プロジェクトや、新しく実施及び拡充を予定している事業を評価して、市政をマネジメントするとともに、その内容を分かりやすく市民に伝え、市民と市との協働によるまちづくりを目指す行政評価システムを評価精度の向上を図りながら運用します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	必要に応じ改善	⇒		⇒
取組名	予算編成方法の改善			財政課
概要	少子高齢社会の進展に伴う人口構成の変化による市税の減収や社会保障費の増大など厳しい経営環境の下で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、予算編成方法の改善に取り組み、効果的で柔軟な予算編成・執行を実現します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	必要に応じ改善	⇒		⇒

●関連個別計画

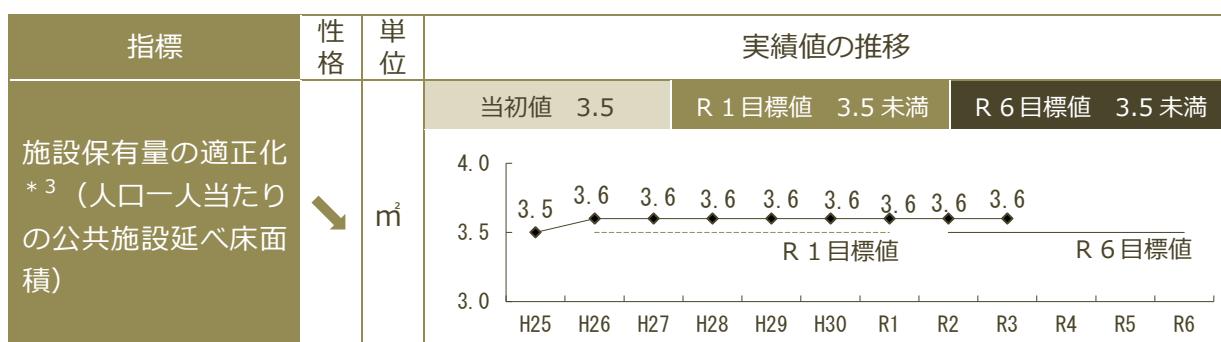
推進項目II

アセットマネジメントの推進

●目指す方向性

人口減少に合わせて施設保有量の最適化を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応など、ニーズの変化に対応した住民サービスの提供や、効果的で効率的な施設運営を行い、次世代に継承可能な施設保有を図ります。また、計画的な保全の実施により、維持管理の更なる効率化や更新費用の低減を行い、施設の「長寿命化」を図り、将来世代に過度な負担を強いることの無い、持続可能な住民サービスの提供を続けるための取組を進めます。

●指標



*3 施設保有量の適正化

利用者数や稼働率などの施設の需要に対して、施設数や施設の面積を適正な量とすることをいいます。

人口一人当たりの公共施設の延床面積をこの事務の指標とし、3.5m²（平成25年度末）を上限とするものであります。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	公共施設保有の最適化と長寿命化（建築物系施設）		資産経営課
概要	公共施設について、アセットマネジメントの考え方を取り入れた「公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び同実施計画」に基づき、施設保有の最適化と長寿命化を推進します。		
取組内容	R5 公共施設保有最適化・長寿命化中期計画及び同実施計画に基づく、施設保有の最適化と長寿命化工事の実施	R6 ⇒	(参考) R7予定 ⇒

取組名	公有財産の適正管理		管財課
概要	公有財産の保全と適正な管理に資するため、財産台帳の整備を進めるほか、庁舎については、老朽化や社会環境の変化に対応した機能の維持・向上に努めます。		
取組内容	R5 財産台帳の整備、庁舎等の保全及び管理業務	R6 ⇒	(参考) R7予定 ⇒

● 関連個別計画

- ・公共施設等総合管理計画（平成27～令和6年度）
- ・公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針
- ・公共施設保有最適化・長寿命化長期計画（平成 28～令和 17 年度）
- ・公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（平成 28～令和 7 年度）
- ・公共施設保有最適化・長寿命化実施計画（令和 5～7 年度）
- ・公共施設トイレ環境整備計画（平成 31～令和 7 年度）
- ・小中学校校舎安全対策改修計画（令和 4～8 年度）

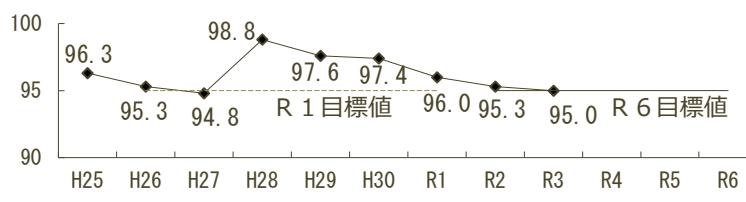
推進項目Ⅲ

事務改善の推進

●目指す方向性

市民のニーズに柔軟に対応するため、常に事務の改善を進めるとともに、市民により身近な窓口業務の適正化を図り、併せて市民の利便性を向上させるため、より簡単に行政手続や情報が入手できるよう電子市役所を構築します。

●指標

指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値	R 1目標値	R 6目標値
職員アンケート調査 「この一年間に自らの業務の改善に取り組んだ」と答えた職員の割合 ^{*4}	↗	%	50.1	80.0	100.0
					
窓口利用者アンケート調査「職員の応対が満足」と答えた市民の割合	➡	%	96.3	95.0	95.0
					
窓口利用者アンケート調査「窓口が便利」と答えた市民の割合	➡	%	92.8	95.0	95.0
					

*4 平成27年度に新しく設定した指標です。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	業務プロセス・手段の改善		総務課
概要	職員一人ひとりが業務改善の担い手であることを自覚し、業務の質を向上させることを目指し、庁内における情報の共有化と職員の改革改善意識の高揚を図り、業務プロセス・手段の改善を推進します。		
取組内容	R 5 必要に応じ改善	R 6 ⇒	(参考) R 7予定 ⇒

取組名	窓口サービスの向上の推進			市民登録課
概 要	より便利で快適な行政サービスの実現に向けて、「窓口サービス向上の方針と実施計画」に基づき、窓口サービスの向上を推進します。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
取組内容	・窓口利用者アンケートの実施・評価 ・接遇研修や接遇マイスターを中心とした職場研修	⇒	⇒	
取組名	証明書等コンビニ交付サービスの運用			市民登録課、市民税課
概 要	国が進める社会保障・税番号制度 ^{*5} に伴う個人番号カードを活用した、証明書等コンビニ交付サービスにより、証明書等の交付機能を拡充し、利便性の向上に努めます。			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
取組内容	証明書交付サービスの運用	⇒	⇒	
取組名	ICT 等利活用の推進			情報企画課
概 要	行政サービスに対する市民の利便性向上を図るため、ICT ^{*6} の利活用を推進します。また、統合型 GIS ^{*7} （地理情報システム）やオープンデータにより、行政保有情報の公開を進めます。（★電子市役所の構築）			
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
取組内容	・ICT 利活用の推進 ・統合型 GIS による地理情報の公開 ・オープンデータの推進	⇒	⇒	

* 5 社会保障・税番号制度

国の行政機関や地方公共団体などが保有する個人の情報を同一人の情報かどうか確認できるようにすることや同一人の個人情報を各機関が迅速に授受できるようにすることで、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上を図ることを目的とした制度です。社会保障、税、災害対策の分野において利用されます。

* 6 ICT

Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、情報通信技術のことです。

* 7 統合型 GIS

庁内の複数の部署が利用する地図データ（用途地域、認定市道等）を各部署が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムです。

● 関連個別計画

方針 3 健全な財政運営の実現

自治体経営の基本である「最少の経費で最大の効果」を念頭に置きながら、歳入確保の強化、徹底した歳出の見直しにより、中長期にわたり計画的な収支のバランスを図ることにより健全な財政運営の実現を目指します。

体 系 図

健全な財政運営の実現

- 推進項目 I 将来負担を意識した財政運営
- 推進項目 II 自主財源の確保
- 推進項目 III 出資等法人の健全経営の確保
- 推進項目 IV 地方公営企業の経営の効率化及び健全化

推進項目I

将来負担を意識した財政運営

●目指す方向性

持続可能な自治体経営を支える財政基盤を強固なものとするため、将来にわたる財政負担を意識した健全な財政運営を行います。

●指標

指標	性 格	単 位	実績値の推移		
			当初値	R1目標値	R6目標値
実質公債費比率 ^{*1}	→	%	12.6	14.0以下	14.0以下
					
将来負担比率 ^{*1}	→	%	89.4	149.4以下	149.4以下
					
予算総額に対する新規市債発行額の割合 ^{*2}	→	%	5.4	8.0以内	8.0以内
					
元金償還額に対する新規市債発行額の割合 ^{*3}	→	%	92.9	100以内	100以内
					

*1 実質公債費比率・将来負担比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により設定された指標です。

- ・実質公債費比率…一般会計等が負担する市債の償還金が標準的な財政規模に占める割合で、特別会計繰出金や一部事務組合負担金等に含まれる起債償還金相当額を含みます。この比率が18%を超えた場合、市債を発行するためには国の許可が必要となります。

- ・将来負担比率…市債償還、特別会計や一部事務組合の起債の償還、債務負担行為、第三セクターに対する債務保証など、今後負担する必要がある債務残高の影響を指標化したものです。この比率が350%以上になると財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。

この指標は平成19年度から算定していますが、算定を開始して以来、最も数値の高かった平成19年度を上回らない財政運営を行うこととして目標値を設定しています。

* 2、3 平成29年度実績値から、新規市債発行額のうち臨時財政対策債を、予算総額及び元金償還額のうち臨時財政対策債に係る償還額をそれぞれ除いた割合としています。

臨時財政対策債とは、地方財源の不足に対応するため、本来は地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される市債で、この市債の償還金は、後年度の地方交付税の算定に用いられることになります。

なお、「予算総額に対する新規市債発行額の割合」の目標値（8%以内）は、平成16年度から取り組んだ行財政構造改革において、3年間で市債残高を100億円以上減少させるために設定した方針ですが、財政の健全化を進めるため、引き続きこの方針に基づき取り組むこととします。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	財政指標の目標管理		財政課
概要	財政基盤の強化を図り、健全な財政運営を進めるため、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の財政指標の目標値を定め、その持続に努めます。		
取組内容	R 5 市債を財源とする事業 及び借入額の精査	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒
取組名	市債残高の縮減		財政課
概要	後世代への負担軽減を図るため、毎年度の新規市債発行額を、臨時財政対策債及び臨時財政対策債に係る償還額を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とするよう努め、市債残高の縮減を目指します。		
取組内容	R 5 市債を財源とする事業 及び借入額の精査	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

●関連個別計画

推進項目II

自主財源の確保

●目指す方向性

安定した財政運営のため、適正かつ公正な市税等の賦課を進めるとともに、歳入確保を強化するため、収納率の向上を図ります。

●指標

指標	性 格	単 位	実績値の推移												
			当初値	R1目標値	R6目標値	R1目標値	R6目標値	R1目標値							
収納率（市税）	↑	%	94.3	96.0	98.0	94.3	95.4	95.9	96.9	97.4	97.5	97.7	97.6	98.1	R6目標値
収納率（国民健康保険税）	↑	%	86.6	89.5	92.0	86.6	87.5	88.5	89.7	90.7	91.5	91.8	92.9	93.8	R6目標値
収納率（保育料）	↑	%	92.0	95.8	97.7	92.0	92.3	92.0	92.7	94.5	95.4	95.9	95.0	96.1	R6目標値
収納率（住宅使用料）	↑	%	73.0	75.5	78.0	73.0	77.9	83.3	86.8	88.9	91.1	92.2	92.8	93.4	R6目標値
未利用財産の処分・活用額（累計額）	➡	百万円	3,282 H22~26	1,870 H27~R1	3,490 H27~R6	3,282	277	774	1,270	2,436	3,064	4,146	4,975	R6目標値	

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

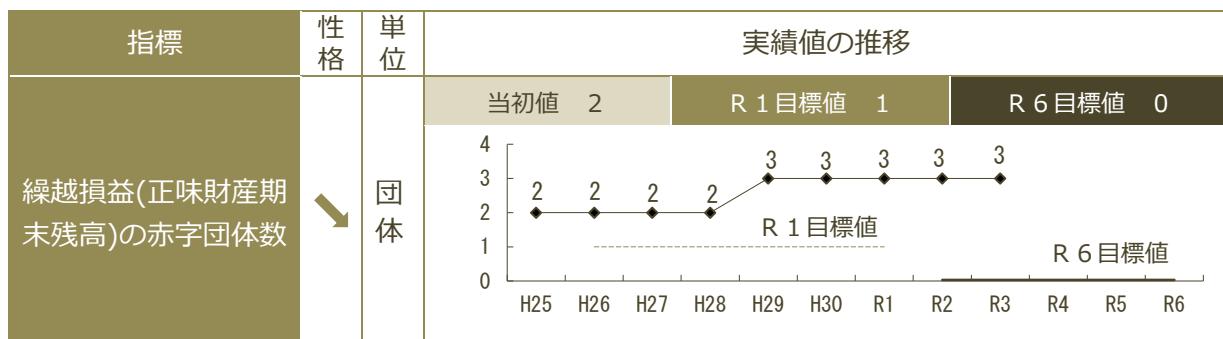
取組名	収納率向上対策（市税）		納稅課
概要	市税について、①納付機会の拡大等による収納窓口の充実、②納稅推進センターによる早期納付の勧奨、③口座振替の促進、④適宜適切な滞納整理の実施により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	R 5 収納率向上対策の実施	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒
取組名	収納率向上対策（国民健康保険税）		健康保険課
概要	国民健康保険税について、①納付機会の拡大等による収納窓口の充実、②納稅推進センターによる早期納付の勧奨、③口座振替の促進、④適宜適切な滞納整理の実施により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	R 5 収納率向上対策の実施	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒
取組名	収納率向上対策（保育料）		子育てあんしん課
概要	保育所保育料について、①口座振替の促進、②コンビニエンスストア納付、③公立保育園長による督促状の手渡し、④滞納整理専門員による納付勧奨、⑤児童手当からの保育料特別徴収、⑥適時適切な滞納整理の実施により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	R 5 収納率向上対策の実施	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒
取組名	収納率向上対策（住宅使用料）		建築住宅課
概要	市営住宅使用料について、①納付機会の拡大等の収納窓口の充実、②口座振替促進の取組、③滞納整理専門員による納付勧奨、④夜間電話催告や訪問催告、⑤高額滞納者に対して法的措置（民事調停）の執行により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	R 5 収納率向上対策の実施	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒
取組名	未利用財産の有効活用		管財課
概要	自主財源の確保に資するため、未利用財産の売却処分及び貸付等の有効活用に努めます。		
取組内容	R 5 未利用財産の売却処分及び貸付等	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

取組名	使用料・手数料の見直し		財政課
概要	受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を適時適切に見直します。		
取組内容	R 5 必要に応じ改善	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

● 関連個別計画

推進項目Ⅲ**出資等法人の健全経営の確保****●目指す方向性**

出資等の割合が25%以上の法人について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握、評価し、必要に応じ経営改善するよう助言します。

●指標**●令和5年度～6年度に実施する主な取組**

取組名	経営状況調査の実施・公表		財政課
概要	出資等法人 ^{*4} の収支、経営状況、資産及び将来負担等、経営実態を定期的に適切に把握するとともに調査結果を公表します。また、必要に応じて出資等法人経営評価を実施し、自立した経営管理体制の構築など経営改善するよう助言します。		
取組内容	R 5 ・経営状況の把握・調査結果の公表 ・調査に基づく経営評価の実施	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

* 4 出資等法人

本市では、市の出資等割合が法人の出資等額全体の25%以上を占める法人を「出資等法人」とし、経営状況調査等の対象としています。

●関連個別計画

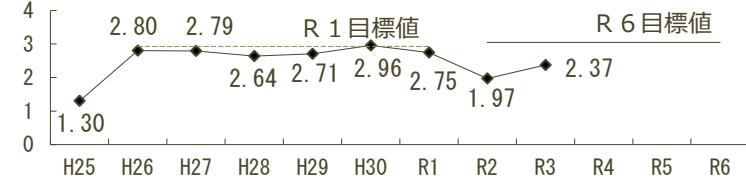
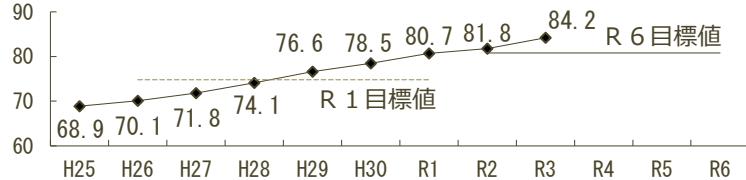
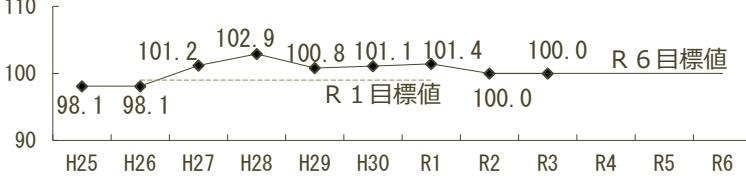
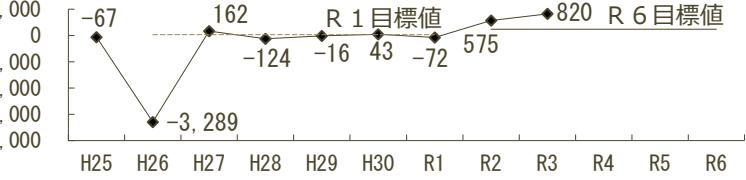
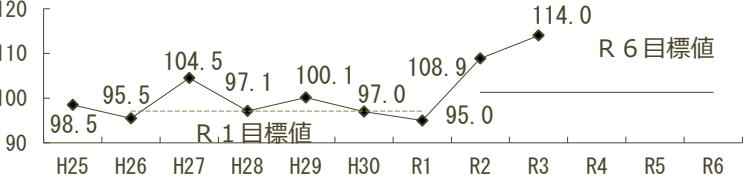
推進項目IV

地方公営企業の経営の効率化及び健全化

●目指す方向性

地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしていることから、将来にわたり経営環境の変化に適時適切に対応し、常に経営の効率化及び健全化に取り組みます。

●指標

指標	性格	単位	実績値の推移		
			当初値	R1目標値	R6目標値
総資本利益率* ⁵ (上水道)	↑	%	1.30	2.93	3.05
					
自己資本構成比率* ⁶ (上水道)	↑	%	68.9	74.8	80.8
					
経費回収率* ⁷ (下水道)	↑	%	98.1	99.0	100.0
					
純損益* ⁸ (病院)	↓	百万円	△67	31	238
					
経常収支比率* ⁹ (病院)	↑	%	98.5	97.1	101.3
					

総資本利益率^{*5}、自己資本構成比率^{*6}、経費回収率^{*7}について

平成26年度決算から新会計制度に移行したため、25年度と27年度以降では計算方法が異なります。

* 5 総資本利益率

資産（総資本）に利益の大きさを対比させることで、適正な施設規模を前提とした効率的な投資額の決定を目的とした指標です。過去10年間で約1%上昇した実績がありますが、今後は、人口減少等により料金収入の伸びも見込めないことから、伸び率を前計画期間の1/4程度である0.25%の上昇とし、目標値を設定しました。

* 6 自己資本構成比率

財務体質を強化するため、資産全体を維持しながら、企業債（借入金）の償還を進め、自己資本金の割合を高めることを目指す指標です。企業債残高を平成26年度末残高の50%に削減し、自己資本金の割合を高めたと仮定して試算した80.8%を目標値として設定しました。

* 7 経費回収率

雨水公費（税金）、汚水私費（使用料）の原則に基づき、汚水処理費用の全額を下水道使用料で賄うことを目指す指標です。平成28年度以降の実績値は、引当金戻入益の影響を除き算出したものです。

* 8 純損益

一年度間における総収益と総費用との差額で、プラスであれば純利益（黒字）、マイナスであれば純損失（赤字）となります。

なお、平成30年度に策定した盛岡市立病院第4次経営改善計画に基づき令和元年度及び6年度の目標値を変更しました。

* 9 経常収支比率

医業活動と医業外活動に伴う収益に対する費用の割合で、100%を超える数値が高いほど経営状況が良好といえます。

なお、平成30年度に策定した盛岡市立病院第4次経営改善計画に基づき令和元年度及び6年度の目標値を変更しました。また、平成30年度実績値から、長期前受金戻入（収益）に係る会計処理を見直しました。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	水道事業基本計画の推進			経営企画課
概要	平成27年度から令和6年度までを計画期間とする「第三次水道事業基本計画」により、持続的安定給水を実現する施設の再構築や、安定した財源確保と負担の公平性を考慮した適正な料金水準についての検討を進めるなど、将来にわたる経営の健全化に向けた取組を推進します。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
計画に定める趣旨に基づく健全経営の推進		⇒	⇒	
取組名	下水道事業の経営計画の推進			経営企画課
概要	平成27年度から令和6年度までを計画期間とする「下水道事業中長期経営計画」により、良質な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくため、経営の安定化に取り組みます。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
計画に定める趣旨に基づく健全経営の推進		⇒	⇒	

取組名	病院事業の経営改善計画の推進		市立病院総務課
概要	「盛岡市立病院第4次経営改善計画」（平成31年3月策定）に定める基本方針を踏襲し、地域の医療機関や介護施設等との連携のもと一般急性期医療 ^{*10} 及び地域包括ケアシステム ^{*11} を支える医療の提供や、各種検診の実施など地域の中核病院としての役割を担いつつ、医師確保などによる収益の向上と費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。		
取組内容	R 5 計画に定める基本方針を踏襲した重点施策の推進	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

*10 一般急性期医療

緊急度・重症度の特に高くない病気を発症して間もない患者に対して、状態の早期安定化に向けて行う医療をいいます。

*11 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービスの提供体制をいいます。

● 関連個別計画

- ・第三次水道事業基本計画（平成27～令和6年度）
- ・下水道事業中長期経営計画（平成27～令和6年度）
- ・盛岡市立病院第4次経営改善計画（令和元～4年度）

方針 4 信頼される市政の確立

組織目標の着実な達成を可能とする組織力の向上を中心とした組織マネジメントを推進するなど、持続可能なまちづくりを支えるとともに、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚を図るなど、職員の公正な職務の遂行を徹底し、市民に信頼される市政を確立します。

体 系 図

信頼される市政の確立

- 推進項目 I 組織・人事の適正化
- 推進項目 II 職員人材育成の推進
- 推進項目 III 公正な行政事務の確保

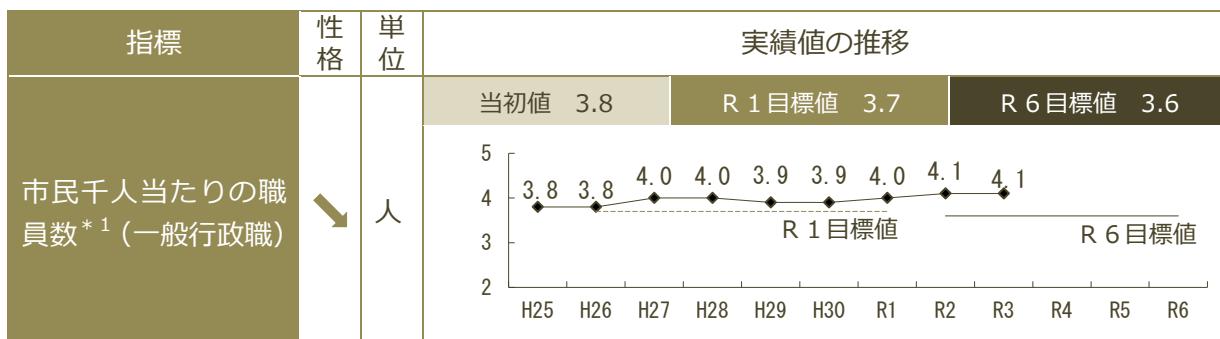
推進項目I

組織・人事の適正化

●目指す方向性

市民の負託に応えるとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制の構築を図ります。

●指標



*1 市民千人当たりの職員数

地方自治体の運営状況を比較分析する指標の一つで、一定の行政サービスの水準の下、数値が低いほど、少ない職員で効率的に行政運営を行っている自治体であることを示すものです。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	組織機構の見直し		職員課
概要	新たな行政課題や市民ニーズを適確に把握して、柔軟な対応を図るために、組織機構の見直しを進めます。		
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定
	簡素で効率的な組織へ向けた組織機構の見直し	⇒	⇒
取組名	定員の適正化		職員課
概要	自治体規模、行政目的に見合った適正な職員定数となるよう、定員の適正化を進めます。		
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定
	定員管理計画に基づく定員適正化	⇒	⇒
取組名	職員給与の適正化		職員課
概要	国・県・他都市の状況や民間の給与水準との均衡を図るとともに、市の財政状況も考慮しながら、適正な給与水準となるよう継続的に制度・運用の見直しを行います。		
取組内容	R5	R6	(参考) R7予定
	適正な給与水準に向けた制度・運用の見直し	⇒	⇒

● 関連個別計画

- ・定員管理計画

推進項目Ⅱ

職員人材育成の推進

● 目指す方向性

質の高い行政サービスを効率的に提供するため、人材確保に向けた職員採用を行うとともに、「盛岡市人材育成基本方針^{*2}」に基づき、職員が主体的・自主的に能力開発を行い、その能力を発揮できるよう「人を活かす人事システム^{*3}」の効果的な運用を図ります。

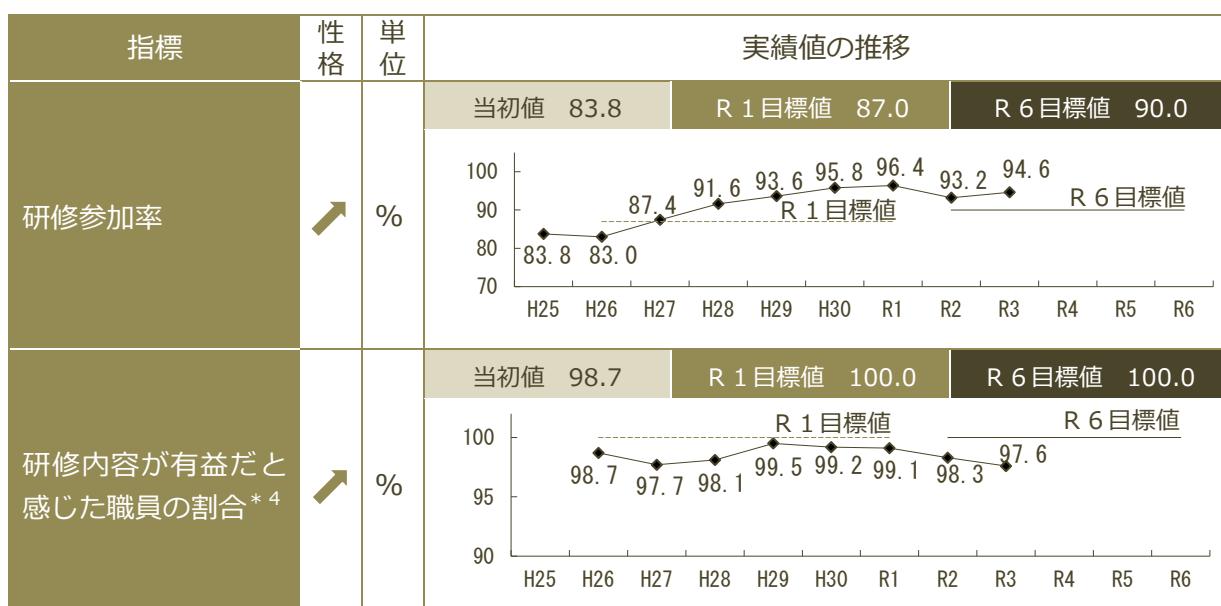
* 2 盛岡市人材育成基本方針

職員が目指すべき姿や職場の姿を明確にし、職員の資質向上と、能力を最大限に引き出すための人材育成の方向性を示すものとして、平成15年3月に策定した方針です。平成29年9月に改訂し、「能力開発」や「職場環境づくり」、「人材活用」を人材育成の3つの柱として掲げ、職場研修の推進や働きやすい職場環境づくり、適材適所の人員配置などの取組を進めています。

* 3 人を活かす人事システム

職員が自律的・主体的に仕事や能力開発を行い、意欲的に仕事をしていくために、職員一人ひとりのキャリア形成を支援する人事システムとして、平成19年3月に策定した制度です。平成29年9月の「盛岡市人材育成基本方針」の改訂に伴い、内容を再構築するとともに、「盛岡市人材育成基本方針」のアクションプランとして位置付け、具体的な人材育成の取組を進めています。

● 指標



* 4 平成27年度に新しく設定した指標です。

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	「人を活かす人事システム」の運用		職員課
概 要	「人を活かす人事システム」に基づき、人材の確保及び育成を図るとともに、職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土の醸成を図ります。		
	R 5	R 6	(参考) R 7 予定
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・能力開発 「自己啓発の支援」、「職場研修の推進」、「職場外研修の充実」を通して、効果的な能力開発を推進。 ・職場環境づくり 「職場における人材育成」、「働きやすい職場環境づくり」を推進。 ・人材活用 「適材適所の人事配置」、「多様な人材の確保と活用」、「人事評価結果の活用」を推進。 	⇒	⇒

●関連個別計画

- ・人材育成基本方針
- ・人を活かす人事システム

推進項目Ⅲ

公正な行政事務の確保

●目指す方向性

市民から信頼される市政を実現するために、職員の法令遵守や倫理保持を徹底するとともに、市政における公正な職務の執行を確保することにより、職員の意識と職場風土の改革を図ります。

●指標

指標	性格	単位	実績値の推移		
			当初値	R1目標値	R6目標値
まちづくり評価アンケート調査「市の職員は責任を持って仕事に取り組んでいる」と答えた市民の割合	%		49.2	60.0	70.0
包括外部監査結果に対する措置計画に基づいて措置した割合（過去5年間において）	%		92.5	94.0	95.5

●令和5年度～6年度に実施する主な取組

取組名	公務員倫理、法令遵守及び公正な職務執行に関する職員の意識の徹底		職員課
概要	「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「職員倫理規程」に基づき、公務員倫理、法令遵守及び公正な職務執行に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革を図ります。		
取組内容	R5 職員の意識の徹底と職場風土の改革に向けたコンプライアンス研修及びサービスミーティングの実施	R6 ⇒	(参考) R7予定 ⇒

取組名	内部監査の充実・強化		監査課
概要	監査機能の充実強化を図ることを目的とし、監査基準 ^{*5} を定めて運用するとともに、外部の人材の積極的な登用や重点項目を定めて経済性・効率性・有効性を視点とした監査を実施します。		
取組内容	R5 ・監査基準の運用 ・監査専門委員の任用 ・重点項目設定による監査の実施	R6 ⇒	(参考) R7予定 ⇒
取組名	外部監査 ^{*6} の活用		総務課
概要	監査委員による監査を補完し、外部の目から事務をチェックするという趣旨から中核市に実施が義務づけられている包括外部監査を活用し、事務の見直しをするとともに、適切な事務執行を確保します。		
取組内容	R5 ・包括外部監査の実施 ・措置計画の策定 ・措置状況の公表	R6 ⇒	(参考) R7予定 ⇒

*5 監査基準

平成29年6月の地方自治法の改正（令和2年4月1日施行）により、監査等の質を高め、住民の監査等に対する信頼向上を図る観点から、各地方公共団体における監査基準の策定・公表が義務付けられました。監査基準は、基本原則や実施手順等について、地方公共団体間で一定程度の統一性を持たせるために、総務大臣が示す指針を踏まえて策定することとされています。

*6 外部監査

平成9年6月の地方自治法の改正により、監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入されたもので、公認会計士、弁護士などの資格を有する者により、外部監査契約に基づき実施される監査をいいます。外部監査には、外部監査人が、監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と、住民や議会からの請求など、特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査とがあります。

● 関連個別計画

方針 5 自律した経営の推進

他の自治体との連携や相互協力のもとに、自律した経営を推進します。

体系図

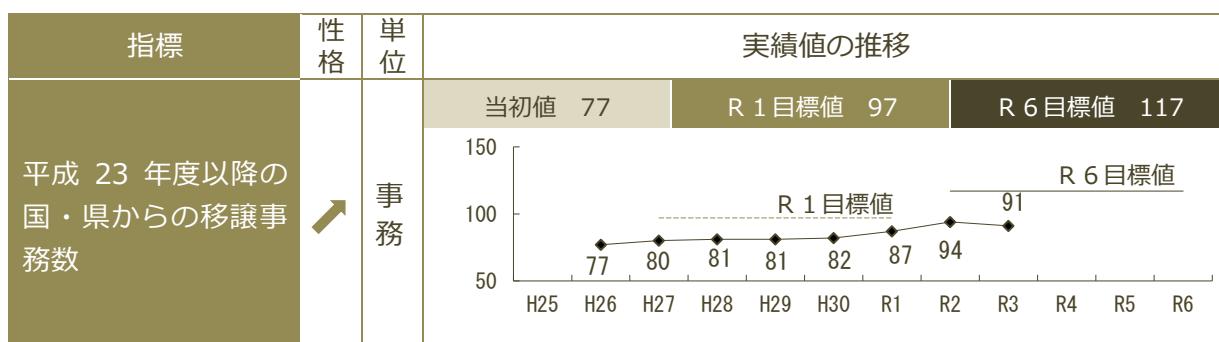
自律した経営の推進

— 推進項目 I 地方分権の推進

— 推進項目 II 他の自治体との連携の推進

推進項目 I**地方分権の推進****●目指す方向性**

多様化する行政サービスを自己の責任で提供するため、権限移譲やそれに見合う財源確保に向けた取組を進めるなど、地方分権に対応した自律した経営の確立を目指します。

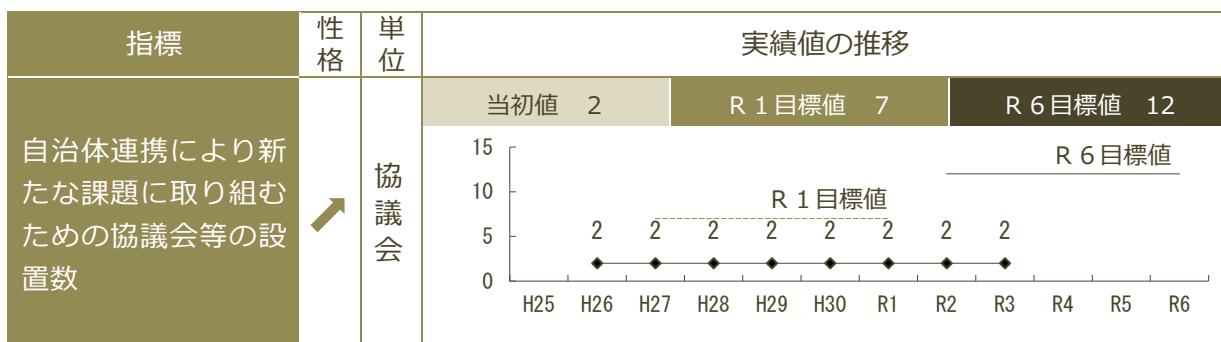
●指標**●令和 5 年度～6 年度に実施する主な取組**

取組名	権限移譲の推進			企画調整課
概 要	全国の中核市と連携し、市民サービスの一層の向上や行財政の円滑な運営に向けた調査研究に取り組むとともに、市民サービスの向上に必要とする事務について、県からの事務移譲を積極的に進めます。また、全国市長会等を通じて、要望活動等を行います。			
取組内容	R 5	R 6	(参考) R 7 予定	
	権限移譲に係る調査研究及び要望活動の実施	⇒	⇒	

●関連個別計画

推進項目Ⅱ**他の自治体との連携の推進****●目指す方向性**

人口減少・少子高齢社会の進行に対応し、地域の特性を生かした機能分担と他の自治体との連携により、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

●指標**●令和 5 年度～6 年度に実施する主な取組**

取組名	自治体連携の推進		企画調整課
概 要	連携中枢都市圏 ^{*1} の取組などにより、他の自治体との連携を積極的に進めます。		
取組内容	R 5 広域連携の推進	R 6 ⇒	(参考) R 7 予定 ⇒

* 1 連携中枢都市圏

平成26年に国により創設された自治体間の新たな広域連携の制度で、相当の規模・中核性を備える圏域の中心都市と近隣の市町村が連携して、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものです。連携中枢都市圏では、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの分野に連携して取り組むこととなります。

●関連個別計画

- ・第 2 期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン

第5章 財政見通し

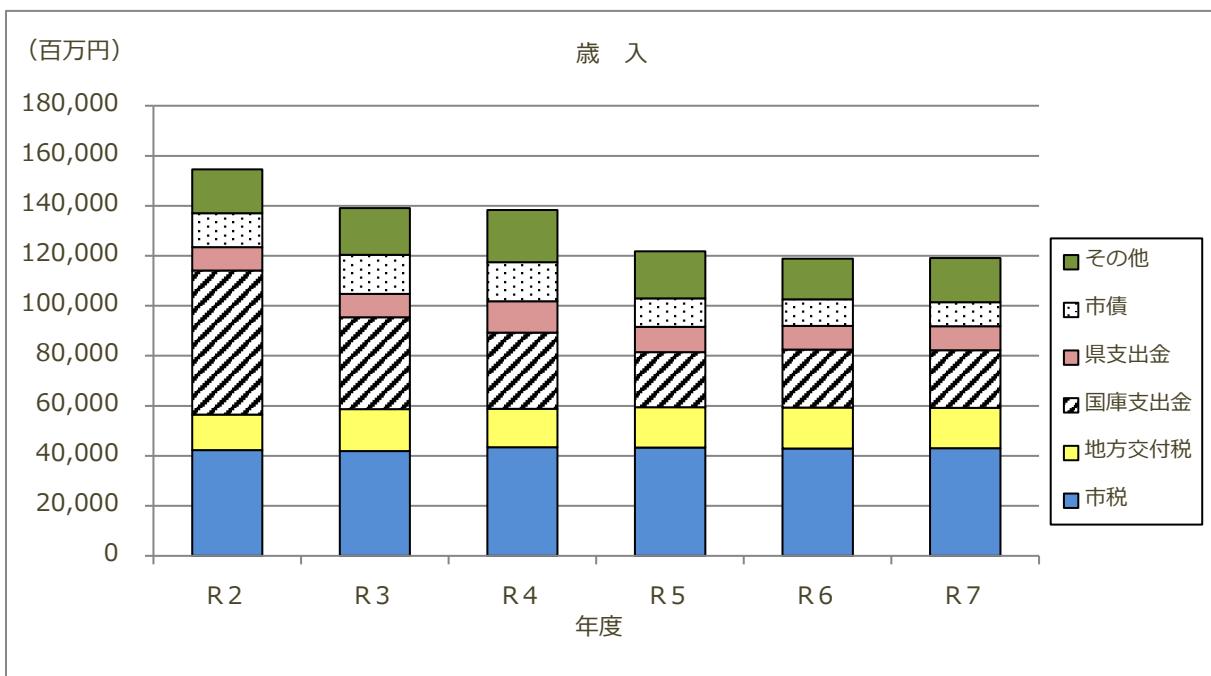
1 財政計画（普通会計^{*1}）

(1) 歳入

市の借金に相当する市債については、実施計画に基づき、適債事業の選別に努めるとともに、市債依存度の抑制に努めます。

(単位 百万円)

年度	市税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	市債	その他	合計
参考 R2 決算	42,255	14,261	57,621	9,327	13,566	17,561	154,591
参考 R3 決算	41,867	16,822	36,671	9,396	15,661	18,692	139,109
R4 決算見込	43,478	15,333	30,514	12,455	15,640	20,865	138,285
R5	43,298	16,142	22,048	10,060	11,373	18,869	121,790
R6	42,931	16,349	23,178	9,564	10,532	16,314	118,868
R7	43,041	16,201	22,938	9,672	9,638	17,633	119,123



*1 普通会計

市の仕事はその内容によって一般会計と特別会計に区別して経理していますが、自治体ごとにそれぞれの会計の範囲が異なるので、自治体間の財政比較を統一した基準として普通会計という区分が設けられています。

盛岡市の場合、一般会計（駐車場事業、観光施設事業及び介護サービス事業に関する経費を除く）、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計及び土地取得事業費特別会計により構成されています。

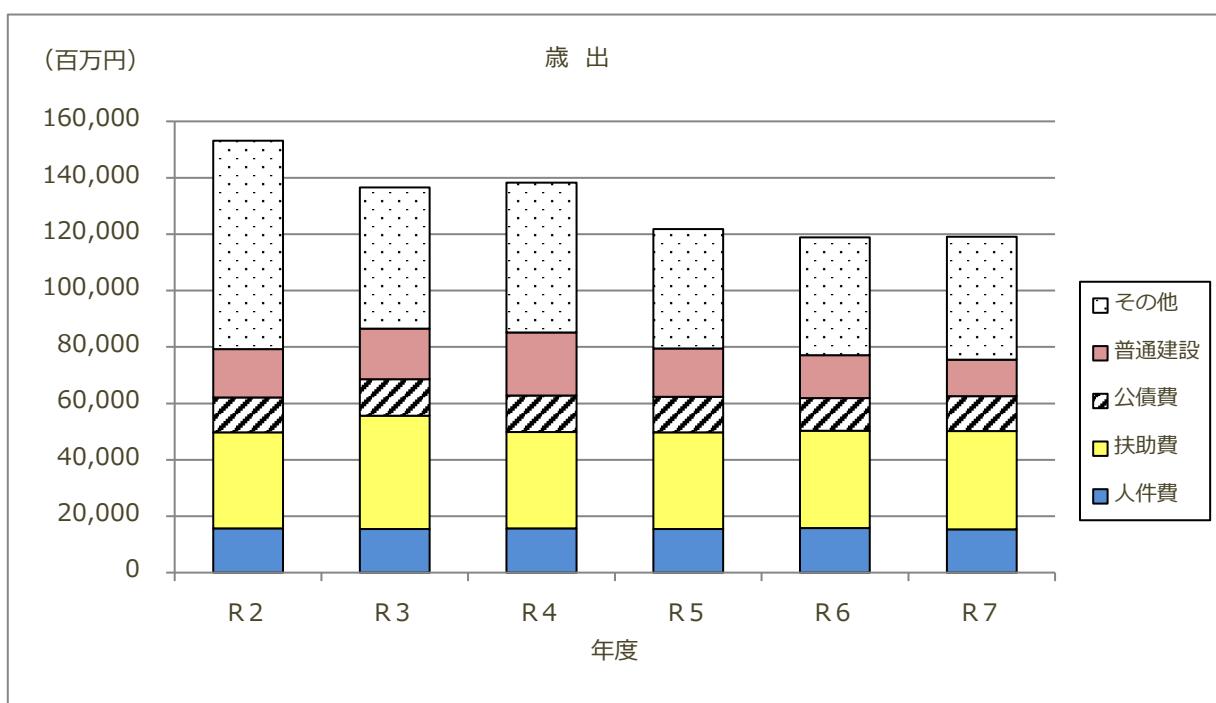
(2) 歳出

普通建設事業については、過大な投資とならないよう、投資効果を勘案しながら事業費の抑制に努めます。

扶助費については、少子高齢化社会への対応など、社会経済の大きな変化の中で、年々増加していくものと見込みます。

(単位 百万円)

年度	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	その他	合 計
参考 R2 決算	15,736	34,039	12,366	17,120	73,918	153,179
参考 R3 決算	15,411	40,249	12,921	17,917	50,056	136,554
R4 決算 見込	15,724	34,093	12,957	22,412	53,099	138,285
R5	15,495	34,240	12,558	17,193	42,304	121,790
R6	15,770	34,555	11,563	15,234	41,746	118,868
R7	15,296	34,872	12,427	12,869	43,659	119,123



2 財政投資計画

実施計画期間内及び参考年度である令和7年度における財政投資額として、約3,700億円を見込みます。

(1) 主要事業投資計画【全会計^{*2}】

基本目標ごとの主要事業の積み上げによる投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円、%)

基本目標	R5年度		R6年度		R7年度(参考)		3か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	103,608	83.4	103,162	83.0	103,456	85.5	310,226	84.0
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,631	1.3	845	0.7	869	0.7	3,345	0.9
3 人を育み未来につなぐまちづくり	2,754	2.2	2,783	2.2	2,588	2.1	8,125	2.2
4 人が集い活力を生むまちづくり	16,253	13.1	17,450	14.0	14,080	11.6	47,783	12.9
合 計	124,245	100.0	124,238	100.0	120,992	100.0	369,475	100.0

^{*2} 全会計

主要事業は、一般会計、国民健康保険費特別会計、介護保険費特別会計、後期高齢者医療費特別会計、中央卸売市場費特別会計、新産業等用地整備事業費特別会計、水道事業会計、下水道事業会計により構成されています。

(2) 主要事業投資計画【普通会計】

普通会計における基本目標ごとの主要事業の積み上げによる投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円、%)

基本目標	R5年度		R6年度		R7年度(参考)		3か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	47,752	77.2	47,306	78.9	47,601	81.5	142,659	79.1
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,631	2.6	845	1.4	869	1.5	3,345	1.9
3 人を育み未来につなぐまちづくり	2,754	4.5	2,783	4.6	2,588	4.4	8,125	4.5
4 人が集い活力を生むまちづくり	9,739	15.7	9,025	15.1	7,381	12.6	26,145	14.5
合 計	61,875	100.0	59,957	100.0	58,437	100.0	180,269	100.0

(3) 主要事業投資計画【全会計／普通建設事業】

基本目標ごとの主要事業の積み上げによる普通建設事業（ハード事業）に係る投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円、%)

基本目標	R5年度		R6年度		R7年度（参考）		3か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	2,051	10.5	2,046	10.8	1,854	12.2	5,951	11.1
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,094	5.6	398	2.1	421	2.8	1,913	3.6
3 人を育み未来につなぐまちづくり	2,553	13.1	2,248	11.9	2,134	14.0	6,935	12.9
4 人が集い活力を生むまちづくり	13,771	70.7	14,229	75.2	10,827	71.1	38,827	72.4
合 計	19,467	100.0	18,918	100.0	15,235	100.0	53,620	100.0

(4) 主要事業投資計画【普通会計／普通建設事業】

普通会計における基本目標ごとの主要事業の積み上げによる普通建設事業（ハード事業）に係る投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円、%)

基本目標	R5年度		R6年度		R7年度（参考）		3か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	2,051	15.8	2,046	18.7	1,854	20.6	5,951	18.1
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,094	8.4	398	3.6	421	4.7	1,913	5.8
3 人を育み未来につなぐまちづくり	2,553	19.7	2,248	20.6	2,134	23.8	6,935	21.1
4 人が集い活力を生むまちづくり	7,257	56.0	6,239	57.1	4,574	50.9	18,070	55.0
合 計	12,954	100.0	10,929	100.0	8,982	100.0	32,865	100.0

- ◆ 事業費については、四捨五入しているため、各計が合致しない場合があります。

第6章 市以外の団体による事業（要望事業）

国や県などが事業主体となる事業について、要望事業として掲載しています。

基本目標	施策	事務事業	実施主体	事業内容
人がいきいきと暮らすまちづくり	高齢者福祉の充実	老人福祉施設建設事業	民間	民間施設の建設促進
		介護老人保健施設建設事業	民間	民間施設の建設促進
		地域密着型サービス事業に伴う小規模介護老人福祉施設等の整備	民間	地域密着型サービス事業に伴う小規模介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム等の建設促進
	安全・安心な暮らしの確保	急傾斜地崩壊対策事業	県	急傾斜地の擁壁工事の促進
		河川改修事業	国・県	北上川、南川、木賊川、松川等の改修事業の促進
人が集い活力を生むまちづくり	農林業の振興	県営農地整備事業	県	武道・寺林・西見前・長岡北部地区の農業生産基盤整備の促進
		国営かんがい排水事業	国	岩手山麓地区の導・用水路の整備
		県営かんがい排水事業	県	岩手山麓地区の導・用水路の整備、松川大堰地区の導・用水路の整備
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	県	太田第一地区の排水路改修
		国営施設応急対策事業	国	盛岡南部地区の幹線水路など国営造成施設の長寿命化のための改修
	都市基盤施設の維持・強化	国道整備事業	国・県	一般国道46号「盛岡西バイパス」等の整備促進、一般国道4号「盛岡南道路」の整備促進
		県道整備事業	県	都市計画道路向野安倍館線、一般県道大ヶ生徳田線徳田橋、一般県道渋民川又線・主要地方道盛岡環状線、一般県道渋民田頭線・好摩停車場線及び都市計画道路盛岡駅本宮線の整備促進
		北上川上流ダム再生事業	国	「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強促進
		北上川上流流域下水道事業	県	流域下水道幹線、ポンプ場及び都南浄化センター処理施設の整備促進
		道路整備事業に伴う自転車走行空間の整備	国・県	道路整備事業に伴う自転車走行空間の整備促進

盛岡市
総合計画
[実施計画]
2023 - 2024

ひと・まち・未来が輝き
世界につながるまち盛岡

発行日 令和5年4月
発行 盛岡市
編集 盛岡市市長公室企画調整課
〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
TEL 019-613-8394(直通) FAX 019-622-6211
E-mail kikaku@city.morioka.iwate.jp
<http://www.city.morioka.iwate.jp/>

この用紙は古紙パルプ配合率70%の再生紙を使用しています

令和5年度 戰略プロジェクト

■戦略プロジェクトに取り組む背景

総合計画では、令和7年における本市の人口を281,800人と推計し、平成27年からの10年間で約2万人弱の人口が減少すると見込んでいる。急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけることは、将来にわたり持続可能な発展を目指す本市にとって、最も重要かつ喫緊の課題である。このことから、本市では雇用の場の確保や市内経済の活性化を図り、移住定住・交流人口の拡大によりまちの活力を持続するため、概ね3年を目途とする重点的・施策横断的な取組を「戦略プロジェクト」として順次展開している。

近年の社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の流行により大きく変化しており、本市においても、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるとともに、ポストコロナ時代を見据えた新たな視点でのまちづくりの必要性が生じている。また、感染症への対応においてデジタル化の遅れが露呈したことを受け、国は「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、その実現に向けた取組としてデジタルトランスフォーメーション（DX）を強く推進しており、今後、本市においてもDXが市民生活の利便性向上や地域課題の解決に大きな貢献を果たすことが期待されている。

こうした現下の動向を重視し、令和4年度から6年度までの3年間は、本市の社会経済活動の回復と更なる成長に寄与すると考えられる、次の戦略プロジェクトに取り組むこととしており、令和5年度も引き続き、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、各プロジェクトの方向性に沿った取組を進めるものである。

重点 1	未来のもりおかを創る 若者・しごと応援プロジェクト	(取組方針) ○DX時代のしごとづくり ○若者と地元産業をつなぐ ○仕事と子育ての希望をかなえる
重点 2	回復から成長へ！ まちなか交流・にぎわいプロジェクト	(取組方針) ○コロナからのV字回復 ○ポストコロナの交流・新展開 ○市民の日常に生まれるにぎわいの創出

重点 1

未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト

■ 重点取組期間 令和4年度～令和6年度

■ 背景・課題

人口減少社会の地域経済において若者の地元定着は大きな課題だが、県内大学生の県内就職率は約4割と低く、特に理工系人材は約8割が県外に流出している。加えて、結婚・出産期の女性に転出超過の傾向が見られ、中・長期的には自然減による人口減少への影響も懸念される。これらの背景には東京圏との所得水準の差やIT関連を始めとする企業の受け皿不足のほか、第三次産業に偏った産業構造、地元企業の認知度の低さ等が挙げられる。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ICTの進展を背景とする柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、地方への人の流れや地元志向の高まり等、地方創生に向けて好機と捉えるべき変化も起き始めている。

■ 取組の方向性

○ DX時代のしごとづくり

国によるデジタル実装を通じた地方活性化の推進により、IT分野の需要が更に高まっていくことを見据え、若者をひきつける魅力的な働く場を創出するため、企業誘致やIT産業が集積する本市の強みを活かした異業種間のマッチングやクラスター形成支援に取り組む。また、AI、IoT等の新技術を活用した生産性向上や新たな事業展開による地元企業の雇用拡大を支援するほか、社会の変化を捉えた新たなビジネスの創出を支援する。

○ 若者と地元産業をつなぐ

若者と地元産業をつなぎ、本市への定着を図るため、コロナ禍における地方・地元志向の高まりを好機と捉え、高校生や大学生等が学校の枠組みを超えて地域を知り、社会人と交流しながら地域課題の解決に取り組む場の提供や、若者が本市で働き、生活することの魅力を効果的に発信するとともに、インターンシップや就職ガイダンス等により地元企業の認知度の向上や就業希望者とのマッチングを支援するほか、就職後における新社会人マナー研修等のフォローアップ支援に取り組む。また、特に人手不足が深刻な保育士や介護職については、奨学金返還支援等により東京圏との待遇差による影響の解消に努める。

○ 仕事と子育ての希望をかなえる

女性が安心して子どもを産み育て、社会進出しやすい環境づくりを推進するため、ICTを活用した働き方改革等、地元企業によるワーク・ライフ・バランスの取組を支援する。また、SNSを活用した効果的な子育て情報の発信や、子ども未来基金を活用した子育て支援、児童センター整備等による就学期の子どもの居場所づくりに取り組むほか、男性の育児参画や働く女性の交流を支援する。

■ 期待する効果

若者・女性の地元定着と活躍により持続可能で活力のあるまちになる

■ 目標指標

目標指標	性格	単位	実績値の推移																				
① 市内 I T 産業事業所数 ^{*1}	↑	社	<p>R 6 目標値 160</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	R1	119	R2		R3		R4		R5		R6							
期間	実績値																						
R1	119																						
R2																							
R3																							
R4																							
R5																							
R6																							
② 県内大学生の県内就職内定率	↑	%	<p>R 6 目標値 50.0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>43.6</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>41.9</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>43.4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>44.9</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H29	43.6	H30	43.1	R1	41.9	R2	43.4	R3	44.9	R4		R5		R6			
期間	実績値																						
H29	43.6																						
H30	43.1																						
R1	41.9																						
R2	43.4																						
R3	44.9																						
R4																							
R5																							
R6																							
③ 「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 ^{*2}	↑	%	<p>R 6 目標値 50.0</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H36</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H29	15.2	H30	19.9	R1	18.9	R2	23.2	R3	19.0	R4		R5		R6		H36	
期間	実績値																						
H29	15.2																						
H30	19.9																						
R1	18.9																						
R2	23.2																						
R3	19.0																						
R4																							
R5																							
R6																							
H36																							
④ 女性活躍推進法に基づく市内の認定企業数（えるぼし認定）	↑	社	<p>R 6 目標値 20</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間	実績値	H30	6	R1	8	R2	11	R3	13	R4		R5		R6					
期間	実績値																						
H30	6																						
R1	8																						
R2	11																						
R3	13																						
R4																							
R5																							
R6																							

*¹ 経済センサスにより数年に一度調査している項目であるため、調査がない年度の数値は掲載していません。

*² まちづくり評価アンケート調査によるものです。

■ 令和4年度の主な成果・課題と今後の取組

○ DX時代のしごとづくり

IT分野の需要の高まりを踏まえた魅力的な働く場を創出するため、盛岡AI・IoTプラットフォーム事業において、サテライトオフィス誘致に取り組み、複数のIT関連企業の立地につながっている。今後は、スマートシティ関連事業として行う社会実装事業が、内閣府の未来技術社会実装事業に選定されたことから、IT企業と製造業等の異業種連携を促進し、新技术、新サービスの創出を図り、産業の高度化・高付加価値化につなげる。

一方で、盛岡がビジネスを展開しやすい場所であることについて、企業側に十分認知されているとは言えないことから、今後もIT産業振興に関する市の施策の周知を継続し、IT関連などの若者をひきつける魅力ある産業の更なる集積を図る。

○ 若者と地元産業をつなぐ

新型コロナウイルス感染症の影響で学生の地元志向が強まっていることや企業の新卒採用意欲が高まっていることを好機と捉え、「ジョブカフェいわて」において多くの学生にきめ細やかな就職支援を行うとともに、オンライン企業研究会や就職ガイダンスにより地元企業の情報発信を行っており、県内大学生の県内就職内定率の向上に一定の効果を発揮しているものと考えられる。

しかし、県内大学生の県内就職内定率は市の目標値には達しておらず、依然として地元企業の知名度向上の余地は残されていると想定される。引き続き、地元企業の知名度を上げるための情報発信のほか、地元企業の働く場としての魅力や企業収益の向上を図る取組を進める。

また、特に人手不足が深刻な保育士や介護職の人材を確保するため、市内の保育施設や介護事業所に勤務する保育士等に対する奨学金返還支援事業を実施しているが、市内事業所への誘引が限定的であることから、より広く制度が認知されるよう資格者養成校や大学への周知を図る。

○ 仕事と子育ての希望をかなえる

女性の活躍推進に取り組む企業を認定する厚生労働省の「えるぼし認定制度」について、社会における女性進出・活躍の機運の高まりから認定企業数は徐々に増加しているが、女性の職場環境を重視する市内事業所は今後も増えていくと想定されることから、引き続き人材育成セミナーの開催などにより事業所の取組を支援する。

また、市の子育て支援活動の周知を図るために実施している「もりおか子育てアプリ」やLINEを活用した情報発信について、今後も更なる認知度の向上を目指すほか、関係機関との連携を深めながら、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援策の充実に取り組む。児童の放課後の居場所づくりについては、見前小学校区において令和4年6月に児童センターを開所し、向中野小学校区においても令和5年4月の開所に向けて建設を進めているところであり、今後も未設置学区への児童センターの整備に取り組む。

■ 重点事業

取組の方向性	重点事業	関連施策
DX 時代のしごとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業導入促進事業 ・商業振興事務 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業人材育成支援事業 盛岡南地区物流拠点整備事業【拡充】 ・盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業 ・スマートシティ関連事業 ・地域企業成長加速支援事業【新規】 ・成長分野拠点形成支援事業【拡充】 ・工場新設拡充等事業 ・盛岡広域企業誘致推進事業 ・産業支援事業 ・インキュベーション支援 <ul style="list-style-type: none"> 産業支援センター管理運営事業 産学官連携研究センター管理運営事業 新事業創出支援センター管理運営事業 ・起業家支援事業 ・新産業等用地整備事業 	<p>＜施策 21＞ 農林業の振興</p> <p>＜施策 22＞ 商業・サービス業の振興</p> <p>＜施策 23＞ 工業の振興</p>
若者と地元産業をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 保育士奨学金返還支援 保育士宿舎借上げ支援事業 若手保育士処遇改善事業 保育体制強化事業 ・介護従事者確保事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護職員奨学金返還支援事業 介護の仕事魅力発信事業 ・移住・定住・交流人口対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 移住・定住の促進 ・若者の就業支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 高校生等地元就職フォローアップ事業 新社会人就職定着支援事業 高校生インターンシップ事業 高校生スキルアップ支援事業 ジョブカフェいわて運営事業 ・食と農のバリューアップ推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化等スタートアップ支援事業 ・新規就農支援事業 ・盛岡りんご担い手バックアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> りんご剪定作業担い手育成補助 ・林業労働対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 森のしごと見学会 ・商業振興事業（企業サポート専門員）【新規】 ・盛岡テクノミュージアム設置事業 ・工業振興事業（企業サポート専門員） ・雇用対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 新卒・若者就業支援事業 	<p>＜施策 2＞ 子ども・子育て、若者への支援</p> <p>＜施策 3＞ 高齢者福祉の充実</p> <p>＜施策 14＞ 「盛岡ブランド」の展開</p> <p>＜施策 19＞ 社会を担う人材の育成・支援</p> <p>＜施策 21＞ 農林業の振興</p> <p>＜施策 22＞ 商業・サービス業の振興</p> <p>＜施策 23＞ 工業の振興</p> <p>＜施策 25＞ 雇用の創出</p>

取組の方向性	重点事業	関連施策
仕事と子育ての希望をかなえる	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館整備事業 (仮称) 太田児童センター整備事業【拡充】 ・児童館管理運営事業 児童厚生員の適正配置 児童センター利用時間延長 ・地域児童クラブ等運営事業 放課後児童クラブ家賃補助（市単独加算） 【拡充】 余裕教室を活用した放課後児童クラブ整備事業【拡充】 ・私立児童福祉施設運営費助成事業 医療的ケア児保育支援事業 ・子育て世代包括支援センター事業 ・子ども家庭総合支援センター事業 ・子ども未来基金事業 ・子ども・子育て情報発信事業 ・母子保健事業 産後ケア事業 出産・子育て応援交付金等事業【新規】 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業【拡充】 	<施策 2> 子ども・子育て、若者への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業 もりおか女性センター管理運営 ・男女共同参画意識啓発事業 ・特別支援教育事業 医療的ケア学校看護師の配置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策推進事業 魅力ある職場づくり推進事業 	
		<施策 7> 人権尊重・男女共同参画の推進
		<施策 17> 子どもの教育の充実
		<施策 25> 雇用の創出

重点 2

回復から成長へ！まちなか交流・にぎわいプロジェクト

■ 重点取組期間 令和4年度～6年度

■ 背景・課題

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限やイベント自粛等は、まちなかへの来訪者を激減させ、飲食・宿泊業が集積する中心市街地に大きな打撃を与えている。本市や岩手県の社会経済活動を牽引し、地域の消費や交流の中核を担ってきた中心市街地の活性化は、持続的な発展を目指す本市にとって重要な課題であり、コロナ禍前の社会経済活動を早急に取り戻すことはもとより、新しい生活様式を踏まえながら、さらに多くの人々をまちなかに惹きつけ、まちなかに交流とにぎわいを生み出していくことが求められる。

■ 取組の方向性

○ コロナからのV字回復

令和5年1月、米ニューヨーク・タイムズ紙（電子版）が発表した「2023年に行くべき52カ所」に盛岡市が選ばれ、国内外に本市の魅力を発信する絶好の機会となっており、観光需要回復への期待が高まっていることから、好機を活かした更なる誘客促進や消費の拡大を図るため、東北六市や盛岡広域8市町と連携したプロモーション、MICE(マイス)の誘致等を推進する。また、まつり・イベントの振興等により来訪者に盛岡らしいおもてなしを提供するほか、地域経済への波及効果が期待される高規格スポーツ施設を活用した誘客コンテンツの拡充・強化に取り組む。

○ ポストコロナの交流・新展開

観光客や市民等によるまちなかの社会経済活動を活性化させるため、感染拡大防止と社会経済活動を両立させながら、芸術や文化、スポーツ等を通じて人々が交流できる機会を創出する。また、SNSやオンラインを活用した交流のほか、デジタル技術等を活用し、市外の方が積極的に本市と関わりをもつ機運を醸成するための仕掛けづくりなど関係人口や交流人口の創出・拡大に取り組む。

○ 市民の日常に生まれるにぎわいの創出

まちなかに日常のにぎわいと活力を生み出すため、商店街等の活性化支援や地域の魅力をつなぐ結節点「ローカルハブ」をコンセプトとした盛岡バスセンターのにぎわい機能による周辺エリアの価値向上、デジタル技術を活用した公共交通の利便性向上、将来のまちづくりを見据えた内丸地区における一体的再整備のプラン構築に取り組む。また、バスセンターと近接する地区の再開発による交流拠点の整備を促進するほか、公園・歩道等の公共空間を活用した居心地の良い空間の整備に取り組む。

■ 期待する効果

多くの人が行き交いコロナ前よりもぎわいと活気にあふれるまちになる

■ 目標指標

目標指標	性格	単位	実績値の推移							
			R6目標値							
① 観光客入込数	↑	万人回	R6目標値	530	500	500	508	519	324	310
② 中心市街地の通行量	↑	人	R6目標値	17,500	13,094	13,090	12,690	14,389		
③ 都市機能誘導区域 ^{*1} 等の流動人口 ^{*2}	↑	人	R6目標値	80,000	68,456	79,213	66,085	64,317		

* 1 都市機能誘導区域

盛岡市立地適正化計画で設定している、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を維持・誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

* 2 流動人口

13時から14時において対象地点に滞留している人の推計値。地域経済分析システム（RESAS）より抽出したもの。

■ 令和4年度の主な成果・課題と今後の取組

○ コロナからのV字回復

まちなかの賑わい創出や、盛岡の魅力発信を行うことで観光客の再訪につなげるため、チャグチャグ馬コや盛岡さんさ踊りなどの伝統行事やまつりイベントを感染症対策徹底の下、規模を縮小して3年ぶりに開催した。参加者や観覧者等の期待が大きかったこともあり、多くの観光客が盛岡を訪れ、コロナ禍における観光需要の段階的回復に向けた初期の実績として成果を挙げることができた。

依然として新型コロナウイルス感染症は収束していないものの、感染症法上の分類引き下げによる観光需要の高まりと、米ニューヨーク・タイムズ紙の「2023年に行くべき52カ所」に当市が掲載されたことにより、国内外からの観光客の増加が期待されることから、盛岡らしいおもてなしを提供するほか、今年度の取組の成果を基に、本市固有の観光資源を活かした更なる誘客促進や通年型観光の推進を図る。

○ ポストコロナの交流・新展開

関係人口や交流人口の創出・拡大を図るため、東京圏在住で、これまで盛岡で生活したことがある人などの関係人口を対象とした「盛岡という星で」プロジェクトにおいて、盛岡を身近に感じられるよう情報発信を行い、発信するコンテンツの種類を増やすなど利用者を飽きさせないための工夫をしたほか、継続的な発信に努めることで、インスタグラムを中心に18,000人以上のフォロワーを獲得した。また、令和3年5月に開設した交流拠点「盛岡という星でBASE STATION（略称：盛星BS）」では、定期的なイベント開催により拠点の認知度を徐々に高め、これまでの来場者数は21,000人を超えていている。

今後は、盛星BSの更なる認知度向上のため、「もりほし通信」の定期発行やイベントの開催を行うほか、高校生等の探究学習を支援する拠点として、高校や大学等への周知を図ることで利用者を増加させる。

○ 市民の日常に生まれるにぎわいの創出

中心市街地に日常の賑わいと活力を生み出すため、コロナ禍における新しい生活様式に沿った営業活動や新たなイベント開催に取り組む商店街や事業者を支援し、既存のイベントに加え、新たなイベントが企画・開催され、中心市街地の賑わいの回復につながった。

しかし、感染症の長期化により、商店街・事業者において活動の自粛を余儀なくされたことなどが影響し、中心市街地の通行量は目標値に及ばない状況となっており、今後も広く商店街等の活動を支援するため、イベント開催に係る経費の助成や地域おこし協力隊の配置などのほか、関係団体等と連携した人流データの活用などにより、イベントなどで訪れた人の消費行動の促進や中心市街地の各エリア間の回遊性の向上につながる取組を検討する。

また、盛岡バスセンターが令和4年10月に開業し、河南地区を中心とした中心市街地の賑わい創出に寄与している。今後はまちなかに更なる賑わいをもたらすため、周辺商店街や令和6年4月に近接地で開業を予定する民間複合商業施設 monaka（もなか）とも連携を図りながら、コロナ禍におけるイベント開催や新たな企画等の立ち上げを支援する。

内丸地区では、建物群の老朽化や中心市街地の吸引力の低下等が課題となっており、内丸地区将来ビジョンの実現を目指し、一体的な再整備に向けた方向性（土地利用、交通、都市空間デザイン等）及び具体的な事業手法等の検討を進め、（仮称）内丸プランを策定する。

■ 重点事業

取組の方向性	重点事業	関連施策
コロナからの V字回復	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会・合宿誘致事業 合宿開催補助事業 ・地域おこし協力隊活用事業（盛岡広域連携ス ポーツツーリズムの推進） ・いわて盛岡ボールパーク管理運営事業 	<施策 13> スポーツの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡地区かわまちづくり事業 	<施策 14> 「盛岡ブランド」の展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡の食材プロモーション事業 	<施策 21> 農林業の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致宣伝事業 東北六市連携事業 ・観光団体育成強化事業 盛岡伝統芸能常設公演事業 ・まつり・イベント振興事業 盛岡さんさ踊り チャグチャグ馬コ行事 盛岡秋まつり山車 もりおか街なかイルミネーション事業 ・広域観光推進事業 盛岡・八幡平広域観光推進協議会事業 ・M I C E（マイス）誘致推進事業 	<施策 24> 観光の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市等国際交流事業 	<施策 28> 国際化の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市等交流事業 文京区友好都市提携5周年記念事業 	<施策 29> 都市間交流の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動振興事業 盛岡文士劇東京公演 盛岡国際俳句大会【拡充】 	<施策 12> 芸術文化の振興
	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進事業 競技大会等開催事業（いわて盛岡シティマラソン） 	<施策 13> スポーツの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住・交流人口対策事業 関係人口の創出・拡大等 	<施策 14> 「盛岡ブランド」の展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致宣伝事業 デジタル観光周遊プロモーション事業 ・まつり・イベント振興事業 全国高校生短歌大会 	<施策 24> 観光の振興
ポストコロナ の交流・新展 開		

取組の方向性	重点事業	関連施策
市民の日常に生まれるにぎわいの創出	・芸術文化活動振興事業 もりおか市民文化祭事業 芸術・伝統文化体験事業	<施策 12> 芸術文化の振興
	・スポーツ活動機会提供事業 新生活様式における健康づくり及び経済振興支援事業	<施策 13> スポーツの推進
	・内丸地区再整備事業 (仮称) 内丸プラン作成業務	<施策 16> 計画的な土地利用の推進
	・商店街等指導事業 商店街魅力強化支援事業	
	・商店街活性化支援事業 「映画の街盛岡」推進事業 商店街活性化支援事業 商店街情報発信事業 商店街イベント事業	<施策 22> 商業・サービス業の振興
	・タウンマネージメント機関支援事業【新規】	
	・地域おこし協力隊活用事業（中心市街地活性化）【新規】	
	・道の駅設置事業	<施策 24> 観光の振興
	・お城を中心としたまちづくり事業 盛岡城跡公園芝生広場整備事業	
	・市街地再開発事業（中ノ橋通一丁目地区） 【拡充】	<施策 26> 都市基盤施設の維持・強化
	・動物公園整備事業	
	・まちなかワーカブル推進事業	

次期盛岡市総合計画の策定について

1 趣旨

現行の総合計画が令和6（2024）年度で計画期間を終えることから、盛岡市総合計画条例（平成25年条例第3号。以下「総合計画条例」という。）の規定に基づき、令和7（2025）年度を始期とする次期総合計画を策定しようとするものである。

2 次期総合計画の計画期間及び構成

（1）計画期間（案）

目標年次を令和17年と想定し、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を計画期間とする。

（2）計画の構成

ア 基本構想（総合計画条例第2条第1項第2号）

長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念及びその基本理念のもとに実現しようとする将来像並びにその将来像の実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すもの。

イ 実施計画（総合計画条例第2条第1項第3号）

基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すもの。

なお、計画の実行性と弾力性を確保するため、計画期間は3年間とし、毎年度、ローリング方式による見直しを行うことを想定する。

3 計画策定の視点

（1）現行計画の総括

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を将来像に掲げ、平成27（2015）年度から各分野の施策を展開してきた現行計画について、これまでの取組の成果と課題を検証・分析し、その改善策を次期計画に反映する必要がある。

（2）社会情勢の変化

少子高齢化や人口減少の進行、東京圏への一極集中による地域間格差の拡大のほか、ＩＣＴの急速な進展による高度情報化、新興国の発展や経済連携協定等により加速する経済のグローバル化、地球温暖化による気候変動や自然災害の頻発・激甚化、未知のウイルス感染症の流行など、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、時代の要請に沿った計画とする必要がある。

（3）地方創生の動向

先人が育んできた本市の地域資源を最大限に活かすとともに、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）による新たな働き方の浸透や、デジタル実装により地方と都市との格差是正

を図る動き、SDGsへの関心の高まりなど、地方創生に向けて好機と捉えるべき動向を確実に活かし、将来世代に責任の持てる持続可能なまちづくりの指針となる計画とする必要がある。

4 計画策定の体制

(1) 市民参画の促進（総合計画条例第3条）

計画策定の各段階で市民参画を促進する。（手法は5に記載のとおり。）

(2) 総合計画審議会（総合計画条例第3条）

基本構想について諮問し、審議を経て答申を受ける。

(3) 玉山地域振興会議（盛岡市玉山地域振興会議条例（平成27年条例第46号）第2条）

基本構想について諮問し、審議を経て答申を受ける。

(4) 盛岡市議会（総合計画条例第4条）

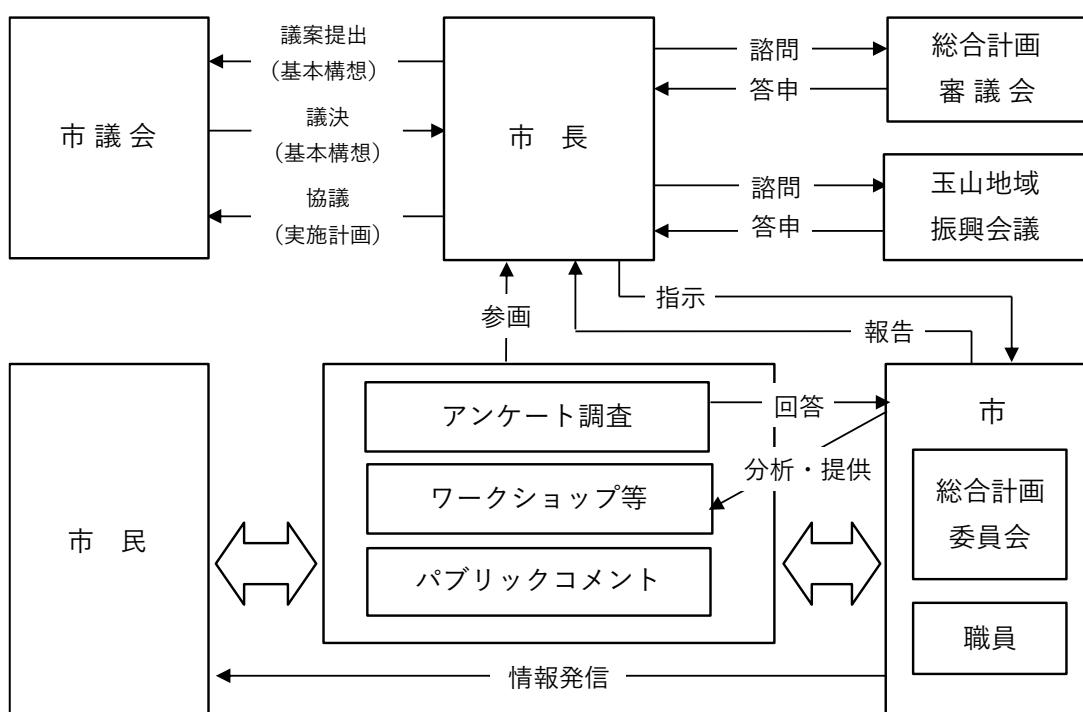
基本構想について上程し、審議を経て議決を得る。

実施計画について、全員協議会での協議を経て策定する。

(5) 総合計画委員会（盛岡市総合計画委員会規則（昭和39年3月24日規則第14号）第1条）

各分野における施策を調整し、基本構想及び実施計画の案を作成する。

〈策定体制のイメージ〉



5 市民参画の手法（予定）

（1）計画案の作成段階（令和5年度～6年度）

ア アンケート調査

市民や市外在住者、関係団体等を対象に、市政全般に関するアンケート調査を実施するとともに、デジタル技術を活用し、過去10年間のアンケート結果を基に市民意識の変化を分析する。

イ ワークショップ等

若者から子育て世代、高齢者等を対象にワークショップを開催し、多様な属性の方々から将来の夢や希望、まちづくりに対する意見等を聴取する。また、主に市政に関する団体から、まちづくりにおいて特に重要と考えられるテーマについて、個別に意見を聴取する。

（2）計画のとりまとめ段階（令和6年度）

パブリックコメントを実施し、総合計画の素案について市民の意見を募り、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する。また、パブリックコメントの実施に合わせて説明会を開催し、総合計画の素案の内容を説明し、意見交換を行う。

（3）市民への情報発信

計画策定の進捗状況をホームページやSNSを活用して積極的に情報発信するとともに、まちづくりをテーマとするシンポジウムを開催するなど、計画策定に向けた機運の醸成を図る。

6 スケジュール（予定）

	R 5 年度				R 6 年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
市民参画		○ アンケート調査	分析 ○ ワークショップ等				パブリックコメント ○ 説明会	
	市民への情報発信（広報、ホームページ、SNS）							
市議会					○ 基本構想（案）報告	○ 基本構想議決	○ 実施計画協議（全協）	
総合計画審議会			○ 骨子案諮問		○ 基本構想中間報告	○ 基本構想諮問	○ 実施計画審議	
玉山地域振興会議						○ 基本構想諮問		
検討内容	基本構想案の検討							
	実施計画案の検討							